

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	SAT114-9 r.3.0
提出年月日	令和3年10月1日

泊発電所3号炉

「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び
拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」
に係る適合状況説明資料

比較表

令和3年10月

北海道電力株式会社

 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

目 次

1. 重大事故等対策

- 1.0 重大事故等対策における共通事項
- 1.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等
- 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等
- 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等
- 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等
- 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等
- 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等
- 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等
- 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等
- 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等
- 1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等
- 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等
- 1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等
- 1.13 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給手順等
- 1.14 電源の確保に関する手順等
- 1.15 事故時の計装に関する手順等
- 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等
- 1.17 監視測定等に関する手順等
- 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等
- 1.19 通信連絡に関する手順等

2. 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応

- 2.1 可搬型設備等による対応

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
比較結果等をとりとまとめた資料			
1. 最新審査実績等を踏まえた泊3号炉まとめ資料の変更状況(2017年3月以降)			
1-1) 設計方針・運用・体制などを変更し、まとめ資料を修正した事項			
a. 大飯3/4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし c. 他社審査会合の指摘事項を確認した結果、変更したもの : なし d. 当社が自主的に変更したもの : 下記1件。 ・防潮堤変更に伴うアクセスルート見直しによる燃料補給のアクセスルート図の変更。			
1-2) 設計方針・運用・体制を変更するものではないが、まとめ資料の記載を充実を行った事項			
a. 大飯3/4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし c. 他社審査会合の指摘事項を確認した結果、変更したもの : なし d. 当社が自主的に変更したもの : なし			
1-3) バックフィット関連事項			
なし			
1-4) その他			
女川2号炉まとめ資料に合わせて記載ぶりを修正し、結果として差異がなくなった箇所があるが、本比較表には、その該当箇所の識別はしていない。			
2. 女川2号まとめ資料との比較結果の概要			
2-1) 設備名称の相違（以下については、差異理由を記載しない）			
女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	備 考	
・ガスタービン発電機	・代替非常用発電機	・設備の仕様は異なるが、設備が持つ機能に相違はないため、「設備名称の相違」に分類する。	
・タンクローリ	・可搬型タンクローリ	—	
・軽油タンク	・ディーゼル発電機燃料油貯油槽	・設備の仕様は異なるが、設備が持つ機能に相違はないため、「設備名称の相違」に分類する。	
・電源車	・可搬型代替電源車	・設備の仕様は異なるが、設備が持つ機能に相違はないため、「設備名称の相違」に分類する。	
・号炉間電力融通ケーブル（常設）	・号機間連絡ケーブル	—	
・号炉間電力融通ケーブル（可搬型）	・予備ケーブル	—	
・電源車	・可搬型直流電源用発電機	・設備の仕様は異なるが、設備が持つ機能に相違はないため、「設備名称の相違」に分類する。	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>2-2) 設備の相違（以下については、差異理由欄に No.を記載する）</p> <p>主要な差異：黄色ハッチング</p>			
No.	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
①	<ul style="list-style-type: none"> 号炉間電力融通ケーブルを使用したメタクラ2C系又はメタクラ2D系受電 	<ul style="list-style-type: none"> 3号非常用受電設備による代替電源（交流）からの給電 号機間連絡ケーブルを使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電 開閉所設備を使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電 	自主対策の相違 ・代替電源（交流）による対応手段において、女川2号炉及び泊3号炉は、左記に記載する手順を整備している。
②	<ul style="list-style-type: none"> 所内常設蓄電式直流電源設備による給電 	<ul style="list-style-type: none"> 蓄電池（非常用）による直流電源からの給電 後備蓄電池による代替電源（直流）からの給電 	設備の相違 ・女川2号炉では所内常設蓄電式直流電源設備である125V蓄電池2A, 2Bによる給電により24時間にわたり直流母線への給電が可能。 ・泊3号炉では蓄電池（非常用）と後備蓄電池による給電により24時間にわたり直流母線への給電が可能。
③	<ul style="list-style-type: none"> 125V代替充電器用電源車接続設備による給電 	— (女川2号炉との比較対象なし)	自主対策の相違 ・女川2号炉では125V蓄電池2A, 2Bによる直流母線給電が出来ない場合かつ電源車から代替所内電気設備を経由し125V充電器へ給電出来ない場合に、電源車を125V代替充電器用電源車接続設備に接続し125V代替充電器へ給電する手順を整備している。
④	<ul style="list-style-type: none"> 常設直流電源喪失時の遮断器用制御電源確保 常設直流電源喪失時の125V直流主母線盤2A及び125V直流主母線盤2B受電 	— (女川2号炉との比較対象なし)	運用の相違 ・女川2号炉では外部電源、非常用ディーゼル発電機及び常設直流電源喪失後、代替交流電源設備による給電可能な場合、125V充電器から125V直流主母線へ給電し、遮断器の制御電源を確保する手順を整備している。
⑤	<ul style="list-style-type: none"> 号炉間電力融通ケーブル（常設）、（可搬型）を使用した3号炉の非常用ディーゼル発電機によるパワーセンタ2G系及びモータコントロールセンタ2G系受電 	— (女川2号炉との比較対象なし)	自主対策の相違 ・女川2号炉では代替所内電気設備による対応手段として、自主対策設備である号炉間融通ケーブルを使用した号炉間融通により2G系母線へ給電する手順を整備している。 ・泊3号炉では代替所内電気設備による対応手段として、号機間融通による交流の給電手段は整備していないが、重大事故等対処設備である代替非常用発電機及び可搬型代替電源車により給電する手順を整備している。
⑥	— (泊3号炉との比較対象なし)	<ul style="list-style-type: none"> ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーによる代替非常用発電機等への燃料補給 	設備の相違 ・泊3号炉では可搬型設備への燃料補給の手段として、可搬型タンクローリーによりディーゼル発電機燃料油貯油槽から直接燃料を汲み上げる手順を整備しているが、本手段の屋外アクセスルートは1ルートのみであるため、ディーゼル発電機燃料油移送用いた汲み上げ手順を整備することにより複数のルートを確認している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>2-2) 設備の相違（以下については、差異理由欄に No.を記載する）</p> <p>主要な差異：黄色ハッチング</p>			
No.	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
⑦	<ul style="list-style-type: none"> 重大事故等対処設備（設計基準拡張）による対応手段 	<p>—</p> <p>(女川2号炉との比較対象なし)</p>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川2号炉は設計基準事故対処設備に対して「重大事故等対処設備（設計基準拡張）」と分類を設けて、それら設備を用いた対応手段を整理している。 泊3号炉は設計基準事故対処設備であるディーゼル発電機、蓄電池を重大事故等対処設備として SA57 条に整理している。
⑧	<ul style="list-style-type: none"> ガスタービン発電設備軽油タンク ガスタービン発電設備燃料油移送ポンプ ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁 	<p>—</p> <p>(女川2号炉との比較対象なし)</p>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川2号炉はガスタービン発電機専用の軽油タンクを設置しており、ガスタービン発電機への燃料補給は、軽油タンクから移送ポンプにて自動補給される。 泊3号炉はディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーへ汲み上げた燃料を代替非常用発電機へ補給する。
⑨	<ul style="list-style-type: none"> 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料油移送系配管・弁 	<p>—</p> <p>(女川2号炉との比較対象なし)</p>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川2号炉は高圧炉心スプレイ系の非常用電源設備を有しているため高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を設置している。
⑩	<p>常設代替直流電源設備による給電で使用する設備</p> <ul style="list-style-type: none"> 125V 代替蓄電池 250V 蓄電池 125V 代替蓄電池～125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 電路 250V 蓄電池～250V 直流主母線盤電路 	<p>直流電源による給電に使用する設備</p> <ul style="list-style-type: none"> 蓄電池（非常用） <p>代替電源（直流）による給電に使用する設備</p> <ul style="list-style-type: none"> 後備蓄電池 可搬型直流電源用発電機 可搬型直流変換器 	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川2号炉では所内常設蓄電池式直流電源設備による給電が出来ない場合の手段として常設代替直流電源設備による給電を整備しており、125V 代替蓄電池による給電により 24 時間にわたり直流母線への給電が可能。 泊3号炉では蓄電池（非常用）と後備蓄電池による給電により 24 時間にわたり直流母線への給電が可能であり、後備蓄電池投入後、早期の電源復旧が見込めない場合は、可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器による給電により対応する。
⑪	<ul style="list-style-type: none"> 250V 蓄電池 250V 充電器 250V 蓄電池及び 250V 充電器～250V 直流主母線盤電路 電源車接続口（原子炉建屋）～250V 直流主母線盤電路 	<p>—</p> <p>(女川2号炉との比較対象なし)</p>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川2号炉では、直流駆動低圧注水系ポンプ等へ給電するための設備を設けている。
⑫	<p>可搬型代替直流電源設備による給電で使用する設備（配管・弁・電路は除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> 125V 代替蓄電池 250V 蓄電池 125V 代替充電器 250V 充電器 電源車 軽油タンク ガスタービン発電設備軽油タンク タンクローリ 	<p>代替電源（直流）による給電で使用する設備（可搬）</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型直流電源用発電機 ディーゼル発電機燃料油貯油槽 可搬型タンクローリー 可搬型直流変換器 	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川2号炉は可搬型代替直流電源設備に常設代替直流電源設備（125V 代替充電器及び 250V 充電器）も含めた設備構成としており、可搬型代替交流電源設備の電源車と可搬型代替直流電源設備の蓄電池を充電する 125V 代替充電器及び 250V 充電器を使用する。 泊3号炉は専用の可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器にて対応する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>2-2) 設備の相違（以下については、差異理由欄に No.を記載する）</p> <p>主要な差異：黄色ハッチング</p>			
No.	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
⑬	代替所内電気設備による給電で使用する設備 ・ガスタービン発電機接続盤 ・緊急用高圧母線 2F 系, 2G 系 ・緊急用動力変圧器 2G 系 ・緊急用低圧母線 2G 系 ・緊急用交流電源切替盤 2G 系, 2C 系, 2D 系 ・非常用高圧母線 2C 系, 2D 系	代替所内電気設備による給電で使用する設備 ・代替非常用発電機 ・ディーゼル発電機燃料油貯油槽 ・可搬型タンクローリー ・代替所内電気設備変圧器 ・代替所内電気設備分電盤 ・代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤 ・可搬型代替電源車	設備の相違 ・女川2号炉は代替所内電気設備を接続盤や変圧器等の電路で構成している。 ・泊3号炉は代替非常用発電機又は可搬型代替電源車を専用の変圧器、分電盤に接続して電力を供給する設備を整理した構成としており、代替非常用発電機又は可搬型代替電源車への燃料補給に使用する設備も整理している。
<p>2-3) 記載方針の相違（以下については、差異理由欄に No.を記載する）</p>			
No.	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
⑭	d. 燃料補給のための対応手段及び設備 (a) 燃料補給設備による補給 (b) 重大事故等対処設備と自主対策設備	— (女川2号炉との比較対象なし)	・女川2号炉は「1.14.1(2) 対応手段と設備の選定の結果」に燃料補給のための設備のみを整理した項目を設けている。 ・泊3号炉は機能喪失を想定する対応手段ごとに燃料補給のための設備を記載する構成としているため、燃料補給のための設備のみを整理した項目は設けていない。
⑮	1.12.2.4 燃料の補給手順 (1) 軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクからタンクローリーへの補給 (2) タンクローリーから各補機への補給	1.14.2.4 代替非常用発電機等への燃料補給の手順等 (1) 可搬型タンクローリーによる代替非常用発電機等への燃料補給	・女川2号炉はタンクローリーへの燃料を汲み上げまでの手順とタンクローリーから各補機への燃料補給までの手順をそれぞれ別項目とした構成としている。 ・泊3号炉は燃料補給を行う補機ごとに燃料補給の手順を整理した構成としており、可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げから燃料補給対象補機への燃料補給までの手順を1つの項目に整理している。 ・上記により泊3号炉の各補機への燃料補給の手順は、その補機を使用する条文へ整理する構成としていることから、放水砲で用いる可搬型大容量海水送水ポンプ車への燃料補給の手順を技術的能力1.12に、水源への補給等で用いる可搬型大型送水ポンプ車への燃料補給の手順を技術的能力1.13に整理している。各補機への燃料補給を行うまでの手順に相違はないことから、女川2号炉との燃料補給の手順の比較は技術的能力1.14にて実施する。
⑯	・ホース ・非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁 ・電路（例：「ガスタービン発電機～非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系電路」、「125V蓄電池2B及び125V充電器2B～125V直流主母線盤2B及び125V直流主母線盤2B-1電路」等）	— (女川2号炉との比較対象なし)	・泊3号炉は、弁、配管、電路についてはSA57条まとめ資料にて整理している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由										
<p>2-4) 差異識別の省略（以下のについては、表現の相違であり差異なし）</p>													
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="388 338 1018 380">女川原子力発電所2号炉</th> <th data-bbox="1018 338 1656 380">泊発電所3号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="388 380 1018 422">・自主対策設備</td> <td data-bbox="1018 380 1656 422">・多様性拡張設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="388 422 1018 464">・防護具、照明及び通信連絡設備</td> <td data-bbox="1018 422 1656 464">・可搬型照明、通信設備等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="388 464 1018 506">・概要図</td> <td data-bbox="1018 464 1656 506">・概略系統</td> </tr> <tr> <td data-bbox="388 506 1018 541">・使用済燃料プール内の燃料体</td> <td data-bbox="1018 506 1656 541">・貯蔵槽内燃料体等</td> </tr> </tbody> </table>				女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	・自主対策設備	・多様性拡張設備	・防護具、照明及び通信連絡設備	・可搬型照明、通信設備等	・概要図	・概略系統	・使用済燃料プール内の燃料体	・貯蔵槽内燃料体等
女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉												
・自主対策設備	・多様性拡張設備												
・防護具、照明及び通信連絡設備	・可搬型照明、通信設備等												
・概要図	・概略系統												
・使用済燃料プール内の燃料体	・貯蔵槽内燃料体等												
<p>2-5) 図及び表の比較について</p>													
<p>・図及び表の比較については、女川2号炉の図及び表の掲載順は変えず、女川2号炉と比較可能な泊3号炉の図及び表を抜き出し貼り付ける。</p>													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>1.14 電源の確保に関する手順等</p> <p style="text-align: center;"><目次></p> <p>1.14.1 対応手段と設備の選定</p> <p>(1) 対応手段と設備の選定の考え方</p> <p>(2) 対応手段と設備の選定の結果</p> <p>a. 代替電源（交流）による対応手段及び設備</p> <p>(a) 代替交流電源設備による給電</p> <p>(b) 重大事故等対処設備と自主対策設備</p> <p>b. 代替電源（直流）による対応手段及び設備</p> <p>(a) 代替直流電源設備による給電</p> <p>(b) 重大事故等対処設備と自主対策設備</p> <p>c. 代替所内電気設備による対応手段及び設備</p> <p>(a) 代替所内電気設備による給電</p> <p>(b) 重大事故等対処設備と自主対策設備</p> <p>d. 燃料補給のための対応手段及び設備</p> <p>(a) 燃料補給設備による補給</p> <p>(b) 重大事故等対処設備と自主対策設備</p> <p>e. 手順等</p> <p>1.14.2 重大事故等時の手順</p> <p>1.14.2.1 代替電源（交流）による対応手順</p> <p>(1) 代替交流電源設備による給電</p> <p>a. ガスタービン発電機又は電源車によるメタクラ2C系及びメタクラ2D系受電</p> <p>b. 号炉間電力融通ケーブルを使用したメタクラ2C系又はメタクラ2D系受電</p>	<p>1.14 電源の確保に関する手順等</p> <p style="text-align: center;"><目次></p> <p>1.14.1 対応手段と設備の選定</p> <p>(1) 対応手段と設備の選定の考え方</p> <p>(2) 対応手段と設備の選定の結果</p> <p>a. 交流電源喪失時の対応手段及び設備</p> <p>(a) 対応手段</p> <p>(b) 重大事故等対処設備と多様性拡張設備</p> <p>b. 直流電源喪失時の対応手段及び設備</p> <p>(a) 対応手段</p> <p>(b) 重大事故等対処設備と多様性拡張設備</p> <p>c. 所内電気設備機能喪失時の対応手段及び設備</p> <p>(a) 対応手段</p> <p>(b) 重大事故等対処設備と多様性拡張設備</p> <p>d. 手順等</p> <p>1.14.2 重大事故等時の手順</p> <p>1.14.2.1 代替電源（交流）による給電手順等</p> <p>(1) 代替非常用発電機による代替電源（交流）からの給電</p> <p>(2) 3号非常用受電設備による代替電源（交流）からの給電</p> <p>(3) 可搬型代替電源車による代替電源（交流）からの給電</p> <p>(4) 号機間連絡ケーブルを使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電</p>	<p>1.14 電源の確保に関する手順等</p> <p style="text-align: center;"><目次></p> <p>1.14.1 対応手段と設備の選定</p> <p>(1) 対応手段と設備の選定の考え方</p> <p>(2) 対応手段と設備の選定の結果</p> <p>a. 交流電源喪失時の対応手段及び設備</p> <p>b. 直流電源喪失時の対応手段及び設備</p> <p>c. 所内電気設備機能喪失時の対応手段及び設備</p> <p>d. 手順等</p> <p>1.14.2 重大事故等時の手順</p> <p>1.14.2.1 代替電源（交流）による給電手順等</p> <p>(1) 空冷式非常用発電装置による代替電源（交流）からの給電</p> <p>(2) 77kV送電線による代替電源（交流）からの給電</p> <p>(3) No.2予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電</p> <p><u>【泊3号炉との比較のため記載順序入替】</u></p> <p>(7) 電源車による代替電源（交流）からの給電</p> <p>(5) 号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）を使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電</p> <p>(6) 号機間電力融通恒設ケーブル（1,2号～3,4号）を使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電</p>	<p>記載表現の相違</p> <p>資料構成の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>資料構成の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>資料構成の相違</p> <p>記載方針の相違（差異理由④）</p> <p>記載表現の相違</p> <p>資料構成の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>自主対策の相違（差異理由①）</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>1.14.2.2 代替電源（直流）による対応手順</p> <p>(1) 代替直流電源設備による給電</p> <p>a. 所内常設蓄電式直流電源設備による給電</p> <p>b. 常設代替直流電源設備による給電</p> <p>c. 可搬型代替直流電源設備による給電</p> <p>d. 125V 代替充電器用電源車接続設備による給電</p> <p>(2) 常設直流電源喪失時の遮断器用制御電源確保</p> <p>a. 常設直流電源喪失時の125V 直流主母線盤2A及び125V 直流主母線盤2B受電</p>	<p>(5) 開閉所設備を使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電</p> <p>(6) 優先順位</p> <p>1.14.2.2 直流電源及び代替電源（直流）による給電手順等</p> <p>(1) 蓄電池（非常用）による直流電源からの給電</p> <p>(2) 後備蓄電池による代替電源（直流）からの給電</p> <p>(3) 可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器による代替電源（直流）からの給電</p> <p>(4) 優先順位</p>	<p>(8) 号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）を使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電</p> <p><u>【泊3号炉との比較のため記載順序入替】</u></p> <p>(4) No. 1 予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電</p> <p>(9) 優先順位</p> <p>1.14.2.2 代替電源（直流）による給電手順等</p> <p>(1) 蓄電池（安全防護系用）による代替電源（直流）からの給電</p> <p>(2) 可搬式整流器による代替電源（直流）からの給電</p> <p>(3) 優先順位</p>	<p>自主対策の相違（差異理由①）</p> <p>設計箇所の相違 ・女川2号炉は代替電源（交流）による対応手段の優先順位について「1.14.2.6 重大事故等時の対応手段の選択」に整理している。</p> <p>記載表現の相違</p> <p>資料構成の相違</p> <p>設備の相違（差異理由②）</p> <p>設備の相違（差異理由⑩）</p> <p>設備名称、記載表現の相違</p> <p>自主対策の相違（差異理由③）</p> <p>運用の相違（差異理由④）</p> <p>設計箇所の相違 ・女川2号炉は代替電源（直流）による対応手段の優先順位について「1.14.2.6 重大事故等時の対応手段の選択」に整理している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>1.14.2.3 代替所内電気設備による対応手順 (1) 代替所内電気設備による給電 a. ガスタービン発電機、号炉間電力融通ケーブル又は電源車によるパワーセンタ2G系及びモータコントロールセンタ2G系給電</p> <p>1.14.2.4 燃料の補給手順 (1) 軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクからタンクローリへの補給 (2) タンクローリから各機器への補給</p> <p>1.14.2.5 重大事故等対処設備（設計基準拡張）による対応手順 (1) 非常用交流電源設備による給電 (2) 非常用直流電源設備による給電</p> <p>1.14.2.6 重大事故等時の対応手段の選択 (1) 代替電源（交流）による対応手段 (2) 代替電源（直流）による対応手段</p>	<p>1.14.2.3 代替所内電気設備による給電手順等 (1) 代替所内電気設備による交流の給電（代替非常用発電機） (2) 代替所内電気設備による交流の給電（可搬型代替電源車） (3) 優先順位</p> <p>1.14.2.4 代替非常用発電機等への燃料補給の手順等 (1) 可搬型タンクローリによる代替非常用発電機等への燃料補給 (2) ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリによる代替非常用発電機等への燃料補給 (3) 優先順位</p>	<p>1.14.2.3 代替所内電気設備による給電手順等 (1) 代替所内電気設備による交流及び直流の給電（空冷式非常用発電装置） (2) 代替所内電気設備による交流及び直流の給電（電源車） (3) 優先順位</p> <p>1.14.2.4 燃料の補給手順等 (1) 空冷式非常用発電装置等への燃料（重油）補給</p>	<p>記載表現の相違 資料構成の相違 自主対策の相違（差異理由⑤）</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違 ・女川2号炉も代替所内電気設備への給電に使用する設備の優先順位を本項目に整理している。</p> <p>記載方針の相違（差異理由④）</p> <p>記載方針の相違（差異理由④）</p> <p>設備の相違（差異理由⑥） ・泊3号炉は可搬型タンクローリへ燃料を汲み上げる手段が2つあることから、それら手段の優先順位を整理している。</p> <p>設備の相違（差異理由⑦）</p> <p>記載箇所の相違 ・泊3号炉は代替電源（交流）による対応手段の優先順位を1.14.2.1に、代替電源（直流）による対応手段の優先順位を1.14.2.2に整理している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>添付資料 1.14.1 審査基準、基準規則と対処設備との対応表</p> <p>添付資料 1.14.2 重大事故対策の成立性</p> <p>1. ガスタービン発電機又は電源車によるメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系受電</p> <p>2. 号炉間電力融通ケーブルを使用したメタクラ 2C 系又はメタクラ 2D 系受電</p> <p>3. 所内常設蓄電式直流電源設備による給電</p> <p>4. 常設代替直流電源設備による給電</p> <p>5. 可搬型代替直流電源設備による給電</p> <p>6. 125V 代替充電器用電源車接続設備による給電</p> <p>7. ガスタービン発電機、号炉間電力融通ケーブル又は電源車によるパワーセンタ 2G 系及びモータコントロールセンタ 2G 系給電</p> <p>8. 軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクからタンクローリへの補給</p> <p>9. タンクローリから各機器及びガスタービン発電設備軽油タンクへの補給</p> <p>添付資料 1.14.3 ガスタービン発電機による受電時の自動起動防止及び切離し対象負荷リスト</p> <p>添付資料 1.14.4 必要な直流負荷以外の切離しリスト</p> <p>添付資料 1.14.5 審査基準における要求事項ごとの給電対象設備</p>	<p>添付資料1.14.1 重大事故等対処設備及び多様性拡張設備整理表</p> <p>添付資料1.14.2 多様性拡張設備仕様</p> <p>添付資料1.14.3 代替非常用発電機による代替電源（交流）からの給電</p> <p>添付資料1.14.4 交流電源給電負荷積上げ表</p> <p>添付資料1.14.5 審査基準における要求事項ごとの給電対象設備</p> <p>添付資料1.14.6 3号非常用受電設備による代替電源（交流）からの給電</p> <p>添付資料1.14.7 可搬型代替電源車による代替電源（交流）からの給電</p> <p>添付資料1.14.8 号機間連絡ケーブルを使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電</p> <p>添付資料1.14.9 開閉所設備を使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電</p> <p>添付資料1.14.10 不要直流負荷の切離し操作</p> <p>添付資料1.14.11 不要直流負荷の切離しリスト</p> <p>添付資料1.14.12 後備蓄電池による代替電源（直流）からの給電</p> <p>添付資料1.14.13 可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器による代替電源（直流）からの給電</p> <p>添付資料1.14.14 代替所内電気設備による電源からの給電（代替非常用発電機）</p> <p>添付資料1.14.15 代替所内電気設備による電源からの給電（可搬型代替電源車）</p> <p>添付資料1.14.16 可搬型タンクローリによる代替非常用発電機等への燃料補給</p> <p>添付資料1.14.17 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリによる代替非常用発電機等への燃料補給</p> <p>添付資料1.14.18 重大事故等時における燃料補給に係るアクセスルート</p>	<p>添付資料1.14.1 重大事故等対処設備及び多様性拡張設備整理表</p> <p>添付資料1.14.2 多様性拡張設備仕様</p> <p>添付資料1.14.3 空冷式非常用発電装置による交流電源からの給電</p> <p>添付資料1.14.4 交流電源給電負荷積上げ表</p> <p>添付資料1.14.5 審査基準における要求事項ごとの給電対象設備</p> <p>添付資料1.14.6 77kV送電線による交流電源からの給電</p> <p>添付資料1.14.7 No. 2予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用した号機間融通による交流電源からの給電</p> <p>添付資料1.14.8 No. 1予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用した号機間融通による交流電源からの給電</p> <p>添付資料1.14.9 号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）を使用した号機間融通による交流電源からの給電</p> <p>添付資料1.14.10 号機間電力融通恒設ケーブル（1, 2号～3, 4号）を使用した号機間融通による交流電源からの給電</p> <p>添付資料1.14.11 電源車による交流電源からの給電</p> <p>添付資料1.14.12 号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）を使用した号機間融通による交流電源からの給電</p> <p>添付資料1.14.13 不要直流負荷① 切離し操作</p> <p>添付資料1.14.14 不要直流負荷① 切離しリスト</p> <p>添付資料1.14.15 不要直流負荷② 切離し操作</p> <p>添付資料1.14.16 不要直流負荷② 切離しリスト</p> <p>添付資料1.14.17 可搬式整流器による直流電源からの給電</p> <p>添付資料1.14.18 代替所内電気設備による電源からの給電</p> <p>添付資料1.14.19 タンクローリによる燃料補給操作</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>1.14 電源の確保に関する手順等</p> <p>【要求事項】 発電用原子炉設置者において、電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中における発電用原子炉内の燃料体（以下「運転停止中 原子炉内燃料体」という。）の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。</p> <p>【解釈】 1 「電力を確保するために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。 (1) 炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力の確保 a) 電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において、代替電源により、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために必要な手順等を整備すること。 b) 所内直流電源設備から給電されている24時間内に、十分な余裕を持って可搬型代替交流電源設備を繋ぎ込み、給電が開始できること。 c) 複数号機設置されている工場等では、号機間の電力融通を行えるようにしておくこと。また、敷設したケーブル等が利用できない状況に備え、予備のケーブル等を用意すること。 d) 所内電気設備（モータコントロールセンタ（MCC）、パワーセンタ（P/C）及び金属閉鎖配電盤（メタクラ）（MC）等）は、共通要因で機能を失うことなく、少なくとも一系統は機能の維持及び人の接近性の確保を図ること。</p> <p>電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保する対処設備を整備する。ここでは、この対処設備を活用した手順等について説明する。</p>	<p>1.14 電源の確保に関する手順等</p> <p>＜要求事項＞ 発電用原子炉設置者において、電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中における発電用原子炉内の燃料体（以下「運転停止中原子炉内燃料体」という。）の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。</p> <p>【解釈】 1 「電力を確保するために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。 (1) 炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力の確保 a) 電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において、代替電源により、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために必要な手順等を整備すること。 b) 所内直流電源設備から給電されている24時間内に、十分な余裕を持って可搬型代替交流電源設備を繋ぎ込み、給電が開始できること。 c) 複数号機設置されている工場等では、号機間の電力融通を行えるようにしておくこと。 また、敷設したケーブル等が利用できない状況に備え、予備のケーブル等を用意すること。 d) 所内電気設備（モーターコントロールセンタ（MCC）、パワーセンタ（P/C）及び金属閉鎖配電盤（メタクラ）（MC）等）は、共通要因で機能を失うことなく、少なくとも一系統は機能の維持及び人の接近性の確保を図ること。</p> <p>電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合においても炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中において発電用原子炉（以下「原子炉」という）内燃料体の著しい損傷を防止するため、代替電源から給電する設備を整備しており、ここでは、この対処設備を活用した手順等について説明する。</p>	<p>1.14 電源の確保に関する手順等</p> <p>電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合においても炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中において原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するため、代替電源から給電する設備を整備しており、ここでは、この対処設備を活用した手順等について説明する。</p>	<p>記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>1.14.1 対応手段と設備の選定</p> <p>(1) 対応手段と設備の選定の考え方</p> <p>外部電源が喪失した場合において、非常用高圧母線及び直流設備へ給電するための設計基準事故対処設備として、非常用交流電源設備及び非常用直流電源設備を設置している。</p> <p>また、非常用交流電源設備及び非常用直流電源設備から供給された電力を各負荷へ分配するための設計基準事故対処設備として、非常用所内電気設備を設置している。</p> <p>これらの設計基準事故対処設備のうち、非常用交流電源設備及び非常用直流電源設備が健全であれば、これらを重大事故等対処設備（設計基準拡張）と位置付け重大事故等の対処に用いるが、設計基準事故対処設備が故障した場合は、その機能を代替するために、各設計基準事故対処設備が有する機能、相互関係を明確にした上で、想定する故障に対応できる対応手段及び重大事故等対処設備を選定する（第1.14-1図）。</p> <p>重大事故等対処設備のほか、柔軟な事故対応を行うための対応手段及び自主対策設備^{※1}を選定する。</p> <p>※1 自主対策設備：技術基準上の全ての要求事項を満たすことや全てのプラント状況において使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備。</p> <p>選定した重大事故等対処設備により、「技術的能力審査基準」（以下「審査基準」という。）だけでなく、「設置許可基準規則」第五十七条及び「技術基準規則」第七十二条（以下「基準規則」という。）の要求機能を満足する設備が網羅されていることを確認するとともに、自主対策設備との関係を明確にする。</p> <p>(2) 対応手段と設備の選定の結果</p> <p>重大事故等対処設備（設計基準拡張）である非常用交流電源設備又は非常用直流電源設備が健全であれば重大事故等対処設備として重大事故等の対処に用いる。</p> <p>非常用交流電源設備による給電で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用ディーゼル発電機 ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 ・非常用ディーゼル発電設備燃料デイトンク ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料デイトンク ・軽油タンク ・非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ 	<p>1.14.1 対応手段と設備の選定</p> <p>(1) 対応手段と設備の選定の考え方</p> <p>外部電源喪失及び所内単独運転に失敗した場合には、非常用電源設備により非常用高圧母線及び非常用直流母線へ電力を供給する必要がある。このための設計基準事故対処設備として、ディーゼル発電機及び蓄電池（非常用）を設置している。</p> <p>ディーゼル発電機及び蓄電池（非常用）より給電された電力を各負荷へ分配するための設計基準事故対処設備として所内電気設備を設置している。</p> <p>これらの設計基準事故対処設備が健全であれば重大事故等の対処に用いるが、設計基準事故対処設備が故障した場合は、その機能を代替するために、各設計基準事故対処設備が有する機能、相互関係を明確にした上で、想定する故障に対応できる対応手段及び重大事故等対処設備を選定する（第1.14.1図、第1.14.2図）。（以下「機能喪失原因対策分析」という。）</p> <p style="text-align: center;">（添付資料 1.14.1, 1.14.2）</p> <p>重大事故等対処設備の他に、柔軟な事故対応を行うための対応手段及び多様性拡張設備^{※1}を選定する。</p> <p>※1 多様性拡張設備：技術基準上のすべての要求事項を満たすことやすべてのプラント状況において使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備。</p> <p>選定した重大事故等対処設備により、技術的能力審査基準（以下「審査基準」という。）だけでなく、設置許可基準規則第五十七条及び技術基準規則第七十二条（以下「基準規則」という。）の要求機能を満足する設備が網羅されていることを確認するとともに、多様性拡張設備との関係を明確にする。</p> <p>(2) 対応手段と設備の選定の結果</p>	<p>1.14.1 対応手段と設備の選定</p> <p>(1) 対応手段と設備の選定の考え方</p> <p>外部電源喪失及び所内単独運転に失敗した場合には、非常用電源設備により非常用高圧母線及び非常用直流母線へ電力を供給する必要がある。このための設計基準事故対処設備として、ディーゼル発電機及び蓄電池（安全防護系用）を設置している。</p> <p>ディーゼル発電機及び蓄電池（安全防護系用）より給電された電力を各負荷へ分配するための設計基準事故対処設備として所内電気設備を設置している。</p> <p>これらの設計基準事故対処設備が健全であれば重大事故等の対処に用いるが、設計基準事故対処設備が故障した場合は、その機能を代替するために、各設計基準事故対処設備が有する機能、相互関係を明確にした上で、想定する故障に対応できる対応手段及び重大事故等対処設備を選定する（第1.14.1図、第1.14.2図）（以下「機能喪失原因対策分析」という。）。</p> <p style="text-align: center;">（添付資料 1.14.1, 1.14.2）</p> <p>重大事故等対処設備の他に、柔軟な事故対応を行うための対応手段及び多様性拡張設備^{※1}を選定する。</p> <p>※1 多様性拡張設備：技術基準上のすべての要求事項を満たすことやすべてのプラント状況において使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備。</p> <p>選定した重大事故等対処設備により、技術的能力審査基準（以下「審査基準」という。）だけでなく、設置許可基準規則第五十七条及び技術基準規則第七十二条（以下「基準規則」という。）の要求機能を満足する設備が網羅されていることを確認するとともに、多様性拡張のための設備との関係を明確にする。</p> <p>(2) 対応手段と設備の選定の結果</p>	<p>設備名称、記載表現の相違</p> <p>設備の相違（差異理由⑦）</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載方針の相違</p> <p>・泊3号炉では関連する添付資料を参照している。。</p> <p>記載表現の修正</p> <p>設備の相違（差異理由⑦）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ</p> <p>・非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁</p> <p>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁</p> <p>・非常用ディーゼル発電機～非常用高圧母線 2C 系及び非常用高圧母線 2D 系電路</p> <p>・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機～非常用高圧母線 2H 系電路</p> <p>・原子炉補機冷却系</p> <p>非常用直流電源設備による給電で使用する設備は以下のとおり。</p> <p>・125V 蓄電池 2A</p> <p>・125V 蓄電池 2B</p> <p>・125V 充電器 2A</p> <p>・125V 充電器 2B</p> <p>・125V 蓄電池 2A 及び 125V 充電器 2A～125V 直流主母線盤 2A 及び 125V 直流主母線盤 2A-1 電路</p> <p>・125V 蓄電池 2B 及び 125V 充電器 2B～125V 直流主母線盤 2B 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 電路</p> <p>・125V 蓄電池 2H</p> <p>・125V 充電器 2H</p> <p>・125V 蓄電池 2H 及び 125V 充電器 2H～125V 直流主母線盤 2H 電路</p> <p>機能喪失原因対策分析の結果、設計基準事故対処設備の故障として、非常用高圧母線への交流電源による給電及び直流設備への直流電源による給電に使用する設備並びに非常用所内電気設備の故障を想定する。</p> <p>設計基準事故対処設備に要求される機能の喪失原因から選定した対応手段及び「審査基準」、「基準規則」からの要求により選定した対応手段と、その対応に使用する重大事故等対処設備及び自主対策設備を以下に示す。</p> <p>なお、機能喪失を想定する設計基準事故対処設備、対応に使用する重大事故等対処設備及び自主対策設備と整備する手順についての関係を第 1.14-1 表に整理する。</p> <p>a. 代替電源（交流）による対応手段及び設備</p> <p>(a) 代替交流電源設備による給電</p> <p>設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備の故障により非常用高圧母線 2C 系、非常用高圧母線 2D 系及び非常用高圧母線 2H 系への給電ができない場合は、代替交流電源設備による給電にて炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保する。</p>	<p>機能喪失原因対策分析の結果、設計基準事故対処設備の故障として、非常用高圧母線への交流電源による給電及び非常用直流母線への直流電源による給電に使用する設備並びに所内電気設備の故障を想定する。</p> <p>設計基準事故対処設備に要求される機能の喪失原因と対応手段の検討及び審査基準、基準規則要求により選定した対応手段と、その対応に使用する重大事故等対処設備と多様性拡張設備を以下に示す。</p> <p>なお、機能喪失を想定する設計基準事故対処設備、重大事故等対処設備、多様性拡張設備及び整備する手順についての関係を第 1.14.1 表～第 1.14.3 表に示す。</p> <p>a. 交流電源喪失時の対応手段及び設備</p> <p>(a) 対応手段</p> <p>ディーゼル発電機の故障により非常用高圧母線への交流電源給電ができない場合は、代替電源（交流）により非常用高圧母線へ給電する手段がある。</p>	<p>機能喪失原因対策分析の結果、設計基準事故対処設備の故障として、非常用高圧母線への交流電源による給電及び非常用直流母線への直流電源による給電に使用する設備並びに所内電気設備の故障を想定する。</p> <p>設計基準事故対処設備に要求される機能の喪失原因と対応手段の検討及び審査基準、基準規則要求により選定した対応手段と、その対応に使用する重大事故等対処設備と多様性拡張設備を以下に示す。</p> <p>なお、機能喪失を想定する設計基準事故対処設備、重大事故等対処設備、多様性拡張設備及び整備する手順についての関係を、第 1.14.1 表～第 1.14.3 表に示す。</p> <p>a. 交流電源喪失時の対応手段及び設備</p> <p>(a) 対応手段</p> <p>ディーゼル発電機の故障により非常用高圧母線への交流電源による給電ができない場合は、代替電源（交流）により非常用高圧母線へ給電する手段がある。</p>	<p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>記載表現の相違 資料構成の相違 設備名称、記載表現の相違 設備の相違</p> <p>・女川2号炉は非常用高圧母線 2H 系を整備している。</p> <p>・泊3号炉は代替所内電気設備を整備しており、対応手段については後段で整</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>i. 常設代替交流電源設備による給電 常設代替交流電源設備から非常用所内電気設備又は代替所内電気設備へ給電する手段がある。</p> <p>常設代替交流電源設備による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14-2図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガスタービン発電機 ・ガスタービン発電設備軽油タンク ・タンクローリ ・軽油タンク ・ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ ・ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁 ・ホース ・非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁 ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁 ・ガスタービン発電機～非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系電路 ・ガスタービン発電機～緊急用低圧母線2G系電路 <p>ii. 可搬型代替交流電源設備による給電 可搬型代替交流電源設備を代替所内電気設備に接続し、給電する手段がある。 可搬型代替交流電源設備による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14-2図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電源車 ・軽油タンク ・ガスタービン発電設備軽油タンク ・タンクローリ 	<p>代替電源（交流）による給電に使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替非常用発電機 ・ディーゼル発電機燃料油貯油槽 ・可搬型タンクローリ ・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ ・3号非常用受電設備 ・可搬型代替電源車 	<p>代替電源（交流）による給電に使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空冷式非常用発電装置 ・燃料油貯蔵タンク ・重油タンク ・タンクローリ ・77kV送電線 ・No.2予備変圧器2次側恒設ケーブル ・No.1予備変圧器2次側恒設ケーブル 	<p>理している。</p> <p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川2号炉は「i. 常設代替交流電源による給電」、「ii. 可搬型代替交流電源により給電」、「iii. 号炉間電力融通による給電」と分類した構成としている。 ・泊3号炉は「代替電源（交流）による給電」として1つの項目に整理した構成としている。 <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊3号炉では添付資料に各手順毎に概略図を示している。 <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の相違（差異理由⑧） 設備の相違（差異理由⑥） 設備の相違（差異理由⑧） 記載方針の相違（差異理由⑯） 記載方針の相違（差異理由⑯） 設備の相違（差異理由⑨） 記載方針の相違（差異理由⑯） 記載方針の相違（差異理由⑯） <p>資料構成の相違</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊3号炉では添付資料に各手順毎に概略図を示している。 <p>自主対策の相違（差異理由①）</p> <p>設備の相違（差異理由⑧）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>・非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁 ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁 ・ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁 ・ホース ・電源車～電源車接続口（原子炉建屋）電路 ・電源車接続口（原子炉建屋）～非常用高圧母線 2C 系及び非常用高圧母線 2D 系電路 ・電源車接続口（原子炉建屋）～緊急用低圧母線 2G 系電路</p> <p>iii. 号炉間電力融通設備による給電 号炉間電力融通ケーブルを用いて 3 号炉の非常用高圧母線から 2 号炉の緊急用高圧母線までの電路を構築し、3 号炉からの給電により、2 号炉の非常用高圧母線を受電する手段がある。 号炉間電力融通設備による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第 1.14-2 図に示す。</p> <p>・号炉間電力融通ケーブル（常設） ・号炉間電力融通ケーブル（可搬型）</p> <p>・号炉間電力融通ケーブル（常設）～非常用高圧母線 2C 系又は非常用高圧母線 2D 系電路 ・号炉間電力融通ケーブル（可搬型）～非常用高圧母線 2C 系又は非常用高圧母線 2D 系電路</p> <p>なお、号炉間電力融通ケーブル（常設）は 3 号炉の非常用高圧母線と 2 号炉の緊急用高圧母線間にあらかじめ敷設し、号炉間電力融通ケーブル（可搬型）は屋外の保管エリアに配備する。</p>	<p>・号機間連絡ケーブル ・予備ケーブル</p> <p>・開閉所設備</p>	<p>・号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号） ・号機間電力融通恒設ケーブル（1, 2号～3, 4号）</p> <p>・ディーゼル発電機（他号炉（3号炉及び4号炉の内自号炉を除く。）（以下「他号炉」という。））</p> <p>・電源車 ・号機間電力融通恒設ケーブルが使用できない場合を想定して号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）を配備する。</p>	<p>記載方針の相違（差異理由⑯） 設備の相違（差異理由⑨）</p> <p>設備の相違（差異理由⑧） 記載方針の相違（差異理由⑯） 記載方針の相違（差異理由⑯） 記載方針の相違（差異理由⑯）</p> <p>記載方針の相違（差異理由⑯）</p> <p>資料構成の相違</p> <p>記載方針の相違 ・泊 3 号炉では添付資料に各手順毎に概略図を示している。</p> <p>自主対策の相違（差異理由①）</p> <p>記載方針の相違（差異理由⑯） 記載方針の相違（差異理由⑯）</p> <p>記載方針の相違 ・泊 3 号炉でも同様に号機間連絡ケーブルは常時敷設しており、予備ケーブルは保管エリアに配備している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>(b) 重大事故等対処設備と自主対策設備</p> <p>常設代替交流電源設備による給電で使用する設備のうち、ガスタービン発電機、ガスタービン発電設備軽油タンク、ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ、ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁、ガスタービン発電機～非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系電路及びガスタービン発電機～緊急用低圧母線2G系電路は重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>可搬型代替交流電源設備による給電で使用する設備のうち、電源車、軽油タンク、ガスタービン発電設備軽油タンク、タンクローリ、非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁、ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁、ホース、電源車～電源車接続口（原子炉建屋）電路、電源車接続口（原子炉建屋）～非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系電路及び電源車接続口（原子炉建屋）～緊急用低圧母線2G系電路は重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した設備は、「審査基準」及び「基準規則」に要求される設備が全て網羅されている。</p> <p style="text-align: right;">(添付資料 1.14.1)</p> <p>以上の重大事故等対処設備により、設計基準事故対処設備の故障で交流電源が喪失した場合においても、炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保できる。</p> <p>また、以下の設備はプラント状況によっては事故対応に有効な設備であるため、自主対策設備として位置付ける。あわせて、その理由を示す。</p>	<p>(b) 重大事故等対処設備と多様性拡張設備</p> <p>機能喪失原因対策分析の結果により選定した、代替電源（交流）による給電に使用する設備のうち、代替非常用発電機、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、可搬型タンクローリ、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型代替電源車は、いずれも重大事故等対処設備と位置づける。</p> <p>これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備をすべて網羅している。</p> <p style="text-align: right;">(添付資料 1.14.1)</p> <p>以上の重大事故等対処設備により、ディーゼル発電機が使用できない場合においても、炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保できる。また、以下の設備はそれぞれに示す理由から多様性拡張設備と位置づける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3号非常用受電設備 耐震性がないものの、当該電路が健全であれば、ディーゼル発電機の代替手段として有効である。 	<p>(b) 重大事故等対処設備と多様性拡張設備</p> <p>機能喪失原因対策分析の結果により選定した、代替電源（交流）による給電に使用する空冷式非常用発電装置、燃料油貯蔵タンク、重油タンク、タンクローリ、号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）、ディーゼル発電機（他号炉）、電源車及び号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）は重大事故等対処設備と位置づける。</p> <p>これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備をすべて網羅している。</p> <p>以上の重大事故等対処設備により、ディーゼル発電機が使用できない場合においても、炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保できる。また、以下の設備はそれぞれに示す理由から多様性拡張設備と位置づける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・77kV送電線 耐震性がないものの、当該電路が健全であれば、他号炉や外部電源の状況確認に時間を要するが、短時間での受電が可能であり、ディーゼル発電機の代替手段として有効である。 ・No.2予備変圧器2次側恒設ケーブル 耐震性がないものの、当該電路及び他号炉のディーゼル発電機が健全^{*2}であれば、ディーゼル発電機の代替手段として有効である。 	<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川2号炉は常設と可搬型交流電源設備を分けて記載。 ・泊3号炉は代替電源（交流）による給電に使用する設備をまとめて記載している。 <p>設備の相違（差異理由⑥⑧） 記載方針の相違（差異理由⑯）</p> <p>設備の相違（差異理由⑧⑨） 記載方針の相違（差異理由⑯）</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>自主対策の相違（差異理由⑰）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>・号炉間電力融通設備 号炉間電力融通設備で使用する設備の耐震性は確保されていないが、3号炉の非常用ディーゼル発電機及び電路の健全性が確認できた場合において、重大事故等の対処に必要な電源を確保するための手段として有効である。</p>	<p>・号機間連絡ケーブル 耐震性がないものの、他号炉のディーゼル発電機^{※2}が健全であれば、ディーゼル発電機の代替手段として有効である。</p> <p>・予備ケーブル 耐震性がないものの、号機間連絡ケーブルが使用できない場合、他号炉のディーゼル発電機^{※2}が健全であれば、ディーゼル発電機の代替手段として有効である。</p> <p>・開閉所設備 耐震性がないものの、当該電路及び他号炉のディーゼル発電機^{※2}が健全であればディーゼル発電機の代替手段として有効である。</p> <p>※2 「号機間融通」については、他号炉の安全性を損ねるおそれがあるため、「他号炉の号機間融通はディーゼル発電機が2台健全」である場合に限定している。</p> <p>また、緊急時対策所用発電機は、個別負荷に対する専用電源であり、その利用目的を限定していることから、以下の手順にて整備する。</p>	<p>・No. 1 予備変圧器2次側恒設ケーブル 耐震性がないものの、当該電路及び他号炉のディーゼル発電機が健全^{※2}であれば、ディーゼル発電機の代替手段として有効である。</p> <p>・号機間電力融通恒設ケーブル（1，2号～3，4号） 恒設ケーブルを敷設する建屋の耐震性がないものの、1号炉又は2号炉のディーゼル発電機が健全^{※2}であれば、ディーゼル発電機の代替手段として有効である。</p> <p>※2 「号機間電力融通」については、他号炉、1号炉又は2号炉の安全性を損ねる恐れがあるため、「他号炉、1号炉又は2号炉の号機間融通は以下の状態」である場合に限定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・供給元が運転中又は高温停止中の場合はディーゼル発電機2台が健全 ・供給元が低温停止中の場合はディーゼル発電機1台が健全 <p>なお、「号機間電力融通」が使用できない場合には、後続手段である「電源車」の対応を取ることとする。</p> <p>また、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、電源車（緊急時対策所用）は、個別負荷に対する専用電源であり、その利用目的を限定していることから、以下の手順にて整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用） 「1.6原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」のうち、1.6.2.1(1) b. (c)「可搬式代替低圧注水ポン 	<p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川2号炉は「号炉間融通設備」と総称して整理している。 ・泊3号炉は設備毎に整理している。 <p>自主対策の相違（差異理由①）</p> <p>記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川2号炉では1.14-37頁「b.号炉間電力融通ケーブルを使用したメタクラ2C系又はメタクラ2D系受電」の判断基準に「3号炉の非常用ディーゼル発電機(A)又は非常用ディーゼル発電機(B)が健全で電力融通が可能な場合」と記載している。 <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川2号炉も緊急時対策所の代替電源設備から給電する手順を技術的能力1.18で整理している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>b. 代替電源（直流）による対応手段及び設備</p> <p>(a) 代替直流電源設備による給電</p> <p>設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備の故障により充電器を経由した直流設備への給電ができない場合は、代替直流電源設備による給電にて炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保する。</p> <p>i. 所内常設蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備による給電</p> <p>非常用交流電源設備の故障により125V充電器2A及び125V充電器2Bを経由した直流設備への給電ができない場合は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備による給電を開始するまでの間、所内常設蓄電式直流電源設備により24時間にわたり直流設備へ給電する手段がある。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14-3図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・125V蓄電池2A ・125V蓄電池2B ・125V充電器2A ・125V充電器2B ・125V蓄電池2A及び125V充電器2A～125V直流主母線盤2A及び125V直流主母線盤2A-1電路 ・125V蓄電池2B及び125V充電器2B～125V直流主母線盤2B及び125V直流主母線盤2B-1電路 	<p>・緊急時対策所用発電機</p> <p>「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」のうち、1.18.2.4(1)「緊急時対策所用発電機による給電」にて整備する。</p> <p>b. 直流電源喪失時の対応手段及び設備</p> <p>(a) 対応手段</p> <p>ディーゼル発電機の故障により非常用直流母線への直流電源による給電ができない場合は、直流電源設備により非常用直流母線へ給電する手段がある。</p> <p>直流電源による給電に使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蓄電池（非常用） 【1.14-18頁より再掲】 ・後備蓄電池 	<p>プによる代替格納容器スプレイ」、1.6.2.2(1) b. (c) 「可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ」にて整備する。</p> <p>・電源車（緊急時対策所用）</p> <p>「1.18緊急時対策所の居住性等に関する手順等」のうち、1.18.2.4(1)「電源車（緊急時対策所用）による給電」にて整備する。</p> <p>b. 直流電源喪失時の対応手段及び設備</p> <p>(a) 対応手段</p> <p>ディーゼル発電機の故障により非常用直流母線への直流電源による給電ができない場合は、直流電源装置により非常用直流母線へ給電する手段がある。</p> <p>直流電源による給電に使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蓄電池（安全防護系用） 	<p>記載表現の相違</p> <p>資料構成の相違</p> <p>設備名称、記載表現の相違</p> <p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川2号炉は「i. 所内常設蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備による給電」、「ii. 可搬型代替直流電源による給電」、「iii. 125V代替充電器用電源車接続設備による給電」と分類した構成としている。 ・泊3号炉では「直流電源による給電」と「代替電源（直流）による給電」に分類した構成としている。 <p>設備名称、記載表現の相違</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊3号炉では添付資料に各手順毎に概略図を示している。 <p>設備の相違（差異理由②）</p> <p>記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本頁にて比較のため再掲。 <p>記載方針の相違（差異理由⑤）</p> <p>記載方針の相違（差異理由⑤）</p> <p>記載方針の相違（差異理由⑤）</p> <p>記載方針の相違（差異理由⑤）</p> <p>記載方針の相違（差異理由⑤）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>また、共通要因によって非常用直流電源設備の安全機能と同時に機能が喪失することがないように物理的に分離を図った常設代替直流電源設備があり、その常設代替直流電源設備により重大事故等時の対応に必要な直流設備へ給電する手段がある。</p> <p>常設代替直流電源設備による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14-3 図及び第1.14-4 図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・125V 代替蓄電池 ・250V 蓄電池 ・125V 代替蓄電池～125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 電路 ・250V 蓄電池～250V 直流主母線盤電路 <p>ii. 可搬型代替直流電源設備による給電</p> <p>非常用交流電源設備の故障、所内常設蓄電式直流電源設備の蓄電池の枯渇により直流設備への給電ができない場合は、常設代替直流電源設備、電源車、代替所内電気設備、125V 代替充電器及び 250V 充電器を用いた可搬型代替直流電源設備により直流設備へ給電する手段がある。</p> <p>可搬型代替直流電源設備による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14-3 図及び第1.14-4 図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・125V 代替蓄電池 ・250V 蓄電池 ・125V 代替充電器 ・250V 充電器 ・電源車 ・軽油タンク ・ガスタービン発電設備軽油タンク ・タンクローリ ・非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁 ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁 ・ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁 ・ホース ・125V 代替蓄電池及び 125V 代替充電器～125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 電路 	<p>ディーゼル発電機の故障及び蓄電池（非常用）の電圧低下により、非常用直流母線への直流電源による給電ができない場合は、代替電源（直流）により非常用直流母線へ給電する手段がある。</p> <p>代替電源（直流）による給電に使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後備蓄電池 ・可搬型直流電源用発電機 ・ディーゼル発電機燃料油貯油槽 ・可搬型タンクローリ ・可搬型直流変換器 	<p>ディーゼル発電機の故障及び蓄電池（安全防護系用）の電圧低下により非常用直流母線への直流電源による給電ができない場合は、代替電源（直流）により非常用直流母線へ給電する手段がある。</p> <p>また、給電に伴い必要な代替電源（交流）による給電に使用する設備については、1.14.1(2) a.「交流電源喪失時の対応手段及び設備」のとおり。</p> <p>代替電源（直流）による給電に使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空冷式非常用発電装置 ・燃料油貯蔵タンク ・重油タンク ・タンクローリ ・可搬式整流器 	<p>設備の相違（差異理由⑩）</p> <p>資料構成の相違 設備名称、記載表現の相違</p> <p>設備の相違（差異理由⑩） ・女川2号炉では電源車より代替所内電気設備2G母線を経由し直流給電可能な設備としている。</p> <p>記載方針の相違（差異理由⑩）</p> <p>設備表現の相違 記載方針の相違 ・泊3号炉では添付資料に各手順毎に概略図を示している。</p> <p>設備の相違（差異理由⑩⑫） 記載箇所の相違 ・1.14-17 頁にて比較のため再掲。</p> <p>設備の相違（差異理由⑩⑪⑫） 記載方針の相違（差異理由⑩） 設備の相違（差異理由⑪⑫）</p> <p>設備の相違（差異理由⑫）</p> <p>設備の相違（差異理由⑩⑫） 記載方針の相違（差異理由⑩） 設備の相違（差異理由⑩）</p> <p>記載方針の相違（差異理由⑩） 記載方針の相違（差異理由⑩） 記載方針の相違（差異理由⑩）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<ul style="list-style-type: none"> ・ 250V 蓄電池及び 250V 充電器～250V 直流主母線盤電路 ・ 電源車～電源車接続口（原子炉建屋）電路 ・ 電源車接続口（原子炉建屋）～125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 電路 ・ 電源車接続口（原子炉建屋）～250V 直流主母線盤電路 <p>iii. 125V 代替充電器用電源車接続設備による給電 非常用交流電源設備の故障，所内常設蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備の蓄電池の枯渇により直流設備への給電ができない場合は，125V 代替充電器用電源車接続設備（125V 代替充電器，代替直流電源用切替盤，代替直流電源用変圧器及び電源車）により直流設備へ給電する手段がある。 125V 代替充電器用電源車接続設備による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第 1.14-3 図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 125V 代替充電器 ・ 代替直流電源用切替盤 ・ 代替直流電源用変圧器 ・ 電源車 ・ 電源車～電源車接続口（制御建屋）電路 ・ 電源車接続口（制御建屋）～125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 電路 ・ 軽油タンク ・ ガスタービン発電設備軽油タンク ・ 非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁 ・ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁 ・ ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁 ・ ホース ・ タンクローリ 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 77kV送電線 ・ No. 2 予備変圧器 2 次側恒設ケーブル ・ No. 1 予備変圧器 2 次側恒設ケーブル ・ 号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号） ・ 号機間電力融通恒設ケーブル（1, 2号～3, 4号） ・ ディーゼル発電機（他号炉） <ul style="list-style-type: none"> ・ 電源車 ・ 号機間電力融通恒設ケーブルが使用できない場合を想定して号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）を配備する。 	<p>設備の相違（差異理由①） 記載方針の相違（差異理由②） 記載方針の相違（差異理由②）</p> <p>設備の相違（差異理由①）</p> <p>自主対策の相違（差異理由③）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>(b) 重大事故等対処設備と自主対策設備</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備による給電で使用する設備のうち、125V蓄電池2A、125V蓄電池2B、125V充電器2A、125V充電器2B、125V蓄電池2A及び125V充電器2A～125V直流主母線盤2A及び125V直流主母線盤2A-1電路、125V蓄電池2B及び125V充電器2B～125V直流主母線盤2B及び125V直流主母線盤2B-1電路は重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>常設代替直流電源設備による給電で使用する設備のうち、125V代替蓄電池、250V蓄電池、125V代替蓄電池～125V直流主母線盤2A-1及び125V直流主母線盤2B-1電路、250V蓄電池～250V直流主母線盤電路は重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>可搬型代替直流電源設備による直流設備への給電で使用する設備のうち、125V代替蓄電池、250V蓄電池、125V代替充電器、250V充電器、電源車、軽油タンク、ガスタービン発電設備軽油タンク、タンクローリ、非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁、ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁、ホース、125V代替蓄電池～125V直流主母線盤2A-1及び125V直流主母線盤2B-1電路、250V蓄電池～250V直流主母線盤電路、電源車～電源車接続口（原子炉建屋）、電源車接続口（原子炉建屋）～125V直流主母線盤2A-1及び125V直流主母線盤2B-1電路、電源車接続口（原子炉建屋）～250V直流主母線盤電路は重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した設備は、「審査基準」及び「基準規則」に要求される設備が全て網羅されている。 (添付資料 1.14.1)</p> <p>以上の重大事故等対処設備により、設計基準事故対処設備の故障で直流電源が喪失した場合においても、炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保できる。</p>	<p>(b) 重大事故等対処設備と多様性拡張設備</p> <p>機能喪失原因対策分析の結果により選定した、代替電源（直流）による給電に使用する設備のうち、後備蓄電池、可搬型直流電源用発電機、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、可搬型タンクローリ及び可搬型直流変換器は、いずれも重大事故等対処設備と位置づける。</p> <p>基準規則に要求される蓄電池（非常用）は、重大事故等対処設備と位置づける。</p> <p>これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備をすべて網羅している。 (添付資料 1.14.1)</p> <p>これらの重大事故等対処設備により、ディーゼル発電機及び蓄電池（非常用）が使用できない場合においても炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保できる。</p>	<p>(b) 重大事故等対処設備と多様性拡張設備</p> <p>機能喪失原因対策分析の結果により選定した、代替電源（直流）による給電に使用する可搬式整流器は重大事故等対処設備と位置づける。</p> <p>基準規則に要求される蓄電池（安全防護系用）は重大事故等対処設備と位置づける。</p> <p>これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備をすべて網羅している。</p> <p>これらの重大事故等対処設備により、ディーゼル発電機及び蓄電池（安全防護系用）が使用できない場合においても炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保できる。</p>	<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川2号炉は「所内常設蓄電式直流電源設備による給電」、「常設代替直流電源設備による給電」、「可搬型代替直流電源設備による直流設備への給電」と分類して記載している。 ・泊3号炉は「代替電源（直流）による給電」として1つの項目に整理して記載している。 <p>記載表現の相違</p> <p>設備の相違 (差異理由②)</p> <p>記載方針の相違 (差異理由⑩)</p> <p>設備の相違 (差異理由⑩⑫)</p> <p>設備の相違 (差異理由②)</p> <p>設備の相違 (差異理由⑩)</p> <p>記載表現の相違</p> <p>設備の相違 (差異理由⑧⑨⑩⑫)</p> <p>記載方針の相違 (差異理由⑩)</p> <p>記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>また、以下の設備はプラント状況によっては事故対応に有効な設備であるため、自主対策設備と位置付ける。あわせて、その理由を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・125V 代替充電器用電源車接続設備 <p>給電開始までに時間を要するが、給電可能であれば可搬型代替直流電源設備である電源車から代替所内電気設備を経由し125V 系統への給電に対する代替手段として有効である。</p> <p>c. 代替所内電気設備による対応手段及び設備 (a) 代替所内電気設備による給電 設計基準事故対処設備である非常用所内電気設備の機能が喪失し、必要な設備へ給電できない場合又は代替所内電気設備に接続する重大事故等対処設備が必要な場合は、代替所内電気設備にて電路を確保し、常設代替交流電源設備、号炉間電力融通設備又は可搬型代替交流電源設備から給電する手段がある。</p> <p>なお、非常用所内電気設備及び代替所内電気設備は、重大事故等が発生した場合において、共通要因で同時に機能を喪失することなく、少なくとも一系統は機能の維持及び人の接近性を確保する設計とする。</p>	<p>また、加圧器逃がし弁操作用バッテリー、可搬型バッテリー（炉外核計装装置用、放射線監視装置用）は、個別負荷に対する専用電源であり、その利用目的を限定していることから、以下の手順にて整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加圧器逃がし弁操作用バッテリー 「1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」のうち、1.3.2.2(3)b.「加圧器逃がし弁操作用バッテリーによる加圧器逃がし弁の機能回復」にて整備する。 ・可搬型バッテリー（炉外核計装装置用、放射線監視装置用） 「1.15 事故時の計装に関する手順等」のうち、1.15.2.2(1)d.「可搬型バッテリー（炉外核計装装置用、放射線監視装置用）による電源の供給」にて整備する。 <p>c. 所内電気設備機能喪失時の対応手段及び設備 (a) 対応手段 所内電気設備は、共通要因で機能を失うことはないが、何らかの原因により所内電気設備の2系統が同時に機能を喪失した場合は、代替所内電気設備により給電する手段がある。</p> <p>このため、少なくとも1系統は機能の維持及び人の接近性を確保できる。</p>	<p>また、可搬型バッテリー（加圧器逃がし弁用）及び可搬型バッテリー（炉外核計装盤、放射線監視盤）は、個別負荷に対する専用電源であり、その利用目的を限定していることから、以下の手順にて整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型バッテリー（加圧器逃がし弁用） 「1.3原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」のうち、1.3.2.2(3)c.「可搬型バッテリー（加圧器逃がし弁用）による加圧器逃がし弁の機能回復」にて整備する。 ・可搬型バッテリー（炉外核計装盤、放射線監視盤） 「1.15事故時の計装に関する手順等」のうち、1.15.2.2(1)d.「可搬型バッテリー（炉外核計装盤、放射線監視盤）による電源の供給」にて整備する。 <p>c. 所内電気設備機能喪失時の対応手段及び設備 (a) 対応手段 所内電気設備は、共通要因で機能を失うことはないが、何らかの原因により所内電気設備の2系統が同時に機能を喪失した場合は、代替所内電気設備により給電する手段がある。</p> <p>このため、少なくとも1系統は機能の維持及び人の接近性を確保できる。</p>	<p>自主対策の相違（差異理由③）</p> <p>記載方針の相違 ・泊3号炉では上記で述べた設備以外に加圧器逃がし弁操作用バッテリー、可搬型バッテリー（炉外核計装装置用、放射線監視装置用）があるものの、個別負荷に対する専用電源があり目的も限定していることから各条文にて整備することを記載している。</p> <p>記載表現の相違 資料構成の相違 記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>代替所内電気設備による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14-2図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガスタービン発電機接続盤 ・緊急用高圧母線2F系 ・緊急用高圧母線2G系 ・緊急用動力変圧器2G系 ・緊急用低圧母線2G系 ・緊急用交流電源切替盤2G系 ・緊急用交流電源切替盤2C系 ・緊急用交流電源切替盤2D系 ・非常用高圧母線2C系 ・非常用高圧母線2D系 <p>(b) 重大事故等対処設備と自主対策設備</p> <p>代替所内電気設備による給電で使用する設備のうち、ガスタービン発電機接続盤、緊急用高圧母線2F系、緊急用高圧母線2G系、緊急用動力変圧器2G系、緊急用低圧母線2G系、緊急用交流電源切替盤2G系、緊急用交流電源切替盤2C系、緊急用交流電源切替盤2D系、非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系は重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した設備は、「審査基準」及び「基準規則」に要求される設備が全て網羅されている。 (添付資料 1.14.1)</p> <p>以上の重大事故等対処設備により、設計基準事故対処設備である非常用所内電気設備が機能喪失した場合においても、炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保できる。</p>	<p>代替所内電気設備による給電に使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替非常用発電機 ・ディーゼル発電機燃料油貯油槽 ・可搬型タンクローリー ・代替所内電気設備変圧器 ・代替所内電気設備分電盤 ・代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤 ・可搬型代替電源車 <p>(b) 重大事故等対処設備と多様性拡張設備</p> <p>機能喪失原因対策分析の結果により選定した、代替所内電気設備による給電に使用する設備のうち、代替非常用発電機、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、可搬型タンクローリー、代替所内電気設備変圧器、代替所内電気設備分電盤、代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤及び可搬型代替電源車は、いずれも重大事故等対処設備と位置づける。</p> <p>これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備をすべて網羅している。 (添付資料 1.14.1)</p> <p>以上の重大事故等対処設備により、所内電気設備が使用できない場合においても、炉心の著しい損傷等を防止するために、必要な電力を確保できる。</p>	<p>代替所内電気設備による給電に使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空冷式非常用発電装置 ・燃料油貯蔵タンク ・重油タンク ・タンクローリー ・代替所内電気設備分電盤 ・代替所内電気設備変圧器 ・可搬式整流器 ・電源車 <p>(b) 重大事故等対処設備と多様性拡張設備</p> <p>機能喪失原因対策分析の結果により選定した、代替所内電気設備による給電に使用する空冷式非常用発電装置、燃料油貯蔵タンク、重油タンク、タンクローリー、代替所内電気設備分電盤、代替所内電気設備変圧器及び可搬式整流器は重大事故等対処設備と位置づける。</p> <p>これら機能喪失原因対策分析の結果により選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備をすべて網羅している。</p> <p>以上の重大事故等対処設備により、所内電気設備が使用できない場合においても、炉心の著しい損傷等を防止するために、必要な電力を確保できる。また、以下の設備は多様性拡張設備と位置づける。あわせて、その理由を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電源車（タンクローリー含む） 空冷式非常用発電装置が使用できない場合に、添付書類十「7.1.2全交流動力電源喪失」手順においてア 	<p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊3号炉では添付資料に各手順毎に概略図を示している。 <p>設備の相違（差異理由⑬）</p> <p>記載表現の相違</p> <p>設備の相違（差異理由⑬）</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>d. 燃料補給のための対応手段及び設備</p> <p>(a) 燃料補給設備による補給</p> <p>重大事故等の対処で使用するガスタービン発電機、電源車、大容量送水ポンプ（タイプI）、熱交換器ユニット、可搬型窒素ガス供給装置及び大容量送水ポンプ（タイプII）を必要な期間継続して運転させるため、燃料補給設備により補給する手段がある。</p> <p>燃料補給設備による補給で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽油タンク ・ガスタービン発電設備軽油タンク ・タンクローリ ・非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁 ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁 ・ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁 ・ホース <p>(b) 重大事故等対処設備と自主対策設備</p> <p>燃料補給設備による補給で使用する設備のうち、軽油タンク、ガスタービン発電設備軽油タンク、タンクローリ、非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁、ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁及びホースは重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>これらの選定した設備は、「審査基準」及び「基準規則」に要求される設備が全て網羅されている。</p> <p style="text-align: right;">（添付資料 1.14.1）</p> <p>以上の重大事故等対処設備により、重大事故等の対処で使用する設備の燃料を確保し、必要な期間運転を継続することができる。</p>		<p>ニュラス空気浄化系を約60分以内に準備する想定としているのに対し、電源車の着手及び移動並びに起動作業に約90分要するものの、放射性物質放出を抑制する手段として有効である。</p>	<p>記載方針の相違（差異理由④）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>e. 手順等 上記「a. 代替電源（交流）による対応手段及び設備」、「b. 代替電源（直流）による対応手段及び設備」、「c. 代替所内電気設備による対応手段及び設備」及び「d. 燃料補給のための対応手段及び設備」により選定した対応手段に係る手順を整理する。 これらの手順は、運転員、重大事故等対応要員及び保修班員の対応として非常時操作手順書（設備別）、非常時操作手順書（徴候ベース）及び重大事故等対応要領書に定める（第1.14-1表）。 また、重大事故等時に監視が必要となる計器についても整理する（第1.14-2表）。</p> <p>さらに、他の条文にて選定した重大事故等対処設備と本条文にて選定した給電手段との関連性についても整理する。 （添付資料 1.14.5）</p>	<p>d. 手順等 上記の a., b. 及び c. により選定した対応手段に係る手順を整備する。また、事故時の監視に必要な手順を整備する（第1.14.4表）。</p> <p>これらの手順は、発電所対策本部長、発電課長（当直）、運転員、災害対策要員及び事務局員の対応として全交流動力電源喪失時における対応手順等に定める（第1.14.1表～第1.14.3表）。</p> <p>【1.14-31頁より再掲】 また、審査基準ごとに要求される重大事故等対処設備等の負荷へ給電する。 （添付資料 1.14.3, 1.14.4, 1.14.5）</p>	<p>d. 手順等 上記の a., b. 及び c. により選定した対応手段に係る手順を整備する。また、事故時の監視に必要な手順を整備する（第1.14.4表）。</p> <p>これらの手順は、発電所対策本部長^{※3}、当直課長、運転員等^{※4}及び緊急安全対策要員^{※5}の対応として全交流動力電源喪失の対応手順等に定める（第1.14.1表～第1.14.3表）。</p> <p>※3 発電所対策本部長：重大事故等発生時における発電所原子力防災管理者及び代行者をいう。 ※4 運転員等：運転員及び重大事故等対策要員のうち当直課長の指示に基づき運転対応を実施する要員をいう。 ※5 緊急安全対策要員：重大事故等対策要員のうち発電所対策本部長の指示に基づき対応する運転員等以外の要員をいう。</p> <p>【1.14-31頁より再掲】 また、審査基準ごとに要求される重大事故等対処設備等の負荷へ給電する。 （添付資料 1.14.3, 1.14.4, 1.14.5）</p>	<p>記載表現の相違 記載方針の相違（差異理由④）</p> <p>体制の相違 ・重大事故等時の体制については、技術的能力1.0まとめ資料にて説明する。 （以降、着色しない）</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載箇所の相違 ・泊3号炉では1.14-31頁に「審査基準における要求事項ごとの給電対象設備について」記載しているため再掲。</p> <p>記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>1.14.2 重大事故等時の手順 1.14.2.1 代替電源（交流）による対応手順 (1) 代替交流電源設備による給電</p> <p>a. ガスタービン発電機又は電源車によるメタクラ2C系及びメタクラ2D系受電送電線及び開閉所が破損又は破損する可能性のある大規模自然災害が発生した場合並びに外部電源、非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による給電が見込めない場合に、発電用原子炉及び使用済燃料プールの冷却、原子炉格納容器内の冷却及び除熱に必要なメタクラ2C系及びメタクラ2D系の電源を復旧する。原子炉圧力容器への注水に必要な負荷への給電は、メタクラ2C系及びメタクラ2D系を受電することにより電源供給される。メタクラ2C系及びメタクラ2D系受電操作完了後、125V充電器及び中央制御室監視計器の交流電源を供給する。</p> <p>ガスタービン発電機は外部電源の喪失により自動起動し、ガスタービン発電機によるメタクラ2C系又はメタクラ2D系へ給電を行う。ガスタービン発電機による給電ができない場合は、号炉間電力融通ケーブル（常設）又は号炉間電力融通ケーブル（可搬型）による給電を行う。号炉間電力融通ケーブル（常設）又は号炉間電力融通ケーブル（可搬型）による給電ができない場合は、電源車による給電を行う。</p> <p>代替交流電源設備による非常用所内電気設備への給電の優先順位は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ガスタービン発電機 2. 号炉間電力融通ケーブル（常設） 3. 号炉間電力融通ケーブル（可搬型） 4. 電源車 <p>なお、優先2及び優先3の手順については「b. 号炉間電力融通ケーブルを使用したメタクラ2C系又はメタクラ2D系受電」にて整備する。</p> <p>また、上記給電を継続するためにガスタービン発電設備軽油タンク、電源車への燃料補給を実施する。燃料の補給手順については「1.14.2.4 燃料の補給手順」にて整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 [ガスタービン発電機によるメタクラ2C系及びメタクラ2D系受電準備開始の判断基準] 外部電源、非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機によるメタクラ2C系及びメタクラ2D系への給電ができない場合。</p>	<p>1.14.2 重大事故等時の手順等 1.14.2.1 代替電源（交流）による給電手順等 (1) 代替非常用発電機による代替電源（交流）からの給電</p> <p>全交流動力電源喪失時に、ディーゼル発電機から独立及び位置的分散を図った重大事故等対処設備である代替非常用発電機により、原子炉冷却、原子炉格納容器冷却等に係る設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の駆動電源等の非常用高圧母線へ代替電源（交流）を給電する手順を整備する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>全交流動力電源喪失時に、外部電源受電操作及びディーゼル発電機の起動操作を実施しても、母線電圧等が確立しない場合。</p>	<p>1.14.2 重大事故等時の手順等 1.14.2.1 代替電源（交流）による給電手順等 (1) 空冷式非常用発電装置による代替電源（交流）からの給電</p> <p>全交流動力電源喪失時に、ディーゼル発電機から独立及び位置的分散を図った重大事故等対処設備である空冷式非常用発電装置により、原子炉冷却、原子炉格納容器冷却等に係る設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の駆動電源等の非常用高圧母線へ代替電源（交流）から給電する手順を整備する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>全交流動力電源喪失時に、外部電源受電操作及びディーゼル発電機の起動操作を実施しても、母線電圧等が確立しない場合。</p>	<p>記載表現の相違</p> <p>資料構成の相違</p> <p>記載表現の相違 記載箇所の相違 ・女川2号炉は、非常用ディーゼル発電機及び電源車とガスタービン発電機との独立性、位置的分散についてSA57条で整理している。 設備の相違（差異理由⑨）</p> <p>記載箇所の相違 ・泊3号炉の「代替電源（交流）による給電手順」の優先順位は、後段に「(6)優先順位」の項目を設けて整理している。</p> <p>記載箇所の相違 ・泊3号炉は「b. 操作手順」に燃料補給を行うことを記載しており、その具体的な手順は「1.14.2.4 代替非常用発電機等への燃料補給の手順等」で整理している。</p> <p>資料構成の相違</p> <p>設備名称、記載表現の相違 設備の相違（差異理由⑨）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>[電源車によるメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系受電準備開始の判断基準] 外部電源、非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機によるメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系への給電ができない場合。</p> <p>(b) 操作手順 ガスタービン発電機又は電源車による代替所内電気設備を経由した非常用所内電気設備への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第 1.14-5 図に、概要図を第 1.14-6 図に、タイムチャートを第 1.14-7 図から第 1.14-9 図に示す。</p> <p>[優先 1. ガスタービン発電機によるメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系受電の場合] ①^a 発電課長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員にガスタービン発電機の起動状態確認、メタクラ 2F 系の受電状態確認並びにメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系の受電準備開始を指示する。 ②^a 運転員（中央制御室）A 及び B は、ガスタービン発電機の起動状態及びメタクラ 2F 系受電状態を確認し、発電課長にガスタービン発電機の起動が完了したことを報告する。^{※1} ※1 中央制御室からの起動が完了した場合は操作手順⑦へ</p> <p>[ガスタービン発電機の現場からの起動の場合] ③^a 自動起動に失敗した場合、発電課長は、発電所対策本部にガスタービン発電機の現場からの起動を依頼する。 ④^a 発電所対策本部は、保修班員にガスタービン発電機の現場からの起動を指示する。 ⑤^a 保修班員は、屋外（緊急用電気品建屋）にてガスタービン発電機を起動し、発電所対策本部にガスタービン発電機の起動が完了したことを報告する。 ⑥^a 発電所対策本部は、発電課長にガスタービン発電機の現場からの起動が完了したことを連絡する。</p>	<p>[1.14-35 頁より再掲] 代替非常用発電機の故障等により代替電源（交流）からの給電が母線電圧等にて確認できない場合。</p> <p>b. 操作手順 代替非常用発電機による代替電源（交流）からの給電を行う手順の概要は以下のとおり。概略図を第 1.14.3 図に、タイムチャートを第 1.14.4 図に示す。</p> <p>また、代替非常用発電機への燃料補給の手順は、1.14.2.4「代替非常用発電機等への燃料補給の手順等」にて整備する。</p> <p>① 発電課長（当直）は、手順着手の判断基準に基づき、運転員及び災害対策要員に代替非常用発電機の起動及び安全補機開閉器室での現場操作を指示する。 ② 運転員及び災害対策要員は、現場の安全補機開閉器室においてディーゼル発電機の隔離、並びに非常用高圧母線の受電遮断器及び非常用低圧母線の各遮断器の開放を実施する。 ③ 運転員は、受電後負荷の自動起動を防止するため、中央制御室にて操作器を「切」及び現場の安全補機開閉器室にて遮断器を開放する。 ④ 運転員は、中央制御室にて代替非常用発電機を起動し、代替非常用発電機電圧等を確認する。 ⑤ 運転員は、現場の安全補機開閉器室にて SA 用代替電源受電遮断器を投入し、非常用高圧母線の電圧より、メタクラ及びパワーコントロールセンタの受電を確認する。 ⑥ 運転員及び災害対策要員は、現場の安全補機開閉器室にてパワーコントロールセンタ遮断器を投入し、コントロールセンタの受電を確認する。 ⑦ 運転員及び災害対策要員は、現場にて受電に伴い順次起動する補機の確認を行うとともに、重大事故等対処設備を必要な時期に起動する。</p>	<p>[1.14-35 頁より再掲] 号機間電力融通恒設ケーブル（1, 2号～3, 4号）を使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電が母線電圧等にて確認できない場合。</p> <p>b. 操作手順 空冷式非常用発電装置による代替電源（交流）からの給電を行う手順の概要は以下のとおり。概略図を第 1.14.3 図に、タイムチャートを第 1.14.4 図に示す。</p> <p>また、空冷式非常用発電装置への燃料（重油）補給の手順は 1.14.2.4(1)「空冷式非常用発電装置等への燃料（重油）補給」にて整備する。</p> <p>① 当直課長は、手順着手の判断基準に基づき運転員等に、空冷式非常用発電装置の起動及び安全補機開閉器室での現場操作を指示する。また、運転員等に空冷式非常用発電装置の運転状態の確認を指示する。 ② 運転員等は、中央制御室で空冷式非常用発電装置を起動する。 ③ 運転員等は、現場で運転中の空冷式非常用発電装置の運転状態を確認する。 ④ 運転員等は、受電後の負荷の自動起動を防止するため、中央制御室で操作スイッチを「切」又は「引断」とする。 ⑤ 運転員等は、空冷式非常用発電装置の容量制限があるため、現場の安全補機開閉器室において不要なパワーセンタ及びコントロールセンタ負荷の切離しを行う。 ⑥ 運転員等は、現場の安全補機開閉器室にて空冷式非常用発電装置受電しゃ断器を投入し、メタクラの受電を確認する。 ⑦ 運転員等は、中央制御室でパワーセンタ及びコントロールセンタを受電し、非常用高圧母線の電圧計により電源が確保されたことを確認する。 ⑧ 運転員等は、中央制御室及び現場で受電に伴い順次起動する補機の確認を行うとともに、重大事故等対処設備</p>	<p>記載箇所の相違 ・泊 3 号炉では 1.14-35 頁(3)「可搬型代替電源車による代替電源（交流）からの給電」に記載のため再掲。</p> <p>運用の相違 ・女川 2 号炉はガスタービン発電機と電源車による給電の準備は同時に開始する。 ・泊 3 号炉は代替非常用発電機による給電ができない場合に可搬型代替電源車による給電準備を開始する。</p> <p>設備名称、記載表現の相違</p> <p>記載方針の相違 ・泊 3 号炉では手順の対応フローを第 1.14.15 図に記載している。</p> <p>記載箇所の相違 ・女川 2 号炉の燃料補給に関する事項は前段に記載している。</p> <p>資料構成の相違</p> <p>記載表現の相違 設備の相違 ・女川 2 号炉は外部電源喪失によりガスタービン発電機が自動起動し、中央制御室にて 2F 系母線と 2C, 2D 系母線を受電するための遮断器を手動で投入する。 ・泊 3 号炉は代替非常用発電機を中央制御室で手動起動し、現場にて非常用母線を受電するための遮断器を投入する。</p> <p>記載方針の相違 ・女川 2 号炉はガスタービン発電機の自動起動失敗を想定し、現場での起動手順を記載している。 ・泊 3 号炉は代替非常用発電機を中央制御室にて手動起動する。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>[代替所内電気設備の受電前準備, 受電操作, 受電確認]</p> <p>⑦^a 運転員（中央制御室）A及びBは、受電前準備としてメタクラ2C系、メタクラ2D系の動的負荷の自動起動防止のため操作スイッチ（以下「CS」という。）を「停止」又は「引ロック」とし、発電課長に受電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑧^a 発電課長は、運転員にガスタービン発電機によるメタクラ2F系への給電開始を指示する。</p> <p>⑨^a 運転員（中央制御室）A及びBは、ガスタービン発電機からメタクラ2F系を受電するための遮断器を「入」とし、受電状態に異常がないことを確認後、発電課長に給電が完了したことを報告する。</p> <p>⑩^a 発電課長は、運転員にガスタービン発電機によるメタクラ2C系への給電開始を指示する。</p> <p>⑪^a 運転員（中央制御室）A及びBは、メタクラ2F系からメタクラ2C系を受電するための遮断器を「入」とし、メタクラ2C系、パワーセンタ2C系及びモータコントロールセンタ2C系を受電する。</p> <p>⑫^a 運転員（中央制御室）A及びBは、メタクラ2C系、パワーセンタ2C系及びモータコントロールセンタ2C系の受電状態に異常がないことを確認後、発電課長に給電が完了したことを報告する。</p> <p>⑬^a 発電課長は、運転員にメタクラ2F系からメタクラ2D系への給電開始を指示する。</p> <p>⑭^a 運転員（中央制御室）A及びBは、メタクラ2F系からメタクラ2D系を受電するための遮断器を「入」とし、メタクラ2D系、パワーセンタ2D系及びモータコントロールセンタ2D系の受電操作を実施する。</p> <p>⑮^a 運転員（中央制御室）A及びBは、メタクラ2D系、パワーセンタ2D系及びモータコントロールセンタ2D系の受電状態に異常がないことを確認後、発電課長に受電が完了したことを報告し、125V充電器2A、125V充電器2B及び中央制御室監視計器の交流電源を供給する。125V充電器復旧及び中央制御室監視計器復旧操作手順については、「1.14.2.2.(1)a. 所内常設蓄電式直流電源設備による給電」の操作手順⑧～⑬と同様である。</p> <p>⑯^a 発電課長は、運転員に不要な交流電源負荷の切離しを指示する。</p> <p>⑰^a 運転員（中央制御室）A及びB並びに運転員（現場）C及びDは、不要な交流負荷の切離しを実施する。 (添付資料 1.14.3)</p>	<p>⑧ 発電課長（当直）は、手順着手の判断基準に基づき、発電所対策本部長に代替非常用発電機への燃料補給を依頼する。</p> <p>⑨ 発電所対策本部長は、災害対策要員に代替非常用発電機への燃料補給を指示する。</p> <p>⑩ 発電課長（当直）は、運転員及び災害対策要員に充電器の受電操作を指示する。</p> <p>⑪ 災害対策要員は、現場にて安全補機開閉器室外気取入ダンパの開操作を行う。</p> <p>⑫ 災害対策要員は、現場にて蓄電池室排気ファンコントロールセンタのコネクタ差替えを行う。</p> <p>⑬ 運転員は、現場にて蓄電池室排気ファンを起動し、安全系蓄電池室の換気を行う。</p> <p>⑭ 運転員は、現場で充電器を起動し直流電源の給電を行う。</p>	<p>を必要な時期に起動する。</p> <p>⑨ 発電所対策本部長は、緊急安全対策要員に空冷式非常用発電装置の燃料（重油）補給を指示する。</p> <p>⑩ 当直課長は、運転員等に充電器の受電操作を指示する。</p> <p>⑪ 運転員等は、中央制御室で蓄電池室排気ファンを起動し、蓄電池室の換気を行う。</p> <p>⑫ 運転員等は、現場で充電器を起動し直流電源の給電を行う。</p>	<p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊3号炉は燃料補給が必要な設備の操作手順に、燃料補給の手順に着手することを記載し、その具体的な手順については「1.14.2.4 代替非常用発電機等への燃料補給の手順等」で整理している。 <p>運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川2号炉はガスタービン発電機による2C系及び2D系母線受電後、交流負荷の抑制を実施する。 ・泊3号炉は不要な交流負荷の抑制は、非常用高圧母線受電までに実施しており操作手順②に記載している。 <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川2号炉ではガスタービン発電機による受電時の自動起動防止対象負荷リストおよび交流切離し対象負荷リストを記載している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>[優先 4. 電源車によるメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系受電の場合]</p> <p>(原子炉建屋東側の電源車接続口(東側)を使用する場合(原子炉建屋西側の電源車接続口(西側)を使用の場合は④^b, ⑤^b, ⑥^bを除く))</p> <p>①^a 発電課長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員に電源車によるメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系の給電準備開始を指示する。</p> <p>②^a 発電課長は、発電所対策本部へ電源車によるメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系への給電準備開始を依頼する。</p> <p>③^a 発電所対策本部は、重大事故等対応要員に電源車によるメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系への給電準備開始を指示する。</p> <p>④^a 重大事故等対応要員は、電源車接続口(東側)へ電源車ケーブルを接続する場合は、発電所対策本部に電源車ケーブルの敷設に必要な扉の開放依頼を連絡する。また、発電所対策本部は発電課長に連絡する。</p> <p>⑤^a 発電課長は、発電所対策本部からの連絡により、電源車接続口(東側)へ電源車ケーブルを接続する場合は、運転員に電源車ケーブルの敷設に必要な扉の開放を指示する。</p> <p>⑥^a 運転員(現場) C 及び D は、発電課長に電源車ケーブルの敷設に必要な扉の開放を行い報告する。また、発電課長は、発電所対策本部に連絡する。</p> <p>⑦^a 重大事故等対応要員は、電源車接続口付近に電源車(2台)を配置し、電源車から電源車接続口までの間に電源車搭載のケーブルを敷設及び並列運転用制御ケーブルを敷設し、接続する。</p> <p>⑧^a 運転員(現場) C 及び D は、メタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系の受電前状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検より確認する。</p> <p>⑨^a 運転員(中央制御室) A 及び B は、受電前準備としてメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系の動的負荷の自動起動防止のため CS を「停止」又は「引ロック」とする。</p> <p>⑩^a 運転員(現場) C 及び D は、受電前準備としてモータコントロールセンタ 2C 系及びモータコントロールセンタ 2D 系の負荷抑制のため、あらかじめ定められた負荷以外の遮断器を「切」とする。</p> <p>⑪^a 運転員(中央制御室) A 及び B は、メタクラ 2F 系からメタクラ 2G 系を受電するための遮断器を「切」又は「切」確認を実施する。</p> <p>⑫^a 運転員(中央制御室) A 及び B は、メタクラ 2G 系からメタクラ 2C 系へ給電するための遮断器を「入」、メタクラ 2G 系からメタクラ 2C 系を受電するための遮断器を</p>	<p>[1.14-35 頁より再掲]</p> <p>① 発電課長(当直)は、手順着手の判断基準に基づき、運転員及び災害対策要員に、受電準備及び給電先の健全性確認、可搬型代替電源車寄り場所からのケーブル敷設ルートを確認を指示する。</p> <p>② 運転員は、中央制御室及び現場にて受電準備を実施する。</p> <p>③ 災害対策要員は、現場でケーブル敷設ルートを確認、可搬型代替電源車の移動及び起動前点検を実施する。</p> <p>④ 発電課長(当直)は、可搬型代替電源車からの給電準備作業が完了し、かつ3号非常用受電設備からの給電ができなければ、運転員及び災害対策要員に可搬型代替電源車からの給電を指示する。</p> <p>⑤ 災害対策要員は、現場でケーブルの接続及び可搬型代替電源車を起動する。</p> <p>⑥ 運転員は、現場の安全補機開閉器室にて SA 用代替電源受電遮断器を投入し、非常用高圧母線の電圧より、メタクラ及びパワーコントロールセンタの受電を確認する。</p> <p>⑦ 運転員及び災害対策要員は、現場の安全補機開閉器室にてパワーコントロールセンタ遮断器を投入し、コントロールセンタの受電を確認する。</p> <p>⑧ 運転員及び災害対策要員は、現場にて受電に伴い順次起動する補機の確認を行うとともに、重大事故等対処設備を必要な時期に起動する。</p> <p>⑨ 発電課長(当直)は、手順着手の判断基準に基づき、発電所対策本部長に可搬型代替電源車への燃料補給を依頼する。</p> <p>⑩ 発電所対策本部長は、災害対策要員に可搬型代替電源車への燃料補給を指示する。</p> <p>⑪ 発電課長(当直)は、運転員及び災害対策要員に充電器の受電操作を指示する。</p> <p>⑫ 災害対策要員は、現場にて安全補機開閉器室外気取入ダンパの開操作を行う。</p> <p>⑬ 災害対策要員は、現場にて蓄電池室排気ファンコントロールセンタのコネクタ差替えを行う。</p> <p>⑭ 運転員は、現場にて蓄電池室排気ファンを起動し、安全系蓄電池室の換気を行う。</p> <p>⑮ 運転員は、現場で充電器を起動し直流電源の給電を行う。</p>	<p>[1.14-35 頁より再掲]</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき当直課長及び緊急安全対策要員に、給電先の健全性確認及び電源車の寄り付き場所からのケーブルルートの確認並びに電源車からの給電を指示する。</p> <p>② 緊急安全対策要員は、現場でケーブル敷設ルートの確認、電源車の移動、起動前点検を実施する。</p> <p>③ 運転員等は、中央制御室でメタクラ、パワーセンタ及びコントロールセンタに接続されるすべての機器及び遮断器の操作スイッチを「切」又は「引断」にし、負荷の切離しを実施する。</p> <p>④ 緊急安全対策要員は、現場でケーブルコネクタの接続及び電源車を起動し、出力 NFB を投入する。</p> <p>⑤ 緊急安全対策要員は、現場で発電所対策本部長に電源車による給電を開始したことを報告する。</p> <p>⑥ 運転員等は、現場の安全補機開閉器室にて空冷式非常用発電装置受電しゃ断器を投入し、メタクラの受電を確認する。</p> <p>⑦ 運転員等は、中央制御室でパワーセンタ及びコントロールセンタを受電し、非常用高圧母線の電圧計により電源が確保されたことを確認する。</p> <p>⑧ 運転員等は、中央制御室及び現場で受電に伴い順次起動する補機の確認を行うとともに、重大事故等対処設備を必要な時期に起動する。</p> <p>⑨ 発電所対策本部長は、緊急安全対策要員に電源車の燃料(重油)補給を指示する。</p> <p>⑩ 当直課長は、運転員等に充電器の受電操作を指示する。</p> <p>⑪ 運転員等は、中央制御室で蓄電池室排気ファンを起動し、蓄電池室の換気を行う。</p> <p>⑫ 運転員等は、現場で充電器を起動し直流電源の給電を行う。</p>	<p>記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊3号炉 1.14-35 頁「(3)可搬型代替電源車による代替電源(交流)からの給電」より再掲。 <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川2号炉は2箇所ある電源車接続口が東側と西側で手順が異なる。 泊3号炉も可搬型代替電源車の接続口を2箇所設けているが、いずれの接続口も手順に相違なし。 <p>記載表現の相違</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川2号炉は中央制御室にて 2G 系母線と 2C, 2D 系母線を受電するための遮断器を手動で投入する。 泊3号炉は現場にて非常用母線を受電するための遮断器を投入する。 <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川2号炉では建屋内の電源車接続口を使用する場合に扉の開放が必要となる。 <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊3号炉は、燃料補給が必要な設備の操作手順に、燃料補給の手順に着手することを記載し、その具体的な手順については「1.14.2.4 代替非常用発電機等への燃料補給の手順等」で整理している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>「入」、メタクラ2G系からメタクラ2D系へ給電するための遮断器を「入」、メタクラ2G系からメタクラ2D系を受電するための遮断器を「入」及び電源車からメタクラ2G系を受電するための遮断器を「入」とする。</p> <p>⑬^b 運転員（中央制御室）A及びBは、メタクラ2C系からパワーセンタ2C系へ給電するための遮断器及びメタクラ2D系からパワーセンタ2D系へ給電するための遮断器の「入」確認を実施し、発電課長にメタクラ2C系及びメタクラ2D系への給電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑭^b 重大事故等対応要員は、電源車接続口にて電源車からメタクラ2C系及びメタクラ2D系間の連絡母線までの電路の健全性を絶縁抵抗測定により確認し、発電所対策本部に電源車によるメタクラ2C系及びメタクラ2D系への給電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑮^b 発電所対策本部は、発電課長に電源車によるメタクラ2C系及びメタクラ2D系への給電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑯^b 発電課長は、ガスタービン発電機及び号炉間電力融通ケーブルにより給電ができない場合、発電所対策本部に電源車によるメタクラ2C系及びメタクラ2D系への給電を依頼する。</p> <p>⑰^b 発電所対策本部は、重大事故等対応要員に電源車によるメタクラ2G系、メタクラ2C系及びメタクラ2D系への給電開始を指示する。</p> <p>⑱^b 重大事故等対応要員は、電源車接続口にて電源車（2台）の起動及び並列操作により、メタクラ2G系、メタクラ2C系及びメタクラ2D系への給電を実施し、発電所対策本部に電源車によるメタクラ2G系、メタクラ2C系及びメタクラ2D系へ給電が完了したことを報告する。</p> <p>⑲^b 発電所対策本部は、発電課長へ電源車（2台）によるメタクラ2G系、メタクラ2C系及びメタクラ2D系へ給電が完了したことを報告する。</p> <p>⑳^b 運転員（中央制御室）A及びBは、メタクラ2G系、メタクラ2C系、パワーセンタ2C系及びモータコントロールセンタ2C系並びにメタクラ2D系、パワーセンタ2D系及びモータコントロールセンタ2D系の受電状態に異常がないことを確認後、発電課長に受電が完了したことを報告し、125V充電器2A、125V充電器2B及び中央制御室監視計器の交流電源復旧を確認する。</p> <p>なお、遮断器用制御電源喪失により中央制御室からのメタクラ2G系、メタクラ2C系及びメタクラ2D系の遮断器操作ができない場合は、現場にて遮断器本体を手動で投入して電路を構成する。</p> <p>125V充電器復旧及び中央制御室監視計器復旧操作手順については、「1.14.2.2.(1)a. 所内常設蓄電式直流電源設備による給電」の操作手順⑧～⑬と同様である。</p>			<p>運用の相違（差異理由④）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>(c) 操作の成立性</p> <p>【優先1. ガスタービン発電機によるメタクラ2C系及びメタクラ2D系受電の場合】</p> <p>【ガスタービン発電機の自動起動による受電】</p> <p>運転員（中央制御室）2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからガスタービン発電機によるメタクラ2C系及びメタクラ2D系受電完了まで15分以内で可能である。</p> <p>不要な交流負荷の切離し操作は、運転員（中央制御室）による操作は5分以内で可能であり、運転員（現場）による操作は45分以内で可能である。</p> <p>【ガスタービン発電機の現場からの起動による受電】</p> <p>運転員（中央制御室）2名、運転員（現場）2名及び保修班員2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからガスタービン発電機によるメタクラ2C系及びメタクラ2D系受電完了まで45分以内で可能である。</p> <p>不要な交流負荷の切離し操作は、運転員（中央制御室）による操作は5分以内で可能であり、運転員（現場）による操作は45分以内で可能である。</p> <p>【優先4. 電源車によるメタクラ2C系及びメタクラ2D系受電の場合】</p> <p>運転員（中央制御室）2名、運転員（現場）2名及び重大事故等対応要員3名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから電源車によるメタクラ2C系及びメタクラ2D系受電完了まで125分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。 （添付資料 1.14.2-1）</p>	<p>c. 操作の成立性</p> <p>上記対応のうち、代替非常用発電機による受電操作については、中央制御室にて運転員1名、現場は運転員1名及び災害対策要員2名により作業を実施し、所要時間は約15分と想定する。</p> <p>また、充電器の受電操作については、現場にて運転員1名及び災害対策要員2名により作業を実施し、所要時間は約30分と想定する。</p> <p>【1.14-36頁より再掲】</p> <p>上記対応のうち、可搬型代替電源車による受電操作については、中央制御室にて運転員1名、現場は運転員1名及び災害対策要員3名により作業を実施し、所要時間は約2時間15分と想定する。</p> <p>また、充電器の受電操作については、現場にて運転員1名及び災害対策要員2名により作業を実施し、所要時間は約30分と想定する。</p> <p>円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備するとともに、暗闇でも視認性が上がるように操作対象盤に識別表示を行う。作業環境の周囲温度は通常運転状態と同程度である。</p>	<p>c. 操作の成立性</p> <p>上記のうち、空冷式非常用発電装置による受電操作について、中央制御室対応は1ユニット当たり運転員等2名、現場対応は1ユニット当たり運転員等2名により作業を実施し、所要時間は約20分と想定する。</p> <p>また、充電器の受電操作については、現場対応は1ユニット当たり運転員等1名により作業を実施し、所要時間は約5分と想定する。</p> <p>【1.14-36頁より再掲】</p> <p>上記のうち、電源車における受電操作について、中央制御室対応は1ユニット当たり運転員等2名、現場対応は1ユニット当たり運転員等1名、緊急安全対策要員4名により作業を実施し、所要時間は約60分と想定する。</p> <p>また、充電器の受電操作については、現場対応は運転員等1名により作業を実施し、所要時間は約5分と想定する。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、携帯照明や通信設備等を整備するとともに、暗闇でも視認性が上がるように操作対象盤に識別表示を行う。室温は通常運転状態と同程度である。</p>	<p>資料構成の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川2号炉の「所内常設蓄電式直流電源設備による給電」の操作の成立性については1.14-55頁「1.14.2.2.(1)a.」に記載している。 <p>運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川2号炉ではガスタービン発電機による2C系及び2D系母線受電後の交流負荷抑制の操作時間を整理している。 <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川2号炉はガスタービン発電機を現場で起動する時間を整理している。 <p>運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川2号炉ではガスタービン発電機による2C系及び2D系母線受電後の交流負荷抑制の操作時間を整理している。 <p>資料構成、記載表現の相違</p> <p>記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊1.14-36頁「(3)可搬型代替電源車による代替電源（交流）からの給電」より再掲。 <p>設備の相違</p> <p>記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川2号炉の「所内常設蓄電式直流電源設備による給電」の操作の成立性については1.14-55頁「1.14.2.2.(1)a.」に記載している。 <p>運用の相違</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊3号炉では対応手段毎の作業環境について記載している。 <p>記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川2号炉添付資料1.14.2-1は泊3号炉32頁記載の添付資料1.14.3と比較。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
	<p>代替非常用発電機は、常設代替電源として設置しているため中央制御室から早期に非常用高圧母線への電源回復操作を実施する。</p> <p>代替非常用発電機の必要最大負荷は、想定される事故シナジェンスのうち最大負荷となる、「外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失及びRCPシールLOCAが発生する事故」及び「燃料取出前のミッドループ運転中に外部電源が喪失するとともに非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失する事故」の場合である。代替非常用発電機は必要最大負荷以上の電力を確保することで、原子炉を安定状態に収束するための電力を供給する。さらに、代替非常用発電機の電源裕度及びプラント設備状況（被災状況、定期検査中等）に応じたその他使用可能な設備に給電する。</p> <p>また、審査基準ごとに要求される重大事故等対処設備等の負荷へ給電する。 （添付資料 1.14.3, 1.14.4, 1.14.5）</p> <p>(2) 3号非常用受電設備による代替電源（交流）からの給電</p> <p>代替非常用発電機による代替電源（交流）からの給電が実施できない場合に、3号非常用受電設備による非常用高圧母線への代替電源（交流）から給電する手順を整備する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 代替非常用発電機の故障等により代替電源（交流）からの給電が母線電圧等にて確認できない場合。</p> <p>b. 操作手順 3号非常用受電設備による代替電源（交流）からの給電を行う手順の概要は以下のとおり。概略図を第1.14.5図に、タイムチャートを第1.14.6図に示す。</p> <p>① 発電課長（当直）は、手順着手の判断基準に基づき、運転員及び災害対策要員に、3号非常用受電設備による代替電源（交流）からの給電を指示する。</p> <p>② 運転員及び他号炉の運転員は、中央制御室で66kV泊支線の電圧等の確認及び66kV泊支線から他号炉への給</p>	<p>空冷式非常用発電装置は、常設代替電源設備として設置しているため中央制御室から、早期に非常用高圧母線への電源回復操作を実施する。</p> <p>空冷式非常用発電装置の必要最大負荷は、想定される事故シナジェンスのうち最大負荷となる、「外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能喪失及びRCPシールLOCAが発生する事故」及び「燃料取出前のミッドループ運転中に外部電源が喪失するとともに非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失する事故」の場合である。空冷式非常用発電装置は必要最大負荷以上の電力を確保することで、原子炉を安定状態に収束するための電力を供給する。さらに、空冷式非常用発電装置の電源裕度及びプラント設備状況（被災状況、定期検査中等）に応じたその他使用可能な設備に給電する。</p> <p>また、審査基準ごとに要求される重大事故等対処設備等の負荷へ給電する。 （添付資料1.14.3, 1.14.4, 1.14.5）</p> <p>(2) 77kV送電線による代替電源（交流）からの給電</p> <p>空冷式非常用発電装置による代替電源（交流）からの給電が実施できない場合に、77kV送電線による非常用高圧母線への代替電源（交流）から給電する手順を整備する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 空冷式非常用発電装置の故障等により代替電源（交流）からの給電が母線電圧等にて確認できない場合において、77kV送電線の健全が確認できた場合。</p> <p>b. 操作手順 77kV送電線による代替電源（交流）からの給電を行う手順の概要は以下のとおり。概略図を第1.14.5図に、タイムチャートを第1.14.6図に示す。</p> <p>① 当直課長は、手順着手の判断基準に基づき運転員等に、77kV送電線による代替電源（交流）給電を指示する。</p> <p>② 運転員等は、中央制御室でNo.1予備変圧器1次側</p>	<p>記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川2号炉は有効性評価において最大負荷であるシナリオにおいて必要とされる電源容量に対して十分な容量を確保していることについてSA57条補足資料で整理している。 <p>記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川2号炉では1.14-24頁にて比較のため再掲。 ・泊3号炉添付資料1.14.5は女川2号炉1.14-24頁に記載している。 ・泊3号炉添付資料1.14.3は女川2号炉1.14-30頁添付資料1.14.2-1に記載している。 ・泊3号炉添付資料1.14.4は女川2号炉SA補足資料に記載している。 <p>自主対策の相違（差異理由①）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
	<p>電状態の確認により、3号非常用受電設備が使用可能なことを確認する。</p> <p>③ 運転員は、中央制御室及び現場にて受電準備を実施する。</p> <p>④ 運転員は、中央制御室にて遮断器を投入し、3号非常用受電設備及び非常用変圧器に異常がないことを確認する。</p> <p>⑤ 運転員は、現場にて受電遮断器を投入し、非常用高圧母線の電圧より、メタクラ及びパワーコントロールセンタの受電を確認する。</p> <p>⑥ 運転員及び災害対策要員は、現場の安全補機開閉器室にてパワーコントロールセンタ遮断器を投入し、コントロールセンタの受電を確認する。</p> <p>⑦ 運転員及び災害対策要員は、現場にて受電に伴い順次起動する補機の確認を行うとともに、重大事故等対処設備を必要な時期に起動する。</p> <p>⑧ 発電課長（当直）は、運転員及び災害対策要員に充電器の受電操作を指示する。</p> <p>⑨ 災害対策要員は、現場にて安全補機開閉器室外気取入ダンパの開操作を行う。</p> <p>⑩ 災害対策要員は、現場にて蓄電池室排気ファンコントロールセンタのコネクタ差替えを行う。</p> <p>⑪ 運転員は、現場にて蓄電池室排気ファンを起動し、安全系蓄電池室の換気を行う。</p> <p>⑫ 運転員は、現場で充電器を起動し直流電源の給電を行う。</p> <p>c. 操作の成立性 上記対応のうち、3号非常用受電設備による受電操作については、中央制御室にて運転員1名、現場は運転員1名、他号炉における中央制御室は運転員1名により作業を実施し、所要時間は約45分と想定する。 また、充電器の受電操作については、現場にて運転員1名及び災害対策要員2名により作業を実施し、所要時間は約30分と想定する。 円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備するとともに、暗闇でも視認性が上がるように操作対象盤に識別表示を行う。作業環境の周囲温度は通常運転状態と同程度である。</p> <p>3号非常用受電設備の必要最大負荷は、想定される事故シーケンスのうち最大負荷となる、「外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失及びRCPシールLOCAが発生する事故」及び「燃料取出前のミッドループ運転中に外部電源が喪失するとともに非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失</p>	<p>の遮断器が投入されていることを確認する。</p> <p>③ 運転員等は、中央制御室でNo. 1予備変圧器2次側の遮断器を投入する。</p> <p>④ 運転員等は、中央制御室でパワーセンタ及びコントロールセンタを受電し、非常用高圧母線の電圧計により電源が確保されたことを確認する。</p> <p>⑤ 運転員等は、中央制御室及び現場で受電に伴い順次起動する補機の確認を行うとともに、重大事故等対処設備を必要な時期に起動する。</p> <p>⑥ 当直課長は、運転員等に充電器の受電操作を指示する。</p> <p>⑦ 運転員等は、中央制御室で蓄電池室排気ファンを起動し、蓄電池室の換気を行う。</p> <p>⑧ 運転員等は、現場で充電器を起動し直流電源の給電を行う。</p> <p>c. 操作の成立性 上記のうち、77kV送電線による受電操作について、中央制御室対応は1ユニット当たり運転員等1名により作業を実施し、所要時間は約10分と想定する。</p> <p>また、充電器の受電操作については、現場対応は1ユニット当たり運転員等1名により作業を実施し、所要時間は約5分と想定する。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、携帯照明や通信設備等を整備するとともに、暗闇でも視認性が上がるように操作対象盤に識別表示を行う。室温は通常運転状態と同程度である。</p> <p>77kV送電線による電源（交流）からの給電については、ケーブルの送電容量を考慮した負荷の範囲内で給電する。</p> <p>77kV送電線による電源（交流）からの給電の必要最大負荷は、想定される事故シーケンスのうち最大負荷となる、「外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能喪失及びRCPシールLOCAが発生する事故」及び「燃料取出前のミッドループ運転中に外部電源が喪失するとともに非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失する事故」の場合である。77kV送電線による電源（交流）からの給電は必要最大負荷以上の電力を確保することで、原子炉を安定状態に収束するための電力を供給する。さらに、他号炉の電源裕度及びプラント設備状況（被災状況、定期検査中等）に応じたその他使用可能な設備に給電する。</p> <p>また、審査基準ごとに要求される重大事故等対処設備等の負荷へ給電する。</p>	

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉 (添付資料1.14.4、1.14.5、1.14.6)	差異理由
	<p>する事故」である。3号非常用受電設備は必要最大負荷以上の電力を確保することで、原子炉を安定状態に収束するための電力を供給する。さらに3号非常用受電設備の電源裕度及びプラント設備状況（被災状況、定期検査中等）に応じたその他使用可能な設備に給電する。</p> <p>また、審査基準ごとに要求される重大事故等対処設備等の負荷へ給電する。 (添付資料 1.14.4, 1.14.5, 1.14.6)</p>	<p>(3) No. 2予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電 77kV送電線による代替電源（交流）からの給電が実施できない場合に、No. 2予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用した号機間融通による非常用高圧母線への代替電源（交流）から給電する手順を整備する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 77kV送電線の故障等により代替電源（交流）からの給電が母線電圧等にて確認できない場合において、他号炉のディーゼル発電機が健全^{※6}であることをディーゼル発電機電圧等にて確認できた場合。 ※6 他号炉のディーゼル発電機が健全とは以下のとおり。 ・供給元が運転中又は高温停止中の場合はディーゼル発電機2台が健全 ・供給元が低温停止中の場合はディーゼル発電機1台が健全</p> <p>b. 操作手順 No. 2予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電を行う手順の概要は以下のとおり。概略図を第1.14.7図に、タイムチャートを第1.14.8図に示す。 ① 当直課長は、手順着手の判断基準に基づき運転員等に、No. 2予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用した号機間融通を指示する。 ② 運転員等は、中央制御室及び現場で号機間融通給電先の所内電源系統の受電準備、供給元の送電準備を実施する。 ③ 運転員等は、現場で号機間融通に必要なインターロック解除（ジャンパ、リフト）処置を行う。 ④ 運転員等は、中央制御室及び現場で供給元母線のディーゼル発電機の負荷について切離しを行う。 ⑤ 運転員等は、中央制御室及び現場で号機間融通給電先</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
		<p>の母線負荷について切離しを行う。</p> <p>⑥ 運転員等は、現場でNo. 2予備変圧器1次側の遮断器を開放する。</p> <p>⑦ 運転員等は、中央制御室で供給元母線のNo. 2予備変圧器受電遮断器を投入する。</p> <p>⑧ 運転員等は、中央制御室で号機間融通給電先母線のNo. 2予備変圧器受電遮断器を投入し、メタクラの受電を確認する。</p> <p>⑨ 運転員等は、中央制御室でパワーセンタ及びコントロールセンタを受電し、非常用高圧母線の電圧計により電源が確保されたことを確認する。</p> <p>⑩ 運転員等は、現場で号機間融通開始に当たり実施したインターロック解除（ジャンパ、リフト）処置を一部復旧する。</p> <p>⑪ 運転員等は、中央制御室及び現場で受電に伴い順次起動する補機の確認を行うとともに、重大事故等対処設備を必要な時期に起動する。</p> <p>⑫ 当直課長は、運転員等に充電器の受電操作を指示する。</p> <p>⑬ 運転員等は、中央制御室で蓄電池室排気ファンを起動し、蓄電池室の換気を行う。</p> <p>⑭ 運転員等は、現場で充電器を起動し直流電源の給電を行う。</p> <p>c. 操作の成立性</p> <p>上記のうち、No. 2予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用した号機間融通による受電操作について、中央制御室対応は運転員等2名、現場対応は運転員等2名により作業を実施し、所要時間は約65分と想定する。</p> <p>また、充電器の受電操作については、現場対応は運転員等1名により作業を実施し、所要時間は約5分と想定する。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、携帯照明や通信設備等を整備するとともに、暗闇でも視認性が上がるように操作対象盤に識別表示を行う。室温は通常運転状態と同程度である。</p> <p>No. 2予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用した号機間融通については、ケーブルの送電容量を考慮した負荷の範囲内で給電する。</p> <p>No. 2予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用した号機間融通の必要最大負荷は、想定される事故シーケンスのうち最大負荷となる、「外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能喪失及びRCPシールドOCAが発生する事故」及び「燃料取出前のミッドループ運転中に外部電源が喪失するとともに非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失する事故」の場合である。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
	<p>(3) 可搬型代替電源車による代替電源（交流）からの給電 3号非常用受電設備による代替電源（交流）からの給電が実施できない場合に、可搬型代替電源車による代替電源（交流）から給電する手順を整備する。 なお、可搬型代替電源車の接続場所は位置的に分散した2箇所を配備する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 代替非常用発電機の故障等により代替電源（交流）からの給電が母線電圧等にて確認できない場合。</p> <p>b. 操作手順 可搬型代替電源車による代替電源（交流）からの給電を行う手順の概要は以下のとおり。概略図を第1.14.7図に、タイムチャートを第1.14.8図に、ケーブル敷設ルートを第1.14.9図に示す。 また、可搬型代替電源車への燃料補給の手順は、1.14.2.4「代替非常用発電機等への燃料補給の手順等」にて整備する。</p> <p>① 発電課長（当直）は、手順着手の判断基準に基づき、運転員及び災害対策要員に、受電準備及び給電先の健全性確認、可搬型代替電源車寄り場所からのケーブル敷設ルートの確認を指示する。</p> <p>② 運転員は、中央制御室及び現場にて受電準備を実施する。</p> <p>③ 災害対策要員は、現場でケーブル敷設ルートの確認、可搬型代替電源車の移動及び起動前点検を実施する。</p> <p>④ 発電課長（当直）は、可搬型代替電源車からの給電準備作業が完了し、かつ3号非常用受電設備からの給電ができなければ、運転員及び災害対策要員に可搬型代替電源車からの給電を指示する。</p> <p>⑤ 災害対策要員は、現場でケーブルの接続及び可搬型代替電源車を起動する。</p> <p>⑥ 運転員は、現場の安全補機開閉器室にてS A用代替電</p>	<p>No. 2予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用した号機間融通は必要最大負荷以上の電力を確保することで、原子炉を安定状態に収束するための電力を供給する。さらに、他号炉の電源裕度及びプラント設備状況（被災状況、定期検査中等）に応じたその他使用可能な設備に給電する。 また、審査基準ごとに要求される重大事故等対処設備等の負荷へ給電する。 （添付資料 1.14.4、1.14.5、1.14.7）</p> <p>【泊3号炉との比較のため記載順序入替】</p> <p>(7) 電源車による代替電源（交流）からの給電 号機間電力融通恒設ケーブル（1、2号～3、4号）を使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電が実施できない場合に、電源車により非常用高圧母線への代替電源（交流）から給電する手順を整備する。 なお、電源車の接続場所は位置的に分散した2ヶ所を整備する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 号機間電力融通恒設ケーブル（1、2号～3、4号）を使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電が母線電圧等にて確認できない場合。</p> <p>b. 操作手順 電源車による代替電源（交流）からの給電を行う手順の概要は以下のとおり。概略図を第1.14.18図に、タイムチャートを第1.14.19図に、ケーブル敷設ルートを第1.14.20図に示す。 また、電源車への燃料（重油）補給の手順は1.14.2.4(1)「空冷式非常用発電装置等への燃料（重油）補給」にて整備する。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき当直課長及び緊急安全対策要員に、給電先の健全性確認及び電源車の寄り付き場所からのケーブルルートの確認並びに電源車からの給電を指示する。</p> <p>② 緊急安全対策要員は、現場でケーブル敷設ルートの確認、電源車の移動、起動前点検を実施する。</p> <p>③ 運転員等は、中央制御室でメタクラ、パワーセンタ及びコントロールセンタに接続されるすべての機器及び遮断器の操作スイッチを「切」又は「引断」にし、負荷の切離しを実施する。</p> <p>④ 緊急安全対策要員は、現場でケーブルコネクタの接続及び電源車を起動し、出力NFBを投入する。</p> <p>⑤ 緊急安全対策要員は、現場で発電所対策本部長に電源</p>	<p>差異理由</p> <p>記載箇所の相違 ・女川2号炉1.14-28頁「(1)代替交流電源設備による給電 [優先 4. 電源車によるメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系受電の場合]」と比較のため再掲。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
	<p>源受電遮断器を投入し、非常用高圧母線の電圧より、メタクラ及びパワーコントロールセンタの受電を確認する。</p> <p>⑦ 運転員及び災害対策要員は、現場の安全補機開閉器室にてパワーコントロールセンタ遮断器を投入し、コントロールセンタの受電を確認する。</p> <p>⑧ 運転員及び災害対策要員は、現場にて受電に伴い順次起動する補機の確認を行うとともに、重大事故等対処設備を必要な時期に起動する。</p> <p>⑨ 発電課長（当直）は、手順着手の判断基準に基づき、発電所対策本部長に可搬型代替電源車への燃料補給を依頼する。</p> <p>⑩ 発電所対策本部長は、災害対策要員に可搬型代替電源車への燃料補給を指示する。</p> <p>⑪ 発電課長（当直）は、運転員及び災害対策要員に充電器の受電操作を指示する。</p> <p>⑫ 災害対策要員は、現場にて安全補機開閉器室外気取入ダンパの開操作を行う。</p> <p>⑬ 災害対策要員は、現場にて蓄電池室排気ファンコントロールセンタのコネクタ差替えを行う。</p> <p>⑭ 運転員は、現場にて蓄電池室排気ファンを起動し、安全系蓄電池室の換気を行う。</p> <p>⑮ 運転員は、現場で充電器を起動し直流電源の給電を行う。</p> <p>c. 操作の成立性 上記対応のうち、可搬型代替電源車による受電操作については、中央制御室にて運転員1名、現場は運転員1名及び災害対策要員3名により作業を実施し、所要時間は約2時間15分と想定する。 また、充電器の受電操作については、現場にて運転員1名及び災害対策要員2名により作業を実施し、所要時間は約30分と想定する。</p> <p>円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備するとともに、暗闇でも視認性が上がるように操作対象盤に識別表示を行う。作業環境の周囲温度は通常運転状態と同程度である。 可搬型代替電源車は、プラント監視機能等を維持するために必要な最低限度の電力を供給する。また、プラントの被災状況に応じて使用可能な設備に電力を供給する。</p> <p>(添付資料 1.14.4, 1.14.5, 1.14.7)</p>	<p>車による給電を開始したことを報告する。</p> <p>⑥ 運転員等は、現場の安全補機開閉器室にて空冷式非常用発電装置受電しゃ断器を投入し、メタクラの受電を確認する。</p> <p>⑦ 運転員等は、中央制御室でパワーセンタ及びコントロールセンタを受電し、非常用高圧母線の電圧計により電源が確保されたことを確認する。</p> <p>⑧ 運転員等は、中央制御室及び現場で受電に伴い順次起動する補機の確認を行うとともに、重大事故等対処設備を必要な時期に起動する。</p> <p>⑨ 発電所対策本部長は、緊急安全対策要員に電源車の燃料（重油）補給を指示する。</p> <p>⑩ 当直課長は、運転員等に充電器の受電操作を指示する。</p> <p>⑪ 運転員等は、中央制御室で蓄電池室排気ファンを起動し、蓄電池室の換気を行う。</p> <p>⑫ 運転員等は、現場で充電器を起動し直流電源の給電を行う。</p> <p>c. 操作の成立性 上記のうち、電源車における受電操作について、中央制御室対応は1ユニット当たり運転員等2名、現場対応は1ユニット当たり運転員等1名、緊急安全対策要員4名により作業を実施し、所要時間は約60分と想定する。 また、充電器の受電操作については、現場対応は運転員等1名により作業を実施し、所要時間は約5分と想定する。</p> <p>円滑に作業できるように、可搬式代替電源用接続盤等の常設設備と接続する箇所はコネクタ接続のため、手動にて実施し、移動経路の確保及び携帯照明や通信設備等を整備するとともに、暗闇でも視認性が上がるように操作対象盤に識別表示を行う。室温は通常運転状態と同程度である。 電源車は、プラント監視機能等を維持するために必要な最低限度の電力を供給する。また、プラントの被災状況に応じて使用可能な設備の電力を供給する。</p> <p>(添付資料1.14.4、1.14.5、1.14.11)</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>b. 号炉間電力融通ケーブルを使用したメタクラ 2C 系又はメタクラ 2D 系受電</p> <p>2号炉で外部電源、非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機及びガスタービン発電機による給電ができない場合において、号炉間電力融通ケーブル（常設）又は号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を使用して3号炉の非常用ディーゼル発電機からメタクラ 2C 系又はメタクラ 2D 系までの電路を構成し、3号炉から給電することにより、発電用原子炉及び使用済燃料プールの冷却、原子炉格納容器内の冷却及び除熱に必要な設備の電源を復旧する。</p> <p>なお、号炉間電力融通ケーブル（常設）が使用できない場合は、第2保管エリアに配備する号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を使用して電力融通を行う。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>[号炉間電力融通ケーブル（常設）による給電の判断基準]</p> <p>2号炉で外部電源、非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機及びガスタービン発電機によるメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系へ給電ができない状況において、3号炉の非常用ディーゼル発電機 (A) 又は非常用ディーゼル発電機 (B) が健全で電力融通が可能な場合。</p> <p>[号炉間電力融通ケーブル（可搬型）による給電の判断基準]</p> <p>2号炉で外部電源、非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機、ガスタービン発電機及び号炉間電力融通ケーブル（常設）によるメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系へ給電ができない状況において、3号炉の非常用ディーゼル発電機 (A) 又は3号炉の非常用ディーゼル発電機 (B) が健全で電力融通が可能な場合。</p>	<p>(4) 号機間連絡ケーブルを使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電</p> <p>可搬型代替電源車による代替電源（交流）からの給電が実施できない場合に、号機間連絡ケーブルを使用した号機間融通による非常用高圧母線への代替電源（交流）から給電する手順を整備する。</p> <p>なお、号機間連絡ケーブルが利用できない場合は、配備している予備ケーブルを用いて他号炉のディーゼル発電機から電力融通をする。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>可搬型代替電源車による代替電源（交流）からの給電が母線電圧等にて確認できない場合において、他号炉のディーゼル発電機2台が健全であることをディーゼル発電機電圧等にて確認できた場合。</p>	<p>(5)号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）を使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電</p> <p>No. 1予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電が実施できない場合に、号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）を使用した号機間融通による非常用高圧母線への代替電源（交流）から給電する手順を整備する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>No. 1予備変圧器の故障等によりNo. 1予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電が母線電圧等にて確認できない場合において、他号炉のディーゼル発電機が健全※8であることをディーゼル発電機電圧等にて確認できた場合。</p> <p>※8 他号炉のディーゼル発電機が健全とは以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・供給元が運転中又は高温停止中の場合はディーゼル発電機2台が健全 ・供給元が低温停止中の場合はディーゼル発電機1台が健全 	<p>記載表現の相違</p> <p>設備の相違（優先順位の相違）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川2号炉はガスタービン発電機による給電ができない場合に号炉間融通による給電の手順に着手する。 ・泊3号炉は可搬型代替電源車による給電ができない場合に号機間融通による給電の手順に着手する。 <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川2号炉は号炉間電力融通ケーブルについて、常設と可搬を分類して記載している。 <p>記載表現の相違</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊3号炉でも同様に予備ケーブルは保管エリアに保管している。 <p>資料構成、記載表現の相違</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川2号炉の号炉間融通の手順は、3号炉の非常用ディーゼル発電機 A 又は B どちらかが健全であることを条件に着手する。 ・泊3号炉の号機間融通の手順は、他号炉のディーゼル発電機2台が健全であることを条件に手順に着手する。 <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊3号炉も号機間連絡ケーブルが利用できない場合は予備ケーブルを用いて他号炉のディーゼル発電機からの電力融通を実施する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>(b) 操作手順</p> <p>号炉間電力融通ケーブルを使用したメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系受電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第 1.14-5 図に、概要図を第 1.14-10 図に、タイムチャートを第 1.14-11 図及び第 1.14-12 図に示す。</p> <p>[優先 2.号炉間電力融通ケーブル（常設）を使用した 3号炉の非常用ディーゼル発電機によるメタクラ 2C 系又はメタクラ 2D 系受電の場合]</p> <p>本手順は、2号炉で全交流動力電源が喪失した状況において、3号炉の非常用ディーゼル発電機から号炉間電力融通ケーブルを使用して 2号炉のメタクラ 2C 系又はメタクラ 2D 系へ給電する操作手順を示す。</p> <p>①^a 発電課長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員及び 3号炉発電課長に号炉間電力融通ケーブル（常設）を使用した非常用ディーゼル発電機によるメタクラ 2F 系、メタクラ 2C 系の受電準備を指示する。</p> <p>②^a 3号炉発電課長は、3号炉運転員に号炉間電力融通ケーブル（常設）を使用した非常用ディーゼル発電機によるメタクラ 2C 系の給電準備を指示する。</p> <p>③^a 3号炉運転員（中央制御室）A は、非常用ディーゼル発電機の負荷の切替え及び運転継続に不要な負荷の停止操作を実施し、3号炉発電課長に給電準備が完了したことを報告する。また、3号炉発電課長は発電課長に報告する。</p> <p>④^a 運転員（中央制御室）A 及び B は、受電前準備としてガスタービン発電機からメタクラ 2F 系を受電するための遮断器、メタクラ 2F 系からメタクラ 2C 系へ給電するための遮断器、3号メタクラ 3C 系からメタクラ 2F 系を受電するための遮断器を「切」又は「切」確認する。</p> <p>⑤^a 運転員（中央制御室）A 及び B は、メタクラ 2C 系の動的負荷の自動起動防止のため CS を「停止」又は「引ロック」とし、発電課長にメタクラ 2C 系の受電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑥^a 発電課長は、運転員及び 3号炉発電課長へ号炉間電力融通ケーブル（常設）を使用した 3号炉の非常用ディーゼル発電機（A）によるメタクラ 2F 系への給電開始を指示する。</p> <p>⑦^a 3号炉発電課長は、3号炉運転員に 3号炉の非常用ディーゼル発電機（A）からメタクラ 2F 系への給電を指示する。</p> <p>⑧^a 3号炉運転員（中央制御室）A は、3号メタクラ 3C 系からメタクラ 2F 系へ給電するための遮断器を「入」とし、3号炉発電課長にメタクラ 2F 系への給電が完了したこと</p>	<p>b. 操作手順</p> <p>号機間連絡ケーブルを使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電を行う手順の概要は以下のとおり。概略図を第 1.14.10 図に、タイムチャートを第 1.14.11 図に、機器配置を第 1.14.12 図に示す。</p> <p>① 発電課長（当直）は、手順着手の判断基準に基づき、運転員及び災害対策要員に号機間連絡ケーブルを使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電を指示する。</p> <p>② 運転員及び他号炉の運転員は、中央制御室及び現場にて号機間融通給電先の所内電源系統の受電準備、供給元の送電準備を実施する。</p> <p>③ 災害対策要員は、現場にて号機間連絡ケーブルの健全性を確認したうえで号機間連絡ケーブルの接続を実施する。</p> <p>④ 他号炉の運転員は、供給元となるディーゼル発電機の負荷制限のため、中央制御室及び現場にて不要負荷の切離しを実施する。</p> <p>⑤ 運転員及び他号炉の運転員は、号機間連絡ケーブルの接続を確認後、現場にて供給元・給電先の SA 用代替電源受電遮断器を投入し、非常用高圧母線の電圧より、メタクラ及びパワーコントロールセンタの受電を確認する。</p> <p>⑥ 運転員及び災害対策要員は、現場の安全補機開閉器室にてパワーコントロールセンタ遮断器を投入し、コントロールセンタの受電を確認する。</p> <p>⑦ 運転員及び災害対策要員は、現場にて受電に伴い順次起動する補機の確認を行うとともに、重大事故等対処設備を必要な時期に起動する。</p> <p>⑧ 発電課長（当直）は、運転員及び災害対策要員に充電器の受電操作を指示する。</p> <p>⑨ 災害対策要員は、現場にて安全補機開閉器室外気取入ダンパの開操作を行う。</p> <p>⑩ 災害対策要員は、現場にて蓄電池室排気ファンコントロールセンタの接続差替えを行う。</p>	<p>b. 操作手順</p> <p>号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）を使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電を行う手順の概要は以下のとおり。概略図を第 1.14.11 図に、タイムチャートを第 1.14.12 図に、機器配置を第 1.14.13 図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき当直課長及び緊急安全対策要員に、号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）による号機間融通での給電を指示する。</p> <p>② 運転員等は、中央制御室及び現場で号機間融通給電先の所内電源系統の受電準備、供給元の送電準備を実施する。</p> <p>③ 緊急安全対策要員は、現場で供給元メタクラ盤の空冷式非常用発電装置受電しゃ断器及び給電先メタクラ盤の空冷式非常用発電装置受電しゃ断器からのケーブルを号機間融通用高圧ケーブルコネクタ盤にてコネクタで接続する。</p> <p>④ 運転員等は、現場で供給元及び給電先の恒設ケーブルを接続した空冷式非常用発電装置受電しゃ断器を投入する。</p> <p>⑤ 緊急安全対策要員は、現場で供給元の遮断器が投入され、給電先メタクラ盤へ電力融通が開始されたことを、発電所対策本部長へ報告する。</p> <p>⑥ 運転員等は、現場で非常用高圧母線の電圧計により電源が確保されたことを確認後、パワーセンタ、コントロールセンタの復旧を行い、直流電源、計装用電源等の必要負荷を起動する。</p> <p>⑦ 当直課長は、運転員等に充電器の受電操作を指示する。</p> <p>⑧ 運転員等は、中央制御室で蓄電池室排気ファンを起動し、蓄電池室の換気を行う。</p> <p>⑨ 運転員等は、現場で充電器を起動し直流電源の給電を行う。</p>	<p>記載表現の相違</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊 3 号炉では手順の対応フローを第 1.14.15 図に記載している。 <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊 3 号炉では号機間連絡ケーブル機器配置図を記載している。 <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川 2 号炉は常設ケーブルと可搬型ケーブルのそれぞれの手順を分けて記載している。 ・泊 3 号炉は常設ケーブルの手順を記載しており、常設のケーブルが利用できない場合に、予備ケーブルを利用することを前段に記載している。 <p>記載表現の相違</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川 2 号炉は中央制御室にて 2F 系母線と、2C 系又は 2D 系母線を受電するための遮断器を手動で投入する。 ・泊 3 号炉は現場にて非常用母線を受電するための遮断器を投入する。 <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川 2 号炉は非常用ディーゼル発電機の負荷抑制操作を中央制御室にて実施する。 ・泊 3 号炉ディーゼル発電機の負荷抑制操作を中央制御室及び現場にて実施する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>を報告する。また、3号炉発電課長は発電課長に報告する。</p> <p>⑨^a 発電課長は、運転員に3号メタクラ3C系からメタクラ2F系への受電開始を指示する。</p> <p>⑩^a 運転員（中央制御室）A及びBは、3号メタクラ3C系からメタクラ2F系を受電するための遮断器を「入」とし、発電課長にメタクラ2F系の受電が完了したことを報告する。</p> <p>⑪^a 発電課長は、運転員に号炉間電力融通ケーブル（常設）を使用したメタクラ2C系への受電開始を指示する。</p> <p>⑫^a 運転員（中央制御室）A及びBは、メタクラ2F系からメタクラ2C系へ給電するための遮断器を「入」とする。</p> <p>⑬^a 運転員（中央制御室）A及びBは、メタクラ2F系からメタクラ2C系を受電するための遮断器を「入」とし、メタクラ2C系、パワーセンタ2C系及びモータコントロールセンタ2C系の受電操作を実施する。</p> <p>⑭^a 運転員（中央制御室）A及びBは、メタクラ2C系、パワーセンタ2C系及びモータコントロールセンタ2C系の受電状態に異常がないことを確認後、発電課長に受電が完了したことを報告し、125V充電器2A、125V充電器2B及び中央制御室監視計器の交流電源復旧を確認する。125V充電器復旧及び中央制御室監視計器復旧操作手順については、「1.14.2.2.(1)a. 所内常設蓄電式直流電源設備による給電」の操作手順⑧～⑬と同様である。</p> <p>[優先3.号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を使用した3号炉の非常用ディーゼル発電機（A）によるメタクラ2C系又はメタクラ2D系受電の場合] （メタクラ2D系への手順も同様である。）</p> <p>①^b 発電課長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員及び3号炉発電課長に号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を使用した3号炉の非常用ディーゼル発電機（A）によるメタクラ2G系、メタクラ2C系への受電準備を指示する。</p> <p>②^b 発電課長は、発電所対策本部に号炉間電力融通ケーブル（可搬型）の敷設及び回路構成を依頼する。</p> <p>③^b 発電所対策本部は、保修班員に号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を使用した3号炉の非常用ディーゼル発電機（A）からメタクラ2C系への受電準備開始を指示する。</p> <p>④^b 運転員（中央制御室）A及びBは、メタクラ2C系、の動的負荷の自動起動防止のためCSを「停止」又は「引ロック」とする。</p> <p>⑤^b 運転員（中央制御室）A及びBは、メタクラ2F系からメタクラ2G系へ給電するための遮断器及びメタクラ2F系からメタクラ2G系を受電するための遮断器の「切」又</p>	<p>⑪ 運転員は、現場にて蓄電池室排気ファンを起動し、安全系蓄電池室の換気を行う。</p> <p>⑫ 運転員は、現場で充電器を起動し直流電源の給電を行う。</p>		<p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川2号炉は常設ケーブルと可搬型ケーブルのそれぞれの手順を分けて記載している。 ・泊3号炉は常設ケーブルの手順を記載しており、常設のケーブルが利用できない場合に、予備ケーブルを利用することを前段に記載している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>は「切」確認する。</p> <p>⑥^b 運転員（中央制御室）A及びBは、号炉間電力融通ケーブル（可搬型）によるメタクラ2G系を受電するための遮断器の「切」を確認し、発電課長にメタクラ2C系の受電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑦^b 3号炉発電課長は、3号炉運転員に号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を使用した3号炉の非常用ディーゼル発電機（A）によるメタクラ2C系への給電準備を指示する。</p> <p>⑧^b 3号炉運転員（中央制御室）Aは、3号炉の非常用ディーゼル発電機（A）の運転継続に、不要な負荷の停止操作を実施する。</p> <p>⑨^b 3号炉運転員（中央制御室）Aは、3号メタクラ3C系からメタクラ2G系へ給電するための遮断器及び3号メタクラ3C系からメタクラ2F系へ給電するための遮断器の「切」を確認し、3号炉発電課長に給電準備が完了したことを報告する。また、3号炉発電課長は発電課長に報告する。</p> <p>⑩^b 保修班員は、号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を保管エリアから2号炉の号炉間電力融通ケーブル（可搬型）接続口又は3号炉の号炉間電力融通ケーブル（可搬型）接続口付近に配備し、2号炉の号炉間電力融通ケーブル（可搬型）接続口及び3号炉の号炉間電力融通ケーブル（可搬型）接続口間に、号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を敷設する。</p> <p>⑪^b 保修班員は、2号炉の号炉間電力融通ケーブル（可搬型）接続口及び3号炉の号炉間電力融通ケーブル（可搬型）接続口に号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を接続する。</p> <p>⑫^b 保修班員は、発電所対策本部に号炉間電力融通ケーブル（可搬型）によるメタクラ2C系への受電準備が完了したことを報告する。また、発電所対策本部は発電課長に報告する。</p> <p>⑬^b 発電課長は、運転員及び3号炉発電課長に号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を使用した3号炉の非常用ディーゼル発電機（A）からメタクラ2G系への給電開始を指示する。</p> <p>⑭^b 3号炉発電課長は、3号炉運転員に3号炉の非常用ディーゼル発電機（A）からメタクラ2G系への給電開始を指示する。</p> <p>⑮^b 3号炉運転員（現場）B及びCは、3号メタクラ3C系にて電路構成を実施し、3号炉発電課長に給電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑯^b 3号炉運転員（中央制御室）Aは、3号メタクラ3C系からメタクラ2G系へ給電するための遮断器を「入」とし、3号炉発電課長にメタクラ2G系への給電が完了したこと</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>を報告する。また、3号炉発電課長は発電課長に報告する。</p> <p>⑰^b 運転員（中央制御室）A及びBは、3号メタクラ3C系からメタクラ2G系を受電するための遮断器を「入」とし、発電課長にメタクラ2G系の受電が完了したことを報告する。</p> <p>⑱^b 発電課長は、運転員にメタクラ2G系からメタクラ2C系への給電開始を指示する。</p> <p>⑲^b 運転員（中央制御室）A及びBは、メタクラ2G系からメタクラ2C系へ給電するための遮断器を「入」とする。</p> <p>⑳^b 運転員（中央制御室）A及びBは、メタクラ2G系からメタクラ2C系を受電するための遮断器を「入」とし、メタクラ2C系、パワーセンタ2C系及びモータコントロールセンタ2C系の受電操作を実施する。</p> <p>21^b 運転員（中央制御室）A及びBは、メタクラ2C系、パワーセンタ2C系及びモータコントロールセンタ2C系の受電状態に異常がないことを確認後、発電課長に受電が完了したことを報告し、125V充電器2A、125V充電器2B及び中央制御室監視計器の交流電源復旧を確認する。</p> <p>125V充電器復旧及び中央制御室監視計器復旧操作手順については、「1.14.2.2.(1)a. 所内常設蓄電式直流電源設備による給電」の操作手順⑧～⑬と同様である。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>優先2.の号炉間電力融通ケーブル（常設）を使用したメタクラ2C系又はメタクラ2D系受電操作は、2号炉運転員（中央制御室）2名及び3号炉運転員（中央制御室）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから号炉間電力融通ケーブル（常設）を使用したメタクラ2C系又はメタクラ2D系の受電完了まで30分以内で可能である。</p> <p>優先3.の号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を使用したメタクラ2C系又はメタクラ2D系受電操作は、2号炉運転員（中央制御室）2名、3号炉運転員（中央制御室）1名、3号炉運転員（現場）2名及び保修班員3名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を使用したメタクラ2C系又はメタクラ2D系受電完了まで225分以内で可能である。</p>	<p>c. 操作の成立性</p> <p>上記対応のうち、号機間連絡ケーブルを使用した号機間融通による（他号炉ディーゼル発電機）受電操作については、中央制御室にて運転員1名、現場は運転員1名及び災害対策要員2名、他号炉における中央制御室は運転員1名、他号炉における現場は運転員1名により作業を実施し、所要時間は約1時間50分と想定する。</p> <p>また、充電器の受電操作については、現場にて運転員1名及び災害対策要員2名により作業を実施し、所要時間は約30分と想定する。</p>	<p>c. 操作の成立性</p> <p>上記のうち、号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）を使用した号機間融通による受電操作について、中央制御室対応は運転員等1名、現場対応は運転員等1名、緊急安全対策要員2名にて実施し、所要時間は約75分と想定する。</p> <p>また、充電器の受電操作については、現場対応は運転員等1名により作業を実施し、所要時間は約5分と想定する。</p>	<p>記載表現の相違 設備の相違</p> <p>記載箇所の相違 ・女川2号炉の「所内常設蓄電式直流電源設備による給電」の操作の成立性については1.14-55頁「1.14.2.2.(1)a.」に記載している。</p> <p>記載方針の相違 ・女川2号炉では可搬型ケーブルを使用した号炉間融通の要員と作業時間を記載している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>なお、号炉間電力融通ケーブル（常設）については、メタクラ2F系と3号メタクラ3C系間及びメタクラ2F系と3号メタクラ3D系間に常時敷設されている。</p> <p>また、号炉間電力融通ケーブル（可搬型）は屋外（第2保管エリア）に配備されており、円滑に2号炉及び3号炉間にケーブルを敷設することが可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。 （添付資料 1.14.2-2）</p>	<p>円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備するとともに、暗闇でも視認性が上がるように操作対象盤に識別表示を行う。作業環境の周囲温度は通常運転状態と同程度である。遮断器操作に使用する工具、号機間連絡ケーブルを接続する工具については速やかに作業ができるよう現場に配備する。</p> <p>号機間連絡ケーブルを使用した号機間融通については、ケーブルの送電容量を考慮した負荷の範囲内で給電する。</p> <p>号機間連絡ケーブルは、通常運転中は、遮断器及びケーブルにより他号炉との縁を切っており、重大事故等時のみ接続する。</p> <p>号機間連絡ケーブルを使用した号機間融通の必要最大負荷は、想定される事故シーケンスのうち最大負荷となる、「外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失及びRCPシールLOCAが発生する事故」及び「燃料取出前のミッドループ運転中に外部電源が喪失するとともに非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失する事故」である。</p> <p>号機間連絡ケーブルを使用した号機間融通では、必要最大負荷以上の電力を確保することで、原子炉を安定状態に収束するための電力を供給する。さらに他号炉の電源裕度及びプラント設備状況（被災状況、定期検査中等）に応じたその他使用可能な設備に給電する。</p> <p>また、審査基準ごとに要求される重大事故等対処設備等の負荷へ給電する。 （添付資料 1.14.4, 1.14.5, 1.14.8）</p>	<p>円滑に作業できるように、号機間融通用高圧ケーブル接続盤等の常設設備と接続する箇所はコネクタ接続とし、移動経路の確保及び携帯照明や通信設備等を整備するとともに、暗闇でも視認性が上がるように操作対象盤に識別表示を行う。遮断器操作については、速やかに作業ができるよう作業場所近傍に使用工具を配備する。室温は通常運転状態と同程度である。</p> <p>号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）を使用した号機間融通については、ケーブルの送電容量を考慮した負荷の範囲内で給電する。</p> <p>号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）は、通常運転中は、遮断器及びケーブルにより他号炉との縁を切っており、重大事故等時のみ接続する。</p> <p>号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）を使用した号機間融通の必要最大負荷は、想定される事故シーケンスのうち最大負荷となる、「外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能喪失及びRCPシールLOCAが発生する事故」及び「燃料取出前のミッドループ運転中に外部電源が喪失するとともに非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失する事故」の場合である。</p> <p>号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）を使用した号機間融通では必要最大負荷以上の電力を確保することで、原子炉を安定状態に収束するための電力を供給する。さらに、他号炉の電源裕度及びプラント設備状況（被災状況、定期検査中等）に応じたその他使用可能な設備に給電する。</p> <p>また、審査基準ごとに要求される重大事故等対処設備等の負荷へ給電する。 （添付資料1.14.4, 1.14.5, 1.14.9）</p>	<p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊3号炉でも同様に号機間連絡ケーブルは常時敷設している。予備ケーブルは保管エリアに保管しており、円滑に敷設することが可能である。 <p>運用の相違</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊3号炉では対応手段毎の作業環境について記載している。また、工具の配備についても記載している。 <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊3号炉では号機間融通使用時の負荷容量について記載している。 <p>記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊3号炉添付資料1.14.5について女川2号炉では1.14-24頁添付資料1.14.5と比較。 泊3号炉添付資料1.14.8について女川2号炉では1.14-41頁添付1.14.2-2と比較。 泊3号炉添付資料1.14.4「交流電源給電負荷積上げ表」について女川2号炉ではSA補足資料に記載している。

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
		<p>(6)号機間電力融通恒設ケーブル(1, 2号~3, 4号)を使用した号機間融通による代替電源(交流)からの給電</p> <p>号機間電力融通恒設ケーブル(3号~4号)を使用した号機間融通による代替電源(交流)からの給電が実施できない場合に、号機間電力融通恒設ケーブル(1, 2号~3, 4号)を使用した号機間融通による非常用高圧母線への代替電源(交流)から給電する手順を整備する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>号機間電力融通恒設ケーブル(3号~4号)を使用した号機間融通による代替電源(交流)からの給電が母線電圧等にて確認できない場合において、1号炉又は2号炉のディーゼル発電機が健全^{※9}であることをディーゼル発電機電圧等にて確認できた場合。</p> <p>※9 1号炉又は2号炉のディーゼル発電機が健全とは以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・供給元が運転中又は高温停止中の場合はディーゼル発電機2台が健全 ・供給元が低温停止中の場合はディーゼル発電機1台が健全 <p>b. 操作手順</p> <p>号機間電力融通恒設ケーブル(1, 2号~3, 4号)を使用した号機間融通による代替電源(交流)からの給電を行う手順の概要は以下のとおり。概略図を第1.14.14図に、タイムチャートを第1.14.15図に、機器配置を第1.14.16図及び第1.14.17図に示す。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき当直課長及び緊急安全対策要員に、号機間電力融通恒設ケーブル(1, 2号~3, 4号)による号機間融通での給電を指示する。なお、供給元は、1号炉ができなければ2号炉とし、給電先は、3号炉又は4号炉、3号炉及び4号炉とする。 ② 運転員等は、中央制御室及び現場で号機間融通給電先の所内電源系統の受電準備、供給元の送電準備を実施する。 ③ 緊急安全対策要員は、現場で供給元メタクラ盤の使用可能な遮断器に号機間融通用高圧ケーブル接続盤からの恒設ケーブルを敷設し、接続する。 ④ 緊急安全対策要員は、現場で給電先メタクラ盤の空冷式非常用発電装置受電しゃ断器からのケーブルを号機間融通用高圧ケーブルコネクタ盤にてコネクタで接続する。 ⑤ 運転員等は、現場で供給元及び給電先の恒設ケーブルを接続した遮断器及び空冷式非常用発電装置受電しゃ断器を投入する。 	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
		<p>⑥ 緊急安全対策要員は、現場で供給元の遮断器が投入され、給電先メタクラ盤へ電力融通が開始されたことを、発電所対策本部長へ報告する。</p> <p>⑦ 運転員等は、現場で非常用高圧母線の電圧計により電源が確保されたことを確認後、パワーセンタ、コントロールセンタの復旧を行い、直流電源、計装用電源等の必要負荷を起動する。</p> <p>⑧ 当直課長は、運転員等に充電器の受電操作を指示する。</p> <p>⑨ 運転員等は、中央制御室で蓄電池室排気ファンを起動し、蓄電池室の換気を行う。</p> <p>⑩ 運転員等は、現場で充電器を起動し直流電源の給電を行う。</p> <p>c. 操作の成立性 上記のうち、号機間電力融通恒設ケーブル（1，2号～3，4号）を使用した号機間融通による受電操作について、中央制御室対応は1ユニット当たり運転員等2名、現場対応は1ユニット当たり運転員等2名、緊急安全対策要員3名にて実施し、所要時間は約3時間と想定する。 また、充電器の受電操作については、現場対応は運転員等1名により作業を実施し、所要時間は約5分と想定する。</p> <p>円滑に作業できるように、号機間融通用高圧ケーブル接続盤等の常設設備と接続する箇所はコネクタ接続（3，4号）及び端子接続（1，2号）とし、移動経路の確保及び携帯照明や通信設備等を整備するとともに、暗闇でも視認性が上がるように操作対象盤に識別表示を行う。ケーブル接続、遮断器操作については、速やかに作業ができるよう作業場所近傍に使用工具を配備する。室温は通常運転状態と同程度である。</p> <p>号機間電力融通恒設ケーブル（1，2号～3，4号）を使用した号機間融通については、ケーブルの送電容量を考慮した負荷の範囲内で給電する。</p> <p>号機間電力融通恒設ケーブル（1，2号～3，4号）は、通常運転中は、遮断器及びケーブルにより他号炉との縁を切っており、重大事故等時のみ接続する。</p> <p>号機間電力融通恒設ケーブル（1，2号～3，4号）を使用した号機間融通の必要最大負荷は、想定される事故シナジスのうち最大負荷となる、「外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能喪失及びRCPシールLOCAが発生する事故」及び「燃料取出前のミッドループ運転中に外部電源が喪失するとともに非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失する事故」の場合である。</p> <p>号機間電力融通恒設ケーブル（1，2号～3，4号）を</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
		<p>使用した号機間融通では必要最大負荷以上の電力を確保することで、原子炉を安定状態に収束するための電力を供給する。さらに、1号炉又は2号炉の電源裕度及びプラント設備状況（被災状況、定期検査中等）に応じたその他使用可能な設備に給電する。</p> <p>また、審査基準ごとに要求される重大事故等対処設備等の負荷へ給電する。</p> <p style="text-align: center;">（添付資料1.14.4、1.14.5、1.14.10）</p> <p>(8)号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）を使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電</p> <p>あらかじめ敷設した号機間電力融通恒設ケーブルが使用できず、電源車による代替電源（交流）からの給電が実施できない場合に、号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）を使用した号機間融通による非常用高圧母線への代替電源（交流）から給電する手順を整備する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>電源車の故障等により代替電源からの給電が母線電圧等にて確認できない場合において、他号炉のディーゼル発電機が健全^{※10}であることをディーゼル発電機電圧等にて確認できた場合。</p> <p>※10 他号炉のディーゼル発電機が健全とは以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・供給元が運転中又は高温停止中の場合はディーゼル発電機2台が健全 ・供給元が低温停止中の場合はディーゼル発電機1台が健全 <p>b. 操作手順</p> <p>号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）を使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電を行う手順の概要は以下のとおり。概略図を第1.14.21図に、タイムチャートを第1.14.22図に、ケーブル敷設ルートを第1.14.23図に示す。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき当直課長及び緊急安全対策要員に、号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）を使用した号機間融通での給電を指示する。 ② 運転員等は、中央制御室及び現場で号機間融通給電先の所内電源系統の受電準備、供給元の送電準備を実施する。 ③ 緊急安全対策要員は、現場で供給元メタクラ盤の空冷式非常用発電装置受電しゃ断器及び給電先メタクラ盤 	

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
		<p>の空冷式非常用発電装置受電しゃ断器に号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）を敷設し、接続する。</p> <p>④ 運転員等は、現場で供給元及び給電先の号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）を接続した空冷式非常用発電装置受電しゃ断器を投入する。</p> <p>⑤ 緊急安全対策要員は、現場で供給元及び給電先の空冷式非常用発電装置受電しゃ断器が投入され、給電先メタクラ盤へ電力融通が開始されたことを、発電所対策本部長へ報告する。</p> <p>⑥ 運転員等は、現場で非常用高圧母線の電圧計により電源が確保されたことを確認後、パワーセンタ、コントロールセンタの復旧を行い、直流電源、計装用電源等の必要負荷を起動する。</p> <p>⑦ 当直課長は、運転員等に充電器の受電操作を指示する。</p> <p>⑧ 運転員等は、中央制御室で蓄電池室排気ファンを起動し、蓄電池室の換気を行う。</p> <p>⑨ 運転員等は、現場で充電器を起動し直流電源の給電を行う。</p> <p>c. 操作の成立性</p> <p>上記のうち、号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）を使用した号機間融通による受電操作について、中央制御室対応は運転員等1名、現場対応は運転員等1名、緊急安全対策要員6名にて実施し、所要時間は約2.4時間と想定する。</p> <p>また、充電器の受電操作については、現場対応は運転員等1名により作業を実施し、所要時間は約5分と想定する。</p> <p>円滑に作業できるように、空冷式非常用発電装置受電遮断器盤等の常設設備と接続する箇所は端子接続とし、移動経路を確保し、携帯照明や通信設備等を整備するとともに、暗闇でも視認性が上がるように操作対象盤に識別表示を行う。ケーブル接続、遮断器操作については、速やかに作業ができるよう作業場所近傍に使用工具を配備する。室温は通常運転状態と同程度である。</p> <p>号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）を使用した号機間融通については、ケーブルの送電容量を考慮した負荷の範囲内で給電する。</p> <p>号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）は、通常運転中は、敷設していないため、他号炉との線を切っており、重大事故等時のみ接続する。</p> <p>号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）を使用した号機間融通の必要最大負荷は、想定される事故シーケンスのうち最大負荷となる、「外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能喪失及びRCPシー</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
	<p>(5) 開閉所設備を使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電</p> <p>号機間連絡ケーブルを使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電が実施できない場合に、開閉所設備を使用した号機間融通による非常用高圧母線への代替電源（交流）を給電する手順を整備する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>号機間連絡ケーブルを使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電が母線電圧等にて確認できない場合において、他号炉のディーゼル発電機2台が健全であることをディーゼル発電機電圧等にて確認できた場合。</p> <p>b. 操作手順</p> <p>開閉所設備を使用した号機間融通による代替電源（交流）の給電を行う手順の概要は以下のとおり。概略図を第1.14.13図に、タイムチャートを第1.14.14図に示す。</p> <p>① 発電課長（当直）は、手順着手の判断基準に基づき、運転員に開閉所設備を使用した号機間融通を指示する。</p> <p>② 運転員及び他号炉の運転員は、中央制御室及び現場にて号機間融通給電先の所内電源系統の受電準備、供給元の送電準備を実施する。</p> <p>③ 他号炉の運転員は、供給元となるディーゼル発電機の負荷制限のため、中央制御室及び現場にて不要負荷の切離しを行う。</p> <p>④ 運転員は、開閉所にて開閉所設備の遮断器を操作し、融通電路を構成する。</p> <p>⑤ 他号炉の運転員は、融通開始時の突入電流による電路上の保護リレーの動作防止のため、現場で保護リレーをロックする。</p> <p>⑥ 他号炉の運転員は、中央制御室にて融通する非常用母線の起動変圧器受電遮断器を投入し、開閉所設備を充電する。</p>	<p>ルLOCAが発生する事故」の場合である。号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）を使用した号機間融通は必要最大負荷以上の電力を確保することで、原子炉を安定状態に収束するための電力を供給する。さらに、他号炉の電源裕度及びプラント設備状況（被災状況、定期検査中等）に応じたその他使用可能な設備に給電する。</p> <p>また、審査基準ごとに要求される重大事故等対処設備等の負荷へ給電する。</p> <p>(添付資料1.14.4、1.14.5、1.14.12)</p> <p>【泊3号炉との比較のため記載順序入替】</p> <p>(4) No. 1予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電</p> <p>No. 2予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電が実施できない場合に、No. 1予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用した号機間融通による非常用高圧母線への代替電源（交流）から給電する手順を整備する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>No. 2予備変圧器の故障等によりNo. 2予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電が母線電圧等にて確認できない場合において、他号炉のディーゼル発電機が健全^{*7}であることをディーゼル発電機電圧等にて確認できた場合。</p> <p>※7 他号炉のディーゼル発電機が健全とは以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・供給元が運転中又は高温停止中の場合はディーゼル発電機2台が健全 ・供給元が低温停止中の場合はディーゼル発電機1台が健全 <p>b. 操作手順</p> <p>No. 1予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電を行う手順の概要は以下のとおり。概略図を第1.14.9図に、タイムチャートを第1.14.10図に示す。</p> <p>① 当直課長は、手順着手の判断基準に基づき運転員等に、No. 1予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用した号機間融通を指示する。</p> <p>② 運転員等は、中央制御室及び現場で号機間融通給電先の所内電源系統の受電準備、供給元の送電準備を実施する。</p> <p>③ 運転員等は、現場で号機間融通に必要なインターロック解除（ジャンパ、リフト）処置を行う。</p>	<p>自主対策の相違（差異理由①）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
	<p>⑦ 他号炉の運転員は、現場で保護リレーのロックを解除する。</p> <p>⑧ 運転員は、現場の安全補機開閉器室にて予備変圧器受電遮断器又は所内変圧器受電遮断器を接続する。</p> <p>⑨ 運転員は、中央制御室にて予備変圧器受電遮断器又は所内変圧器受電遮断器を投入し、非常用高圧母線の電圧により、メタクラ及びパワーコントロールセンタの受電を確認する。</p> <p>⑩ 運転員及び災害対策要員は、現場の安全補機開閉器室にてパワーコントロールセンタ遮断器を投入し、コントロールセンタの受電を確認する。</p> <p>⑪ 運転員及び災害対策要員は、現場にて受電に伴い順次起動する補機の確認を行うとともに、重大事故等対処設備を必要な時期に起動する。</p> <p>⑫ 発電課長（当直）は、運転員及び災害対策要員に充電器の受電操作を指示する。</p> <p>⑬ 災害対策要員は、現場にて安全補機開閉器室外気取入ダンパの開操作を行う。</p> <p>⑭ 災害対策要員は、現場にて蓄電池室排気ファンコントロールセンタのコネクタ差替えを行う。</p> <p>⑮ 運転員は、現場にて蓄電池室排気ファンを起動し、安全系蓄電池室の換気を行う。</p> <p>⑯ 運転員は、現場で充電器を起動し直流電源の給電を行う。</p> <p>c. 操作の成立性 上記対応のうち、開閉所設備を使用した号機間融通による受電操作については、中央制御室にて運転員1名、現場は運転員2名、他号炉における中央制御室は運転員1名、他号炉における現場は運転員1名により作業を実施し、所要時間は約3時間30分と想定する。 また、充電器の受電操作については、現場にて運転員1名及び災害対策要員2名により作業を実施し、所要時間は約30分と想定する。</p> <p>円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備するとともに、暗闇でも視認性が上がるように操作対象盤に識別表示を行う。作業環境の周囲温度は通常運転状態と同程度である。遮断器操作に使用する工具については速やかに作業ができるよう現場に配備する。</p> <p>開閉所設備を使用した号機間融通については、ケーブルの送電容量を考慮した負荷の範囲内で給電する。</p> <p>開閉所設備を使用した号機間融通の必要最大負荷は、想定される事故シーケンスのうち最大負荷となる、「外部電</p>	<p>④ 運転員等は、中央制御室及び現場で供給元母線のディーゼル発電機の負荷について切離しを行う。</p> <p>⑤ 運転員等は、中央制御室及び現場で号機間融通給電先の母線負荷について切離しを行う。</p> <p>⑥ 運転員等は、現場でNo. 1予備変圧器1次側の遮断器を開放する。</p> <p>⑦ 運転員等は、中央制御室で供給元母線のNo. 1予備変圧器受電遮断器を投入する。</p> <p>⑧ 運転員等は、中央制御室で号機間融通給電先母線のNo. 1予備変圧器受電遮断器を投入し、メタクラの受電を確認する。</p> <p>⑨ 運転員等は、中央制御室でパワーセンタ及びコントロールセンタを受電し、非常用高圧母線の電圧計により電源が確保されたことを確認する。</p> <p>⑩ 運転員等は、現場で号機間融通開始に当たり実施したインターロック解除（ジャンパ、リフト）処置を一部復旧する。</p> <p>⑪ 運転員等は、中央制御室及び現場で受電に伴い順次起動する補機の確認を行うとともに、重大事故等対処設備を必要な時期に起動する。</p> <p>⑫ 当直課長は、運転員等に充電器の受電操作を指示する。</p> <p>⑬ 運転員等は、中央制御室で蓄電池室排気ファンを起動し、蓄電池室の換気を行う。</p> <p>⑭ 運転員等は、現場で充電器を起動し直流電源の給電を行う。</p> <p>c. 操作の成立性 上記のうち、No. 1予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用した号機間融通による受電操作については、中央制御室対応は運転員等3名、現場対応は運転員等2名により作業を実施し、所要時間は約65分と想定する。</p> <p>また、充電器の受電操作については、現場対応は運転員等1名により作業を実施し、所要時間は約5分と想定する。</p> <p>円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、携帯照明や通信設備等を整備するとともに、暗闇でも視認性が上がるように操作対象盤に識別表示を行う。室温は通常運転状態と同程度である。</p> <p>No. 1予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用した号機間融通については、ケーブルの送電容量を考慮した負荷の範囲内で給電する。</p> <p>No. 1予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用した号機間融通の必要最大負荷は、想定される事故シーケンスのう</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
	<p>源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失及びRCPシールLOCAが発生する事故」及び「燃料取出前のミッドループ運転中に外部電源が喪失するとともに非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失する事故」である。</p> <p>開閉所設備を使用した号機間融通は、必要最大負荷以上の電力を確保することで、原子炉を安定状態に収束するための電力を供給する。さらに、他号炉の電源裕度及びプラント設備状況（被災状況、定期検査中等）に応じたその他使用可能な設備に給電する。</p> <p>また、審査基準ごとに要求される重大事故等対処設備等の負荷へ給電する。</p> <p style="text-align: center;">(添付資料 1.14.4, 1.14.5, 1.14.9)</p> <p>(6) 優先順位</p> <p>全交流動力電源喪失時に炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するため、必要な電力を確保するための代替電源（交流）の給電手順の優先順位は、代替非常用発電機、3号非常用受電設備、可搬型代替電源車、号機間連絡ケーブル、開閉所設備の順で使用する。</p> <p>代替非常用発電機は全交流動力電源喪失時に、他号炉や外部電源の状況に依存せず、中央制御室及び現場での電源回復操作を並行し、短時間での電源給電が可能であることから、第1優先で使用する。</p> <p>3号非常用受電設備による代替電源（交流）からの給電は、短時間での給電が可能なることから第2優先で使用する。</p> <p>可搬型代替電源車は、重大事故等時の初期の負荷に給電できる電源であること、及び他号炉の安全性を損ねるおそれのある号機間融通による代替電源（交流）からの給電より優先的に使用する目的から第3優先で使用する。</p> <p>なお、ケーブルの敷設・接続により準備期間が比較的に長いことから、代替非常用発電機が使用できない場合に準備を開始し、第2優先で使用する3号非常用受電設備の使用準備と並行して行う。</p>	<p>ち最大負荷となる、「外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能喪失及びRCPシールLOCAが発生する事故」及び「燃料取出前のミッドループ運転中に外部電源が喪失するとともに非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失する事故」の場合である。</p> <p>No.1予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用した号機間融通は必要最大負荷以上の電力を確保することで、原子炉を安定状態に収束するための電力を供給する。さらに、他号炉の電源裕度及びプラント設備状況（被災状況、定期検査中等）に応じたその他使用可能な設備に給電する。</p> <p>また、審査基準ごとに要求される重大事故等対処設備等の負荷へ給電する。</p> <p style="text-align: center;">(添付資料1.14.4, 1.14.5, 1.14.8)</p> <p>(9) 優先順位</p> <p>全交流動力電源喪失時に炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するための代替電源（交流）による給電手順の優先順位は、空冷式非常用発電装置、77kV送電線、No.2予備変圧器2次側恒設ケーブル、No.1予備変圧器2次側恒設ケーブル、号機間電力融通恒設ケーブル、電源車及び号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）の順で使用する。</p> <p>空冷式非常用発電装置は全交流動力電源喪失時に、他号炉や外部電源の状況に依存せず、中央制御室及び現場での電源回復操作を並行し、短時間での電力供給ができるため、第1優先で使用する。</p> <p>77kV送電線による代替電源（交流）からの給電は、他号炉や外部電源の状況確認に時間を要するものの、中央制御室で遮断器を投入することで、容易に給電することができることから、第2優先で使用する。</p> <p>No.2予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電は、運転員等によるインターロック解除（ジャンパ、リフト）処置後、中</p>	<p>記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川2号炉は代替交流電源設備による給電の優先順位について、「1.14.2.6 重大事故等時の対応手段の選択」に記載している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
	<p>号機間連絡ケーブルを使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電は、開閉所設備を使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電手順に比べて給電までに要する準備時間が短いこと、かつ対応に必要な要員が少ないことから、第4優先で使用する。</p> <p>開閉所設備を使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電は、給電までに要する準備時間が比較的長いことから、第5優先で使用する。</p> <p>なお、号機間連絡ケーブルが利用できない場合は、配備している予備ケーブルを用いて他号炉のディーゼル発電機から電力融通をする。</p> <p>上記の第1優先から第5優先までの手順を連続して行った場合、約8時間で実施可能であり、所内直流電源設備から給電されている24時間以内に、十分な余裕をもって給電を開始する。</p> <p>以上の対応手順のフローチャートを第1.14.15図に示す。</p>	<p>中央制御室で遮断器を投入することで、容易に給電することができるが、給電までに要する準備時間が比較的長いことから、第3優先で使用する。</p> <p>No.1予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電は、運転員等によるインターロック解除（ジャンパ、リフト）処置後、中央制御室で遮断器を投入することで、容易に給電することができるが、給電までに要する準備時間が比較的長いこと及び上記の第3優先手順に比べ、対応に必要な要員が多いことから、第4優先で使用する。</p> <p>号機間電力融通恒設ケーブルを使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電は、上記の第4優先手順と同様に給電までに要する準備時間が比較的長いこと及び上記の第4優先手順に比べ、対応に必要な要員が多いことから、第5優先で使用する。</p> <p>なお、号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）と号機間電力融通恒設ケーブル（1, 2号～3, 4号）の優先順位は、給電までに要する準備時間が比較的短いことから、号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）を優先とする。</p> <p>電源車は、必要とされる監視設備や中央制御室空調設備等を維持するための最低限必要な負荷へ給電できる電源であること及び給電までに要する準備時間が比較的長いことから、第6優先で使用する。</p> <p>号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）による給電は、電路への接続作業等の準備時間が長いことから第7優先で使用する。</p> <p>上記の第1優先から第7優先までの手順を連続して行った場合、約11時間で実施でき、所内直流電源設備から給電されている24時間以内に、十分な余裕を持って給電を開始する。</p> <p>以上の対応手順のフローチャートを第1.14.24図に示す。</p>	<p>記載箇所の相違 ・女川2号炉では1.14-45図と比較。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>1.14.2.2 代替電源（直流）による対応手順</p> <p>(1) 代替直流電源設備による給電</p> <p>a. 所内常設蓄電式直流電源設備による給電</p> <p>外部電源及び非常用ディーゼル発電機の機能喪失、ガスタービン発電機、号炉間電力融通ケーブル及び電源車による交流電源の復旧ができない場合、125V蓄電池2A及び125V蓄電池2Bにより、24時間にわたり直流母線へ給電する。</p> <p>外部電源及び非常用ディーゼル発電機の機能喪失後、充電器を経由した直流母線（125V直流主母線盤）への給電から、125V蓄電池2A及び125V蓄電池2Bによる直流母線（125V直流主母線盤）への給電に自動で切り替わることを確認する。125V蓄電池2A及び125V蓄電池2Bの延命のため、全交流動力電源喪失から1時間以内に、中央制御室において簡易な操作でプラントの状態監視に必要ではない125V直流主母線盤の直流負荷を切り離し、その後、全交流動力電源喪失から8時間以内に、中央制御室外において必要な負荷以外の切離しを実施することで、24時間にわたり125V直流主母線盤2A及び125V直流主母線盤2Bへ給電する。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備から直流母線へ給電している24時間以内に、ガスタービン発電機、号炉間電力融通ケーブル又は電源車によりメタクラ2C系及びメタクラ2D系を受電し、その後、125V充電器2A及び125V充電器2Bを受電して直流電源の機能を回復させる。なお、蓄電池を充電する際は水素が発生するため、蓄電池室の換気を実施する。また、ガスタービン発電機、号炉間電力融通ケーブル又は電源車によるモータコントロールセンタ2C系及びモータコントロールセンタ2D系の受電完了後は、中央制御室監視計器の復旧確認を行う。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 [所内常設蓄電式直流電源設備による125V直流主母線盤2A及び125V直流主母線盤2Bへの給電の判断基準] 全交流動力電源喪失により、125V充電器2A及び125V充電器2Bの交流入力電源の喪失が発生した場合。</p>	<p>1.14.2.2 直流電源及び代替電源（直流）による給電手順等</p> <p>(1) 蓄電池（非常用）による直流電源からの給電</p> <p>全交流動力電源喪失時は、蓄電池（非常用）により、非常用直流母線へ直流電源が自動で給電される。このため、蓄電池（非常用）による直流電源を給電するための手順を整備する。</p> <p>[1.14-55頁より再掲] 全交流動力電源喪失発生から13時間後に後備蓄電池を投入することで、全交流動力電源喪失発生から蓄電池（非常用）及び後備蓄電池により24時間にわたり非常用直流母線へ代替電源（直流）を給電する手順を整備する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>全交流動力電源喪失発生後、交流電源から非常用直流母線への給電が母線電圧にて確認できない場合。</p>	<p>1.14.2.2 代替電源（直流）による給電手順等</p> <p>(1)蓄電池（安全防護系用）による代替電源（直流）からの給電</p> <p>全交流動力電源喪失時は、蓄電池（安全防護系用）により、非常用直流母線へ代替電源（直流）が自動で給電される。このため、蓄電池（安全防護系用）による直流電源を給電するための手順を整備する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>全交流動力電源喪失発生後、交流電源から非常用直流母線への給電が母線電圧等にて確認できない場合。</p>	<p>記載表現の相違</p> <p>資料構成の相違</p> <p>設備の相違（差異理由②）</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載箇所の相違</p> <p>・泊3号炉1.14-55頁「後備蓄電池による代替電源（交流）からの給電」より再掲。</p> <p>設備の相違（差異理由②）</p> <p>記載箇所の相違</p> <p>・泊3号炉の「直流電源及び代替電源（直流）による給電手順」の優先順位は、後段に「(6)優先順位」の項目を設けて整理している。</p> <p>資料構成の相違</p> <p>記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>[必要な負荷以外の切離しの判断基準] 125V 蓄電池 2A 及び 125V 蓄電池 2B から 125V 直流主母線盤 2A 及び 125V 直流主母線盤 2B への自動給電開始から 1 時間以内にガスタービン発電機による給電がなく、ガスタービン発電機による 125V 充電器 2A 及び 125V 充電器 2B の交流入力電源の復旧が見込めない場合。</p> <p>[125V 充電器 2A, 125V 充電器 2B の受電及び中央制御室監視計器の復旧確認の判断基準] 全交流動力電源喪失時に、ガスタービン発電機、号炉間電力融通ケーブル又は電源車により、モータコントロールセンタ 2C 系及びモータコントロールセンタ 2D 系の受電が可能となった場合。</p> <p>(b) 操作手順 所内常設蓄電式直流電源設備による給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第 1.14-5 図に、概要図を第 1.14-13 図及び第 1.14-15 図に、タイムチャートを第 1.14-14 図及び第 1.14-16 図に示す。なお、125V 蓄電池 2H による給電手段については、「1.14.2.5 (2) 非常用直流電源設備による給電」にて整備する。</p> <p>[所内常設蓄電式直流電源設備による 125V 直流主母線盤 2A 及び 125V 直流主母線盤 2B への自動給電確認] ① 発電課長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員に 125V 蓄電池 2A 及び 125V 蓄電池 2B による自動給電状態の確認を指示する。 ② 運転員（中央制御室）A は、中央制御室にて 125V 充電器 2A 及び 125V 充電器 2B の交流入力電源喪失したことを「M/C6-2C 低電圧及び M/C6-2D 低電圧」警報により確認する。 ③ 運転員（中央制御室）A は、中央制御室にて 125V 蓄電池 2A 及び 125V 蓄電池 2B による 125V 直流主母線盤 2A,</p>	<p>[1.14-55 頁より再掲] 全交流動力電源喪失により、早期の電源復旧見込みがなく、全交流動力電源喪失発生から 13 時間経過した場合。</p> <p>b. 操作手順 蓄電池（非常用）による直流電源からの給電は、自動動作となるため、自動動作の状況を中央制御室で母線電圧により、電源が確保されていることを確認する。</p> <p>▶ 早期の交流動力電源の復旧見込みがない場合は、不要な直流負荷切離しによる直流電源給電を開始する。手順の概要は以下のとおり。概略図を第 1.14.16 図に、タイムチャートを第 1.14.17 図に示す。</p> <p>① 運転員は、直流コントロールセンタ負荷への電源が確保されていることを、中央制御室で警報表示等により確認する。 ② 発電課長（当直）は、手順着手の判断基準に基づき、運転員に非常用直流母線の不要な直流負荷の切離しを指示する。 ③ 運転員は、全交流動力電源喪失発生後 1 時間までに、中央制御室及び中央制御室に隣接する安全系計装盤室にて不要な直流負荷の切離しを行う。</p>	<p>b. 操作手順 蓄電池（安全防護系用）による代替電源（直流）からの給電は、自動動作となるため、自動動作の状況を中央制御室で警報表示等により、電源が確保されていることを確認する。</p> <p>早期の交流電源の復旧見込みがない場合、安全防護系直流不要負荷切離しによる直流電源給電を開始する。手順の概要は以下のとおり。また、概略図を第 1.14.25 図に、タイムチャートを第 1.14.26 図に示す。</p> <p>① 運転員等は、直流き電盤への電源が確保されていることを、中央制御室で警報表示等により確認する。 ② 当直課長は、手順着手の判断基準に基づき運転員等に、不要直流負荷の切離しを指示する。 ③ 運転員等は、全交流動力電源喪失発生後 1 時間までに中央制御室で不要直流負荷の切離しを行う。 ④ 運転員等は、全交流動力電源喪失発生後 8 時間以降に、中央制御室下階の計装用インバータ室の計装用分電盤でさらに不要負荷の切離しを行う。</p>	<p>記載箇所の相違 ・泊 3 号炉 1.14-55 頁「後備蓄電池による代替電源（交流）からの給電」より再掲。</p> <p>設備の相違（差異理由②） 記載箇所の相違 ・泊 3 号炉の「不要な直流負荷の切離し」については「b. 操作手順」に記載している。</p> <p>記載箇所の相違 ・泊 3 号炉の充電器からの直流電源の給電手順は「1.14.2.1 代替電源（交流）による給電手順等」の各操作手順に記載している。</p> <p>設備の相違（差異理由②） 記載表現の相違 記載箇所の相違 ・直流電源からの自動給電について、女川 2 号炉では 1.14-54 頁(c)操作の成立性に記載している。</p> <p>記載方針の相違 ・泊 3 号炉では手順の対応フローを第 1.14.27 図に記載している。</p> <p>設備の相違 ・女川 2 号炉は高圧炉心スプレイ系の非常用電源設備に直流電源を給電するための設備として 125V 蓄電池 2H を設置している。</p> <p>資料構成の相違 記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>125V 直流主母線盤 2B, 125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 への自動給電状態に異常がないことを 125V 直流主母線盤 2A, 125V 直流主母線盤 2B, 125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 の電圧指示値により確認し、発電課長に 125V 直流主母線盤 2A, 125V 直流主母線盤 2B, 125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 へ自動給電されていることを報告する。</p> <p>④ 発電課長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員に 125V 蓄電池 2A 及び 125V 蓄電池 2B の延命処置として、1 時間以内に中央制御室にて簡易な操作でプラントの状態監視に必要な負荷以外を切り離し、8 時間以内に現場にて必要な負荷以外の切離しを指示する。</p> <p>⑤ 運転員（中央制御室）A は、中央制御室にて 125V 蓄電池 2A 及び 125V 蓄電池 2B の延命処置として必要な負荷以外の切離しを実施し、発電課長に必要な負荷以外の切離しが完了したことを報告する。</p> <p>⑥ 運転員（現場）B 及び C は、制御建屋にて 125V 蓄電池 2A 及び 125V 蓄電池 2B の延命処置として必要な負荷以外の切離しを実施し、発電課長に必要な負荷以外の切離しが完了したことを報告する。</p> <p>⑦ 発電課長は、蓄電池による給電開始から 24 時間経過するまでに、ガスタービン発電機、号炉間電力融通ケーブル又は電源車によるモータコントロールセンタ 2C 系及びモータコントロールセンタ 2D 系への受電が完了したことを確認し、運転員に交流電源による 125V 充電器 2A 及び 125V 充電器 2B の受電準備開始を指示する。</p> <p>⑧ 発電課長は、運転員に 125V 充電器 2A 及び 125V 充電器 2B が受電されていることを確認するよう指示する。</p> <p>⑨ 運転員（中央制御室）A は、125V 充電器 2A 及び 125V 充電器 2B の運転が開始されたことを、125V 直流主母線 2A 電圧、125V 直流主母線 2B 電圧、125V 直流主母線 2A-1 電圧及び 125V 直流主母線 2B-1 電圧の指示値が規定電圧であることを確認し、発電課長に受電が完了したことを報告する。</p> <p>⑩ 発電課長は、運転員に DC125V バッテリ室（A）及び DC125V バッテリ室（B）における蓄電池充電時の水素ガス滞留防止のため、計測制御電源室（A）室換気空調系及び計測制御電源室（B）室換気空調系を起動し、DC125V バッテリ室（A）及び DC125V バッテリ室（B）の換気を指示する。</p> <p>⑪ 運転員（中央制御室）A は、計測制御電源室（A）室換気空調系及び計測制御電源室（B）室換気空調系の CS を「入」とし、発電課長に DC125V バッテリ室（A）及び DC125V バッテリ室（B）の換気を実施したことを報告する。</p> <p>⑫ 発電課長は、モータコントロールセンタ 2C 系及びモータコントロールセンタ 2D 系復旧完了後、運転員に中央制</p>	<p>④ 運転員は、全交流動力電源喪失発生後 8.5 時間までに、現場の安全補機開閉器室でさらに不要な直流負荷の切離しを行う。</p>		<p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川 2 号炉は充電器からの直流電源の給電開始後、蓄電池の延命処置として切離した直流負荷の復旧手順を記載している。 <p>記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊 3 号炉の充電器からの直流電源の給電手順は「1.14.2.1 代替電源（交流）による給電手順等」の各操作手順に記載している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>御室監視計器の復旧確認を指示する。</p> <p>⑬ 運転員（中央制御室）Aは、中央制御盤にて中央制御室監視計器が復旧されていることを状態表示により確認し、発電課長に復旧が完了したことを報告する。</p> <p>⑭ 発電課長は、運転員に125V蓄電池2A及び125V蓄電池2B給電を24時間継続するために切り離していた125V直流負荷の復旧を指示する。</p> <p>⑮ 運転員（中央制御室）Aは、中央制御室にて切り離していた125V直流負荷の復旧を実施し、発電課長に切り離していた125V直流負荷の復旧が完了したことを報告する。</p> <p>⑯ 運転員（現場）B及びCは、現場にて切り離していた125V直流負荷の復旧を実施し、発電課長に切り離していた125V直流負荷の復旧が完了したことを報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>[所内常設蓄電式直流電源設備による125V直流主母線盤2A及び125V直流主母線盤2Bへの自動給電確認]</p> <p>125V蓄電池2A及び125V蓄電池2Bによる125V直流主母線盤2A、125V直流主母線盤2B、125V直流主母線盤2A-1及び125V直流主母線盤2B-1への給電については、運転員の操作は不要である。</p> <p>[必要な負荷以外の切離し]</p> <p>運転員（中央制御室）1名及び運転員（現場）2名にて作業を実施した場合、必要な負荷以外の切離しの作業開始を判断してから中央制御室にて1時間以内に必要な負荷以外の切離しの作業完了まで5分以内で可能である。</p> <p>また、必要な負荷以外の切離しの作業開始を判断してから8時間以内に現場にて必要な負荷以外の切離しを行い、作業完了まで、必要な負荷以外の切離しの作業開始を判断してから60分以内で可能である。</p>	<p>c. 操作の成立性</p> <p>[1.14-52頁より再掲]</p> <p>蓄電池（非常用）による直流電源からの給電は、自動動作となるため、自動動作の状況を中央制御室で母線電圧により、電源が確保されていることを確認する。</p> <p>全交流動力電源喪失後、1時間までの不要な直流負荷切離し操作については、中央制御室にて運転員1名、現場は運転員1名により作業を実施し、所要時間は約20分と想定する。その後、8.5時間までの不要な直流負荷切離し操作については、現場にて運転員1名により作業を実施し、所要時間は約30分と想定する。</p> <p>不要な直流負荷の切離しにより蓄電池（非常用）にて13.5時間にわたり直流電源の給電を確保する。</p> <p>[1.14-55頁より再掲]</p> <p>上記の対応は、中央制御室の運転員1名で実施し、所要時間は約5分と想定する。不要な直流負荷の切離し後、蓄電池（非常用）と後備蓄電池をあわせ24時間にわたり直流電源の給電を確保する。</p>	<p>c. 操作の成立性</p> <p>全交流動力電源喪失後、1時間までに中央制御室からの不要直流負荷の切離しを1ユニット当たり運転員等1名、所要時間は約5分と想定する。その後、8時間以降は、現場での不要直流負荷の切離しを1ユニット当たり運転員等1名、所要時間は約15分と想定する。</p> <p>不要直流負荷の切離しにより蓄電池（安全防护系用）にて24時間にわたり直流電源の給電を確保する。</p>	<p>記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊3号炉では1.14-52頁b.操作手順に蓄電池（非常用）からの給電は自動動作であることが記載されていることから再掲。 <p>資料構成の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊3号炉はSB0発生後1時間以内及び8.5時間以内に不要な直流負荷の切離しを実施することで蓄電池（非常用）にて13.5時間にわたり直流電源の給電が可能であることを記載している。 <p>記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊3号炉1.14-55頁「後備蓄電池による代替電源（交流）からの給電」より再掲。 <p>設備の相違（差異理由②）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>125V 蓄電池 2A 及び 125V 蓄電池 2B 給電を 24 時間継続するため切り離していた 125V 直流負荷の復旧操作は、1 時間負荷は 5 分以内で可能であり、8 時間負荷は 30 分以内で可能である。</p> <p>常設代替交流電源設備、号炉間電力融通設備又は可搬型代替交流電源設備によるモータコントロールセンタ 2C 系及びモータコントロールセンタ 2D 系受電後、125V 充電器 2A、125V 充電器 2B 及び中央制御室監視計器の復旧は、20 分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。 (添付資料 1.14.2-3)</p>	<p>円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備するとともに、暗闇でも視認性が上がるように操作対象盤に識別表示を行う。作業環境の周囲温度は通常運転状態と同程度である。 (添付資料 1.14.10, 添付資料 1.14.11)</p> <p>(2) 後備蓄電池による代替電源（直流）からの給電 全交流動力電源喪失発生から 13 時間後に後備蓄電池を投入することで、全交流動力電源喪失発生から蓄電池（非常用）及び後備蓄電池により 24 時間にわたり非常用直流母線へ代替電源（直流）を給電する手順を整備する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失により、早期の電源復旧見込みがなく、全交流動力電源喪失発生から 13 時間経過した場合。</p> <p>b. 操作手順 後備蓄電池による代替電源（直流）からの給電の手順の概要は以下のとおり。概略図を第 1.14.18 図に、タイムチャートを第 1.14.19 図に示す。 ① 発電課長（当直）は、手順着手の判断基準に基づき、運転員に後備蓄電池の投入を指示する。 ② 運転員は、全交流動力電源喪失発生後 13 時間後に中央制御室にて後備蓄電池を投入し、非常用直流母線に直流電源の給電を開始する。 ③ 運転員は、中央制御室で直流母線電圧により、電源が確保されていることを確認する。</p> <p>c. 操作の成立性 上記の対応は、中央制御室の運転員 1 名で実施し、所要時間は約 5 分と想定する。不要な直流負荷の切離し後、蓄電池（非常用）と後備蓄電池をあわせ 24 時間にわたり直流電源の給電を確保する。 円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、可搬型</p>	<p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、携帯照明や通信設備等を整備するとともに、暗闇でも視認性が上がるように操作対象盤に識別表示を行う。室温は通常運転状態と同程度である。 (添付資料 1.14.13、1.14.14、1.14.15、1.14.16)</p>	<p>記載方針の相違 ・女川 2 号炉は充電器からの直流電源の給電開始後、蓄電池の延命処置として切離した直流負荷の復旧手順を記載しているため、復旧に要する時間を記載している。</p> <p>記載箇所の相違 ・「充電器の復旧」について泊 3 号炉では 1.14.2.1 代替電源（交流）による給電の各個別手順 c. 操作の成立性に記載している。</p> <p>運用の相違 記載方針の相違 ・泊 3 号炉では対応手段毎の作業環境について記載している。</p> <p>設備の相違（差異理由②）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>b. 常設代替直流電源設備による給電</p> <p>外部電源及び非常用ディーゼル発電機の機能喪失時に、所内常設蓄電式直流電源設備による給電ができない場合に、125V 代替蓄電池により、24 時間にわたり直流電源を必要な機器へ給電する。</p> <p>外部電源及び非常用ディーゼル発電機の機能喪失時に、250V 蓄電池により、24 時間にわたり直流電源を必要な機器へ給電する。</p> <p>125V 代替蓄電池及び 250V 蓄電池は、必要な負荷以外の切離しを実施することで、ガスタービン発電機（又は電源車）による給電を開始するまで 24 時間以上にわたり、125V 直流主母線盤 2A-1、125V 直流主母線盤 2B-1 及び 250V 直流主母線盤へ給電する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 [125V 代替蓄電池から 125V 直流主母線盤 2B-1 及び 125V 直流主母線盤 2A-1 への給電の判断基準] 全交流動力電源喪失後、所内常設蓄電式直流電源設備による給電ができない場合。 [250V 蓄電池から 250V 直流主母線盤への給電の判断基準] 全交流動力電源喪失により、250V 充電器の交流入力電源の喪失が発生した場合。</p> <p>(b) 操作手順 常設代替直流電源設備による給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第 1.14-5 図に、概要図を第 1.14-17 図から第 1.14-19 図に、タイムチャートを第 1.14-20 図から第 1.14-22 図に示す。 [125V 代替蓄電池から 125V 直流主母線盤 2B-1 及び 125V 直流主母線盤 2A-1 へ給電する場合] ① 発電課長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員に 125V 代替蓄電池による 125V 直流主母線盤 2B-1 及び 125V 直流主母線盤 2A-1 への給電開始を指示する。 ② 運転員（現場）B 及び C は、125V 直流主母線盤 2B-1 の直流負荷のうち、不要な直流負荷のスイッチをあらかじめ「切」とする。 ③ 運転員（現場）B 及び C は、125V 直流主母線盤 2B から 125V 直流主母線盤 2B-1 を受電するための遮断器を「切」とする。</p>	<p>照明、通信設備等を整備するとともに、暗闇でも視認性が上がるように操作対象盤に識別表示を行う。作業環境の周囲温度は通常運転状態と同程度である。 (添付資料 1.14.12)</p>		<p>設備の相違（差異理由⑩）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>④^a 運転員（現場）B及びCは、125V 代替蓄電池から125V 直流主母線盤2B-1を受電するための遮断器を「入」とし、125V 直流主母線 2B-1 電圧の指示値が規定電圧であることを確認し、発電課長に受電が完了したことを報告する。</p> <p>⑤^a 発電課長は、運転員に125V 直流電源切替盤2A及び125V 直流電源切替盤2Bにて、125V 直流主母線盤2A及び125V 直流主母線盤2Bの負荷を、125V 直流主母線盤2B-1からの給電へ切替えを指示する。</p> <p>⑥^a 運転員（現場）B及びCは、125V 直流電源切替盤2A及び125V 直流電源切替盤2Bにて必要負荷を125V 直流主母線盤2A及び125V 直流主母線盤2Bの給電から125V 直流主母線盤2B-1の給電へ切替操作を実施し、発電課長に切替えが完了したことを報告する。</p> <p>⑦^a 発電課長は、運転員に125V 直流主母線盤2A-1への給電開始を指示する。</p> <p>⑧^a 運転員（現場）B及びCは、125V 直流主母線盤2A-1の直流負荷のうち、不要な直流負荷のスイッチをあらかじめ「切」とする。</p> <p>⑨^a 運転員（現場）B及びCは、125V 直流主母線盤2Aから125V 直流主母線盤2A-1を受電するための遮断器を「切」とする。</p> <p>⑩^a 運転員（現場）B及びCは、125V 代替蓄電池から125V 直流主母線盤2A-1を受電するための遮断器を「入」とし、125V 直流主母線 2A-1 電圧の指示値が規定電圧であることを確認し、発電課長に受電が完了したことを報告する。</p> <p>⑪^a 発電課長は、運転員に125V 直流電源切替盤2Aにて125V 直流主母線盤2Aの負荷を125V 直流主母線盤2A-1からの給電へ切替えを指示する。</p> <p>⑫^a 運転員（現場）B及びCは、125V 直流電源切替盤2Aにて必要負荷を125V 直流主母線盤2A給電から125V 直流主母線盤2A-1給電へ切替操作を実施し、発電課長に切替えが完了したことを報告する。</p> <p>⑬^a 発電課長は、125V 代替蓄電池による電源供給開始から8時間以内に、現場操作により不要な125V 直流負荷の切離しを指示する。</p> <p>⑭^a 運転員（現場）B及びCは、現場にて不要な125V 直流負荷の切離し操作を実施し、125V 直流主母線盤2A-1及び125V 直流主母線盤2B-1の異常がないことを確認後、発電課長に不要な125V 直流負荷の切離しが完了したことを報告する。</p> <p>[125V 代替蓄電池から125V 直流主母線盤2A、125V 直流主母線盤2A-1、125V 直流主母線盤2B-1へ給電する場合]</p> <p>①^b 発電課長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員に125V 代替蓄電池による125V 直流主母線盤2A、125V 直流主母線盤2A-1及び125V 直流主母線盤2B-1への給電開始</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>を指示する。</p> <p>②^b 運転員（現場）B及びCは、125V 直流主母線盤 2A-1 の直流負荷のうち、不要な直流負荷のスイッチをあらかじめ「切」とする。</p> <p>③^b 運転員（現場）B及びCは、125V 直流主母線盤 2A から 125V 直流主母線盤 2A-1 を受電するための遮断器の「入」確認する。</p> <p>④^b 運転員（現場）B及びCは、125V 代替蓄電池から 125V 直流主母線盤 2A-1 を受電するための遮断器を「入」とし、125V 直流主母線 2A-1 電圧及び 125V 直流主母線 2A 電圧の指示値が規定電圧であることを確認し、発電課長に受電が完了したことを報告する。</p> <p>⑤^b 発電課長は、運転員に 125V 直流電源切替盤 2A にて 125V 直流主母線盤 2A の負荷を 125V 直流主母線盤 2A-1 からの給電へ切替えを指示する。</p> <p>⑥^b 運転員（現場）B及びCは、125V 直流電源切替盤 2A にて必要負荷を 125V 直流主母線盤 2A から 125V 直流主母線盤 2A-1 からの給電へ切替操作を実施し、発電課長に切替えが完了したことを報告する。</p> <p>⑦^b 発電課長は、運転員に 125V 直流主母線盤 2B-1 への給電開始を指示する。</p> <p>⑧^b 運転員（現場）B及びCは、125V 直流主母線盤 2B-1 の直流負荷のうち、不要な直流負荷のスイッチをあらかじめ「切」とする。</p> <p>⑨^b 運転員（現場）B及びCは、125V 直流主母線盤 2B から 125V 直流主母線盤 2B-1 を受電するための遮断器を「切」とする。</p> <p>⑩^b 運転員（現場）B及びCは、125V 代替蓄電池から 125V 直流主母線盤 2B-1 を受電するための遮断器を「入」とし、125V 直流主母線 2B-1 電圧の指示値が規定電圧であることを確認し、発電課長に受電が完了したことを報告する。</p> <p>⑪^b 発電課長は、運転員に 125V 直流電源切替盤 2B にて 125V 直流主母線盤 2B の負荷を、125V 直流主母線盤 2B-1 からの給電へ切替えを指示する。</p> <p>⑫^b 運転員（現場）B及びCは、125V 直流電源切替盤 2B にて必要負荷を 125V 直流主母線盤 2B 給電から 125V 直流主母線盤 2B-1 給電へ切替操作を実施し、発電課長に切替えが完了したことを報告する。</p> <p>⑬^b 発電課長は、125V 代替蓄電池による電源供給開始から 8 時間以内に、現場操作により不要な 125V 直流負荷の切離しを指示する。</p> <p>⑭^b 運転員（現場）B及びCは、現場にて不要な 125V 直流負荷の切離し操作を実施し、125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 の異常がないことを確認後、発電課長に不要な 125V 直流負荷の切離しが完了したことを報告する。</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>[250V蓄電池から250V直流主母線盤への自動給電確認]</p> <p>①° 発電課長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員に250V蓄電池による自動給電状態の確認を指示する。</p> <p>②° 運転員（中央制御室）Aは、中央制御室にて250V蓄電池の交流入力電源喪失したことを「M/C6-2C低電圧」警報により確認する。</p> <p>③° 運転員（中央制御室）Aは、250V蓄電池による給電が開始され、250V直流主母線電圧の指示値が規定電圧であることを確認し、発電課長に給電が完了したことを報告する。</p> <p>④° 発電課長は、全交流動力電源喪失から1時間以内に、遠隔操作により不要な250V直流負荷の切離しを指示する。</p> <p>⑤° 運転員（中央制御室）Aは、中央制御室にて不要な250V直流負荷の切離し操作を実施し、250V直流主母線盤の異常がないことを確認後、発電課長に不要な250V直流負荷の切離しが完了したことを報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからの所要時間は以下のとおり。</p> <p>[125V直流主母線盤2B-1, 125V直流主母線盤2A-1へ給電する場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・125V代替蓄電池の給電切替操作は、50分以内で可能である。 ・125V代替蓄電池からの不要な直流負荷の切離し操作は、8時間負荷は15分以内で可能である。 <p>[125V直流主母線盤2A, 125V直流主母線盤2A-1, 125V直流主母線盤2B-1へ給電する場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・125V代替蓄電池の給電切替操作は、50分以内で可能である。 ・125V代替蓄電池からの不要な直流負荷の切離し操作は、8時間負荷は15分以内で可能である。 <p>[250V蓄電池から250V直流主母線盤への自動給電確認]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・250V蓄電池による250V直流主母線盤への給電については、運転員の操作は不要である。 ・250V蓄電池からの不要な直流負荷の切離し操作は、1時間負荷は5分以内で可能である。 <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>(添付資料 1.14.2-4)</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>c. 可搬型代替直流電源設備による給電</p> <p>外部電源及び非常用ディーゼル発電機の機能喪失時に、125V 蓄電池 2A 及び 125V 蓄電池 2B 系による 125V 直流主母線盤 2A 及び 125V 直流主母線盤 2B へ給電ができない場合に、可搬型代替直流電源設備（電源車、125V 代替蓄電池、125V 代替充電器、250V 蓄電池及び 250V 充電器）により直流電源を必要な機器へ給電する。</p> <p>また、上記給電を継続するために電源車への燃料補給を実施する。燃料の補給手順については、「1.14.2.4 燃料の補給手順」にて整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失後、所内常設蓄電式直流電源設備による給電ができない場合。</p> <p>(b) 操作手順 可搬型代替直流電源設備による給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第 1.14-5 図に、概要図を第 1.14-23 図から第 1.14-25 図に、タイムチャートを第 1.14-26 図に示す。</p> <p>① 発電課長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員に電源車から代替所内電気設備を経由し 125V 代替充電器及び 250V 充電器への受電準備開始を指示する。 ② 発電課長は、発電所対策本部へ電源車から代替所内電気設備を経由し 125V 代替充電器及び 250V 充電器への給電準備開始を依頼する。 ③ 発電所対策本部は、重大事故等対応要員に電源車から代替所内電気設備を経由し 125V 代替充電器及び 250V 充電器への給電開始を指示する。</p>	<p>(3) 可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器による代替電源（直流）からの給電 全交流動力電源喪失時に後備蓄電池の電圧が低下する（24 時間以降）前までに、可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器による代替電源（直流）から非常用直流母線へ給電する手順を整備する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 後備蓄電池投入後、早期の電源復旧が見込めない場合。</p> <p>b. 操作手順 可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器による代替電源（直流）からの給電の手順の概要は以下のとおり。概略図を第 1.14.20 図に、タイムチャートを第 1.14.21 図に、ケーブル敷設ルートを第 1.14.22 図、第 1.14.23 図、第 1.14.24 図、第 1.14.25 図、第 1.14.26 図に示す。</p> <p>また、可搬型直流電源用発電機への燃料補給の手順は、1.14.2.4「代替非常用発電機等への燃料補給の手順等」にて整備する。</p> <p>① 発電課長（当直）は、手順着手の判断基準に基づき、運転員及び災害対策要員に、給電先の健全性確認、可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器による直流電源の給電を指示する。 ② 災害対策要員は、現場にて可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器の移動をする。 ③ 運転員は、現場にて受電準備操作を実施する。 ④ 災害対策要員は、現場でケーブルの接続を実施する。 ⑤ 災害対策要員は、現場にて可搬型直流電源用発電機及</p>	<p>(2) 可搬式整流器による代替電源（直流）からの給電 全交流動力電源喪失時に蓄電池（安全防护系用）の電圧が低下する前まで（24 時間以内）に、可搬式整流器による代替電源（直流）から非常用直流母線へ給電する手順を整備する。 なお、給電に必要な代替電源（交流）による給電手順は 1.14.2.1「代替電源（交流）による給電手順等」に定める。代替電源（交流）からの給電が母線電圧等にて確認できない場合には、1.14.2.3「代替所内電気設備による給電手順等」にて対応する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失時に、代替電源（交流）設備による、代替電源（交流）からの給電が母線電圧等にて確認でき、非常用直流母線への給電が確認できない場合。</p> <p>b. 操作手順 可搬式整流器による代替電源（直流）からの給電を行う手順の概要は以下のとおり。概略図を第 1.14.27 図に、タイムチャートを第 1.14.28 図に、ケーブル敷設ルートを第 1.14.29 図に示す。</p> <p>また、給電に伴い必要な代替電源（交流）による給電を行う手順については、1.14.2.1「代替電源（交流）による給電手順等」のとおり。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき当直課長及び緊急安全対策要員に、給電先の健全性確認及び可搬式整流器による給電を指示する。 ② 緊急安全対策要員は、現場でケーブル敷設ルートの確認、可搬式整流器の移動及び起動前点検を実施する。 ③ 運転員等は、現場で受電準備操作を実施する。 ④ 緊急安全対策要員は、現場でケーブルの接続を実施する。 ⑤ 運転員等は、現場で電源操作を実施する。</p>	<p>設備名称、記載表現の相違</p> <p>設備の相違（優先順位の相違） ・女川 2 号炉は 125V 蓄電池 2A、2B による直流母線への給電ができない場合、125V 代替蓄電池からの給電を開始するとともに、可搬型代替直流電源設備（電源車、125V 代替蓄電池、125V 代替充電器、250V 蓄電池及び 250V 充電器）による給電の準備を開始する。 ・泊 3 号炉は後備蓄電池の電圧低下する 24 時間以降前までに可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器により給電を実施する。</p> <p>記載箇所の相違 ・泊 3 号炉は「b. 操作手順」に燃料補給を行うことを記載しており、その具体的な手順は「1.14.2.4 代替非常用発電機等への燃料補給の手順等」で整理している。</p> <p>設備の相違（優先順位の相違）</p> <p>設備名称、記載表現の相違 記載方針の相違 ・泊 3 号炉では手順の対応フローを第 1.14.27 図に記載している。 記載方針の相違 ・泊 3 号炉では可搬型直流電源用発電機のケーブル敷設ルート図を整備している。</p> <p>記載箇所の相違 ・女川 2 号炉では同頁上段に記載。</p> <p>記載表現の相違 設備の相違 ・女川 2 号は電源車から代替所内電気設備を経由し、125V 直流母線及び 250V 直流母線へ給電する。 ・泊 3 号炉は可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器を直流母線へ接続し給電する。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>④ 運転員及び重大事故等対応要員は、125V 代替充電器及び 250V 充電器への給電に先立ち、「1.14.2.3(1) a. (b) [優先 4. 電源車によるパワーセンタ 2G 系及びモータコントロールセンタ 2G 系受電の場合]」の操作手順④^d～⑩^dを実施する。</p> <p>⑤ 運転員（中央制御室）A は、125V 直流主母線 2A-1 電圧、125V 直流主母線 2B-1 電圧及び 250V 直流主母線電圧の指示値が規定電圧であることを確認し、発電課長に受電が完了したことを報告する。</p> <p>⑥ 発電課長は、運転員に 125V 代替蓄電池給電を 24 時間継続するため切り離していた 125V 直流負荷の復旧を指示する。</p> <p>⑦ 運転員（現場）B 及び C は、現場にて切り離していた 125V 直流負荷の復旧を実施し、125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 の異常がないことを確認後、発電課長に切り離していた 125V 直流負荷の復旧が完了したことを報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の操作は、運転員（中央制御室）1 名、運転員（現場）2 名及び重大事故等対応要員 3 名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから可搬型代替直流電源設備による 125V 代替充電器及び 250V 充電器の受電完了は 130 分以内で可能である。</p> <p>125V 代替蓄電池を 24 時間継続するため切り離していた 125V 直流負荷の復旧操作は、40 分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。 (添付資料 1.14.2-5)</p>	<p>び可搬型直流変換器を起動する。</p> <p>⑥ 運転員は、現場にて遮断器を「入」とし直流母線電圧により、電源が確保されていることを確認する。</p> <p>⑦ 災害対策要員は、発電課長（当直）に可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器による給電を開始したことを報告する。</p> <p>⑧ 運転員は、現場で各負荷への給電開始操作を実施する。</p> <p>c. 操作の成立性 上記の対応は、中央制御室にて運転員 1 名、現場は運転員 1 名及び災害対策要員 3 名により作業を実施し、所要時間は約 2 時間 45 分と想定する。</p> <p>円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備するとともに、暗闇でも視認性が上がるように操作対象盤に識別表示を行う。ケーブル接続については、速やかに作業ができるよう作業場所近傍に使用工具を配備する。作業環境の周囲温度は通常運転状態と同程度である。 (添付資料 1.14.13)</p>	<p>⑥ 緊急安全対策要員は、現場で可搬式整流器を起動、出力調整し、出力スイッチを投入する。</p> <p>⑦ 緊急安全対策要員は、発電所対策本部長に可搬式整流器による給電を開始したことを報告する。</p> <p>⑧ 運転員等は、直流き電盤への電源が確保されていることを、中央制御室で警報表示等により確認する。</p> <p>⑨ 運転員等は、現場で給電開始操作を実施する。</p> <p>c. 操作の成立性 上記の現場対応は 1 ユニット当たり運転員等 1 名、緊急安全対策要員 2 名により作業を実施し、所要時間は約 110 分と想定する。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、携帯照明や通信設備等を整備するとともに、暗闇でも視認性が上がるように操作対象盤に識別表示を行う。ケーブル接続については、速やかに作業ができるよう作業場所近傍に使用工具を配備する。室温は通常運転状態と同程度である。 (添付資料 1.14.17)</p>	<p>差異理由</p> <p>記載方針の相違 ・女川 2 号炉は可搬型代替直流電源設備による直流給電完了後、切り離した直流負荷の復旧手順を記載している。</p> <p>記載表現の相違 設備の相違</p> <p>記載方針の相違 ・女川 2 号炉は可搬型代替直流電源設備による直流給電完了後、切り離した直流負荷の復旧手順を記載しているため、復旧に要する時間を記載している。</p> <p>運用の相違 記載方針の相違 ・泊 3 号炉では対応手段毎の作業環境について記載している。また、工具の配備についても記載している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>d. 125V 代替充電器用電源車接続設備による給電</p> <p>外部電源及び非常用ディーゼル発電機の機能喪失時、所内常設蓄電式直流電源設備が機能喪失した場合で、かつ電源車から代替所内電気設備を経由して125V代替充電器へ給電ができない場合に、電源車を125V代替充電器用電源車接続設備に接続し、125V代替充電器へ給電する。</p> <p>また、上記給電を継続するために電源車への燃料補給を実施する。燃料の補給手順については、「1.14.2.4 燃料の補給手順」にて整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失後、所内常設蓄電式直流電源設備による給電ができない場合において、電源車から代替所内電気設備を経由して125V代替充電器へ給電ができない場合。</p> <p>(b) 操作手順 125V代替充電器用電源車接続設備による125V代替充電器給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14-5図に、概要図を第1.14-2図に、タイムチャートを第1.14-28図に示す。</p> <p>(制御建屋北側の電源車接続口(北側)を使用する場合(制御建屋南側の電源車接続口(南側)を使用の場合は④、⑤、⑥を除く))</p> <p>① 発電課長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員に電源車、125V代替充電器用電源車接続設備による125V代替充電器への給電準備開始を指示する。 ② 発電課長は、発電所対策本部に電源車による125V代替充電器用電源車接続設備への給電準備を依頼する。 ③ 発電所対策本部は、重大事故等対応要員に電源車による125V代替充電器用電源車接続設備への給電準備開始を指示する。 ④ 重大事故等対応要員は、電源車接続口(北側)へ電源車ケーブルを接続する場合は、発電所対策本部に電源車ケーブルの敷設に必要な扉の開放依頼を連絡する。また、発電所対策本部は発電課長に連絡する。 ⑤ 発電課長は、発電所対策本部からの連絡により、電源車接続口(北側)へ電源車ケーブルを接続する場合は、運転員に電源車ケーブルの敷設に必要な扉の開放を指示する。 ⑥ 運転員(現場)B及びCは、発電課長に電源車ケーブルの敷設に必要な扉の開放を行い報告する。また、発電課長</p>			<p>自主対策の相違(差異理由③)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>は、発電所対策本部に連絡する。</p> <p>⑦ 重大事故等対応要員は、電源車を電源車接続口付近に配置し、電源車から電源車接続口までの間に電源車搭載のケーブルを敷設する。</p> <p>⑧ 重大事故等対応要員は、電源車接続口に電源車ケーブルを接続し、発電所対策本部に給電準備が完了したことを報告する。また、発電所対策本部は発電課長に報告する。</p> <p>⑨ 運転員（現場）B及びCは、モータコントロールセンタ2G系から125V代替充電器へ給電するための遮断器を「切」とし、発電課長に給電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑩ 発電課長は、発電所対策本部へ電源車による125V代替充電器用電源車接続設備への給電を依頼する。</p> <p>⑪ 発電所対策本部は、重大事故等対応要員に電源車による125V代替充電器用電源車接続設備への給電開始を指示する。</p> <p>⑫ 重大事故等対応要員は、電源車を起動し、発電所対策本部に代替直流電源用切替盤へ給電が完了したことを報告する。また、発電所対策本部は発電課長に報告する。</p> <p>⑬ 発電課長は、運転員に電源車から代替直流電源用切替盤の受電開始を指示する。</p> <p>⑭ 運転員（中央制御室）Aは、電源車から代替直流電源用切替盤を受電するための遮断器を「入」とし、発電課長に受電が完了したことを報告する。</p> <p>⑮ 発電課長は、運転員に電源車から代替直流電源用切替盤を経由し125V代替充電器の受電開始を指示する。</p> <p>⑯ 運転員（現場）B及びCは、代替直流電源用切替盤から125V代替充電器を受電するための遮断器を「入」とし、125V代替充電器出力電圧が規定電圧であることを確認し、発電課長に受電されたことを報告する。</p> <p>⑰ 運転員（中央制御室）Aは、125V直流主母線2A-1電圧及び125V直流主母線2B-1電圧の指示値が規定電圧であることを確認し、発電課長に異常のないことを報告する。</p> <p>⑱ 発電課長は、運転員へ125V代替蓄電池の遮断器の「切」を指示する。</p> <p>⑲ 運転員（現場）B及びCは、125V代替充電器の125V代替蓄電池へ給電するための遮断器を「切」とし、125V代替充電器出力電圧が規定電圧であることを確認し、発電課長に125V代替蓄電池の切離しが完了したことを報告する。</p> <p>⑳ 運転員（中央制御室）Aは、125V直流主母線2A-1電圧及び125V直流主母線2B-1電圧の指示値が規定電圧であることを確認し、発電課長に異常のないことを報告する。</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>(c) 操作の成立性 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）2名及び重大事故等対応要員3名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからの所要時間は以下のとおり。 ・125V 代替充電器用電源車接続設備による125V 代替充電器の受電完了は140分以内で可能である。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。 （添付資料 1.14.2-6）</p> <p>(2) 常設直流電源喪失時の遮断器用制御電源確保 a. 常設直流電源喪失時の125V 直流主母線盤2A及び125V 直流主母線盤2B受電</p> <p>外部電源、非常用ディーゼル発電機及び常設直流電源喪失後、ガスタービン発電機、号炉間電力融通ケーブル又は電源車による給電が可能な場合、モータコントロールセンタ2C系又はモータコントロールセンタ2D系を受電後、125V 充電器2A又は125V 充電器2Bから125V 直流主母線盤2A又は125V 直流主母線盤2Bへ給電し、遮断器の制御電源を確保する。</p> <p>なお、メタクラ2C系、メタクラ2D系、パワーセンタ2C系及びパワーセンタ2D系を受電時は、当該遮断器の制御電源が喪失していることから、手動にて遮断器を投入後、受電操作を実施する。</p> <p>給電手段、電路構成及びメタクラ2C系並びにメタクラ2D系受電前準備については「1.14.2.1(1) 代替交流電源設備による給電」と同様である。</p> <p>代替交流電源設備による非常用所内電気設備への給電の優先順位は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ガスタービン発電機 2. 号炉間電力融通ケーブル（常設） 3. 号炉間電力融通ケーブル（可搬型） 4. 電源車 <p>(a) 手順着手の判断基準 125V 直流主母線盤2A及び125V 直流主母線盤2Bの電圧が喪失した場合で、ガスタービン発電機、号炉間電力融通ケーブル又は電源車のいずれかの手段によるメタクラ2C系、メタクラ2D系、パワーセンタ2C系及びパワーセンタ2D系への給電のための電路構成、受電前準備及び起動操作が完了している場合。</p>			<p>運用の相違（差異理由④）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>(b) 操作手順 常設直流電源喪失時の125V直流主母線盤2A及び125V直流主母線盤2B受電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14-5図に、概要図を第1.14-6図及び第1.14-10図に、タイムチャートを第1.14-7図から第1.14-9図及び第1.14-11図及び第1.14-12図に示す。 なお、ガスタービン発電機、号炉間電力融通ケーブル又は電源車のいずれかの手段によるメタクラ2C系、メタクラ2D系、パワーセンタ2C系及びパワーセンタ2D系への給電のための電路構成、受電前準備及び起動操作については「1.14.2.1(1)代替交流電源設備による給電」の操作手順にて実施する。</p> <p>(c) 操作の成立性 操作の成立性は「1.14.2.1(1)代替交流電源設備による給電」と同様である。 [優先 1.ガスタービン発電機によるメタクラ2C系及びメタクラ2D系受電の場合] 運転員（中央制御室）2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからガスタービン発電機によるメタクラ2C系及びメタクラ2D系受電完了まで15分以内で可能である。 [ガスタービン発電機の現場からの起動によるメタクラ2C系及びメタクラ2D系受電の場合] 運転員（中央制御室）2名、運転員（現場）2名及び保修班員2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからガスタービン発電機の起動及びメタクラ2C系及びメタクラ2D系受電完了まで45分以内で可能である。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。 [優先 2.号炉間電力融通ケーブル（常設）を使用した3号炉の非常用ディーゼル発電機によるメタクラ2C系又はメタクラ2D系受電の場合] 2号炉運転員（中央制御室）2名及び3号炉運転員（中央制御室）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからの号炉間電力融通ケーブル（常設）によるメタクラ2C系及びメタクラ2D系受電完了まで30分以内で可能である。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。 [優先 3.号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を使用したメタクラ2C系又はメタクラ2D系受電の場合] 2号炉運転員（中央制御室）2名、3号炉運転員（中央制</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>御室)1名,3号炉運転員(現場)2名及び保修班員3名にて作業を実施した場合,作業開始を判断してから号炉間電力融通ケーブル(可搬型)によるメタクラ2C系又はメタクラ2D系受電完了まで225分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように,移動経路を確保し,放射線防護具,照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>[優先4.電源車によるメタクラ2C系及びメタクラ2D系受電の場合]</p> <p>運転員(中央制御室)2名,運転員(現場)2名及び重大事故等対応要員3名にて作業を実施した場合,作業開始を判断してから電源車によるメタクラ2C系及びメタクラ2D系受電完了まで125分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように,移動経路を確保し,放射線防護具,照明及び通信連絡設備を整備する。</p>	<p>(4) 優先順位</p> <p>全交流動力電源喪失時は,蓄電池(非常用)により非常用直流母線へ直流電源が自動で給電される。また,直流電源系統は不要な直流負荷の切離しを行うことで13.5時間にわたって給電を確保するため,蓄電池(非常用)による直流電源からの給電を第1優先で使用する。</p> <p>全交流動力電源喪失時に,蓄電池(非常用)による直流電源からの給電は,13.5時間以降に電圧が低下するため,全交流動力電源喪失時から13時間後に後備蓄電池を投入する。なお,蓄電池(非常用)と後備蓄電池をあわせ24時間にわたり給電を確保するため,後備蓄電池による代替電源(直流)からの給電を第2優先で使用する。</p> <p>全交流動力電源喪失時,蓄電池(非常用)による直流電源からの給電及び後備蓄電池による代替電源(直流)からの給電は,24時間以降に電圧が許容最低電圧以下に低下するため,それまでに可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器を準備し,可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器から代替電源(直流)を給電することにより長期にわたる直流電源を確保可能であることから,第3優先で使用する。</p> <p>以上の対応手順のフローチャートを第1.14.27図に示す。</p>	<p>(3) 優先順位</p> <p>全交流動力電源喪失時は,蓄電池(安全防护系用)により,非常用直流母線へ代替電源(直流)が自動で給電される。また,直流電源系統は不要な直流負荷の切離しを行うことで24時間にわたって給電を確保するため,蓄電池(安全防护系用)による代替電源(直流)からの給電を第1優先で使用する。</p> <p>全交流動力電源喪失時に,蓄電池(安全防护系用)による代替電源(直流)からの給電は,24時間以降に電圧が許容最低電圧以下に低下するため,それまでに可搬式整流器による電源を準備し,可搬式整流器から代替電源(直流)を給電することにより長期にわたる直流電源を確保可能であることから,第2優先で使用する。</p> <p>以上の対応手順のフローチャートを第1.14.30図に示す。</p>	<p>記載箇所の相違</p> <p>・女川2号炉は代替電源(直流)による対応手段の優先順位について「1.14.2.6 重大事故等時の対応手段の選択」に整理している。</p> <p>記載箇所の相違</p> <p>・女川2号炉では1.14-46図と比較。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>1.14.2.3 代替所内電気設備による対応手順 (1) 代替所内電気設備による給電 a. ガスタービン発電機、号炉間電力融通ケーブル又は電源車によるパワーセンタ2G系及びモータコントロールセンタ2G系給電</p> <p>非常用所内電気設備であるメタクラ2C系及びメタクラ2D系が機能喪失した場合に、ガスタービン発電機、号炉間電力融通ケーブル又は電源車から代替所内電気設備へ給電することで、発電用原子炉の冷却、原子炉格納容器内の冷却及び除熱に必要なとなる設備の電源を復旧する。</p> <p>代替交流電源設備によるパワーセンタ2G系及びモータコントロールセンタ2G系への給電の優先順位は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ガスタービン発電機 2. 号炉間電力融通ケーブル（常設） 3. 号炉間電力融通ケーブル（可搬型） 4. 電源車 <p>また、上記給電を継続するためにガスタービン発電機及び電源車への燃料補給を実施する。燃料の補給手順については「1.14.2.4 燃料の補給手順」にて整備する。</p>	<p>1.14.2.3 代替所内電気設備による給電手順等 (1) 代替所内電気設備による交流の給電（代替非常用発電機）</p> <p>所内電気設備の2系統が同時に機能喪失した場合は、共通要因で機能を失うことがないように、少なくとも1系統は機能の維持及び人の接近性を確保し、代替所内電気設備である代替非常用発電機から代替所内電気設備変圧器及び代替所内電気設備分電盤と代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤により、原子炉を安定状態に収束させるために必要な機器（アニュラス空気浄化ファン、蓄圧タンク出口弁、計装用インパータ、代替格納容器スプレイポンプ）へ代替電源を給電する手順を整備する。</p>	<p>1.14.2.3 代替所内電気設備による給電手順等 (1) 代替所内電気設備による交流及び直流の給電（空冷式非常用発電装置）</p> <p>所内電気設備の2系統が同時に機能喪失した場合は、共通要因で機能を失うことがないように、少なくとも1系統は機能の維持及び人の接近性を確保し、常設重大事故等対処設備である空冷式非常用発電装置、代替所内電気設備変圧器及び代替所内電気設備分電盤と、可搬型重大事故等対処設備である可搬式整流器により、原子炉を安定状態に収束させるために必要な機器（恒設代替低圧注水ポンプ、蓄圧タンク出口弁、計装用電源、アニュラス空気浄化ファン、可搬式整流器及び可搬式空気圧縮機（加圧器逃がし弁用））へ代替電源から給電する手順を整備する。</p>	<p>記載表現の相違 資料構成の相違 ・女川2号炉は「(1)代替交流電源設備による給電」の項目内にガスタービン発電機、号炉間電力融通ケーブル、電源車による給電の手順をそれぞれ記載する構成としている。 ・泊3号炉は代替非常用発電機による給電と可搬型代替電源車による給電の手順を分けて記載した構成としている。 自主対策の相違（差異理由⑤）</p> <p>記載表現の相違 記載箇所の相違 ・女川2号炉は1.14-21頁「c.代替所内電気設備による対応手段及び設備」に記載している。 自主対策の相違（差異理由⑤）</p> <p>記載箇所の相違 ・泊3号炉の「代替所内電気設備による給電手順」の優先順位は、後段に「(3)優先順位」の項目を設けて整理している。 自主対策の相違（差異理由⑤）</p> <p>記載箇所の相違 ・泊3号炉は「b.操作手順」に燃料補給を行うことを記載しており、その具体的な手順は「1.14.2.4 代替非常用発電機等への燃料補給の手順等」で整理している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>(a) 手順着手の判断基準 [ガスタービン発電機によるパワーセンタ 2G 系及びモータコントロールセンタ 2G 系受電準備開始の判断基準] 非常用所内電気設備であるメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系が同時に機能喪失した場合で、ガスタービン発電機、号炉間電力融通ケーブル又は電源車からパワーセンタ 2G 系及びモータコントロールセンタ 2G 系への給電が可能な場合。</p> <p>(b) 操作手順 ガスタービン発電機、号炉間電力融通ケーブル又は電源車によるパワーセンタ 2G 系及びモータコントロールセンタ 2G 系給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第 1.14-5 図に、概要図を第 1.14-29 図に、タイムチャートを第 1.14-30 図から第 1.14-33 図に示す。</p>	<p>a. 手順着手の判断基準 所内電気設備の2系統が同時に機能喪失したことを、非常用高圧母線の電圧及び非常用直流母線の電圧等により確認した場合。</p> <p>【1.14-75 頁より再掲】 所内電気設備の2系統が同時に機能喪失したことを、非常用高圧母線の電圧及び非常用直流母線の電圧等により確認した場合で、代替非常用発電機による給電ができない場合。</p> <p>b. 操作手順 代替所内電気設備による給電を行う手順の概要は以下のとおり。概略図を第 1.14.28 図に、タイムチャートを第 1.14.29 図に、フローチャートを第 1.14.15 図に示す。</p> <p>また、代替非常用発電機への燃料補給の手順は、1.14.2.4「代替非常用発電機等への燃料補給の手順等」にて整備する。</p> <p>【1.14-75 頁より再掲】 代替所内電気設備による給電を行う手順の概要は以下のとおり。概略図を第 1.14.30 図に、タイムチャートを第 1.14.31 図に、フローチャートを第 1.14.15 図に示す。</p> <p>また、可搬型代替電源車の燃料補給の手順は、1.14.2.4「代替非常用発電機等への燃料補給の手順等」にて整備する。</p>	<p>a. 手順着手の判断基準 所内電気設備の2系統が同時に機能喪失したことを、非常用高圧母線の電圧及び非常用直流母線の電圧等により確認した場合。</p> <p>【1.14-75 頁より再掲】 所内電気設備の2系統が同時に機能喪失したことを、非常用高圧母線の電圧及び非常用直流母線の電圧等により確認した場合。</p> <p>b. 操作手順 代替所内電気設備による給電を行う手順の概要は以下のとおり。概略図を第 1.14.31 図に、タイムチャートを第 1.14.32 図に、フローチャートを第 1.14.24 図に示す。</p> <p>また、空冷式非常用発電装置への燃料（重油）補給の手順は 1.14.2.4(1)「空冷式非常用発電装置等への燃料（重油）補給」にて整備する。</p> <p>【1.14-75 頁より再掲】 代替所内電気設備による給電を行う手順の概要は以下のとおり。概略図を第 1.14.31 図に、タイムチャートを第 1.14.32 図に、フローチャートを第 1.14.24 図に示す。</p> <p>また、電源車への燃料（重油）補給の手順は 1.14.2.4(1)「空冷式非常用発電装置等への燃料（重油）補給」にて整備する。</p>	<p>資料構成の相違</p> <p>記載表現の相違 ・女川 2 号炉と泊 3 号炉ともに非常用の母線の 2 系統が機能喪失した場合に代替所内電気設備による給電の手順に着手することに相違はない。 自主対策の相違（差異理由⑤）</p> <p>記載箇所の相違 ・泊 3 号炉 1.14-75 頁(2)代替所内電気設備による交流の給電（可搬型代替電源車）より再掲。</p> <p>設備の相違（優先順位の相違） ・泊 3 号炉は代替非常用発電機により代替所内電気設備へ給電できない場合は、可搬型代替電源車により代替所内電気設備へ給電する手順に着手する。</p> <p>記載表現の相違 自主対策の相違（差異理由⑤）</p> <p>記載箇所の相違 ・女川 2 号炉では 1.14-67 頁に記載されている。</p> <p>記載箇所の相違 ・泊 3 号炉 1.14-75 頁(2)代替所内電気設備による交流の給電（可搬型代替電源車）より再掲。</p> <p>記載箇所の相違 ・女川 2 号炉では 1.14-67 頁に記載されている。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>[優先1. ガスタービン発電機によるパワーセンタ2G系及びモータコントロールセンタ2G系受電の場合]</p> <p>①^a 発電課長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員にガスタービン発電機自動起動により、メタクラ2F系が受電されていることの確認及びメタクラ2G系、パワーセンタ2G系及びモータコントロールセンタ2G系への給電開始を指示する。</p> <p>②^a 運転員（中央制御室）Aは、メタクラ2F系の受電確認後、メタクラ2F系からメタクラ2G系を受電するための遮断器を「入」とし、メタクラ2G系、パワーセンタ2G系及びモータコントロールセンタ2G系が受電されていることを確認し、発電課長に受電されたことを報告する。</p> <p>③^a 発電課長は、運転員に460V原子炉建屋交流電源切替盤2C、460V原子炉建屋交流電源切替盤2D、460V原子炉建屋交流電源切替盤2G及び120V原子炉建屋交流電源切替盤2Gの負荷の切替操作を指示する。</p> <p>④^a 運転員（中央制御室）Aは、460V原子炉建屋交流電源切替盤2C、460V原子炉建屋交流電源切替盤2D、460V原子炉建屋交流電源切替盤2G及び120V原子炉建屋交流電源切替盤2Gの各負荷を「代替所内電気設備側」へ切替操作を実施し、各負荷の電源が復旧したことを状態表示にて確認する。</p> <p>⑤^a 運転員（中央制御室）Aは、ガスタービン発電機によるメタクラ2G系、パワーセンタ2G系及びモータコントロールセンタ2G系への給電が完了したことを報告する。</p> <p>[優先2. 号炉間電力融通ケーブル（常設）を使用した3号炉の非常用ディーゼル発電機によるパワーセンタ2G系及びモータコントロールセンタ2G系受電の場合]</p> <p>（本手順は、2号炉で全交流動力電源が喪失し、3号炉の非常用ディーゼル発電機から号炉間電力融通ケーブル（常設）を使用して2号炉の代替所内電気設備へ給電する操作手順を示す。）</p> <p>①^b 発電課長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員及び3号炉発電課長に号炉間電力融通ケーブル（常設）を使用した3号炉の非常用ディーゼル発電機によるメタクラ2F系の受電準備を指示する。</p> <p>②^b 3号炉発電課長は、3号炉運転員に号炉間電力融通ケーブル（常設）を使用した3号炉の非常用ディーゼル発電機によるメタクラ2F系の給電準備を指示する。</p>	<p>① 発電課長（当直）は、手順着手の判断基準に基づき、運転員及び災害対策要員に代替所内電気設備による給電を指示する。</p> <p>② 運転員は、現場で代替所内電気設備分電盤の受電に必要な系統構成を実施する。</p> <p>③ 災害対策要員は、現場で系統構成及びケーブルの接続を実施する。</p> <p>④ 運転員は、現場にて代替非常用発電機を起動する。</p> <p>⑤ 運転員は、現場にて代替所内電気設備変圧器、代替所内電気設備分電盤の給電が完了したことを確認する。</p> <p>⑥ 運転員は、現場にて給電対象負荷の本設側NFBを「切」、代替所内電気設備対象のNFBを「入」とし、代替所内電気設備分電盤からの交流電源の給電を開始する。</p> <p>⑦ 発電課長（当直）は、手順着手の判断基準に基づき、発電所対策本部長に代替非常用発電機への燃料補給を依頼する。</p> <p>⑧ 発電所対策本部長は、災害対策要員に代替非常用発電機への燃料補給を指示する。</p>	<p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき当直課長及び緊急安全対策要員に、代替所内電気設備による給電を指示する。</p> <p>② 緊急安全対策要員は、現場で代替所内電気設備の健全性を確認する。</p> <p>③ 緊急安全対策要員は、現場で代替所内電気設備の受電に必要な系統構成を実施する。</p> <p>④ 運転員等は、中央制御室で空冷式非常用発電装置を起動する。</p> <p>⑤ 緊急安全対策要員は、現場で代替所内電気設備変圧器、代替所内電気設備分電盤の給電が完了したことを確認する。</p> <p>⑥ 緊急安全対策要員は、現場で給電対象負荷の本設受電NFBを「切」、代替所内電気設備用受電NFBを「入」とし、代替所内電気設備分電盤から交流電源の給電を開始する。</p> <p>⑦ 緊急安全対策要員は、現場で可搬式整流器の移動、ケーブルの接続及び起動前点検を実施する。</p> <p>⑧ 緊急安全対策要員は、現場で可搬式整流器を起動、出力調整し、出力スイッチを投入する。</p> <p>⑨ 運転員等は、現場で直流電源の給電を開始する。</p> <p>⑩ 運転員等は、直流き電盤への電源が確保されていることを、中央制御室で警報表示等により確認する。</p> <p>⑪ 発電所対策本部長は、緊急安全対策要員に空冷式非常用発電装置の燃料（重油）補給を指示する。</p>	<p>資料構成の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川2号炉は外部電源喪失によりガスタービン発電機が自動起動し、中央制御室にて2F系母線と代替所内電気設備である2G系母線を受電するための遮断器を手動で投入する。その後、中央制御室に設置している交流電源切替盤にて負荷の切替を実施する。 ・泊3号炉は現場にて代替所内電気設備分電盤へのケーブル接続を実施し、代替非常用発電機を現場で起動する。その後、現場に設置している代替所内電気設備分電盤にて負荷の切替を実施する。 <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊3号炉は燃料補給が必要な設備については、操作手順に燃料補給を実施することを記載している。 <p>自主対策の相違（差異理由⑤）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>③^b 3号炉運転員（中央制御室）Aは、3号炉の非常用ディーゼル発電機の負荷の切替え及び3号炉の非常用ディーゼル発電機の運転継続に不要な負荷の停止操作を実施し、3号炉発電課長に給電準備完了を報告する。また、3号炉発電課長は発電課長に報告する。</p> <p>④^b 運転員（中央制御室）Aは、受電前準備として、ガスタービン発電機からメタクラ2F系を受電するための遮断器、3号メタクラ3C系からメタクラ2F系を受電するための遮断器、3号メタクラ3D系からメタクラ2F系を受電するための遮断器、メタクラ2F系からメタクラ2C系及びメタクラ2D系へ給電するための遮断器及びメタクラ2F系からメタクラ2G系へ給電する遮断器の「切」又は「切」確認し、発電課長に受電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑤^b 発電課長は、運転員及び3号炉発電課長へ号炉間電力融通ケーブル（常設）を使用した3号炉の非常用ディーゼル発電機によるメタクラ2F系への給電開始を指示する。</p> <p>メタクラ2F系の給電手順については、 「1.14.2.1(1)b.(b) [優先2.号炉間電力融通ケーブル（常設）を使用した3号炉の非常用ディーゼル発電機によるメタクラ2C系又はメタクラ2D系受電の場合]」の操作手順⑦^a～⑩^aと同様である。</p> <p>⑥^b 発電課長は、運転員に3号炉の非常用ディーゼル発電機からのメタクラ2G系への受電開始を指示する。</p> <p>⑦^b 運転員（中央制御室）Aは、メタクラ2F系からメタクラ2G系を給電するための遮断器及びメタクラ2F系からメタクラ2G系を受電するための遮断器を「入」とし、メタクラ2G系、パワーセンタ2G系及びモータコントロールセンタ2G系の受電操作を実施する。</p> <p>⑧^b 運転員（中央制御室）Aは、メタクラ2G系、パワーセンタ2G系及びモータコントロールセンタ2G系の受電状態に異常がないことを確認し、発電課長に受電が完了したことを報告する。</p> <p>⑨^b 発電課長は、運転員に460V原子炉建屋交流電源切替盤2C又は460V原子炉建屋交流電源切替盤2D、460V原子炉建屋交流電源切替盤2G及び120V原子炉建屋交流電源切替盤2Gの負荷の切替操作を指示する。</p> <p>⑩^b 運転員（中央制御室）Aは、460V原子炉建屋交流電源切替盤2C又は460V原子炉建屋交流電源切替盤2D、460V原子炉建屋交流電源切替盤2G及び120V原子炉建屋交流電源切替盤2Gの各負荷を「代替所内電機設備側」へ切替操作を実施し、発電課長に負荷の切替えが完了したことを報告する。</p> <p>⑪^b 運転員（中央制御室）Aは、各負荷の電源が復旧したことを状態表示にて確認する。</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>[優先3.号炉間電力融通ケーブル(可搬型)を使用した3号炉の非常用ディーゼル発電機によるパワーセンタ2G系及びモータコントロールセンタ2G系受電の場合]</p> <p>①° 発電課長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員及び3号炉発電課長に号炉間電力融通ケーブル(可搬型)を使用した3号炉の非常用ディーゼル発電機によるメタクラ2G系への受電準備開始を指示する。</p> <p>②° 発電課長は、発電所対策本部に号炉間電力融通ケーブル(可搬型)の敷設及び回路構成を依頼する。</p> <p>③° 発電所対策本部は、保修班員に号炉間電力融通ケーブル(可搬型)を使用した3号炉の非常用ディーゼル発電機からメタクラ2G系への受電準備開始を指示する。</p> <p>④° 運転員(中央制御室)Aは、メタクラ2G系の受電準備として、メタクラ2F系からメタクラ2G系へ給電するための遮断器及びメタクラ2F系からメタクラ2G系を受電するための遮断器、メタクラ2G系からメタクラ2C系及びメタクラ2D系へ給電するための遮断器の「切」又は「切」確認する。</p> <p>⑤° 運転員(中央制御室)Aは、号炉間電力融通ケーブル(可搬型)によりメタクラ2G系を受電するための遮断器の「切」を確認し、発電課長にメタクラ2G系の受電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑥° 3号炉発電課長は、3号炉運転員に号炉間電力融通ケーブル(可搬型)を使用した3号炉の非常用ディーゼル発電機によるメタクラ2G系への給電準備開始を指示する。</p> <p>3号炉の給電準備及び号炉間電力融通ケーブル(可搬型)の敷設手順については、「1.14.2.1(1)b.(b) [優先3.号炉間電力融通ケーブル(可搬型)を使用した3号炉の非常用ディーゼル発電機(A)によるメタクラ2C系又はメタクラ2D系受電の場合]」の⑩°~⑪°操作手順と同様である。</p> <p>⑦° 保修班員は、発電所対策本部に号炉間電力融通ケーブル(可搬型)によるメタクラ2G系への受電準備が完了したことを報告する。また、発電所対策本部は発電課長に報告する。</p> <p>⑧° 発電課長は、運転員及び3号炉発電課長へ号炉間電力融通ケーブル(可搬型)を使用した3号炉の非常用ディーゼル発電機からメタクラ2G系への給電開始を指示する。</p> <p>メタクラ2G系の給電手順については、「1.14.2.1(1)b.(b) [優先3.号炉間電力融通ケーブル(可搬型)を使用した3号炉の非常用ディーゼル発電機(A)によるメタクラ2C系又はメタクラ2D系受電の場合]」の⑭°~⑰°操作手順と同様である。</p>			<p>自主対策の相違(差異理由⑤)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>⑨^c 運転員（中央制御室）Aは、メタクラ2G系、パワーセンタ2G系及びモータコントロールセンタ2G系の受電状態に異常がないことを確認し、発電課長に受電が完了したことを報告する。</p> <p>⑩^c 発電課長は、運転員に460V原子炉建屋交流電源切替盤2C又は460V原子炉建屋交流電源切替盤2D、460V原子炉建屋交流電源切替盤2G及び120V原子炉建屋交流電源切替盤2Gの負荷の切替操作を指示する。</p> <p>⑪^c 運転員（中央制御室）Aは、460V原子炉建屋交流電源切替盤2C又は460V原子炉建屋交流電源切替盤2D、460V原子炉建屋交流電源切替盤2G及び120V原子炉建屋交流電源切替盤2Gの各負荷を「代替所内電気設備側」へ切替操作を実施し、発電課長に負荷の切替えが完了したことを報告する。</p> <p>⑫^c 運転員（中央制御室）Aは、各負荷の電源が復旧したことを状態表示にて確認する。</p> <p>[優先4.電源車によるパワーセンタ2G系及びモータコントロールセンタ2G系受電の場合]</p> <p>(原子炉建屋東側の電源車接続口(東側)を使用する場合(原子炉建屋西側の電源車接続口(西側)を使用の場合は④^d、⑤^d、⑥^dを除く))</p> <p>①^d 発電課長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員に電源車によるパワーセンタ2G系及びモータコントロールセンタ2G系の受電準備開始を指示する。</p> <p>②^d 発電課長は、発電所対策本部へ電源車によるメタクラ2G系への給電準備開始を依頼する。</p> <p>③^d 発電所対策本部は、重大事故等対応要員に電源車からメタクラ2G系への給電準備開始を指示する。</p> <p>④^d 重大事故等対応要員は、電源車接続口(東側)へ電源車ケーブルを接続する場合は、発電所対策本部に電源車ケーブルの敷設に必要な扉の開放依頼を連絡する。また、発電所対策本部は発電課長に連絡する。</p> <p>⑤^d 発電課長は、発電所対策本部からの連絡により、電源車接続口(東側)へ電源車ケーブルを接続する場合は、運転員に電源車ケーブルの敷設に必要な扉の開放を指示する。</p> <p>⑥^d 運転員(現場)B及びCは、発電課長に電源車ケーブルの敷設に必要な扉の開放を行い報告する。また、発電課長は、発電所対策本部に連絡する。</p> <p>⑦^d 重大事故等対応要員は、電源車接続口付近にて電源車(2台)を配置し、電源車から電源車接続口までの間に電</p>	<p>[1.14-76頁より再掲]</p> <p>① 発電課長(当直)は、手順着手の判断基準に基づき、運転員及び災害対策要員に代替所内電気設備による給電を指示する。</p> <p>② 運転員は、現場で代替所内電気設備分電盤の受電に必要な系統構成を実施する。</p> <p>③ 災害対策要員は、現場で系統構成及びケーブルの接続を実施する。</p> <p>④ 災害対策要員は、現場で可搬型代替電源車電源のケーブル敷設ルートを確認、可搬型代替電源車の移動、起動前点検を実施する。</p> <p>⑤ 災害対策要員は、現場でケーブルの接続及び可搬型代替電源車を起動する。</p> <p>⑥ 災害対策要員は、現場にて可搬型代替電源車の遮断器を投入する。</p> <p>⑦ 運転員は、現場にて代替所内電気設備変圧器、代替所内電気設備分電盤の給電が完了したことを確認する。</p> <p>⑧ 運転員は、現場にて給電対象負荷の本設側NFBを「切」、代替所内電気設備対象のNFBを「入」とし、代替所内電気設備分電盤からの交流電源の給電を開始する。</p>	<p>[1.14-76頁より再掲]</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき当直課長及び緊急安全対策要員に、代替所内電気設備による給電を指示する。</p> <p>② 緊急安全対策要員は、現場で代替所内電気設備の健全性を確認する。</p> <p>③ 緊急安全対策要員は、現場で代替所内電気設備の受電に必要な系統構成を実施する。</p> <p>④ 緊急安全対策要員は、現場で電源車の配置及びケーブルの敷設を実施する。</p> <p>⑤ 緊急安全対策要員は、現場でケーブルを中継接続盤に接続後、電源車を起動し、運転状態の確認を実施する。</p> <p>⑥ 緊急安全対策要員は、現場で代替所内電気設備変圧器、代替所内電気設備分電盤の給電が完了したことを確認する。</p> <p>⑦ 緊急安全対策要員は、現場で給電対象負荷の本設受電NFBを「切」、代替所内電気設備用受電NFBを「入」とし、代替所内電気設備分電盤から交流電源の給電を開始する。</p> <p>⑧ 緊急安全対策要員は、現場で可搬式整流器の移動、ケーブルの接続及び起動前点検を実施する。</p>	<p>記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊3号炉1.14-76頁(2)代替所内電気設備による交流の給電(可搬型代替電源車)に該当のため再掲。 <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川2号炉は2箇所ある電源車接続口が東側と西側で手順が異なる。 ・泊3号炉も可搬型代替電源車の接続口を2箇所設けているが、いずれの接続口も手順に相違なし。 <p>記載表現の相違</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川2号炉では中央制御室にて2F系母線と代替所内電気設備である2G系母線を受電するための遮断器を手動で投入する。その後、中央制御室に設置している交流電源切替盤にて負荷の切替を実施する。 ・泊3号炉では現場にて代替所内電気設備分電盤へのケーブル接続を実施し、可搬型代替電源車を現場で起動する。その後、現場に設置している代替所内電気設備分電盤にて負荷の切替を実施する。 <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川2号炉は建屋内の電源車接続口を使用する場合に扉の開放が必要とな

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>源車搭載のケーブルを、電源車（2台）の間に並列運転用制御ケーブルを敷設し、接続する。</p> <p>⑧^d 運転員（中央制御室）Aは、給電準備としてメタクラ2F系からメタクラ2G系を受電するための遮断器を「切」又は「切」確認を実施し、発電課長にメタクラ2G系への受電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑨^d 重大事故等対応要員は、電源車接続口にて電源車からメタクラ2G系間の電路の健全性を絶縁抵抗測定により確認し、発電所対策本部に電源車によるメタクラ2G系への給電準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑩^d 発電所対策本部は、発電課長に電源車によるメタクラ2G系への給電準備が完了したことを連絡する。</p> <p>⑪^d 発電課長は、ガスタービン発電機及び号炉間電力融通ケーブルにより給電ができない場合、発電所対策本部へ電源車からメタクラ2G系へ給電を依頼する。</p> <p>⑫^d 発電所対策本部は、重大事故等対応要員に電源車からメタクラ2G系への給電開始を指示する。</p> <p>⑬^d 重大事故等対応要員は、電源車接続口にて電源車（2台）の起動及び並列操作によりメタクラ2G系への給電を実施し、発電所対策本部に電源車によるメタクラ2G系への給電が完了したことを報告する。</p> <p>⑭^d 発電所対策本部は、発電課長に電源車によるメタクラ2G系への給電が完了しことを連絡する。</p> <p>⑮^d 発電課長は、運転員によるメタクラ2G系への給電開始を指示する。</p> <p>⑯^d 運転員（中央制御室）Aは、電源車からメタクラ2G系を受電するための遮断器を「入」とし、メタクラ2G系、パワーセンタ2G系及びモータコントロールセンタ2G系が受電されたことを確認後、発電課長に受電が完了したことを報告する。</p> <p>⑰^d 発電課長は、運転員に460V原子炉建屋交流電源切替盤2C、460V原子炉建屋交流電源切替盤2D、460V原子炉建屋交流電源切替盤2G及び120V原子炉建屋交流電源切替盤2Gの負荷の切替操作を指示する。</p> <p>⑱^d 運転員（中央制御室）Aは、460V原子炉建屋交流電源切替盤2C、460V原子炉建屋交流電源切替盤2D、460V原子炉建屋交流電源切替盤2G及び120V原子炉建屋交流電源切替盤2Gの各負荷を「代替所内電気設備側」へ切替操作を実施し、各負荷の電源が復旧したことを状態表示にて確認する。</p> <p>⑲^d 運転員（中央制御室）Aは、発電課長に負荷切替が完了したことを報告する。</p>	<p>⑨ 発電課長（当直）は、手順着手の判断基準に基づき、発電所対策本部長に可搬型代替電源車への燃料補給を依頼する。</p> <p>⑩ 発電所対策本部長は、災害対策要員に可搬型代替電源車への燃料補給を指示する。</p>	<p>⑨ 緊急安全対策要員は、現場で可搬式整流器を起動、出力調整し、出力スイッチを投入する。</p> <p>⑩ 運転員等は、現場で直流電源の給電を開始する。</p> <p>⑪ 運転員等は、直流き電盤への電源が確保されていることを、中央制御室で警報表示等により確認する。</p> <p>⑫ 発電所対策本部長は、緊急安全対策要員に電源車の燃料（重油）補給を指示実施する。</p>	<p>る。</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊3号炉は燃料補給が必要な設備の操作手順に、燃料補給の手順に着手することを記載し、その具体的な手順については「1.14.2.4 代替非常用発電機等への燃料補給の手順等」で整理している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>(c) 操作の成立性</p> <p>[優先1. ガスタービン発電機によるパワーセンタ2G系及びモータコントロールセンタ2G系受電の場合]</p> <p>運転員（中央制御室）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから、ガスタービン発電機によるパワーセンタ2G系及びモータコントロールセンタ2G系の受電完了まで15分以内で可能である。</p> <p>[優先2. 号炉間電力融通ケーブル（常設）を使用した3号炉の非常用ディーゼル発電機によるパワーセンタ2G系及びモータコントロールセンタ2G系受電の場合]</p> <p>2号炉運転員（中央制御室）1名及び3号炉運転員（中央制御室）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから号炉間電力融通ケーブル（常設）を使用したパワーセンタ2G系及びモータコントロールセンタ2G系受電完了まで35分以内で可能である。</p> <p>[優先3. 号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を使用した3号炉の非常用ディーゼル発電機によるパワーセンタ2G系及びモータコントロールセンタ2G系受電の場合]</p> <p>2号炉運転員（中央制御室）1名、3号炉運転員（中央制御室）1名、3号炉運転員（現場）2名及び保修班員3名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を使用したパワーセンタ2G系及びモータコントロールセンタ2G系受電完了まで225分以内で可能である。</p> <p>[優先4. 電源車によるパワーセンタ2G系及びモータコントロールセンタ2G系受電の場合]</p> <p>運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）2名、重大事故等対応要員3名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから電源車によるパワーセンタ2G系及びモータコントロールセンタ2G系の受電完了まで130分以内で可能である。</p>	<p>c. 操作の成立性</p> <p>上記の対応は、現場にて運転員1名及び災害対策要員2名により作業を実施し、所要時間は約2時間25分と想定する。</p>	<p>c. 操作の成立性</p> <p>上記の中央制御室対応は、1ユニット当たり運転員等1名、現場対応は、1ユニット当たり運転員等1名及び緊急安全対策要員2名にて実施し、所要時間は約3.8時間と想定する。</p>	<p>資料構成の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>自主対策の相違（差異理由⑤）</p> <p>自主対策の相違（差異理由⑤）</p>
	<p>【1.14-76頁より再掲】</p> <p>上記の対応は、現場にて運転員1名及び災害対策要員3名により作業を実施し、所要時間は約4時間25分と想定する。所内電気設備の2系統が同時に機能を喪失した場合に、代替電源からの給電手段として、以上の手段を用いて、原子炉を安定状態に収束するために必要な電力を確保する。</p> <p>代替電源からの給電手段として、以上の手段を用いて、原子炉を安定状態に収束するために必要な電力を確保する。</p>	<p>【1.14-76頁より再掲】</p> <p>上記の現場対応は、1ユニット当たり運転員等1名、緊急安全対策要員4名にて実施し、所要時間は約4時間と想定する。所内電気設備の2系統が同時に機能を喪失した場合に、代替電源からの給電手段として、以上の手段を用いて、原子炉を安定状態に収束するために必要な電力を確保する。</p>	<p>資料構成の相違</p> <p>記載箇所の相違</p> <p>・泊3号炉1.14-76頁(2)代替所内電気設備による交流の給電（可搬型代替電源車）より再掲。</p> <p>設備の相違</p> <p>記載箇所の相違</p> <p>・女川2号炉では1.14-67頁に「代替所内電気設備へ給電することで、発電用原子炉の冷却、原子炉格納容器内の冷却及び除熱に必要なとなる設備の電源を復旧する」ことを記載している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。 (添付資料 1.14.2-7)</p>	<p>円滑に作業ができるように、代替所内電気設備分電盤での操作は手動によるNFB操作とし、ケーブル接続作業については、速やかに作業ができるよう作業場所近傍に使用工具を配備する。移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備するとともに、暗闇でも視認性が上がるように操作対象NFBに識別表示を行う。作業環境の周囲温度は通常運転状態と同程度である。 (添付資料 1.14.14)</p> <p>【1.14-76頁より再掲】 円滑に作業ができるように、代替所内電気設備分電盤での操作は手動によるNFB操作とし、ケーブル接続作業については、速やかに作業ができるよう作業場所近傍に使用工具を配備する。移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備するとともに、暗闇でも視認性が上がるように操作対象NFBに識別表示を行う。作業環境の周囲温度は通常運転状態と同程度である。 (添付資料 1.14.15)</p>	<p>円滑に作業できるように、代替所内電気設備分電盤及び給電対象負荷の切替箇所はNFB操作による手動で実施し、可搬式整流器のケーブル接続は速やかに作業ができるよう作業場所近傍に使用工具を配備する。また、移動経路を確保し、携帯照明や通信設備等を整備するとともに、暗闇でも視認性が上がるように操作対象盤に識別表示を行う。室温は通常運転状態と同程度である。 (添付資料 1.14.18)</p> <p>【1.14-76頁より再掲】 円滑に作業できるように、代替所内電気設備分電盤及び給電対象負荷の切替箇所はNFB操作による手動で実施し、可搬式整流器のケーブル接続は速やかに作業ができるよう作業場所近傍に使用工具を配備する。また、移動経路を確保し、携帯照明や通信設備等を整備するとともに、暗闇でも視認性が上がるように操作対象盤に識別表示を行う。室温は通常運転状態と同程度である。 (添付資料 1.14.18)</p>	<p>記載方針の相違 ・泊3号炉では対応手段毎の作業環境について記載している。また、工具の配備についても記載している。 運用の相違</p> <p>記載箇所の相違 ・泊3号炉 1.14-76頁(2)代替所内電気設備による交流の給電(可搬型代替電源車)より再掲。 運用の相違 記載方針の相違 ・泊3号炉では対応手段毎の作業環境について記載している。また、工具の配備についても記載している。</p>
	<p>(2) 代替所内電気設備による交流の給電(可搬型代替電源車) 所内電気設備の2系統が同時に機能喪失した場合は、共通要因で機能が失うことがないように、少なくとも1系統は機能の維持及び人の接近性を確保し、代替所内電気設備である可搬型代替電源車から、代替所内電気設備変圧器、代替所内電気設備分電盤により、原子炉を安定状態に収束させるために必要な機器(アニュラス空気浄化ファン、蓄圧タンク出口弁、計装用インバータ)及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤により、代替格納容器スプレイポンプへ代替電源を給電する手順を整備する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 所内電気設備の2系統が同時に機能喪失したことを、非常用高圧母線の電圧及び非常用直流母線の電圧等により確認した場合で、代替非常用発電機による給電ができない場合。</p> <p>b. 操作手順 代替所内電気設備による給電を行う手順の概要は以下のとおり。概略図を第1.14.30図に、タイムチャートを第1.14.31図に、フローチャートを第1.14.15図に示す。 また、可搬型代替電源車の燃料補給の手順は、1.14.2.4「代替非常用発電機等への燃料補給の手順等」にて整備する。</p>	<p>(2) 代替所内電気設備による交流及び直流の給電(電源車) 所内電気設備の2系統が同時に機能喪失した場合は、共通要因で機能を失うことがないように、少なくとも1系統は機能の維持及び人の接近性を確保し、常設重大事故等対処設備である代替所内電気設備変圧器及び代替所内電気設備分電盤と、多様性拡張設備である電源車及び可搬型重大事故等対処設備である可搬式整流器により、原子炉を安定状態に収束させるために必要な機器(恒設代替低圧注水ポンプ、蓄圧タンク出口弁、計装用電源、アニュラス空気浄化ファン、可搬式整流器及び可搬式空気圧縮機(加圧器逃がし弁用))へ代替電源から給電する手順を整備する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 所内電気設備の2系統が同時に機能喪失したことを、非常用高圧母線の電圧及び非常用直流母線の電圧等により確認した場合。</p> <p>b. 操作手順 代替所内電気設備による給電を行う手順の概要は以下のとおり。概略図を第1.14.31図に、タイムチャートを第1.14.32図に、フローチャートを第1.14.24図に示す。 また、電源車への燃料(重油)補給の手順は1.14.2.4(1)「空冷式非常用発電装置等への燃料(重油)補給」にて整備する。</p>	<p>記載箇所の相違 ・女川2号炉【優先4.電源車によるパワーセンタ2G系及びモータコントロールセンタ2G系受電の場合】へ再掲。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
	<p>① 発電課長（当直）は、手順着手の判断基準に基づき、運転員及び災害対策要員に代替所内電気設備による給電を指示する。</p> <p>② 運転員は、現場で代替所内電気設備分電盤の受電に必要な系統構成を実施する。</p> <p>③ 災害対策要員は、現場で系統構成及びケーブルの接続を実施する。</p> <p>④ 災害対策要員は、現場で可搬型代替電源車のケーブル敷設ルートの確認、可搬型代替電源車の移動、起動前点検を実施する。</p> <p>⑤ 災害対策要員は、現場でケーブルの接続及び可搬型代替電源車を起動する。</p> <p>⑥ 災害対策要員は、現場にて可搬型代替電源車の遮断器を投入する。</p> <p>⑦ 運転員は、現場にて代替所内電気設備変圧器、代替所内電気設備分電盤の給電が完了したことを確認する。</p> <p>⑧ 運転員は、現場にて給電対象負荷の本設側NFBを「切」、代替所内電気設備対象のNFBを「入」とし、代替所内電気設備分電盤からの交流電源の給電を開始する。</p> <p>⑨ 発電課長（当直）は、手順着手の判断基準に基づき、発電所対策本部長に可搬型代替電源車への燃料補給を依頼する。</p> <p>⑩ 発電所対策本部長は、災害対策要員に可搬型代替電源車への燃料補給を指示する。</p> <p>c. 操作の成立性 上記の対応は、現場にて運転員1名及び災害対策要員3名により作業を実施し、所要時間は約4時間25分と想定する。所内電気設備の2系統が同時に機能を喪失した場合に、代替電源からの給電手段として、以上の手段を用いて、原子炉を安定状態に収束するために必要な電力を確保する。</p> <p>円滑に作業ができるように、代替所内電気設備分電盤での操作は手動によるNFB操作とし、ケーブル接続作業については、速やかに作業ができるよう作業場所近傍に使用工具を配備する。移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備するとともに、暗闇でも視認性が上がるように操作対象NFBに識別表示を行う。作業環境の周囲温度は通常運転状態と同程度である。</p> <p style="text-align: right;">(添付資料 1.14.15)</p>	<p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき当直課長及び緊急安全対策要員に、代替所内電気設備による給電を指示する。</p> <p>② 緊急安全対策要員は、現場で代替所内電気設備の健全性を確認する。</p> <p>③ 緊急安全対策要員は、現場で代替所内電気設備の受電に必要な系統構成を実施する。</p> <p>④ 緊急安全対策要員は、現場で電源車の配置及びケーブルの敷設を実施する。</p> <p>⑤ 緊急安全対策要員は、現場でケーブルを中継接続盤に接続後、電源車を起動し、運転状態の確認を実施する。</p> <p>⑥ 緊急安全対策要員は、現場で代替所内電気設備変圧器、代替所内電気設備分電盤の給電が完了したことを確認する。</p> <p>⑦ 緊急安全対策要員は、現場で給電対象負荷の本設受電NFBを「切」、代替所内電気設備用受電NFBを「入」とし、代替所内電気設備分電盤から交流電源の給電を開始する。</p> <p>⑧ 緊急安全対策要員は、現場で可搬式整流器の移動、ケーブルの接続及び起動前点検を実施する。</p> <p>⑨ 緊急安全対策要員は、現場で可搬式整流器を起動、出力調整し、出力スイッチを投入する。</p> <p>⑩ 運転員等は、現場で直流電源の給電を開始する。</p> <p>⑪ 運転員等は、直流き電盤への電源が確保されていることを、中央制御室で警報表示等により確認する。</p> <p>⑫ 発電所対策本部長は、緊急安全対策要員に電源車の燃料（重油）補給を指示実施する。</p> <p>c. 操作の成立性 上記の現場対応は、1ユニット当たり運転員等1名、緊急安全対策要員4名にて実施し、所要時間は約4時間と想定する。所内電気設備の2系統が同時に機能を喪失した場合に、代替電源からの給電手段として、以上の手段を用いて、原子炉を安定状態に収束するために必要な電力を確保する。</p> <p>円滑に作業ができるように、代替所内電気設備分電盤及び給電対象負荷の切替箇所はNFB操作による手動で実施し、可搬式整流器のケーブル接続は速やかに作業ができるよう作業場所近傍に使用工具を配備する。また、移動経路を確保し、携帯照明や通信設備等を整備するとともに、暗闇でも視認性が上がるように操作対象盤に識別表示を行う。室温は通常運転状態と同程度である。</p> <p style="text-align: right;">(添付資料1.14.18)</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
	<p>(3) 優先順位 代替非常用発電機は、短時間での給電が可能であるため第1優先で使用する。可搬型代替電源車は第2優先で使用する。</p>	<p>(3) 優先順位 空冷式非常用発電装置は、中央制御室での起動操作が可能で短時間で電力供給ができるため第1優先で使用する。空冷式非常用発電装置が使用できない場合に電源車を使用する。</p>	<p>記載箇所の相違 ・女川2号炉優先順位の記載については1.14-67頁に記載している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>1.14.2.4 燃料の補給手順</p> <p>(1) 軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクからタンクローリへの補給</p> <p>重大事故等の対処に必要なガスタービン発電機、電源車、大容量送水ポンプ（タイプI）、熱交換器ユニット、可搬型窒素ガス供給装置及び大容量送水ポンプ（タイプII）に燃料を補給する。</p> <p>上記設備に燃料を補給するため、軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクとタンクローリをホースで接続し、タンクローリへ軽油の補給を行う。</p> <p>なお、補給する軽油は、復旧が見込めない非常用ディーゼル発電機が接続されている軽油タンクの軽油を使用する。</p> <p>また、非常用ディーゼル発電機により重大事故等の対処に必要な電源が確保されている場合は、停止しているガスタービン発電機が接続されているガスタービン発電設備軽油タンクの軽油を使用する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>重大事故等の対処に必要なガスタービン発電機、電源車、大容量送水ポンプ（タイプI）、熱交換器ユニット、可搬型窒素ガス供給装置及び大容量送水ポンプ（タイプII）を使用する場合。</p>	<p>1.14.2.4 代替非常用発電機等への燃料補給の手順等</p> <p>全交流動力電源喪失時に、重大事故等対処設備である代替非常用発電機、可搬型代替電源車、可搬型直流電源用発電機を運転する場合には、これらの設備への燃料補給が必要となる。（燃料はすべて軽油）</p> <p>重大事故等対処設備であるディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリへ給油し、可搬型タンクローリにより各設備へ燃料補給する手順を整備する。 （添付資料 1.14.18）</p> <p>(1) 可搬型タンクローリによる代替非常用発電機等への燃料補給</p> <p>ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリにより代替非常用発電機等に燃料補給する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>代替非常用発電機等の運転が必要と判断した場合。</p>	<p>1.14.2.4 燃料の補給手順等</p> <p>全交流動力電源喪失時に、重大事故等対処設備である空冷式非常用発電装置及び電源車又は設計基準事故対処設備であるディーゼル発電機を運転した場合、これらの設備への燃料補給が必要となる（燃料はすべて重油）。</p> <p>重大事故等対処設備である燃料油貯蔵タンク又は重油タンクからタンクローリへ給油し、各設備へ補給する手順を整備する。</p> <p>(1) 空冷式非常用発電装置等への燃料（重油）補給</p> <p>燃料油貯蔵タンク又は重油タンクからタンクローリにより空冷式非常用発電装置等に補給する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>空冷式非常用発電装置、電源車及びディーゼル発電機を運転した場合において、各発電機の燃料が規定油量以上あることを確認した上で運転開始後、燃料補給作業着手時間^{※11}に達した場合。</p> <p>※11 各発電機の燃料補給作業着手時間及び給油間隔は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 空冷式非常用発電装置：運転開始後約2.5時間後（その後約4時間ごとに補給） 電源車：運転開始後約2.5時間後（その後約4時間ごとに補給） ディーゼル発電機（燃料油貯蔵タンク）：運転開始後約70時間後（その後約1.6時間ごとに補給） 	<p>記載方針の相違（差異理由⑬）</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載方針の相違（差異理由⑭）</p> <p>設備の相違（差異理由⑯）</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊3号炉添付資料 1.14.18「重大事故等時における燃料補給に係るアクセスルート」を記載。 <p>重大事故等対処設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川2号炉は非常用ディーゼル発電機用の軽油タンクとガスタービン発電機用の軽油タンクを設置しており、それぞれのタンクからタンクローリへ補給する手順を整備している。 泊3号炉は代替非常用発電機用の燃料タンクは設置していないが、ディーゼル発電機燃料油貯油槽に重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料の備蓄量を確保している。 <p>記載方針の相違（差異理由⑮）</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載方針の相違（差異理由⑯）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>b. 操作手順 軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクからタンクローリへの軽油補給手順の概要（軽油タンク（A）又はガスタービン発電設備軽油タンク（A）使用）は以下のとおりである。 （軽油タンク（B）～（F）及び（G）並びにガスタービン発電設備軽油タンク（B）、（C）を使用する手順も同様。） 概要図を第1.14-34図及び第1.14-35図に、タイムチャートを第1.14-36図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部は、手順着手の判断基準に基づき、プラント状況からタンクローリへの軽油補給に使用するタンク（軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンク）を決定し、重大事故等対応要員にタンクローリへの軽油補給の開始を指示する。 ② 重大事故等対応要員は、補給活動に必要な装備品・資機材を準備し、車両保管場所へ移動し、タンクローリの健全性を確認する。</p> <p>[軽油タンク（A）から補給する場合] ③^a 重大事故等対応要員は、補給先に指定された軽油タンクへ移動し、軽油タンクのマンホール（上蓋）を開放し、D/G（A）軽油タンク（A）払出口止め弁の閉止フランジを取り外し、専用接続金具を取り付ける。 ④^a 重大事故等対応要員は、タンクローリのタンク底部の給排用ノズルへ専用接続金具を取り付けた後、ホースを接続する。 ⑤^a 重大事故等対応要員は、タンクローリに接続したホースをD/G（A）軽油タンク（A）払出口止め弁に取り付けた専用接続金具へ接続する。 ⑥^a 重大事故等対応要員は、車載タンク上部にてマンホール（上蓋）を開放する。 ⑦^a 重大事故等対応要員は、D/G（A）軽油タンク（A）出口弁を「閉」及びD/G（A）軽油タンク（A）払出口止め弁を「開」とする。 ⑧^a 重大事故等対応要員は、車両付ポンプを起動し、タンクローリの吐出弁を「開」とし軽油タンク（A）からタンクローリへの補給を開始する。 ⑨^a 重大事故等対応要員は、タンク上部のマンホール（上蓋）からの目視により、タンク内の満タンを確認後、マンホール（上蓋）を閉止及び車両付ポンプを停止させ、タンクローリの吐出弁及びD/G（A）軽油タンク（A）払出口止め弁を「閉」操作し、タンクローリからホースを取り外し</p>	<p>b. 操作手順 可搬型タンクローリによる代替非常用発電機等への燃料補給の手順の概要は以下のとおり。 また、概略系統を第1.14.32図に、タイムチャートを第1.14.33図に、アクセスルート^aを第1.14.34図に示す。</p> <p>① 発電課長（当直）は、手順着手の判断基準に基づき、発電所対策本部長にディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリによる代替非常用発電機等への燃料補給を依頼する。 ② 発電所対策本部長は、事務局員にディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリによる代替非常用発電機等への燃料補給を指示する。 ③ 事務局員は、現場で可搬型タンクローリを保管エリアから所定の位置に移動させる。 ④ 事務局員は、現場で可搬型タンクローリ吐出口のキャップをはずし、汲み上げ用ホースを接続するとともに、切替弁を「吸込み」側に切替え、タンクの底弁を開放する。 ⑤ 事務局員は、現場でディーゼル発電機燃料油貯油槽の防護板及び給油口を開放する。 ⑥ 事務局員は、現場で汲み上げ用ホース端をディーゼル発電機燃料油貯油槽の給油口に挿入する。 ⑦ 事務局員は、現場で可搬型タンクローリ給油ポンプを起動し、タンクローリ吐出弁を開とし、汲み上げを開始する。 ⑧ 事務局員は、現場で可搬型タンクローリの油面計でタンクが満杯となれば給油ポンプを停止し、吐出弁を閉とする。 ⑨ 事務局員は、現場で可搬型タンクローリから汲み上げ用ホースを取り外し、吐出口のキャップを取り付けるとともに、切替弁を「吐出」側に切替え、タンクの底弁を閉止する。</p>	<p>b. 操作手順 空冷式非常用発電装置等への燃料（重油）補給の手順の概要は以下のとおり。 また、概略図を第1.14.33図に、タイムチャートを第1.14.34図に、アクセスルート^aを第1.14.35図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき緊急安全対策要員に、燃料油貯蔵タンク又は重油タンクからタンクローリによる空冷式非常用発電装置等への燃料（重油）補給を指示する。 ② 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき緊急安全対策要員に、重油タンクからタンクローリによるディーゼル発電機への燃料（重油）補給を指示する。 ③ 緊急安全対策要員は、燃料油貯蔵タンク又は重油タンクから空冷式非常用発電装置等へ燃料（重油）補給準備を行う。 ④ 緊急安全対策要員は、タンクローリを保管エリアから燃料油貯蔵タンク又は重油タンク付近に移動させる。 ⑤ 緊急安全対策要員は、タンクローリ給油口に給油用ホースを接続する。 ⑥ 緊急安全対策要員は、燃料油貯蔵タンクの閉止蓋を開放し、給油用ホース端をタンクの油面レベル以下まで下げる。重油タンクは重油抜き取り用取出口に接続する。 ⑦ 緊急安全対策要員は、タンクローリ給油ポンプを起動し、タンクローリの油面計でタンクが満杯となれば給油ポンプを停止する。</p>	<p>設備の相違（差異理由⑧） 記載方針の相違（差異理由⑤） 記載表現の相違 記載箇所の相違 ・泊3号炉では燃料給油アクセスルート図を示している。女川2号炉ではSA補足資料に機器配置図（図57-2-4～6）及び重大事故時に必要なアクセスルート図（図57-6-1～4）を記載している。</p> <p>記載表現の相違 設備の相違（差異理由⑧） ・燃料補給手順の比較は[軽油タンク（A）から補給する場合]と比較する。 記載方針の相違（差異理由⑤）</p> <p>資料構成の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>た後（継続的にホースを使用する場合は、当該ホースを軽油タンク側に接続したままとする）、発電所対策本部に軽油タンクからタンクローリへの補給が完了したことを報告する。</p> <p>⑩^a 重大事故等対応要員は、「1.14.2.4(2) タンクローリから各機器への補給」の操作手順にて給油した後、タンクローリの軽油の残量に応じて、上記手順④^a から⑨^a（③^aは軽油タンク側にホースを接続済みのため実施不要）を繰り返す。</p> <p>[ガスタービン発電設備軽油タンク（A）から補給する場合]</p> <p>③^b 重大事故等対応要員は、補給先に指定されたガスタービン発電設備軽油タンクへ移動し、GTG 軽油タンク（A）払出口止め弁の閉止フランジを取り外し、専用接続金具を取り付ける。</p> <p>④^b 重大事故等対応要員は、タンクローリのタンク底部の給排用ノズルへ専用接続金具を取り付けた後、ホースを接続する。</p> <p>⑤^b 重大事故等対応要員は、タンクローリに接続したホースをGTG 軽油タンク（A）払出口止め弁に取り付けた専用接続金具へ接続する。</p> <p>⑥^b 重大事故等対応要員は、GTG 軽油タンク（A）出口弁を「閉」及びGTG 軽油タンク（A）払出口止め弁を「開」とする。</p> <p>⑦^b 重大事故等対応要員は、タンクローリへ軽油を補給するため、車両付ポンプを作動させ、タンクローリの吐出弁を「開」とし、GTG 軽油タンクからタンクローリへの補給を開始する。</p> <p>⑧^b 重大事故等対応要員は、タンクローリの補給状態をタンク頂部のハッチから目視で確認し、タンク内の満タンを確認後、タンクローリの吸入元弁及びGTG 軽油タンク（A）払出口止め弁を「閉」操作し、タンクローリからホースを取り外した後（継続的にホースを使用する場合は、当該ホースをガスタービン発電設備軽油タンク側に接続したままとする）、発電所対策本部にガスタービン発電設備軽油タンクからタンクローリへの補給が完了したことを報告する。</p> <p>⑨^b 重大事故等対応要員は、「1.14.2.4(2) タンクローリから各機器への補給」の操作手順にて給油した後、タンクローリの軽油の残量に応じて、上記手順④^b から⑧^b（③^bはガスタービン発電設備軽油タンク側にホースを接続済みのため実施不要）を繰り返す。</p>			<p>運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川2号炉ではタンクローリへの補給が完了した後に継続的に燃料補給が必要であり、ホースを使用する場合はホースを接続したままとする。 <p>記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タンクローリから各補機への燃料補給をした後、タンクローリの燃料残量に応じて実施する手順について泊3号炉では1.14-83頁b.操作手順⑩^aに記載している。 <p>設備の相違（差異理由⑧）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>c. 操作の成立性</p> <p>上記の操作は、タンクローリ 1 台当たり重大事故等対応要員 2 名で作業を実施した場合、作業開始を判断してからタンクローリへの補給完了まで 135 分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>(添付資料 1.14.2-8)</p>			<p>記載方針の相違（差異理由⑤）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川 2 号炉ではタンクローリへの補給のみで 135 分以内を想定している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>(2) タンクローリから各機器への補給</p> <p>重大事故等の対処に必要なとなるガスタービン発電機、電源車、大容量送水ポンプ（タイプI）、熱交換器ユニット、可搬型窒素ガス供給装置及び大容量送水ポンプ（タイプII）に対して、タンクローリを用いて燃料の補給を行う。</p> <p>なお、ガスタービン発電機の場合はガスタービン発電設備軽油タンクへ補給する。ガスタービン発電機の運転に伴い燃料が消費されると、ガスタービン発電設備燃料移送ポンプが自動起動し、ガスタービン発電設備軽油タンクから燃料の補給が開始される。また、ガスタービン発電設備燃料移送ポンプは、燃料の補給完了後に自動停止する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>重大事故等の対処に必要なとなるガスタービン発電機、電源車、大容量送水ポンプ（タイプI）、熱交換器ユニット、可搬型窒素ガス供給装置及び大容量送水ポンプ（タイプII）を運転した場合において、各機器の燃料が規定油量以上あることを確認した上で運転開始後、燃料保有量及び燃費からあらかじめ算出した補給時間^{※1}となった場合。</p> <p>※1：補給間隔は以下のとおりであり、各設備の燃料が枯渇するまでに補給することを考慮して作業に着手する。ただし、以下の設備は代表例であり各設備の燃料保有量及び燃費から燃料が枯渇する前に補給することとし、同一箇所での作業が重複する際は適宜、補給間隔を考慮して作業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガスタービン発電設備軽油タンク：運転開始後約10時間以降、4時間 ・大容量送水ポンプ（タイプI）：運転開始後約5時間 ・熱交換器ユニット：運転開始後約15時間 	<p>【1.14-83頁より再掲】</p> <p>⑫ 事務局長は、現場で代替非常用発電機等の燃料補給作業着手時間又は燃料補給間隔^{※3}を目安に給油ガンにて代替非常用発電機等へ燃料補給を実施する。</p> <p>【1.14-83頁より再掲】</p> <p>※3 各発電機の燃料補給作業着手時間及び燃料補給間隔の目安は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替非常用発電機：運転開始後約6時間（その後約6時間ごとに補給） ・可搬型代替電源車：運転開始後約11時間（その後約11時間ごとに補給） ・可搬型直流電源用発電機：運転開始後約7時間（その後約7時間ごとに補給） <p>【比較のため技術的能力まとめ資料1.12より再掲】</p> <p>※2 定格負荷運転時の燃料補給作業着手時間及び燃料補給間隔の目安は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型大容量海水送水ポンプ車：運転開始後速やかに（その後約2時間ごとに補給） <p>【比較のため技術的能力まとめ資料1.13より再掲】</p> <p>※2 定格負荷運転時の燃料補給作業着手時間及び燃料補給間隔の目安は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型大型送水ポンプ車：運転開始後4時間（その後約4時間ごとに補給） 	<p>【1.14-78頁より再掲】</p> <p>空冷式非常用発電装置、電源車及びディーゼル発電機を運転した場合において、各発電機の燃料が規定油量以上あることを確認した上で運転開始後、燃料補給作業着手時間^{※11}に達した場合。</p> <p>【1.14-78頁より再掲】</p> <p>※11 各発電機の燃料補給作業着手時間及び給油間隔は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空冷式非常用発電装置：運転開始後約2.5時間後（その後約4時間ごとに補給） ・電源車：運転開始後約2.5時間後（その後約4時間ごとに補給） ・ディーゼル発電機（燃料油貯蔵タンク）：運転開始後約70時間後（その後約1.6時間ごとに補給） <p>【比較のため技術的能力まとめ資料1.12より再掲】</p> <p>※5：各設備の燃料補給作業着手時間及び給油間隔の目安は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）：運転開始後約7.5時間後（その後約2.0時間ごとに補給。） ・大容量ポンプ：運転開始後に燃料補給準備を開始する（その後約2.0時間ごとに補給。） <p>【比較のため技術的能力まとめ資料1.13より再掲】</p> <p>※6：送水車の燃料補給作業着手時間及び給油間隔の目安時間は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・送水車本体：送水車起動を判断すれば燃料補給準備を開始する（その後約3時間ごとに補給。） ・水中ポンプ用発電機：送水車起動を判断すれば燃料補給準備を開始する（その後約3時間ごとに補給。） 	<p>記載方針の相違（差異理由⑮）</p> <p>設備の相違（差異理由⑧）</p> <p>記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川2号炉はタンクローリから各補機への燃料補給についての判断基準にて「あらかじめ算出した補給時間となった場合」と記載している。泊3号炉も同様に各補機への燃料補給間隔を目安に補給を実施するとしている。1.14-83頁b. 操作手順⑫より再掲。 <p>記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各補機の燃料補給間隔の記載について泊3号炉では1.14-83頁に記載のため再掲。 <p>設備の相違</p> <p>記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術的能力1.12（可搬型大容量海水送水ポンプ車）及び1.13（可搬型大型送水ポンプ車）に記載している燃料補給間隔の記載について、比較のため再掲。 <p>設備の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>b. 操作手順</p> <p>タンクローリから各機器への補給手順の概要は以下のとおり。概要図を第1.14-37図及び第1.14-38図に、タイムチャートを第1.14-39図から第1.14-40図に示す。</p> <p>[大容量送水ポンプ(タイプI)、熱交換器ユニットへ補給する場合]</p> <p>大容量送水ポンプ(タイプI)、熱交換器ユニットへの補給手順の概要は以下のとおり。</p> <p>① 発電所対策本部は、手順着手の判断基準に基づき、プラント状況から補給が必要な機器を判断し、重大事故等対応要員にタンクローリによる補給対象設備への補給の開始を指示する。</p> <p>② 重大事故等対応要員は、補給対象設備の近傍まで移動し、補給のためタンクローリの補給前準備を行い、必要な距離分の補給ホースを引き出す。</p> <p>③ 重大事故等対応要員は、タンクローリから対象の設備へ補給するため、車両付ポンプを作動させる。</p> <p>④ 重大事故等対応要員は、補給対象設備の燃料タンクの蓋及びタンクローリの吐出弁を「開」とし、補給ノズルレバーを握り、タンクローリによる補給対象設備への補給を開始する。</p> <p>⑤ 重大事故等対応要員は、補給対象設備の補給状態を目視で確認し、必要量の補給完了を確認後、補給ノズルレバーを開放し、タンクローリによる補給対象設備への補給を完了する。</p> <p>⑥ 重大事故等対応要員は、タンクローリの油量を確認し、定格負荷運転時の燃料補給間隔を目安に、以降「1.14.2.4(1)b. 軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクからタンクローリへの軽油補給」手順④から⑨又は④から⑥、及び「1.14.2.4(2)b. タンクローリから各機器への補給」手順②から⑤を繰り返す。</p>	<p>⑩ 事務局員は、現場で可搬型タンクローリを代替非常用発電機等の近傍に移動させる。</p> <p>⑪ 事務局員は、現場で可搬型タンクローリ給油ポンプを起動し、タンクの底弁を開放するとともに出口弁を開とする。</p> <p>⑫ 事務局員は、現場で代替非常用発電機等の燃料補給作業着手時間又は燃料補給間隔^{※3}を目安に給油ガンにて代替非常用発電機等へ燃料補給を実施する。</p> <p>⑬ 事務局員は、現場で代替非常用発電機等の燃料タンクが満杯となれば、燃料補給を停止し、給油ガンを取り外す。</p> <p>⑭ 事務局員は、発電所対策本部長に可搬型タンクローリによる代替非常用発電機等への燃料補給が完了したことを報告する。</p> <p>⑮ 事務局員は、現場で可搬型タンクローリの油量を確認し、代替非常用発電機等の燃料補給間隔^{※3}を目安に以降③から⑬を繰り返し燃料の補給を実施する。</p> <p>※3 各発電機の燃料補給作業着手時間及び燃料補給間隔の目安は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替非常用発電機：運転開始後約6時間（その後約6時間ごとに補給） ・可搬型代替電源車：運転開始後約11時間（その後約11時間ごとに補給） ・可搬型直流電源用発電機：運転開始後約7時間（その後約7時間ごとに補給） 	<p>⑧ 緊急安全対策要員は、タンクローリを空冷式非常用発電装置等の近傍に移動させる。</p> <p>【空冷式非常用発電装置の場合】</p> <p>⑨ 緊急安全対策要員は、空冷式非常用発電装置の前方コンテナ側面の給油口に、給油用ホースを接続する。</p> <p>⑩ 緊急安全対策要員は、タンクローリの排出弁及び空冷式非常用発電装置の給油ラインの止め弁を開状態にし、タンクローリからの給油を開始する。</p> <p>⑪ 緊急安全対策要員は、タンクが満杯になれば、給油を停止し、排出弁及び止め弁を閉止した後、給油用ホースを取外す。</p> <p>【電源車の場合】</p> <p>⑨ 緊急安全対策要員は、電源車の給油口に、給油用ホースを接続する。</p> <p>⑩ 緊急安全対策要員は、タンクローリの排出弁を開状態にし、タンクローリからの給油を開始する。</p> <p>⑪ 緊急安全対策要員は、タンクが満杯になれば、給油を停止し、排出弁を閉止した後、給油用ホースを取外す。</p> <p>【ディーゼル発電機の場合】</p> <p>⑨ 緊急安全対策要員は、燃料油貯蔵タンクの給油口に、給油用ホースを接続する。</p> <p>⑩ 緊急安全対策要員は、タンクローリの排出弁を開状態にし、タンクローリからの給油を開始する。</p> <p>⑪ 緊急安全対策要員は、給油が完了すれば、排出弁を閉止した後、給油用ホースを取外す。</p> <p>⑫ 緊急安全対策要員は、発電所対策本部長にタンクローリによる空冷式非常用発電装置等への燃料補給が完了したことを報告する。</p> <p>⑬ 緊急安全対策要員は、タンクローリの油量を確認し、以降⑤から⑫を繰り返し燃料の補給を実施する。</p>	<p>記載方針の相違（差異理由⑮）</p> <p>資料構成の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川2号炉は1.14-82頁a. 手順着手の判断基準に燃料補給間隔について記載している。 記載箇所の相違 ・女川2号炉は各補機への燃料補給間隔目安の記載について1.14-82頁a. 手順着手の判断基準に記載している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>[ガスタービン発電設備軽油タンクへ補給する場合] ガスタービン発電設備軽油タンクへの補給手順の概要は以下のとおり。</p> <p>①^b 発電所対策本部は、手順着手の判断基準に基づき、重大事故等対応要員にガスタービン発電設備軽油タンクへの補給を指示する。</p> <p>②^b 重大事故等対応要員は、ガスタービン発電設備軽油タンク近傍まで移動し、GTG 軽油タンク (A) 給油口の閉止フランジを取り外し、専用接続金具を取り付ける。</p> <p>③^b 重大事故等対応要員は、タンクローリのタンク底部の給排用ノズルへ専用接続金具を取り付けた後、ホースを接続する。</p> <p>④^b 重大事故等対応要員は、タンクローリに接続したホースをGTG 軽油タンク (A) 給油口に取り付けた専用接続金具へ接続する。</p> <p>⑤^b 重大事故等対応要員は、車両付ポンプを作動させ、タンクローリの吐出弁を「開」とし、タンクローリからGTG 軽油タンク (A) への補給を開始する。</p> <p>⑥^b 重大事故等対応要員は、ガスタービン発電設備軽油タンクの補給状態を油面レベルで確認し、必要量の補給完了を確認後、各バルブを「閉」操作し、タンクローリによるガスタービン発電設備軽油タンクへの給油が完了したことを発電所対策本部に報告する。</p> <p>⑦^b 重大事故等対応要員は、タンクローリの油量を確認し、定格負荷運転時の燃料補給間隔を目安に、以降「1.14.2.4 (1)b. 軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクからタンクローリへの軽油補給」手順④^aから⑨^a、及び「1.14.2.4 (2)b. タンクローリから各機器への補給」手順②^bから⑥^bを繰り返す。</p> <p>c. 操作の成立性 上記の操作は、タンクローリ1台当たり重大事故等対応要員2名で作業を実施した場合、作業開始を判断してからの所要時間は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タンクローリにて各機器へ補給する場合：40分 ・タンクローリにてガスタービン発電設備軽油タンクへ補給する場合：50分 	<p>c. 操作の成立性 上記の対応は、現場にて事務局員2名により作業を実施し、所要時間は約2時間と想定する。</p>	<p>c. 操作の成立性 上記の現場対応は、空冷式非常用発電装置及び電源車については緊急安全対策要員2名にて実施し、所要時間は約2.1時間と想定する。また、ディーゼル発電機については緊急安全対策要員2名にて実施し、所要時間は約90分と想定する。</p>	<p>設備の相違（差異理由⑧）</p> <p>記載表現の相違 設備の相違 ・女川2号炉ではタンクローリから各補機への燃料補給を40分と想定している。泊3号炉では可搬型タンクローリへの補給と可搬型タンクローリから各補機への補給合わせて約2時間と想定している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>なお、各設備の燃料が枯渇しないよう以下の時間までに補給を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガスタービン発電機の燃費は、定格容量にて約2,460L/hであり、起動から枯渇までの時間は約186時間。 ・大容量送水ポンプ（タイプI）の燃費は、定格容量にて約188L/hであり、起動から枯渇までの時間は約5.2時間。 ・熱交換器ユニットの燃費は、定格容量にて約56L/hであり、起動から枯渇までの時間は約16時間。 <p>また、多くの補給対象設備が必要となる事象を想定した場合、事象発生後7日間、それらの設備（ガスタービン発電機、大容量送水ポンプ（タイプI）、熱交換器ユニット）の運転継続するために必要な燃料（軽油）の燃料消費量は約234kLであり、軽油タンク（約830kL）又はガスタービン発電設備用軽油タンク（約330kL）から燃料補給が供給可能であるため、事象発生後7日間対応可能である。タイムチャートを第1.14-41図及び1.14-42図に示す。 （添付資料 1.14.2-9）</p>	<p>代替非常用発電機の燃料消費率は、約253L/hであり、起動から枯渇までの時間は約7.1時間と想定しており枯渇までに燃料補給を実施する。</p> <p>可搬型代替電源車の燃料消費率は、約236L/hであり、起動から枯渇までの時間は約16.9時間と想定しており枯渇までに燃料補給を実施する。</p> <p>可搬型直流電源用発電機の燃料消費率は、約15L/hであり、起動から枯渇までの時間は約14.6時間と想定しており枯渇までに燃料補給を実施する。</p> <p>【比較のため技術的能力まとめ資料1.12より再掲】 可搬型大容量海水送水ポンプ車の燃料消費率は、100%負荷で約310L/hであり、起動から枯渇までの時間は約3.1時間と想定しており枯渇までに燃料補給を実施する。</p> <p>【比較のため技術的能力まとめ資料1.13より再掲】 可搬型大型送水ポンプ車の燃料消費率は、100%負荷で約0.072kL/hであり、起動から燃料の枯渇までの時間は約5.5時間と想定しており、枯渇までに燃料補給を実施する。</p> <p>なお、重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料の備蓄量として、「1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」、「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」、「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」に示す燃料も含め、ディーゼル発電機燃料油貯油槽4基合計で540kL以上を管理する。</p> <p>円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。防護板の開放を速やかに実施できるよう可搬型タンクローリーに使用工具を配備する。作業環境の周囲温度は外気温度と同程度である。 （添付資料 1.14.16）</p>	<p>空冷式非常用発電装置の燃料消費率は、約248.20/hであり、起動から枯渇までの時間は約6.4時間と想定しており枯渇までに燃料（重油）補給を実施する。</p> <p>電源車の燃料消費率は、約96.40/hであり、起動から枯渇までの時間は約5.0時間と想定しており枯渇までに燃料（重油）補給を実施する。</p> <p>ディーゼル発電機の燃料消費率は、約1.77k0/hであり、起動から枯渇までの時間は約3.5日間と想定しており、枯渇までに燃料（重油）補給を実施する。</p> <p>【比較のため技術的能力まとめ資料1.12より再掲】 電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）の燃料消費率は、28%負荷で約49.20/hであり、起動から枯渇までの時間は約10時間と想定しており枯渇までに燃料（重油）補給を実施する。</p> <p>また、大容量ポンプの燃料消費率は、100%負荷で約3100/hであり、起動から枯渇までの時間は約3.1時間を想定しており枯渇までに燃料（重油）補給を実施する。</p> <p>【比較のため技術的能力まとめ資料1.13より再掲】 送水車本体の燃料消費率は、約21~740/hであり、起動から枯渇までの時間は約5.4時間と想定しており枯渇までに燃料（軽油）補給を実施する。</p> <p>水中ポンプ用発電機の燃料消費率は、約8.50/hであり、起動から枯渇までの時間は約20時間と想定しており枯渇までに燃料（軽油）補給を実施する。</p> <p>なお、重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料（重油）の備蓄量として、「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」、「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」に示す燃料（重油）も含め、重油タンク（160k0（1基当たり）、4基）及び燃料油貯蔵タンク（150k0（1基当たり）、4基）を管理する。</p> <p>また、円滑に作業できるように、移動経路を確保し、携帯照明や通信設備等を整備する。閉止蓋等を速やかに作業ができるよう作業場所近傍に使用工具を配備する。周囲温度は外気温度と同程度である。 （添付資料1.14.19）</p>	<p>記載表現の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術的能力 1.12（可搬型大容量海水送水ポンプ車）及び1.13（可搬型大型送水ポンプ車）に記載している燃料補給間隔の記載について、比較のため再掲。 <p>設備の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川2号炉は燃料補給が必要な補機に対して7日間給油可能であることを示している。 ・泊3号炉では対応手段毎の作業環境について記載している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
	<p>(2) ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーによる代替非常用発電機等への燃料補給 ディーゼル発電機燃料油貯油槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーにより代替非常用発電機、可搬型代替電源車に燃料補給する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 代替非常用発電機等への燃料補給が必要な場合に、可搬型タンクローリーによるディーゼル発電機燃料油貯油槽からの燃料汲み上げができない場合。</p> <p>b. 操作手順 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーによる代替非常用発電機等への燃料補給の手順の概要は以下のとおり。 また、概略系統を第1.14.35図に、タイムチャートを第1.14.36図に、アクセスルートを図1.14.34に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、発電課長（当直）及び事務局員にディーゼル発電機燃料油貯油槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーによる代替非常用発電機等への燃料補給を指示する。</p> <p>② 発電課長（当直）は、運転員にディーゼル発電機燃料油貯油槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーによる代替非常用発電機等への燃料補給を指示する。</p> <p>③ 事務局員は、現場で可搬型タンクローリーを保管エリアから所定位置に移動させる。</p> <p>④ 事務局員は、現場でディーゼル発電機燃料油移送ポンプ出口ラインに仮設ホースを接続し、可搬型タンクローリー設置箇所まで敷設する。</p> <p>⑤ 運転員は、現場でディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーへ燃料を汲み上げるための系統構成を実施する。</p> <p>⑥ 運転員は、現場でディーゼル発電機燃料油移送ポンプの給電準備を実施する。</p> <p>⑦ 事務局員は、現場で可搬型タンクローリーのマンホールを開放し、仮設ホース先端のドロップパイプを挿入する。</p> <p>⑧ 運転員は、現場でディーゼル発電機燃料油移送ポンプを起動し、燃料の汲み上げを開始する。</p> <p>⑨ 事務局員は、現場で可搬型タンクローリーの油面計でタンクが満杯となれば、運転員にディーゼル発電機燃料油移送ポンプの停止を依頼する。</p> <p>⑩ 運転員は、現場でディーゼル発電機燃料油移送ポンプを停止する。</p>		<p>設備の相違（差異理由⑥）</p>

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
	<p>⑪ 事務局員は、現場で可搬型タンクローリーのマンホールからドロップパイプを引き抜き、マンホールを閉止する。</p> <p>⑫ 事務局員は、現場で可搬型タンクローリーを代替非常用発電機等の近傍に移動させる。</p> <p>⑬ 事務局員は、現場で可搬型タンクローリー給油ポンプを起動し、タンクの底弁を開放するとともに出口弁を開とする。</p> <p>⑭ 事務局員は、現場で代替非常用発電機等の燃料補給作業着手時間又は燃料補給間隔^{*4}を目安に給油ガンにて代替非常用発電機等へ燃料補給を実施する。</p> <p>⑮ 事務局員は、現場で代替非常用発電機等の燃料タンクが満杯となれば、燃料補給を停止し、給油ガンを取り外す。</p> <p>⑯ 事務局員は、発電所対策本部長に可搬型タンクローリーによる代替非常用発電機等への燃料補給が完了したことを報告する。</p> <p>⑰ 事務局員は、現場で可搬型タンクローリーの油量を確認し、代替非常用発電機等の燃料補給間隔^{*4}を目安に以降⑥から⑮を繰り返し燃料の補給を実施する。</p> <p>※4 各発電機の燃料補給作業着手時間及び燃料補給間隔の目安は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替非常用発電機：運転開始後約6時間（その後約6時間ごとに補給） ・可搬型代替電源車：運転開始後約11時間（その後約11時間ごとに補給） <p>c. 操作の成立性</p> <p>上記対応のうち、代替非常用発電機への燃料補給については、現場にて事務局員2名及び運転員1名により作業を実施し、所要時間は約3時間と想定する。また、可搬型代替電源車への燃料補給については、現場にて事務局員2名及び運転員1名により作業を実施し、所要時間は約3時間と想定する。</p> <p>代替非常用発電機の燃料消費率は、約253L/hであり、起動から枯渇までの時間は約7.1時間と想定しており枯渇までに燃料補給を実施する。</p> <p>可搬型代替電源車の燃料消費率は、約236L/hであり、起動から枯渇までの時間は約16.9時間と想定しており枯渇までに燃料補給を実施する。</p> <p>（代替非常用発電機又は可搬型代替電源車により代替所内電気設備へ給電中の場合は除く）</p> <p>なお、重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料の備蓄量として、「1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」、「1.13 重大事故等の収束に必</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
	<p>要となる水の供給手順等」,「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」に示す燃料も含め、ディーゼル発電機燃料油貯油槽4基合計で540kL以上を管理する。</p> <p>円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。作業環境の周囲温度は外気温度と同程度である。</p> <p style="text-align: right;">(添付資料 1.14.17)</p> <p>(3) 優先順位</p> <p>可搬型タンクローリーを使用した燃料補給は、操作が容易であること及び短時間での燃料補給が可能であるため優先して使用する。可搬型タンクローリーによる燃料汲み上げができない場合は、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーによる代替非常用発電機等への燃料補給を実施する。</p> <p>以上の対応手順のフローチャートを第 1.14.37 図に示す。</p>		<p>設備の相違（差異理由⑥）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>1.14.2.5 重大事故等対処設備（設計基準拡張）による対応手順</p> <p>(1) 非常用交流電源設備による給電</p> <p>非常用ディーゼル発電機又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機が健全な場合、自動起動信号（非常用高圧母線低電圧）による作動、又は中央制御室からの手動操作により非常用ディーゼル発電機又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を起動し、非常用高圧母線に給電する。</p> <p>非常用ディーゼル発電機又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の運転により消費された燃料は、非常用ディーゼル発電設備燃料デイトンク又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料デイトンクの油面が規定値以下まで低下すると非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプが自動起動し、軽油タンクから非常用ディーゼル発電設備燃料デイトンク又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料デイトンクへの補給が開始される。その後燃料補給の完了に伴い、非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプが自動停止する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>外部電源が喪失した場合又はメタクラ 2C 系、メタクラ 2D 系又はメタクラ 2H 系の電圧がないことを確認した場合。</p> <p>b. 操作手順</p> <p>非常用交流電源設備による給電手順の概要は以下のとおり。概要図を第 1.14-43 図に示す。</p> <p>① 発電課長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員（中央制御室）に非常用交流電源設備による給電開始を指示する。</p> <p>② 運転員（中央制御室）A は、非常用ディーゼル発電機又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機が自動起動信号（非常用高圧母線低電圧）により自動起動し、受電遮断器が投入されたことを確認する。あるいは、中央制御室から手動操作により非常用ディーゼル発電機又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を起動し、受電遮断器を投入する。</p> <p>③ 運転員（中央制御室）A は、非常用高圧母線へ給電が開始されたことをメタクラ電圧指示値の上昇及び非常用ディーゼル発電機電力指示値又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機電力指示値の上昇により確認し、発電課長に給電が完了したことを報告する。</p>			<p>設備の相違（差異理由⑦）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>c. 操作の成立性</p> <p>上記の操作は、運転員（中央制御室）1名にて操作を実施する。操作スイッチによる遠隔操作であるため、速やかに対応できる。</p> <p>(2) 非常用直流電源設備による給電</p> <p>外部電源並びに非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の機能喪失後、充電器を經由した直流母線（125V 直流主母線盤）への給電から、125V 蓄電池 2A、125V 蓄電池 2B 及び 125V 蓄電池 2H による直流母線（125V 直流主母線盤）への給電に自動で切り替わることを確認する。蓄電池による給電が開始されたことを確認後、125V 蓄電池 2A 及び 125V 蓄電池 2B については、蓄電池の延命のため、125V 直流主母線盤 2A 及び 125V 直流主母線盤 2B の不要な負荷の切り離しを実施する。なお、外部電源喪失及び非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の機能喪失後 1 時間以内に、中央制御室において簡易な操作でプラントの状態監視に必要なではない 125V 直流主母線盤の直流負荷を切離し、その後、外部電源喪失及び非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の機能喪失後 8 時間以内に、中央制御室外において必要な負荷以外の切離しを実施する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>全交流動力電源喪失により、125V 充電器 2A、125V 充電器 2B 及び 125V 充電器 2H の交流入力電源の喪失が発生した場合。</p> <p>b. 操作手順</p> <p>125V 蓄電池 2A、125V 蓄電池 2B 及び 125V 蓄電池 2H による給電手順の概要は以下のとおり。概要図を第 1.14-44 図に示す。なお、125V 蓄電池 2A 系及び 125V 蓄電池 2B による給電手段については、「1.14.2.2(1)a. 所内常設蓄電式直流電源設備による給電」にて整備する。</p> <p>① 発電課長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員に 125V 蓄電池 2H からの給電が開始されたことの確認を指示する。</p> <p>② 運転員（中央制御室）A は、125V 充電器 2H の交流入力電源が喪失したことを「非常用高圧母線 2H 低電圧」にて確認し、125V 蓄電池 2H による給電が開始され、HPCS125V 直流主母線電圧の指示値が規定電圧であることを確認し、発電課長に給電が完了したことを報告する。</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>c. 操作の成立性</p> <p>125V 蓄電池 2H からの給電は、運転員（中央制御室）1名にて直流母線（125V 直流主母線盤）へ自動で給電されることを確認する。中央制御室での電圧確認であるため、速やかに対応できる。</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

<p>1.14.2.6 重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>重大事故等時の対応手段の選択方法は以下のとおり。対応手段の選択フローチャートを第1.14-45図及び第1.14-46図に示す。</p> <p>(1) 代替電源（交流）による対応手段</p> <p>全交流動力電源喪失時に炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するための給電手段として、ガスタービン発電機及び電源車による給電並びに号炉間電力融通ケーブルを使用した3号炉の非常用ディーゼル発電機からの電力融通による給電がある。</p> <p>短期的には、低圧代替注水として用いる復水補給水系への給電、中長期的には、発電用原子炉及び原子炉格納容器の除熱で用いる残留熱除去系の給電が主な目的となることから、これらの必要な負荷を運転するための十分な容量があり、かつ短時間で給電が可能であるガスタービン発電機（優先1）による給電を優先する。</p> <p>優先1のガスタービン発電機からの給電ができず3号炉の非常用ディーゼル発電機からの給電が可能な場合は、優先2の号炉間電力融通ケーブル（常設）を使用した電力融通を行う。</p> <p>ガスタービン発電機及び号炉間電力融通ケーブル（常設）による給電ができない場合は、優先3の号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を使用した電力融通を行う。</p> <p>なお、号炉間電力融通ケーブルを使用した電力融通を行う場合は、電源を供給する3号炉の発電用原子炉の冷却状況、非常用ディーゼル発電機の運転状況及び電源を受電する2号炉の受電体制を確認した上で実施する。</p> <p>ガスタービン発電機、号炉間電力融通ケーブル（常設）及び号炉間電力融通ケーブル（可搬型）による給電ができない場合は、優先4の電源車から給電する。</p>	<p>[1.14-49 頁より再掲]</p> <p>(6) 優先順位</p> <p>全交流動力電源喪失時に炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するため、必要な電力を確保するための代替電源（交流）の給電手順の優先順位は、代替非常用発電機、3号非常用受電設備、可搬型代替電源車、号機間連絡ケーブル、開閉所設備の順で使用する。</p> <p>代替非常用発電機は全交流動力電源喪失時に、他号炉や外部電源の状況に依存せず、中央制御室及び現場での電源回復操作を並行し、短時間での電源給電が可能であることから、第1優先で使用する。</p> <p>3号非常用受電設備による代替電源（交流）からの給電は、短時間での給電が可能なことから第2優先で使用する。</p> <p>可搬型代替電源車は、重大事故等時の初期の負荷に給電できる電源であること、及び他号炉の安全性を損ねるおそれのある号機間融通による代替電源（交流）からの給電より優先的に使用する目的から第3優先で使用する。</p> <p>なお、ケーブルの敷設・接続により準備期間が比較的に長いことから、代替非常用発電機が使用できない場合に準備を開始し、第2優先で使用する3号非常用受電設備の使用準備と並行して行う。</p> <p>号機間連絡ケーブルを使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電は、開閉所設備を使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電手順に比べて給電までに要する準備時間が短いこと、かつ対応に必要な要員が少ないことから、第4優先で使用する。</p> <p>開閉所設備を使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電は、給電までに要する準備時間が比較的に長いことから、第5優先で使用する。</p> <p>なお、号機間連絡ケーブルが利用できない場合は、配備している予備ケーブルを用いて他号炉のディーゼル発電機から電力融通をする。</p>	<p>[1.14-49 頁より再掲]</p> <p>(9) 優先順位</p> <p>全交流動力電源喪失時に炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するための代替電源（交流）による給電手順の優先順位は、空冷式非常用発電装置、77kV送電線、No.2予備変圧器2次側恒設ケーブル、No.1予備変圧器2次側恒設ケーブル、号機間電力融通恒設ケーブル、電源車及び号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）の順で使用する。</p> <p>空冷式非常用発電装置は全交流動力電源喪失時に、他号炉や外部電源の状況に依存せず、中央制御室及び現場での電源回復操作を並行し、短時間での電力供給ができるため、第1優先で使用する。</p> <p>77kV送電線による代替電源（交流）からの給電は、他号炉や外部電源の状況確認に時間を要するものの、中央制御室で遮断器を投入することで、容易に給電することができることから、第2優先で使用する。</p> <p>No.2予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電は、運転員等によるインターロック解除（ジャンパ、リフト）処置後、中央制御室で遮断器を投入することで、容易に給電することができるが、給電までに要する準備時間が比較的に長いことから、第3優先で使用する。</p> <p>No.1予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電は、運転員等によるインターロック解除（ジャンパ、リフト）処置後、中央制御室で遮断器を投入することで、容易に給電することができるが、給電までに要する準備時間が比較的に長いこと及び上記の第3優先手順に比べ、対応に必要な要員が多いことから、第4優先で使用する。</p> <p>号機間電力融通恒設ケーブルを使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電は、上記の第4優先手順と同様に給電までに要する準備時間が比較的に長いこと及び上記の第4優先手順に比べ、対応に必要な要員が多いことから、第5優先で使用する。</p> <p>なお、号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）と号機間電力融通ケーブル（1, 2号～3, 4号）の優先順位は、給電までに要する準備時間が比較的に短いことから、号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）を優先とする。</p>	<p>記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊3号炉は1.14-49頁及び67頁に記載されている対応手段毎に優先順位を記載し対応手段の選択フローを示している。 <p>記載表現の相違</p> <p>自主対策の相違（差異理由①）</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊3号炉は、重大事故等対処設備である可搬型代替電源車による給電は使用準備に時間を要するため短時間で給電可能な3号非常用受電設備による給電を優先するとともに可搬型代替電源車の使用準備を開始し、可搬型代替電源車を第3優先とする。第4優先を号機間連絡ケーブルを使用した号機間融通からの給電、第5優先を開閉所を使用した号機間融通とする。 ・女川2号炉は、重大事故等対処設備である電源車による給電は使用準備に時間を要するため短時間で給電可能な号炉間電力融通ケーブル（常設）による給電を優先する。第3優先を号炉間電力融通からの給電、第4優先を電源車からの給電とする。
---	---	---	---

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

<p>上記の優先1から優先4までの給電手順を連続して実施した場合、125V充電器の受電まで約395分で実施可能であり、所内常設蓄電式直流電源設備から給電されている24時間以内に十分な余裕を持って給電を開始する。</p>	<p>上記の第1優先から第5優先までの手順を連続して行った場合、約8時間で実施可能であり、所内直流電源設備から給電されている24時間以内に、十分な余裕をもって給電を開始する。</p> <p>以上の対応手順のフローチャートを第1.14.15図に示す。</p>	<p>電源車は、必要とされる監視設備や中央制御室空調設備等を維持するための最低限必要な負荷へ給電できる電源であること及び給電までに要する準備時間が比較的に長いことから、第6優先で使用する。</p> <p>号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）による給電は、電路への接続作業等の準備時間が長いことから第7優先で使用する。</p> <p>上記の第1優先から第7優先までの手順を連続して行った場合、約11時間で実施でき、所内直流電源設備から給電されている24時間以内に、十分な余裕を持って給電を開始する。</p> <p>以上の対応手順のフローチャートを第1.14.24図に示す。</p>	<p>設備の相違 記載表現の相違</p> <p>記載箇所の相違 ・女川2号炉1.14-45図と比較。</p>
<p>(2) 代替電源（直流）による対応手段</p> <p>全交流動力電源喪失時、直流母線への給電ができない場合の対応手段として、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備、可搬型代替直流電源設備及び125V代替充電器用電源車接続設備がある。</p> <p>原子炉圧力容器への注水で用いる原子炉隔離時冷却系、高圧代替注水系及び低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）、発電用原子炉の減圧で用いる自動減圧系、原子炉格納容器内の減圧及び除熱で用いる原子炉格納容器フィルタベント系への給電が主な目的となる。短時間で電力供給が可能であり、長期間にわたる運転を期待できる手段から優先して準備する。</p> <p>全交流動力電源の喪失により125V充電器を経由した125V直流主母線盤への給電ができない場合は、代替交流電源設備による給電を開始するまでの間は、125V蓄電池2A、125V蓄電池2Bを使用することで24時間にわたり原子炉隔離時冷却系の運転、及び自動減圧系の作動等に必要直流電源の供給を行う。</p> <p>全交流動力電源喪失後、125V蓄電池2A、125V蓄電池2Bによる給電ができない場合は、125V代替蓄電池を使用することで24時間にわたり高圧代替注水系の運転に必要な直流電源の供給を行う。</p> <p>全交流動力電源の喪失により250V充電器を経由した250V直流主母線盤への給電ができない場合は、代替交流電源設備による給電を開始するまでの間は、250V蓄電池を使用することで低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）の運転に必要な直流電源の供給を行う。</p>	<p><u>【1.14-66頁より再掲】</u></p> <p>(4) 優先順位</p> <p>全交流動力電源喪失時は、蓄電池（非常用）により非常用直流母線へ直流電源が自動で給電される。また、直流電源系統は不要な直流負荷の切離しを行うことで13.5時間にわたって給電を確保するため、蓄電池（非常用）による直流電源からの給電を第1優先で使用する。</p> <p>全交流動力電源喪失時に、蓄電池（非常用）による直流電源からの給電は、13.5時間以降に電圧が低下するため、全交流動力電源喪失時から13時間後に後備蓄電池を投入する。なお、蓄電池（非常用）と後備蓄電池をあわせ24時間にわたり給電を確保するため、後備蓄電池による代替電源（直流）からの給電を第2優先で使用する。</p>	<p><u>【1.14-66頁より再掲】</u></p> <p>(3) 優先順位</p> <p>全交流動力電源喪失時は、蓄電池（安全防護系用）により、非常用直流母線へ代替電源（直流）が自動で給電される。また、直流電源系統は不要な直流負荷の切離しを行うことで24時間にわたって給電を確保するため、蓄電池（安全防護系用）による代替電源（直流）からの給電を第1優先で使用する。</p> <p>全交流動力電源喪失時に、蓄電池（安全防護系用）による代替電源（直流）からの給電は、24時間以降に電圧が許容最低電圧以下に低下するため、それまでに可搬式整流器による電源を準備し、可搬式整流器から代替電源（直流）を給電することにより長期にわたる直流電源を確保可能であることから、第2優先で使用する。</p>	<p>記載方針の相違 ・女川2号炉は代替電源（直流）による対応手段の設備の記載をしている。</p> <p>設備の相違 ・直流電源給電先について、泊3号炉は計装電源関係への給電が主であるが、女川2号炉は計装関係以外に原子炉圧力容器への注水で用いる補機及び弁等に供給している。</p> <p>設備の相違 ・泊3号炉は蓄電池（非常用）により給電され、不要な負荷の切離しを実施することで13.5時間の給電が可能。さらに13時間後後備蓄電池と投入することにより合わせて24時間にわたり給電確保可能。 ・女川2号炉は125V蓄電池2A、2Bにより24時間の給電が可能。さらに125V蓄電池2A、2Bによる給電が出来ない場合は、125V代替蓄電池を使用することで24時間にわたり給電確保可能。</p> <p>設備の相違 ・女川2号炉は250V直流主母線を整備。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>全交流動力電源喪失後、24時間以内に代替交流電源設備による給電操作が完了する見込みがない場合は、可搬型代替直流電源設備又は125V代替充電器用電源車接続設備を用いて直流電源母線へ給電するが、短時間で給電可能な可搬型代替直流電源設備を優先して準備する。</p> <p>代替交流電源設備により交流電源が復旧した場合には、125V充電器を受電して直流電源の機能を回復させる。</p> <p>125V蓄電池2A及び125V蓄電池2Bが枯渇した場合は、遮断器の制御電源が喪失しているため、遮断器を手動で投入してから代替交流電源設備により交流電源を復旧し、125V充電器2A及び125V充電器2Bを経由して125V直流主母線盤2A及び125V直流主母線盤2Bに給電して直流電源の機能を回復させる。</p>	<p>全交流動力電源喪失時、蓄電池（非常用）による直流電源からの給電及び後備蓄電池による代替電源（直流）からの給電は、24時間以降に電圧が許容最低電圧以下に低下するため、それまでに可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器を準備し、可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器から代替電源（直流）を給電することにより長期にわたる直流電源を確保可能であることから、第3優先で使用する。</p> <p>以上の対応手順のフローチャートを第1.14.27図に示す。</p>	<p>以上の対応手順のフローチャートを第1.14.30図に示す。</p>	<p>設備の相違、自主対策の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊3号炉は蓄電池（非常用）及び後備蓄電池による給電開始から24時間以降までに可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器から給電することにより長期にわたり給電確保可能。 ・女川2号炉は24時間以内に代替交流電源設備からの給電見込みがない場合は、可搬型代替直流電源設備又は125V代替充電器用電源車接続設備を用いて給電確保可能。 <p>記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊3号炉は「1.14.2.1代替電源（交流）による給電手順等」の各操作手順にて記載している。 <p>運用の相違（差異理由④）</p> <p>記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川2号炉1.14-46図と比較。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由										
<p>第1.14-1表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順 対応手段、対処設備、手順書一覧 (1/5)</p> <table border="1" data-bbox="163 808 884 1344"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>機能喪失を想定する設計基準事故対処設備</th> <th>対応手段</th> <th>対処設備</th> <th>手順書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重大事故等対処設備（設計基準仕様）</td> <td>—</td> <td>非常用交流電源設備による給電</td> <td> 非常用ディーゼル発電機 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 非常用ディーゼル発電設備燃料デ イタンク 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発 電設備燃料デイトンク 非常用ディーゼル発電設備燃料移 送ポンプ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発 電設備燃料移送ポンプ 非常用ディーゼル発電機～非常用 高圧母線 2C 系及び非常用高圧母線 2D 系電路 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発 電機～非常用高圧母線 2B 系電路 軽油タンク 非常用ディーゼル発電設備燃料移 送系配管・弁 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発 電設備燃料移送系配管・弁 </td> <td> 非常時操作手順書（設備別） 「M/C C(D) 母線受電」 非常時操作手順書（設備別） 「M/C H 母線受電」 </td> </tr> </tbody> </table>	分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	手順書	重大事故等対処設備（設計基準仕様）	—	非常用交流電源設備による給電	非常用ディーゼル発電機 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 非常用ディーゼル発電設備燃料デ イタンク 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発 電設備燃料デイトンク 非常用ディーゼル発電設備燃料移 送ポンプ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発 電設備燃料移送ポンプ 非常用ディーゼル発電機～非常用 高圧母線 2C 系及び非常用高圧母線 2D 系電路 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発 電機～非常用高圧母線 2B 系電路 軽油タンク 非常用ディーゼル発電設備燃料移 送系配管・弁 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発 電設備燃料移送系配管・弁	非常時操作手順書（設備別） 「M/C C(D) 母線受電」 非常時操作手順書（設備別） 「M/C H 母線受電」	<p>比較対象なし</p>	<p>比較対象なし</p>	
分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	手順書									
重大事故等対処設備（設計基準仕様）	—	非常用交流電源設備による給電	非常用ディーゼル発電機 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 非常用ディーゼル発電設備燃料デ イタンク 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発 電設備燃料デイトンク 非常用ディーゼル発電設備燃料移 送ポンプ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発 電設備燃料移送ポンプ 非常用ディーゼル発電機～非常用 高圧母線 2C 系及び非常用高圧母線 2D 系電路 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発 電機～非常用高圧母線 2B 系電路 軽油タンク 非常用ディーゼル発電設備燃料移 送系配管・弁 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発 電設備燃料移送系配管・弁	非常時操作手順書（設備別） 「M/C C(D) 母線受電」 非常時操作手順書（設備別） 「M/C H 母線受電」									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由																																											
<p>対応手段、対応設備、手順書一覧 (2/5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>機能喪失を想定する設計基準事故対応設備</th> <th>対応手段</th> <th>対応設備</th> <th>手順書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重大事故等対応設備（設計基準事故）</td> <td>—</td> <td>非常用直流電源設備による給電</td> <td> 125V蓄電池2B^{※1} 125V充電器2B 125V蓄電池2B及び125V充電器2B～125V直流主母線盤2B-1電路 125V蓄電池2A^{※1} 125V蓄電池2B^{※1} 125V充電器2A 125V充電器2B 125V蓄電池2A及び125V充電器2A～125V直流主母線盤2A-1電路 125V蓄電池2B及び125V充電器2B～125V直流主母線盤2B-1電路 </td> <td> 非常時操作手順書（復旧ベース）「電源回復」 重大事故等対応設備（設計基準事故） </td> </tr> <tr> <td>代替交流電源設備による給電</td> <td>非常用交流電源設備（全交流動力電源喪失）</td> <td>常設代替交流電源設備による給電</td> <td> ガスタービン発電機 ガスタービン発電設備軽油タンク タンクローリ 軽油タンク ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁 ホース 非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁 高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁 ガスタービン発電機～非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系電路 ガスタービン発電機～緊急用低圧母線2B系電路 </td> <td> 非常時操作手順書（設備別）「M/C (D) 母線受電」 重大事故等対応設備 </td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 125V蓄電池2A、125V蓄電池2B及び125V蓄電池2Bからの給電は、運転員による操作は不要である。</p>	分類	機能喪失を想定する設計基準事故対応設備	対応手段	対応設備	手順書	重大事故等対応設備（設計基準事故）	—	非常用直流電源設備による給電	125V蓄電池2B ^{※1} 125V充電器2B 125V蓄電池2B及び125V充電器2B～125V直流主母線盤2B-1電路 125V蓄電池2A ^{※1} 125V蓄電池2B ^{※1} 125V充電器2A 125V充電器2B 125V蓄電池2A及び125V充電器2A～125V直流主母線盤2A-1電路 125V蓄電池2B及び125V充電器2B～125V直流主母線盤2B-1電路	非常時操作手順書（復旧ベース）「電源回復」 重大事故等対応設備（設計基準事故）	代替交流電源設備による給電	非常用交流電源設備（全交流動力電源喪失）	常設代替交流電源設備による給電	ガスタービン発電機 ガスタービン発電設備軽油タンク タンクローリ 軽油タンク ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁 ホース 非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁 高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁 ガスタービン発電機～非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系電路 ガスタービン発電機～緊急用低圧母線2B系電路	非常時操作手順書（設備別）「M/C (D) 母線受電」 重大事故等対応設備	<p>第1.14.1表 機能喪失を想定する設計基準事故対応設備と整備する手順</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>機能喪失を想定する設計基準事故対応設備</th> <th>対応手段</th> <th>対応設備</th> <th>設備分類^{※1}</th> <th>整備する手順書</th> <th>手順書の分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交流電源喪失</td> <td>ディーゼル発電機（全交流動力電源）</td> <td>代替交流電源設備（設計基準事故）からの給電</td> <td> 代替交流電源設備 ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク^{※1} 可搬型タンクローリ^{※1} ディーゼル発電機燃料移送ポンプ^{※1} 可搬型代替電源車 3号炉非常用発電機 燃料配管ケーブル 燃料ケーブル 燃料系設備 </td> <td> a, b a </td> <td> 非常時操作の異常時に 対応する手順書 全交流動力電源喪失時に 対応する手順書 炉心の著しい損傷が発生した場合には 対応する手順書 </td> <td> 炉心及び燃料貯蔵タンク 対応する運転手順書 炉心の著しい損傷及び燃料貯蔵タンク破損を防止する運転手順書 炉心の著しい損傷が発生した場合には 対応する運転手順書 </td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：代替交流電源設備、可搬型代替電源車の燃料供給に使用する。 ※2：ディーゼル発電機燃料移送ポンプは、可搬型タンクローリによるディーゼル発電機燃料貯蔵タンクからの燃料汲み上げができない場合に使用する。 ※3：重大事故等対応設備において用いる設備の分類 a：当該条文中に適合する重大事故等対応設備 b：37条に適合する重大事故等対応設備 c：自主的対策として整備する重大事故等対応設備</p>	分類	機能喪失を想定する設計基準事故対応設備	対応手段	対応設備	設備分類 ^{※1}	整備する手順書	手順書の分類	交流電源喪失	ディーゼル発電機（全交流動力電源）	代替交流電源設備（設計基準事故）からの給電	代替交流電源設備 ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク ^{※1} 可搬型タンクローリ ^{※1} ディーゼル発電機燃料移送ポンプ ^{※1} 可搬型代替電源車 3号炉非常用発電機 燃料配管ケーブル 燃料ケーブル 燃料系設備	a, b a	非常時操作の異常時に 対応する手順書 全交流動力電源喪失時に 対応する手順書 炉心の著しい損傷が発生した場合には 対応する手順書	炉心及び燃料貯蔵タンク 対応する運転手順書 炉心の著しい損傷及び燃料貯蔵タンク破損を防止する運転手順書 炉心の著しい損傷が発生した場合には 対応する運転手順書	<p>第1.14.1表 重大事故等における対応手段と整備する手順</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>機能喪失を想定する設計基準事故対応設備</th> <th>対応手段</th> <th>対応設備</th> <th>設備分類^{※1}</th> <th>整備する手順書</th> <th>手順書の分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交流電源喪失</td> <td>ディーゼル発電機（全交流動力電源）</td> <td>代替交流電源設備（設計基準事故）からの給電</td> <td> 空冷式非常用発電機 燃料貯蔵タンク^{※2} 重油タンク^{※2} タンクローリ^{※2} 号機常電力駆動用ケーブル（3号～4号） ディーゼル発電機（他号炉）^{※3} 電源車 号機常電力駆動用ケーブル（3号～4号） 7.7kV送電線 No.2予備変圧器2次側用ケーブル No.1予備変圧器2次側用ケーブル 号機常電力駆動用ケーブル（1,2号～3,4号）^{※4} </td> <td> a, b a </td> <td> 空冷式非常用発電機装置による電源の復旧手順 空冷式非常用発電機装置燃料供給の手順 炉心及び燃料貯蔵タンク破損を防止する運転手順書 S.A所達^{※5} 復旧ケーブルを用いた号機間融通による電源の復旧手順（3号～4号） 電源車による電源復旧手順 子機ケーブルを用いた号機間融通による電源の復旧手順 7.7kV送電線による電源復旧の手順 炉心及び燃料貯蔵タンク破損を防止する運転手順書 炉心の著しい損傷及び燃料貯蔵タンク破損を防止する運転手順書 炉心の著しい損傷及び燃料貯蔵タンク破損を防止する運転手順書 復旧ケーブルを用いた号機間融通による電源の復旧手順（1,2号～3,4号） S.A所達^{※5} </td> <td> 炉心の著しい損傷及び燃料貯蔵タンク破損を防止する運転手順書 S.A所達^{※5} S.A所達^{※5} S.A所達^{※5} </td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：大飯発電所 重大事故等発生時に炉心の温度の低下のための措置に関する所達 ※2：空冷式非常用発電機装置、電源車及びディーゼル発電機の燃料供給に使用する。 ※3：他号炉とは、3号炉に対しては4号炉、4号炉に対しては3号炉を指す。 ※4：号機常電力駆動（1,2号～3,4号）は、供給先を3号炉又は4号炉とし、給電先を3号炉又は4号炉、3号炉及び4号炉とする。 ※5：重大事故等発生時に用いる設備の分類 a：当該条文中に適合する重大事故等対応設備 b：37条に適合する重大事故等対応設備 c：自主的対策として整備する重大事故等対応設備</p>	分類	機能喪失を想定する設計基準事故対応設備	対応手段	対応設備	設備分類 ^{※1}	整備する手順書	手順書の分類	交流電源喪失	ディーゼル発電機（全交流動力電源）	代替交流電源設備（設計基準事故）からの給電	空冷式非常用発電機 燃料貯蔵タンク ^{※2} 重油タンク ^{※2} タンクローリ ^{※2} 号機常電力駆動用ケーブル（3号～4号） ディーゼル発電機（他号炉） ^{※3} 電源車 号機常電力駆動用ケーブル（3号～4号） 7.7kV送電線 No.2予備変圧器2次側用ケーブル No.1予備変圧器2次側用ケーブル 号機常電力駆動用ケーブル（1,2号～3,4号） ^{※4}	a, b a	空冷式非常用発電機装置による電源の復旧手順 空冷式非常用発電機装置燃料供給の手順 炉心及び燃料貯蔵タンク破損を防止する運転手順書 S.A所達 ^{※5} 復旧ケーブルを用いた号機間融通による電源の復旧手順（3号～4号） 電源車による電源復旧手順 子機ケーブルを用いた号機間融通による電源の復旧手順 7.7kV送電線による電源復旧の手順 炉心及び燃料貯蔵タンク破損を防止する運転手順書 炉心の著しい損傷及び燃料貯蔵タンク破損を防止する運転手順書 炉心の著しい損傷及び燃料貯蔵タンク破損を防止する運転手順書 復旧ケーブルを用いた号機間融通による電源の復旧手順（1,2号～3,4号） S.A所達 ^{※5}	炉心の著しい損傷及び燃料貯蔵タンク破損を防止する運転手順書 S.A所達 ^{※5} S.A所達 ^{※5} S.A所達 ^{※5}	
分類	機能喪失を想定する設計基準事故対応設備	対応手段	対応設備	手順書																																										
重大事故等対応設備（設計基準事故）	—	非常用直流電源設備による給電	125V蓄電池2B ^{※1} 125V充電器2B 125V蓄電池2B及び125V充電器2B～125V直流主母線盤2B-1電路 125V蓄電池2A ^{※1} 125V蓄電池2B ^{※1} 125V充電器2A 125V充電器2B 125V蓄電池2A及び125V充電器2A～125V直流主母線盤2A-1電路 125V蓄電池2B及び125V充電器2B～125V直流主母線盤2B-1電路	非常時操作手順書（復旧ベース）「電源回復」 重大事故等対応設備（設計基準事故）																																										
代替交流電源設備による給電	非常用交流電源設備（全交流動力電源喪失）	常設代替交流電源設備による給電	ガスタービン発電機 ガスタービン発電設備軽油タンク タンクローリ 軽油タンク ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁 ホース 非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁 高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁 ガスタービン発電機～非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系電路 ガスタービン発電機～緊急用低圧母線2B系電路	非常時操作手順書（設備別）「M/C (D) 母線受電」 重大事故等対応設備																																										
分類	機能喪失を想定する設計基準事故対応設備	対応手段	対応設備	設備分類 ^{※1}	整備する手順書	手順書の分類																																								
交流電源喪失	ディーゼル発電機（全交流動力電源）	代替交流電源設備（設計基準事故）からの給電	代替交流電源設備 ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク ^{※1} 可搬型タンクローリ ^{※1} ディーゼル発電機燃料移送ポンプ ^{※1} 可搬型代替電源車 3号炉非常用発電機 燃料配管ケーブル 燃料ケーブル 燃料系設備	a, b a	非常時操作の異常時に 対応する手順書 全交流動力電源喪失時に 対応する手順書 炉心の著しい損傷が発生した場合には 対応する手順書	炉心及び燃料貯蔵タンク 対応する運転手順書 炉心の著しい損傷及び燃料貯蔵タンク破損を防止する運転手順書 炉心の著しい損傷が発生した場合には 対応する運転手順書																																								
分類	機能喪失を想定する設計基準事故対応設備	対応手段	対応設備	設備分類 ^{※1}	整備する手順書	手順書の分類																																								
交流電源喪失	ディーゼル発電機（全交流動力電源）	代替交流電源設備（設計基準事故）からの給電	空冷式非常用発電機 燃料貯蔵タンク ^{※2} 重油タンク ^{※2} タンクローリ ^{※2} 号機常電力駆動用ケーブル（3号～4号） ディーゼル発電機（他号炉） ^{※3} 電源車 号機常電力駆動用ケーブル（3号～4号） 7.7kV送電線 No.2予備変圧器2次側用ケーブル No.1予備変圧器2次側用ケーブル 号機常電力駆動用ケーブル（1,2号～3,4号） ^{※4}	a, b a	空冷式非常用発電機装置による電源の復旧手順 空冷式非常用発電機装置燃料供給の手順 炉心及び燃料貯蔵タンク破損を防止する運転手順書 S.A所達 ^{※5} 復旧ケーブルを用いた号機間融通による電源の復旧手順（3号～4号） 電源車による電源復旧手順 子機ケーブルを用いた号機間融通による電源の復旧手順 7.7kV送電線による電源復旧の手順 炉心及び燃料貯蔵タンク破損を防止する運転手順書 炉心の著しい損傷及び燃料貯蔵タンク破損を防止する運転手順書 炉心の著しい損傷及び燃料貯蔵タンク破損を防止する運転手順書 復旧ケーブルを用いた号機間融通による電源の復旧手順（1,2号～3,4号） S.A所達 ^{※5}	炉心の著しい損傷及び燃料貯蔵タンク破損を防止する運転手順書 S.A所達 ^{※5} S.A所達 ^{※5} S.A所達 ^{※5}																																								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

大飯発電所3/4号炉

差異理由

対応手段、対処設備、手順書一覧 (3/5)

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	手順書
代替交流電源設備による給電	非常用交流電源設備 (全交流動力電源喪失)	可搬型代替交流電源設備による給電	電源車 貯油タンク ガスタービン発電機軽油タンク タンクローリ 非常用ディーゼル発電設備 燃料移送系配管・弁 高圧炉心スプレイスターター セル発電設備燃料移送系配管・弁 ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁 ホース 電源車へ電源車接続口(原子炉建屋) 電源車接続口(原子炉建屋)～非常用高圧母線 2C系及び非常用高圧母線 2D系電路 電源車接続口(原子炉建屋)～緊急用低圧母線 2C系電路	重大事故等対応要領書 (M/C C (D) 母線受電)
			原子炉間電力融通ケーブル(常設) 原子炉間電力融通ケーブル(可搬型) 原子炉間電力融通ケーブル(常設)～非常用高圧母線 2C系又は非常用高圧母線 2D系電路 原子炉間電力融通ケーブル(可搬型)～非常用高圧母線 2C系又は非常用高圧母線 2D系電路	重大事故等対応要領書 (M/C C (D) 母線受電)
代替直流電源設備による給電	非常用交流電源設備 (全交流動力電源喪失) 非常用直流電源設備	原子炉内装置等直流電源設備による給電	125V 蓄電池 2A ^{※1} 125V 蓄電池 2B ^{※1} 125V 充電器 2A 125V 充電器 2B 125V 蓄電池 2A 及び 125V 充電器 2A～125V 直流主母線盤 2A-1 電路 125V 蓄電池 2B 及び 125V 充電器 2B～125V 直流主母線盤 2B-1 電路	非常時操作手順書(設備別) 「125V 蓄電池 2A (2B) の不要負荷切り離し」
			125V 代替蓄電池 250V 蓄電池 ^{※1} 125V 代替蓄電池～125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 電路 250V 蓄電池～250V 直流主母線盤電路	非常時操作手順書(設備別) 「125V 代替蓄電池による 125V 直流主母線盤 2A-1 (2B-1) への給電」 非常時操作手順書(設備別) 「250V 蓄電池による 250V 直流主母線盤への給電」

※1 125V 蓄電池 2A、125V 蓄電池 2B 及び 250V 蓄電池からの給電は、運転員による操作不要の動作である。

第 1.14.2 表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	設備分類	整備する手順書	手順の分類
直流電源喪失	ディーゼル発電機(全交流動力電源)	からの直流電源供給	蓄電池(非常用)	重大事故等	a, b	事故発生時及び設計基準事故に おける対応手順 事故発生時及び設計基準事故に おける対応手順 ①心の著しい損傷及び格納 炉芯損傷を防止する運転手 順書
			可搬型交流電源車発電機 ディーゼル発電機燃料貯留槽 ※1 可搬型タンクローリ ※1 可搬型交流電源車	重大事故等 対処設備	a	

※1：可搬型交流電源車発電機の燃料貯留槽に使用する。
 ※2：重大事故対策において用いる設備の分類
 a：当該本文に適合する重大事故等対処設備 b：37条に適合する重大事故等対処設備 c：自主的対策として整備する重大事故等対処設備

第 1.14.2 表 重大事故等における対応手段と整備する手順

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	設備分類	整備する手順書	手順の分類
直流電源喪失	ディーゼル発電機(全交流動力電源)及び蓄電池(安全防護系用)	代替電源(交流)からの給電	蓄電池(安全防護系用)	重大事故等 対処設備	a, b	①心の著しい損傷及び格納 炉芯損傷を防止する運転手 順書
			可搬型整流器	a	可搬型整流器を用いた 直流電源復旧の 手順	S.A所定 ^{※1}

②交流電源喪失時に代替電源(交流)の給電により対応する手段に用いる設備と同様

※1：「大飯発電所」重大事故等発生時における原子炉施設の安全のための活動に関する所定。
 ※2：「重大事故等対策」において用いる設備の分類
 a：当該本文に適合する重大事故等対処設備 b：37条に適合する重大事故等対処設備 c：自主的対策として整備する重大事故等対処設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由																																																							
<p>対応手段、対処設備、手順書一覧 (4/5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>機能喪失を想定する設計基準事故対処設備</th> <th>対応手段</th> <th>対処設備</th> <th>手順書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替直流電源設備による給電</td> <td>非常用交流電源設備（全交流動力電源喪失） 非常用直流電源設備（常設直流電源系統喪失）</td> <td>可搬型代替直流電源設備による給電</td> <td>125V 代替蓄電池 250V 蓄電池^{※1} 125V 代替充電器 250V 充電器 電源車 軽油タンク ガスタービン発電設備軽油タンク タンクローリー 非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁 高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁 ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁 ホース 125V 代替蓄電池及び125V 代替充電器～125V 直流主母線盤 2A-1 及び125V 直流主母線盤 2B-1 電路 250V 蓄電池及び250V 充電器～250V 直流主母線盤電路 電源車～電源車接続口（原子炉建屋）電路 電源車接続口（原子炉建屋）～125V 直流主母線盤 2A-1 及び125V 直流主母線盤 2B-1 電路 電源車接続口（原子炉建屋）～250V 直流主母線盤電路</td> <td>非常時操作手順書（設備別） 「125V 代替蓄電池による125V 直流主母線盤 2A-1（2B-1）への給電」 非常時操作手順書（設備別） 「250V 蓄電池による250V 直流主母線盤への給電」 重大事故等対応要領書 「電源車による125V 代替充電器及び250V 充電器への給電（G 母線接続）」</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：250V 蓄電池からの給電は、運転員による操作不要の動作である。</p>	分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	手順書	代替直流電源設備による給電	非常用交流電源設備（全交流動力電源喪失） 非常用直流電源設備（常設直流電源系統喪失）	可搬型代替直流電源設備による給電	125V 代替蓄電池 250V 蓄電池 ^{※1} 125V 代替充電器 250V 充電器 電源車 軽油タンク ガスタービン発電設備軽油タンク タンクローリー 非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁 高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁 ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁 ホース 125V 代替蓄電池及び125V 代替充電器～125V 直流主母線盤 2A-1 及び125V 直流主母線盤 2B-1 電路 250V 蓄電池及び250V 充電器～250V 直流主母線盤電路 電源車～電源車接続口（原子炉建屋）電路 電源車接続口（原子炉建屋）～125V 直流主母線盤 2A-1 及び125V 直流主母線盤 2B-1 電路 電源車接続口（原子炉建屋）～250V 直流主母線盤電路	非常時操作手順書（設備別） 「125V 代替蓄電池による125V 直流主母線盤 2A-1（2B-1）への給電」 非常時操作手順書（設備別） 「250V 蓄電池による250V 直流主母線盤への給電」 重大事故等対応要領書 「電源車による125V 代替充電器及び250V 充電器への給電（G 母線接続）」	<p>第 1.14.2 表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>機能喪失を想定する設計基準事故対処設備</th> <th>対応手段</th> <th>対処設備</th> <th>設備分類^{※1}</th> <th>整備する手順書</th> <th>手順の分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">直流電源喪失</td> <td rowspan="2">ディーゼル発電機（全交流動力電源）</td> <td rowspan="2">代替蓄電池（交流）からの給電</td> <td>蓄電池（非常用）</td> <td>蓄電池</td> <td>a, b</td> <td rowspan="2">故障及び設計基準事象に於ける運転手順書</td> </tr> <tr> <td>可搬型直流電源車発電機</td> <td>可搬型直流電源車発電機</td> <td>a, b</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ディーゼル発電機（全交流動力電源）及び蓄電池（安全防護系用）の給電</td> <td rowspan="2">代替蓄電池（交流）からの給電</td> <td>ディーゼル発電機燃料貯蔵槽^{※1}</td> <td>ディーゼル発電機燃料貯蔵槽^{※1}</td> <td>a</td> <td>炉心の著しい損傷が生じた場合に於ける運転手順書</td> </tr> <tr> <td>可搬型タンクローリー^{※1}</td> <td>可搬型タンクローリー^{※1}</td> <td>a</td> <td>炉心の著しい損傷が生じた場合に於ける運転手順書</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：可搬型直流電源車発電機の燃料貯蔵槽に使用する。 ※2：重大事故対策において用いる設備の分類 a：当該場内に適合する重大事故等対処設備 b：別室に適合する重大事故等対処設備 c：自主的対策として整備する重大事故等対処設備</p>	分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	設備分類 ^{※1}	整備する手順書	手順の分類	直流電源喪失	ディーゼル発電機（全交流動力電源）	代替蓄電池（交流）からの給電	蓄電池（非常用）	蓄電池	a, b	故障及び設計基準事象に於ける運転手順書	可搬型直流電源車発電機	可搬型直流電源車発電機	a, b	ディーゼル発電機（全交流動力電源）及び蓄電池（安全防護系用）の給電	代替蓄電池（交流）からの給電	ディーゼル発電機燃料貯蔵槽 ^{※1}	ディーゼル発電機燃料貯蔵槽 ^{※1}	a	炉心の著しい損傷が生じた場合に於ける運転手順書	可搬型タンクローリー ^{※1}	可搬型タンクローリー ^{※1}	a	炉心の著しい損傷が生じた場合に於ける運転手順書	<p>第 1.14.2 表 重大事故等における対応手段と整備する手順</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>機能喪失を想定する設計基準事故対処設備</th> <th>対応手段</th> <th>対処設備</th> <th>設備分類^{※1}</th> <th>整備する手順書</th> <th>手順の分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">直流電源喪失</td> <td rowspan="2">ディーゼル発電機（全交流動力電源）及び蓄電池（安全防護系用）の給電</td> <td rowspan="2">代替蓄電池（交流）からの給電</td> <td>蓄電池（安全防護系用）</td> <td>蓄電池</td> <td>a, b</td> <td>蓄電池による電源の復旧手順</td> </tr> <tr> <td>可搬型整流装置</td> <td>可搬型整流装置</td> <td>a</td> <td>可搬型整流装置を用いた直流電源復旧の手順</td> </tr> </tbody> </table> <p>②交流電源喪失時に代替電源（交流）の給電により対応する手段に用いる設備と同様</p> <p>※1：「大飯発電所 重大事故等発生時における原子炉施設の安全のための設備に関する所定」 ※2：重大事故対策において用いる設備の分類 a：当該場内に適合する重大事故等対処設備 b：3F 室に適合する重大事故等対処設備 c：自主的対策として整備する重大事故等対処設備</p>	分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	設備分類 ^{※1}	整備する手順書	手順の分類	直流電源喪失	ディーゼル発電機（全交流動力電源）及び蓄電池（安全防護系用）の給電	代替蓄電池（交流）からの給電	蓄電池（安全防護系用）	蓄電池	a, b	蓄電池による電源の復旧手順	可搬型整流装置	可搬型整流装置	a	可搬型整流装置を用いた直流電源復旧の手順	
分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	手順書																																																						
代替直流電源設備による給電	非常用交流電源設備（全交流動力電源喪失） 非常用直流電源設備（常設直流電源系統喪失）	可搬型代替直流電源設備による給電	125V 代替蓄電池 250V 蓄電池 ^{※1} 125V 代替充電器 250V 充電器 電源車 軽油タンク ガスタービン発電設備軽油タンク タンクローリー 非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁 高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁 ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁 ホース 125V 代替蓄電池及び125V 代替充電器～125V 直流主母線盤 2A-1 及び125V 直流主母線盤 2B-1 電路 250V 蓄電池及び250V 充電器～250V 直流主母線盤電路 電源車～電源車接続口（原子炉建屋）電路 電源車接続口（原子炉建屋）～125V 直流主母線盤 2A-1 及び125V 直流主母線盤 2B-1 電路 電源車接続口（原子炉建屋）～250V 直流主母線盤電路	非常時操作手順書（設備別） 「125V 代替蓄電池による125V 直流主母線盤 2A-1（2B-1）への給電」 非常時操作手順書（設備別） 「250V 蓄電池による250V 直流主母線盤への給電」 重大事故等対応要領書 「電源車による125V 代替充電器及び250V 充電器への給電（G 母線接続）」																																																						
分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	設備分類 ^{※1}	整備する手順書	手順の分類																																																				
直流電源喪失	ディーゼル発電機（全交流動力電源）	代替蓄電池（交流）からの給電	蓄電池（非常用）	蓄電池	a, b	故障及び設計基準事象に於ける運転手順書																																																				
			可搬型直流電源車発電機	可搬型直流電源車発電機	a, b																																																					
	ディーゼル発電機（全交流動力電源）及び蓄電池（安全防護系用）の給電	代替蓄電池（交流）からの給電	ディーゼル発電機燃料貯蔵槽 ^{※1}	ディーゼル発電機燃料貯蔵槽 ^{※1}	a	炉心の著しい損傷が生じた場合に於ける運転手順書																																																				
			可搬型タンクローリー ^{※1}	可搬型タンクローリー ^{※1}	a	炉心の著しい損傷が生じた場合に於ける運転手順書																																																				
分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	設備分類 ^{※1}	整備する手順書	手順の分類																																																				
直流電源喪失	ディーゼル発電機（全交流動力電源）及び蓄電池（安全防護系用）の給電	代替蓄電池（交流）からの給電	蓄電池（安全防護系用）	蓄電池	a, b	蓄電池による電源の復旧手順																																																				
			可搬型整流装置	可搬型整流装置	a	可搬型整流装置を用いた直流電源復旧の手順																																																				

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大阪発電所3/4号炉	差異理由																																																
<p>対応手段, 対処設備, 手順書一覧 (5/5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>機能喪失を想定する設計基準事故対処設備</th> <th>対応手段</th> <th>対処設備</th> <th>手順書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替直流電源設備による給電</td> <td>非常用交流電源設備（全交流動力電源喪失） 所内常設蓄電池式直流電源設備（常設直流電源系統喪失、可搬型交流電源設備の電源車から給電喪失）</td> <td>1 2 3 V 代替充電池用電源車接続設備による給電</td> <td>125V 代替充電池 代替直流電源用切替機 代替直流電源用変圧器 電源車 軽油タンク ガスタービン発電設備軽油タンク タンクローリ 非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁 高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁 ホース 電源車～電源車接続口（制御建屋） 電路 電源車接続口（制御建屋）～125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 電路</td> <td>非常時操作手順書（設備別） 「125V 代替蓄電池による125V 直流主母線盤 2A-1（2B-1）への給電」 重大事故等対応要領書 「電源車による125V 代替充電池への給電（125V 代替直流電源切替機接続）」</td> </tr> <tr> <td>代替所内電気設備による給電</td> <td>非常用所内電気設備</td> <td>代替所内電気設備による給電</td> <td>ガスタービン発電機接続盤 緊急用高圧母線 2F 系 緊急用高圧母線 2G 系 緊急用動力変圧器 26 系 緊急用低圧母線 25 系 緊急用交流電源切替機 20 系 緊急用交流電源切替機 20 系 緊急用交流電源切替機 20 系 非常用高圧母線 2C 系 非常用高圧母線 2D 系</td> <td>非常時操作手順書（設備別） 「緊急用 G 母線受電」 重大事故等対応要領書 「緊急用 G 母線受電」</td> </tr> <tr> <td>燃料補給</td> <td>—</td> <td>燃料補給設備による補給</td> <td>軽油タンク ガスタービン発電設備軽油タンク タンクローリ 非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁 高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁 ホース</td> <td>重大事故等対応要領書 「燃料補給設備による給電」</td> </tr> </tbody> </table>	分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	手順書	代替直流電源設備による給電	非常用交流電源設備（全交流動力電源喪失） 所内常設蓄電池式直流電源設備（常設直流電源系統喪失、可搬型交流電源設備の電源車から給電喪失）	1 2 3 V 代替充電池用電源車接続設備による給電	125V 代替充電池 代替直流電源用切替機 代替直流電源用変圧器 電源車 軽油タンク ガスタービン発電設備軽油タンク タンクローリ 非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁 高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁 ホース 電源車～電源車接続口（制御建屋） 電路 電源車接続口（制御建屋）～125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 電路	非常時操作手順書（設備別） 「125V 代替蓄電池による125V 直流主母線盤 2A-1（2B-1）への給電」 重大事故等対応要領書 「電源車による125V 代替充電池への給電（125V 代替直流電源切替機接続）」	代替所内電気設備による給電	非常用所内電気設備	代替所内電気設備による給電	ガスタービン発電機接続盤 緊急用高圧母線 2F 系 緊急用高圧母線 2G 系 緊急用動力変圧器 26 系 緊急用低圧母線 25 系 緊急用交流電源切替機 20 系 緊急用交流電源切替機 20 系 緊急用交流電源切替機 20 系 非常用高圧母線 2C 系 非常用高圧母線 2D 系	非常時操作手順書（設備別） 「緊急用 G 母線受電」 重大事故等対応要領書 「緊急用 G 母線受電」	燃料補給	—	燃料補給設備による補給	軽油タンク ガスタービン発電設備軽油タンク タンクローリ 非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁 高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁 ホース	重大事故等対応要領書 「燃料補給設備による給電」	<p>第 1.14.3 表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>機能喪失を想定する設計基準事故対処設備</th> <th>対応手段</th> <th>対処設備</th> <th>設備分類</th> <th>整備する手順書</th> <th>手順の分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所内電気設備機能喪失</td> <td>所内電気設備</td> <td>代替所内電気設備による給電</td> <td>代替非常用発電機 アイゼン発電機燃料供給設備*1 可搬型タンクローリ*1 代替所内電気設備変圧器 代替所内電気設備分電盤 代替燃料供給スプレィポンプ変圧器 可搬型代替電源車</td> <td>重大事故等対応設備</td> <td>非常時操作手順書の編成時に定める対応手順 全交流動力電源喪失時に定める対応手順 炉心の著しい損傷が発生した場合の対応手順</td> <td>設備及び設計基準等に定められた運転手順書 炉心の著しい損傷が発生した場合の対応手順</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：代替非常用発電機、可搬型代替電源車の燃料供給に使用する。 *2：重大事故等対策において用いる設備の分類 a：当該形式に適合する重大事故等対処設備 b：37条に適合する重大事故等対処設備 c：自主的対策として整備する重大事故等対処設備</p>	分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	設備分類	整備する手順書	手順の分類	所内電気設備機能喪失	所内電気設備	代替所内電気設備による給電	代替非常用発電機 アイゼン発電機燃料供給設備*1 可搬型タンクローリ*1 代替所内電気設備変圧器 代替所内電気設備分電盤 代替燃料供給スプレィポンプ変圧器 可搬型代替電源車	重大事故等対応設備	非常時操作手順書の編成時に定める対応手順 全交流動力電源喪失時に定める対応手順 炉心の著しい損傷が発生した場合の対応手順	設備及び設計基準等に定められた運転手順書 炉心の著しい損傷が発生した場合の対応手順	<p>第 1.14.3 表 重大事故等における対応手段と整備する手順</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>機能喪失を想定する設計基準事故対処設備</th> <th>対応手段</th> <th>対処設備</th> <th>設備分類</th> <th>整備する手順書</th> <th>手順の分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所内電気設備機能喪失</td> <td>所内電気設備</td> <td>代替所内電気設備による（交流・直流）給電</td> <td>空冷式非常用発電設備 燃料補給タンク*2 重油タンク*2 タンクローリ*2 代替所内電気設備分電盤 代替所内電気設備変圧器 可搬型整流器 電源車</td> <td>重大事故等対応設備 多様性 従って</td> <td>空冷式非常用発電設備による電源の復旧手順 空冷式非常用発電設備燃料補給の手順 代替所内電気設備による電源供給手順</td> <td>炉心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順書 S A 所定*1 S A 所定*1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：大阪発電所 重大事故等発生時に炉心冷却設備の保全のための活動に関する手順 ※2：空冷式非常用発電設備、電源車及びディーゼル発電機の燃料補給に使用する。 ※3：重大事故等対策において用いる設備の分類 a：当該形式に適合する重大事故等対処設備 b：37条に適合する重大事故等対処設備 c：自主的対策として整備する重大事故等対処設備</p>	分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	設備分類	整備する手順書	手順の分類	所内電気設備機能喪失	所内電気設備	代替所内電気設備による（交流・直流）給電	空冷式非常用発電設備 燃料補給タンク*2 重油タンク*2 タンクローリ*2 代替所内電気設備分電盤 代替所内電気設備変圧器 可搬型整流器 電源車	重大事故等対応設備 多様性 従って	空冷式非常用発電設備による電源の復旧手順 空冷式非常用発電設備燃料補給の手順 代替所内電気設備による電源供給手順	炉心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順書 S A 所定*1 S A 所定*1	
分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	手順書																																															
代替直流電源設備による給電	非常用交流電源設備（全交流動力電源喪失） 所内常設蓄電池式直流電源設備（常設直流電源系統喪失、可搬型交流電源設備の電源車から給電喪失）	1 2 3 V 代替充電池用電源車接続設備による給電	125V 代替充電池 代替直流電源用切替機 代替直流電源用変圧器 電源車 軽油タンク ガスタービン発電設備軽油タンク タンクローリ 非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁 高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁 ホース 電源車～電源車接続口（制御建屋） 電路 電源車接続口（制御建屋）～125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 電路	非常時操作手順書（設備別） 「125V 代替蓄電池による125V 直流主母線盤 2A-1（2B-1）への給電」 重大事故等対応要領書 「電源車による125V 代替充電池への給電（125V 代替直流電源切替機接続）」																																															
代替所内電気設備による給電	非常用所内電気設備	代替所内電気設備による給電	ガスタービン発電機接続盤 緊急用高圧母線 2F 系 緊急用高圧母線 2G 系 緊急用動力変圧器 26 系 緊急用低圧母線 25 系 緊急用交流電源切替機 20 系 緊急用交流電源切替機 20 系 緊急用交流電源切替機 20 系 非常用高圧母線 2C 系 非常用高圧母線 2D 系	非常時操作手順書（設備別） 「緊急用 G 母線受電」 重大事故等対応要領書 「緊急用 G 母線受電」																																															
燃料補給	—	燃料補給設備による補給	軽油タンク ガスタービン発電設備軽油タンク タンクローリ 非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁 高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁 ホース	重大事故等対応要領書 「燃料補給設備による給電」																																															
分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	設備分類	整備する手順書	手順の分類																																													
所内電気設備機能喪失	所内電気設備	代替所内電気設備による給電	代替非常用発電機 アイゼン発電機燃料供給設備*1 可搬型タンクローリ*1 代替所内電気設備変圧器 代替所内電気設備分電盤 代替燃料供給スプレィポンプ変圧器 可搬型代替電源車	重大事故等対応設備	非常時操作手順書の編成時に定める対応手順 全交流動力電源喪失時に定める対応手順 炉心の著しい損傷が発生した場合の対応手順	設備及び設計基準等に定められた運転手順書 炉心の著しい損傷が発生した場合の対応手順																																													
分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	設備分類	整備する手順書	手順の分類																																													
所内電気設備機能喪失	所内電気設備	代替所内電気設備による（交流・直流）給電	空冷式非常用発電設備 燃料補給タンク*2 重油タンク*2 タンクローリ*2 代替所内電気設備分電盤 代替所内電気設備変圧器 可搬型整流器 電源車	重大事故等対応設備 多様性 従って	空冷式非常用発電設備による電源の復旧手順 空冷式非常用発電設備燃料補給の手順 代替所内電気設備による電源供給手順	炉心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順書 S A 所定*1 S A 所定*1																																													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

大飯発電所3/4号炉

差異理由

第1.14-2表 重大事故等対処に係る監視計器

第1.14.4表 重大事故等対処に係る監視計器

第1.14.4表 重大事故等対処に係る監視計器

監視計器一覧(1/8)

手順書	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視パラメータ(計器)
1.14.2.1 代替電源(交流)による対応手順 (1)代替交流電源設備による給電 a. ガスタービン発電機又は電源車によるメタクラ2C系及びメタクラ2D系受電		
非常時操作手順書(微候ベース) 「電源回復」	判断基準 電源の確保	275kV 母線電圧 6-2E 母線電圧 6-2C 母線電圧 6-2D 母線電圧 6-2F-1 母線電圧 6-2F-2 母線電圧
非常時操作手順書 「ガスタービン発電機によるメタクラ2C系及びメタクラ2D系受電」		
重大事故等対応要領書 「ガスタービン発電機によるメタクラ2C系及びメタクラ2D系受電」	操作 電源	GTG 発電機電圧 GTG 発電機周波数 GTG 発電機電力 6-2C 母線電圧 4-2C 母線電圧 6-2D 母線電圧 4-2D 母線電圧
非常時操作手順書(微候ベース) 「電源回復」		
重大事故等対応要領書 「電源車によるメタクラ2C系及びメタクラ2D系受電」	判断基準 電源の確保	275kV 母線電圧 6-2E 母線電圧 6-2C 母線電圧 6-2D 母線電圧 GTG 発電機電圧 6-2F-1 母線電圧 6-2F-2 母線電圧
非常時操作手順書(微候ベース) 「電源回復」		
重大事故等対応要領書 「電源車によるメタクラ2C系及びメタクラ2D系受電」	操作 電源車運転監視	電源車電圧 電源車周波数
非常時操作手順書(微候ベース) 「電源回復」		
重大事故等対応要領書 「電源車によるメタクラ2C系及びメタクラ2D系受電」	操作 電源	6-2E 母線電圧 6-2C 母線電圧 4-2C 母線電圧 6-2D 母線電圧 4-2D 母線電圧

1.14 電源の確保に関する手順等

監視計器一覧(1/3)

対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器
1.14.2.1 代替電源(交流)による給電手順等		
(1) 代替非常用発電機による代替電源(交流)からの給電	判断基準 電源	・ 油幹線1L, 2L電圧 ・ 油幹線1L, 2L電圧 ・ 甲母線電圧, 乙母線電圧 ・ 6-A, B, C1, C2, D母線電圧 ・ A, B-ディーゼル発電機電圧
	操作 電源	・ 6-A, B母線電圧 ・ 4-A1, A2, B1, B2母線電圧 ・ A, B-直流コントロールセンタ母線電圧 ・ A, B, C, D-計装用交流分電盤電圧 ・ 代替非常用発電機電圧, 電力, 周波数
(2) 3号非常用発電機による代替電源(交流)からの給電	判断基準 電源	・ 6-A, B母線電圧 ・ 4-A1, A2, B1, B2母線電圧 ・ 代替非常用発電機電圧, 電力, 周波数
	操作 電源	・ 6.6kV 送電線1, 2号線電圧 ・ 6.6kV 送電線1, 2号線電圧表示灯 ・ 6-A, B母線電圧 ・ 4-A1, A2, B1, B2母線電圧 ・ A, B-直流コントロールセンタ母線電圧 ・ A, B, C, D-計装用交流分電盤電圧
(3) 可搬型代替電源車による代替電源(交流)からの給電	判断基準 電源	・ 6-A, B母線電圧 ・ 4-A1, A2, B1, B2母線電圧 ・ 代替非常用発電機電圧, 電力, 周波数
	操作 電源	・ 6-A, B母線電圧 ・ 4-A1, A2, B1, B2母線電圧 ・ A, B-直流コントロールセンタ母線電圧 ・ A, B, C, D-計装用交流分電盤電圧

1.14 電源の確保に関する手順等

監視計器一覧(1/4)

対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器
1.14.2.1 代替電源(交流)による給電手順等		
(1) 空冷式非常用発電装置による代替電源(交流)からの給電	判断基準 電源	・ 4-3(4) A, B, C1, C2, D1, D2母線電圧計
	操作 電源	・ 4-3(4) A, B母線電圧計 ・ 3-3(4) A1, A2, B1, B2母線電圧計 ・ A, B直流き電盤出力電圧計 ・ A, B, C, D計装用電源電圧計 ・ 空冷式非常用発電装置電力計, 周波数計
(2) 7.7kV送電線による代替電源(交流)からの給電	判断基準 電源	・ 4-3(4) A, B母線電圧計 ・ 3-3(4) A1, A2, B1, B2母線電圧計 ・ 空冷式非常用発電装置電力計, 周波数計
	操作 電源	・ 4-3(4) A, B母線電圧計 ・ 3-3(4) A1, A2, B1, B2母線電圧計 ・ A, B直流き電盤出力電圧計 ・ A, B, C, D計装用電源電圧計
(3) No. 2予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用した号機間融通による代替電源(交流)からの給電	判断基準 電源	・ 4-3(4) A, B母線電圧計 ・ 3-3(4) A1, A2, B1, B2母線電圧計 ・ A, Bディーゼル発電機電圧計(他号が)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由																																																			
監視計器一覧 (2/8)	監視計器一覧 (2/3)	監視計器一覧 (2/4)																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>手順書</th> <th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th>監視パラメータ (計器)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.14.2.1 代替電源 (交流) による対応手順 (1) 代替交流電源設備による給電 b. 号炉間電力融通ケーブルを使用したメタクテラ2D系又はメタクテラ2D系受電</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常時操作手順書 (監視ベース) 「電源回復」</td> <td rowspan="2">判断基準</td> <td>電源の確保 270kV 母線電圧 6-2F 母線電圧 6-2C 母線電圧 6-2D 母線電圧 GTG 発電機電圧 6-2F-1 母線電圧 6-2F-2 母線電圧 D/G (3A) 電圧 (3号炉) D/G (3B) 電圧 (3号炉) D/G (3A) 電力 (3号炉) D/G (3B) 電力 (3号炉) D/G (3A) 周波数 (3号炉) D/G (3B) 周波数 (3号炉)</td> </tr> <tr> <td>電源 6-2F-1 母線電圧 6-2F-2 母線電圧 6-2C 母線電圧 6-2D 母線電圧 D/G (3A) 電圧 (3号炉) D/G (3B) 電圧 (3号炉) D/G (3A) 電力 (3号炉) D/G (3B) 電力 (3号炉) D/G (3A) 周波数 (3号炉) D/G (3B) 周波数 (3号炉)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常時操作手順書 (監視ベース) 「電源回復」</td> <td rowspan="2">判断基準</td> <td>電源の確保 275kV 母線電圧 6-2F 母線電圧 6-2C 母線電圧 6-2D 母線電圧 GTG 発電機電圧 6-2F-1 母線電圧 6-2F-2 母線電圧 D/G (3A) 電圧 (3号炉) D/G (3B) 電圧 (3号炉) D/G (3A) 電力 (3号炉) D/G (3B) 電力 (3号炉) D/G (3A) 周波数 (3号炉) D/G (3B) 周波数 (3号炉)</td> </tr> <tr> <td>電源 6-2F 母線電圧 6-2C 母線電圧 6-2D 母線電圧 D/G (3A) 電圧 (3号炉) D/G (3B) 電圧 (3号炉) D/G (3A) 電力 (3号炉) D/G (3B) 電力 (3号炉) D/G (3A) 周波数 (3号炉) D/G (3B) 周波数 (3号炉)</td> </tr> </tbody> </table>	手順書	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視パラメータ (計器)	1.14.2.1 代替電源 (交流) による対応手順 (1) 代替交流電源設備による給電 b. 号炉間電力融通ケーブルを使用したメタクテラ2D系又はメタクテラ2D系受電			非常時操作手順書 (監視ベース) 「電源回復」	判断基準	電源の確保 270kV 母線電圧 6-2F 母線電圧 6-2C 母線電圧 6-2D 母線電圧 GTG 発電機電圧 6-2F-1 母線電圧 6-2F-2 母線電圧 D/G (3A) 電圧 (3号炉) D/G (3B) 電圧 (3号炉) D/G (3A) 電力 (3号炉) D/G (3B) 電力 (3号炉) D/G (3A) 周波数 (3号炉) D/G (3B) 周波数 (3号炉)	電源 6-2F-1 母線電圧 6-2F-2 母線電圧 6-2C 母線電圧 6-2D 母線電圧 D/G (3A) 電圧 (3号炉) D/G (3B) 電圧 (3号炉) D/G (3A) 電力 (3号炉) D/G (3B) 電力 (3号炉) D/G (3A) 周波数 (3号炉) D/G (3B) 周波数 (3号炉)	非常時操作手順書 (監視ベース) 「電源回復」	判断基準	電源の確保 275kV 母線電圧 6-2F 母線電圧 6-2C 母線電圧 6-2D 母線電圧 GTG 発電機電圧 6-2F-1 母線電圧 6-2F-2 母線電圧 D/G (3A) 電圧 (3号炉) D/G (3B) 電圧 (3号炉) D/G (3A) 電力 (3号炉) D/G (3B) 電力 (3号炉) D/G (3A) 周波数 (3号炉) D/G (3B) 周波数 (3号炉)	電源 6-2F 母線電圧 6-2C 母線電圧 6-2D 母線電圧 D/G (3A) 電圧 (3号炉) D/G (3B) 電圧 (3号炉) D/G (3A) 電力 (3号炉) D/G (3B) 電力 (3号炉) D/G (3A) 周波数 (3号炉) D/G (3B) 周波数 (3号炉)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対応手段</th> <th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th>監視計器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.14.2.1 代替電源 (交流) による給電手順等</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(4) 母線間連絡ケーブルを使用した号炉間融通による代替電源 (交流) からの給電</td> <td>判断基準</td> <td>電源 ・ 6-A, B 母線電圧 ・ 6-A, B 母線電圧 (他号炉) ・ A, B-ディーゼルの発電機電圧 (他号炉)</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>電源 ・ 6-A, B 母線電圧 ・ 4-A1, A2, B1, B2 母線電圧 ・ A, B-直流コントロールセンター母線電圧 ・ A, B, C, D-計装用交流分電盤電圧 ・ A, B-ディーゼルの発電機電圧, 電力, 周波数 (他号炉)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(5) 閉鎖所設備を使用した号炉間融通による代替電源 (交流) からの給電</td> <td>判断基準</td> <td>電源 ・ 6-A, B 母線電圧 ・ 6-A, B 母線電圧 (他号炉) ・ A, B-ディーゼルの発電機電圧 (他号炉)</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>電源 ・ 6-A, B 母線電圧 ・ 4-A1, A2, B1, B2 母線電圧 ・ A, B-直流コントロールセンター母線電圧 ・ A, B, C, D-計装用交流分電盤電圧 ・ A, B-ディーゼルの発電機電圧, 電力, 周波数 (他号炉)</td> </tr> </tbody> </table>	対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器	1.14.2.1 代替電源 (交流) による給電手順等			(4) 母線間連絡ケーブルを使用した号炉間融通による代替電源 (交流) からの給電	判断基準	電源 ・ 6-A, B 母線電圧 ・ 6-A, B 母線電圧 (他号炉) ・ A, B-ディーゼルの発電機電圧 (他号炉)	操作	電源 ・ 6-A, B 母線電圧 ・ 4-A1, A2, B1, B2 母線電圧 ・ A, B-直流コントロールセンター母線電圧 ・ A, B, C, D-計装用交流分電盤電圧 ・ A, B-ディーゼルの発電機電圧, 電力, 周波数 (他号炉)	(5) 閉鎖所設備を使用した号炉間融通による代替電源 (交流) からの給電	判断基準	電源 ・ 6-A, B 母線電圧 ・ 6-A, B 母線電圧 (他号炉) ・ A, B-ディーゼルの発電機電圧 (他号炉)	操作	電源 ・ 6-A, B 母線電圧 ・ 4-A1, A2, B1, B2 母線電圧 ・ A, B-直流コントロールセンター母線電圧 ・ A, B, C, D-計装用交流分電盤電圧 ・ A, B-ディーゼルの発電機電圧, 電力, 周波数 (他号炉)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対応手段</th> <th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th>監視計器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.14.2.1 代替電源 (交流) による給電手順等</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(3) No. 2 号機出力低下対策用ケーブルを使用した号炉間融通による代替電源 (交流) からの給電</td> <td>判断基準</td> <td>電源 ・ 4-3 (4) A, B 母線電圧計 ・ 3-3 (4) A1, A2, B1, B2 母線電圧計 ・ A, B 直送機出力電圧計 ・ A, B, C, D 計装用電源電圧計 ・ A, B-ディーゼルの発電機電圧計 (他号炉)</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>電源 ・ 4-3 (4) A, B 母線電圧計 ・ 3-3 (4) A1, A2, B1, B2 母線電圧計 ・ A, B 直送機出力電圧計 ・ A, B, C, D 計装用電源電圧計 ・ A, B-ディーゼルの発電機電圧計 (他号炉)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(4) No. 1 号機出力低下対策用ケーブルを使用した号炉間融通による代替電源 (交流) からの給電</td> <td>判断基準</td> <td>電源 ・ 4-3 (4) A, B 母線電圧計 ・ 3-3 (4) A1, A2, B1, B2 母線電圧計 ・ A, B 直送機出力電圧計 ・ A, B, C, D 計装用電源電圧計 ・ A, B-ディーゼルの発電機電圧計 (他号炉)</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>電源 ・ 4-3 (4) A, B 母線電圧計 ・ 3-3 (4) A1, A2, B1, B2 母線電圧計 ・ A, B 直送機出力電圧計 ・ A, B, C, D 計装用電源電圧計 ・ A, B-ディーゼルの発電機電圧計 (他号炉)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(5) 号機出力低下対策ケーブル (3号~4号) を使用した号炉間融通による代替電源 (交流) からの給電</td> <td>判断基準</td> <td>電源 ・ 4-3 (4) A, B 母線電圧計 ・ 3-3 (4) A1, A2, B1, B2 母線電圧計 ・ A, B 直送機出力電圧計 ・ A, B, C, D 計装用電源電圧計 ・ A, B-ディーゼルの発電機電圧計 (他号炉)</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>電源 ・ 4-3 (4) A, B 母線電圧計 ・ 3-3 (4) A1, A2, B1, B2 母線電圧計 ・ A, B 直送機出力電圧計 ・ A, B, C, D 計装用電源電圧計 ・ A, B-ディーゼルの発電機電圧計 (他号炉)</td> </tr> </tbody> </table>	対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器	1.14.2.1 代替電源 (交流) による給電手順等			(3) No. 2 号機出力低下対策用ケーブルを使用した号炉間融通による代替電源 (交流) からの給電	判断基準	電源 ・ 4-3 (4) A, B 母線電圧計 ・ 3-3 (4) A1, A2, B1, B2 母線電圧計 ・ A, B 直送機出力電圧計 ・ A, B, C, D 計装用電源電圧計 ・ A, B-ディーゼルの発電機電圧計 (他号炉)	操作	電源 ・ 4-3 (4) A, B 母線電圧計 ・ 3-3 (4) A1, A2, B1, B2 母線電圧計 ・ A, B 直送機出力電圧計 ・ A, B, C, D 計装用電源電圧計 ・ A, B-ディーゼルの発電機電圧計 (他号炉)	(4) No. 1 号機出力低下対策用ケーブルを使用した号炉間融通による代替電源 (交流) からの給電	判断基準	電源 ・ 4-3 (4) A, B 母線電圧計 ・ 3-3 (4) A1, A2, B1, B2 母線電圧計 ・ A, B 直送機出力電圧計 ・ A, B, C, D 計装用電源電圧計 ・ A, B-ディーゼルの発電機電圧計 (他号炉)	操作	電源 ・ 4-3 (4) A, B 母線電圧計 ・ 3-3 (4) A1, A2, B1, B2 母線電圧計 ・ A, B 直送機出力電圧計 ・ A, B, C, D 計装用電源電圧計 ・ A, B-ディーゼルの発電機電圧計 (他号炉)	(5) 号機出力低下対策ケーブル (3号~4号) を使用した号炉間融通による代替電源 (交流) からの給電	判断基準	電源 ・ 4-3 (4) A, B 母線電圧計 ・ 3-3 (4) A1, A2, B1, B2 母線電圧計 ・ A, B 直送機出力電圧計 ・ A, B, C, D 計装用電源電圧計 ・ A, B-ディーゼルの発電機電圧計 (他号炉)	操作	電源 ・ 4-3 (4) A, B 母線電圧計 ・ 3-3 (4) A1, A2, B1, B2 母線電圧計 ・ A, B 直送機出力電圧計 ・ A, B, C, D 計装用電源電圧計 ・ A, B-ディーゼルの発電機電圧計 (他号炉)	
手順書	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視パラメータ (計器)																																																				
1.14.2.1 代替電源 (交流) による対応手順 (1) 代替交流電源設備による給電 b. 号炉間電力融通ケーブルを使用したメタクテラ2D系又はメタクテラ2D系受電																																																						
非常時操作手順書 (監視ベース) 「電源回復」	判断基準	電源の確保 270kV 母線電圧 6-2F 母線電圧 6-2C 母線電圧 6-2D 母線電圧 GTG 発電機電圧 6-2F-1 母線電圧 6-2F-2 母線電圧 D/G (3A) 電圧 (3号炉) D/G (3B) 電圧 (3号炉) D/G (3A) 電力 (3号炉) D/G (3B) 電力 (3号炉) D/G (3A) 周波数 (3号炉) D/G (3B) 周波数 (3号炉)																																																				
		電源 6-2F-1 母線電圧 6-2F-2 母線電圧 6-2C 母線電圧 6-2D 母線電圧 D/G (3A) 電圧 (3号炉) D/G (3B) 電圧 (3号炉) D/G (3A) 電力 (3号炉) D/G (3B) 電力 (3号炉) D/G (3A) 周波数 (3号炉) D/G (3B) 周波数 (3号炉)																																																				
非常時操作手順書 (監視ベース) 「電源回復」	判断基準	電源の確保 275kV 母線電圧 6-2F 母線電圧 6-2C 母線電圧 6-2D 母線電圧 GTG 発電機電圧 6-2F-1 母線電圧 6-2F-2 母線電圧 D/G (3A) 電圧 (3号炉) D/G (3B) 電圧 (3号炉) D/G (3A) 電力 (3号炉) D/G (3B) 電力 (3号炉) D/G (3A) 周波数 (3号炉) D/G (3B) 周波数 (3号炉)																																																				
		電源 6-2F 母線電圧 6-2C 母線電圧 6-2D 母線電圧 D/G (3A) 電圧 (3号炉) D/G (3B) 電圧 (3号炉) D/G (3A) 電力 (3号炉) D/G (3B) 電力 (3号炉) D/G (3A) 周波数 (3号炉) D/G (3B) 周波数 (3号炉)																																																				
対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器																																																				
1.14.2.1 代替電源 (交流) による給電手順等																																																						
(4) 母線間連絡ケーブルを使用した号炉間融通による代替電源 (交流) からの給電	判断基準	電源 ・ 6-A, B 母線電圧 ・ 6-A, B 母線電圧 (他号炉) ・ A, B-ディーゼルの発電機電圧 (他号炉)																																																				
	操作	電源 ・ 6-A, B 母線電圧 ・ 4-A1, A2, B1, B2 母線電圧 ・ A, B-直流コントロールセンター母線電圧 ・ A, B, C, D-計装用交流分電盤電圧 ・ A, B-ディーゼルの発電機電圧, 電力, 周波数 (他号炉)																																																				
(5) 閉鎖所設備を使用した号炉間融通による代替電源 (交流) からの給電	判断基準	電源 ・ 6-A, B 母線電圧 ・ 6-A, B 母線電圧 (他号炉) ・ A, B-ディーゼルの発電機電圧 (他号炉)																																																				
	操作	電源 ・ 6-A, B 母線電圧 ・ 4-A1, A2, B1, B2 母線電圧 ・ A, B-直流コントロールセンター母線電圧 ・ A, B, C, D-計装用交流分電盤電圧 ・ A, B-ディーゼルの発電機電圧, 電力, 周波数 (他号炉)																																																				
対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器																																																				
1.14.2.1 代替電源 (交流) による給電手順等																																																						
(3) No. 2 号機出力低下対策用ケーブルを使用した号炉間融通による代替電源 (交流) からの給電	判断基準	電源 ・ 4-3 (4) A, B 母線電圧計 ・ 3-3 (4) A1, A2, B1, B2 母線電圧計 ・ A, B 直送機出力電圧計 ・ A, B, C, D 計装用電源電圧計 ・ A, B-ディーゼルの発電機電圧計 (他号炉)																																																				
	操作	電源 ・ 4-3 (4) A, B 母線電圧計 ・ 3-3 (4) A1, A2, B1, B2 母線電圧計 ・ A, B 直送機出力電圧計 ・ A, B, C, D 計装用電源電圧計 ・ A, B-ディーゼルの発電機電圧計 (他号炉)																																																				
(4) No. 1 号機出力低下対策用ケーブルを使用した号炉間融通による代替電源 (交流) からの給電	判断基準	電源 ・ 4-3 (4) A, B 母線電圧計 ・ 3-3 (4) A1, A2, B1, B2 母線電圧計 ・ A, B 直送機出力電圧計 ・ A, B, C, D 計装用電源電圧計 ・ A, B-ディーゼルの発電機電圧計 (他号炉)																																																				
	操作	電源 ・ 4-3 (4) A, B 母線電圧計 ・ 3-3 (4) A1, A2, B1, B2 母線電圧計 ・ A, B 直送機出力電圧計 ・ A, B, C, D 計装用電源電圧計 ・ A, B-ディーゼルの発電機電圧計 (他号炉)																																																				
(5) 号機出力低下対策ケーブル (3号~4号) を使用した号炉間融通による代替電源 (交流) からの給電	判断基準	電源 ・ 4-3 (4) A, B 母線電圧計 ・ 3-3 (4) A1, A2, B1, B2 母線電圧計 ・ A, B 直送機出力電圧計 ・ A, B, C, D 計装用電源電圧計 ・ A, B-ディーゼルの発電機電圧計 (他号炉)																																																				
	操作	電源 ・ 4-3 (4) A, B 母線電圧計 ・ 3-3 (4) A1, A2, B1, B2 母線電圧計 ・ A, B 直送機出力電圧計 ・ A, B, C, D 計装用電源電圧計 ・ A, B-ディーゼルの発電機電圧計 (他号炉)																																																				
		監視計器一覧 (3/4)																																																				
		監視計器一覧 (4/4)																																																				

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由																																																																																																															
<p>監視計器一覧 (3/8)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手順書</th> <th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th>監視パラメータ (計器)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.14.2.2 代替電源 (直流) による対応手順 (1) 代替直流電源設備による給電 a. 所内常設蓄電式直流電源設備による給電</td> </tr> <tr> <td>非常時操作手順書 (巻戻ベース) 「電源回復」</td> <td rowspan="2">電源の確保</td> <td>275kV 母線電圧 6-2E 母線電圧 6-2C 母線電圧 6-2D 母線電圧</td> </tr> <tr> <td>非常時操作手順書 (設備別) 「所内常設蓄電式直流電源設備による給電」</td> <td>125V 直流主母線 2A 電圧 125V 直流主母線 2B 電圧 125V 直流主母線 2A-1 電圧 125V 直流主母線 2B-1 電圧</td> </tr> <tr> <td>非常時操作手順書 (巻戻ベース) 「電源回復」</td> <td rowspan="2">電源</td> <td>4-2C 母線電圧</td> </tr> <tr> <td>非常時操作手順書 (設備別) 「125V 充電器 2A 受電」</td> <td>125V 直流主母線 2A 電圧</td> </tr> <tr> <td>非常時操作手順書 (巻戻ベース) 「電源回復」</td> <td rowspan="2">電源の確保</td> <td>4-2D 母線電圧</td> </tr> <tr> <td>非常時操作手順書 (設備別) 「125V 充電器 2B 受電」</td> <td>125V 直流主母線 2B 電圧</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1.14.2.2 代替電源 (直流) による対応手順 (1) 代替直流電源設備による給電 b. 常設代替直流電源設備による給電</td> </tr> <tr> <td>非常時操作手順書 (巻戻ベース) 「電源回復」</td> <td rowspan="2">電源の確保</td> <td>125V 直流主母線 2A 電圧 125V 直流主母線 2B 電圧 125V 直流主母線 2A-1 電圧 125V 直流主母線 2B-1 電圧 250V 直流主母線電圧</td> </tr> <tr> <td>非常時操作手順書 (設備別) 「常設代替直流電源設備による給電」</td> <td>125V 直流主母線 2A-1 電圧 125V 直流主母線 2B-1 電圧 250V 直流主母線電圧</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1.14.2.2 代替電源 (直流) による対応手順 (1) 代替直流電源設備による給電 c. 可搬型代替直流電源設備による給電</td> </tr> <tr> <td>非常時操作手順書 (巻戻ベース) 「電源回復」</td> <td rowspan="2">電源の確保</td> <td>125V 直流主母線 2A 電圧 125V 直流主母線 2B 電圧 125V 直流主母線 2A-1 電圧 125V 直流主母線 2B-1 電圧 250V 直流主母線電圧</td> </tr> <tr> <td>重大事故等対応要領書 「可搬型代替直流電源設備による給電」</td> <td>電源車電圧 電源車周波数 6-2G 母線電圧 4-2G 母線電圧</td> </tr> <tr> <td></td> <td rowspan="2">電源</td> <td>125V 直流主母線 2A-1 電圧 125V 直流主母線 2B-1 電圧 250V 直流主母線電圧</td> </tr> </tbody> </table>	手順書	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視パラメータ (計器)	1.14.2.2 代替電源 (直流) による対応手順 (1) 代替直流電源設備による給電 a. 所内常設蓄電式直流電源設備による給電			非常時操作手順書 (巻戻ベース) 「電源回復」	電源の確保	275kV 母線電圧 6-2E 母線電圧 6-2C 母線電圧 6-2D 母線電圧	非常時操作手順書 (設備別) 「所内常設蓄電式直流電源設備による給電」	125V 直流主母線 2A 電圧 125V 直流主母線 2B 電圧 125V 直流主母線 2A-1 電圧 125V 直流主母線 2B-1 電圧	非常時操作手順書 (巻戻ベース) 「電源回復」	電源	4-2C 母線電圧	非常時操作手順書 (設備別) 「125V 充電器 2A 受電」	125V 直流主母線 2A 電圧	非常時操作手順書 (巻戻ベース) 「電源回復」	電源の確保	4-2D 母線電圧	非常時操作手順書 (設備別) 「125V 充電器 2B 受電」	125V 直流主母線 2B 電圧	1.14.2.2 代替電源 (直流) による対応手順 (1) 代替直流電源設備による給電 b. 常設代替直流電源設備による給電			非常時操作手順書 (巻戻ベース) 「電源回復」	電源の確保	125V 直流主母線 2A 電圧 125V 直流主母線 2B 電圧 125V 直流主母線 2A-1 電圧 125V 直流主母線 2B-1 電圧 250V 直流主母線電圧	非常時操作手順書 (設備別) 「常設代替直流電源設備による給電」	125V 直流主母線 2A-1 電圧 125V 直流主母線 2B-1 電圧 250V 直流主母線電圧	1.14.2.2 代替電源 (直流) による対応手順 (1) 代替直流電源設備による給電 c. 可搬型代替直流電源設備による給電			非常時操作手順書 (巻戻ベース) 「電源回復」	電源の確保	125V 直流主母線 2A 電圧 125V 直流主母線 2B 電圧 125V 直流主母線 2A-1 電圧 125V 直流主母線 2B-1 電圧 250V 直流主母線電圧	重大事故等対応要領書 「可搬型代替直流電源設備による給電」	電源車電圧 電源車周波数 6-2G 母線電圧 4-2G 母線電圧		電源	125V 直流主母線 2A-1 電圧 125V 直流主母線 2B-1 電圧 250V 直流主母線電圧	<p>監視計器一覧 (3/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応手段</th> <th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th>監視計器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.14.2.2 直流電源及び代替電源 (直流) による給電手順等</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(1) 蓄電池 (非常用) による直流電源からの給電</td> <td>監視基準</td> <td>電源 ・ 6-A, B, C1, C2, D 母線電圧</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>電源 ・ A, B-直流コントロールセンタ母線電圧</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) 後備蓄電池による代替電源 (直流) からの給電</td> <td>監視基準</td> <td>電源 ・ 6-A, B, C1, C2, D 母線電圧</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>電源 ・ A, B-直流コントロールセンタ母線電圧</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(3) 可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器による代替電源 (直流) からの給電</td> <td>監視基準</td> <td>電源 ・ 6-A, B, C1, C2, D 母線電圧</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>電源 ・ A, B-直流コントロールセンタ母線電圧</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1.14.2.3 代替所内電気設備による給電手順等</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(1) 代替所内電気設備による交流の給電 (代替非常用発電機)</td> <td>監視基準</td> <td>電源 ・ 6-A, B 母線電圧 ・ A, B-直流コントロールセンタ母線電圧</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>電源 ・ A, B, C, D-計装用交流分電盤電圧 ・ 代替非常用発電機電圧、電力、周波数</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) 代替所内電気設備による交流の給電 (可搬型代替電源車)</td> <td>監視基準</td> <td>電源 ・ 6-A, B 母線電圧 ・ A, B-直流コントロールセンタ母線電圧</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>電源 ・ A, B, C, D-計装用交流分電盤電圧</td> </tr> </tbody> </table>	対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器	1.14.2.2 直流電源及び代替電源 (直流) による給電手順等			(1) 蓄電池 (非常用) による直流電源からの給電	監視基準	電源 ・ 6-A, B, C1, C2, D 母線電圧	操作	電源 ・ A, B-直流コントロールセンタ母線電圧	(2) 後備蓄電池による代替電源 (直流) からの給電	監視基準	電源 ・ 6-A, B, C1, C2, D 母線電圧	操作	電源 ・ A, B-直流コントロールセンタ母線電圧	(3) 可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器による代替電源 (直流) からの給電	監視基準	電源 ・ 6-A, B, C1, C2, D 母線電圧	操作	電源 ・ A, B-直流コントロールセンタ母線電圧	1.14.2.3 代替所内電気設備による給電手順等			(1) 代替所内電気設備による交流の給電 (代替非常用発電機)	監視基準	電源 ・ 6-A, B 母線電圧 ・ A, B-直流コントロールセンタ母線電圧	操作	電源 ・ A, B, C, D-計装用交流分電盤電圧 ・ 代替非常用発電機電圧、電力、周波数	(2) 代替所内電気設備による交流の給電 (可搬型代替電源車)	監視基準	電源 ・ 6-A, B 母線電圧 ・ A, B-直流コントロールセンタ母線電圧	操作	電源 ・ A, B, C, D-計装用交流分電盤電圧	<p>監視計器一覧 (4/4)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応手段</th> <th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th>監視計器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.14.2.1 代替電源 (交流) による給電手順等</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(8) 号機間電力融通予備ケーブル (3号~4号) を使用した号機間融通による代替電源 (交流) からの給電</td> <td>操作</td> <td>電源 ・ 4-3 (4) A, B 母線電圧計 ・ 3-3 (4) A1, A2, B1, B2 母線電圧計 ・ A, B 直流き電盤出力電圧計 ・ A, B, C, D 計装用電源電圧計 ・ A, B ディーゼル発電機電圧計 (他号炉)</td> </tr> <tr> <td>電源</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">1.14.2.2 代替電源 (直流) による給電手順等</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(1) 蓄電池 (安全防護系用) による代替電源 (直流) からの給電</td> <td>監視基準</td> <td>電源 ・ 4-3 (4) A, B, C1, C2, D1, D2 母線電圧計</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>電源 ・ A, B 直流き電盤出力電圧計</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) 可搬型整流器による代替電源 (直流) からの給電</td> <td>監視基準</td> <td>電源 ・ 4-3 (4) A, B, C1, C2, D1, D2 母線電圧計</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>電源 ・ A, B 直流き電盤出力電圧計</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1.14.2.3 代替所内電気設備による給電手順等</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(1) 代替所内電気設備による交流及び直流の給電 (空冷式非常用発電装置)</td> <td>監視基準</td> <td>電源 ・ 4-3 (4) A, B 母線電圧計 ・ A, B 直流き電盤出力電圧計</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>電源 ・ A, B, C, D 計装用電源電圧計 ・ A, B 直流き電盤出力電圧計 ・ 空冷式非常用発電装置電力計、周波数計</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) 代替所内電気設備による交流及び直流の給電 (電源車)</td> <td>監視基準</td> <td>電源 ・ 4-3 (4) A, B 母線電圧計 ・ A, B 直流き電盤出力電圧計</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>電源 ・ A, B, C, D 計装用電源電圧計 ・ A, B 直流き電盤出力電圧計</td> </tr> </tbody> </table>	対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器	1.14.2.1 代替電源 (交流) による給電手順等			(8) 号機間電力融通予備ケーブル (3号~4号) を使用した号機間融通による代替電源 (交流) からの給電	操作	電源 ・ 4-3 (4) A, B 母線電圧計 ・ 3-3 (4) A1, A2, B1, B2 母線電圧計 ・ A, B 直流き電盤出力電圧計 ・ A, B, C, D 計装用電源電圧計 ・ A, B ディーゼル発電機電圧計 (他号炉)	電源		1.14.2.2 代替電源 (直流) による給電手順等			(1) 蓄電池 (安全防護系用) による代替電源 (直流) からの給電	監視基準	電源 ・ 4-3 (4) A, B, C1, C2, D1, D2 母線電圧計	操作	電源 ・ A, B 直流き電盤出力電圧計	(2) 可搬型整流器による代替電源 (直流) からの給電	監視基準	電源 ・ 4-3 (4) A, B, C1, C2, D1, D2 母線電圧計	操作	電源 ・ A, B 直流き電盤出力電圧計	1.14.2.3 代替所内電気設備による給電手順等			(1) 代替所内電気設備による交流及び直流の給電 (空冷式非常用発電装置)	監視基準	電源 ・ 4-3 (4) A, B 母線電圧計 ・ A, B 直流き電盤出力電圧計	操作	電源 ・ A, B, C, D 計装用電源電圧計 ・ A, B 直流き電盤出力電圧計 ・ 空冷式非常用発電装置電力計、周波数計	(2) 代替所内電気設備による交流及び直流の給電 (電源車)	監視基準	電源 ・ 4-3 (4) A, B 母線電圧計 ・ A, B 直流き電盤出力電圧計	操作	電源 ・ A, B, C, D 計装用電源電圧計 ・ A, B 直流き電盤出力電圧計	
手順書	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視パラメータ (計器)																																																																																																																
1.14.2.2 代替電源 (直流) による対応手順 (1) 代替直流電源設備による給電 a. 所内常設蓄電式直流電源設備による給電																																																																																																																		
非常時操作手順書 (巻戻ベース) 「電源回復」	電源の確保	275kV 母線電圧 6-2E 母線電圧 6-2C 母線電圧 6-2D 母線電圧																																																																																																																
非常時操作手順書 (設備別) 「所内常設蓄電式直流電源設備による給電」		125V 直流主母線 2A 電圧 125V 直流主母線 2B 電圧 125V 直流主母線 2A-1 電圧 125V 直流主母線 2B-1 電圧																																																																																																																
非常時操作手順書 (巻戻ベース) 「電源回復」	電源	4-2C 母線電圧																																																																																																																
非常時操作手順書 (設備別) 「125V 充電器 2A 受電」		125V 直流主母線 2A 電圧																																																																																																																
非常時操作手順書 (巻戻ベース) 「電源回復」	電源の確保	4-2D 母線電圧																																																																																																																
非常時操作手順書 (設備別) 「125V 充電器 2B 受電」		125V 直流主母線 2B 電圧																																																																																																																
1.14.2.2 代替電源 (直流) による対応手順 (1) 代替直流電源設備による給電 b. 常設代替直流電源設備による給電																																																																																																																		
非常時操作手順書 (巻戻ベース) 「電源回復」	電源の確保	125V 直流主母線 2A 電圧 125V 直流主母線 2B 電圧 125V 直流主母線 2A-1 電圧 125V 直流主母線 2B-1 電圧 250V 直流主母線電圧																																																																																																																
非常時操作手順書 (設備別) 「常設代替直流電源設備による給電」		125V 直流主母線 2A-1 電圧 125V 直流主母線 2B-1 電圧 250V 直流主母線電圧																																																																																																																
1.14.2.2 代替電源 (直流) による対応手順 (1) 代替直流電源設備による給電 c. 可搬型代替直流電源設備による給電																																																																																																																		
非常時操作手順書 (巻戻ベース) 「電源回復」	電源の確保	125V 直流主母線 2A 電圧 125V 直流主母線 2B 電圧 125V 直流主母線 2A-1 電圧 125V 直流主母線 2B-1 電圧 250V 直流主母線電圧																																																																																																																
重大事故等対応要領書 「可搬型代替直流電源設備による給電」		電源車電圧 電源車周波数 6-2G 母線電圧 4-2G 母線電圧																																																																																																																
	電源	125V 直流主母線 2A-1 電圧 125V 直流主母線 2B-1 電圧 250V 直流主母線電圧																																																																																																																
対応手段		重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器																																																																																																															
1.14.2.2 直流電源及び代替電源 (直流) による給電手順等																																																																																																																		
(1) 蓄電池 (非常用) による直流電源からの給電	監視基準	電源 ・ 6-A, B, C1, C2, D 母線電圧																																																																																																																
	操作	電源 ・ A, B-直流コントロールセンタ母線電圧																																																																																																																
(2) 後備蓄電池による代替電源 (直流) からの給電	監視基準	電源 ・ 6-A, B, C1, C2, D 母線電圧																																																																																																																
	操作	電源 ・ A, B-直流コントロールセンタ母線電圧																																																																																																																
(3) 可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器による代替電源 (直流) からの給電	監視基準	電源 ・ 6-A, B, C1, C2, D 母線電圧																																																																																																																
	操作	電源 ・ A, B-直流コントロールセンタ母線電圧																																																																																																																
1.14.2.3 代替所内電気設備による給電手順等																																																																																																																		
(1) 代替所内電気設備による交流の給電 (代替非常用発電機)	監視基準	電源 ・ 6-A, B 母線電圧 ・ A, B-直流コントロールセンタ母線電圧																																																																																																																
	操作	電源 ・ A, B, C, D-計装用交流分電盤電圧 ・ 代替非常用発電機電圧、電力、周波数																																																																																																																
(2) 代替所内電気設備による交流の給電 (可搬型代替電源車)	監視基準	電源 ・ 6-A, B 母線電圧 ・ A, B-直流コントロールセンタ母線電圧																																																																																																																
	操作	電源 ・ A, B, C, D-計装用交流分電盤電圧																																																																																																																
対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器																																																																																																																
1.14.2.1 代替電源 (交流) による給電手順等																																																																																																																		
(8) 号機間電力融通予備ケーブル (3号~4号) を使用した号機間融通による代替電源 (交流) からの給電	操作	電源 ・ 4-3 (4) A, B 母線電圧計 ・ 3-3 (4) A1, A2, B1, B2 母線電圧計 ・ A, B 直流き電盤出力電圧計 ・ A, B, C, D 計装用電源電圧計 ・ A, B ディーゼル発電機電圧計 (他号炉)																																																																																																																
	電源																																																																																																																	
1.14.2.2 代替電源 (直流) による給電手順等																																																																																																																		
(1) 蓄電池 (安全防護系用) による代替電源 (直流) からの給電	監視基準	電源 ・ 4-3 (4) A, B, C1, C2, D1, D2 母線電圧計																																																																																																																
	操作	電源 ・ A, B 直流き電盤出力電圧計																																																																																																																
(2) 可搬型整流器による代替電源 (直流) からの給電	監視基準	電源 ・ 4-3 (4) A, B, C1, C2, D1, D2 母線電圧計																																																																																																																
	操作	電源 ・ A, B 直流き電盤出力電圧計																																																																																																																
1.14.2.3 代替所内電気設備による給電手順等																																																																																																																		
(1) 代替所内電気設備による交流及び直流の給電 (空冷式非常用発電装置)	監視基準	電源 ・ 4-3 (4) A, B 母線電圧計 ・ A, B 直流き電盤出力電圧計																																																																																																																
	操作	電源 ・ A, B, C, D 計装用電源電圧計 ・ A, B 直流き電盤出力電圧計 ・ 空冷式非常用発電装置電力計、周波数計																																																																																																																
(2) 代替所内電気設備による交流及び直流の給電 (電源車)	監視基準	電源 ・ 4-3 (4) A, B 母線電圧計 ・ A, B 直流き電盤出力電圧計																																																																																																																
	操作	電源 ・ A, B, C, D 計装用電源電圧計 ・ A, B 直流き電盤出力電圧計																																																																																																																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由																								
<p>監視計器一覧 (4/8)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手順書</th> <th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th>監視パラメータ (計器)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.14.2.2 代替電源 (直流) による対応手順 (1) 代替直流電源設備による給電 d. 125V 代替充電器用電源車接続設備による給電</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常時操作手順書 (徴収ベース) 「電源回復」 重大事故等対応要領書 「125V 代替充電器用電源車接続設備による給電」</td> <td>判断基準</td> <td>電源の確保 125V 直流主母線 2A 電圧 125V 直流主母線 2B 電圧 125V 直流主母線 2A-1 電圧 125V 直流主母線 2B-1 電圧 6-2G 母線電圧 4-2G 母線電圧</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>電源車運転監視 電源車周波数 電源 125V 直流主母線 2A-1 電圧 125V 直流主母線 2B-1 電圧</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1.14.2.2 代替電源 (直流) による対応手順 (2) 常設直流電源喪失時の遮断器用制御電源確保</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常時操作手順書 (徴収ベース) 「電源回復」 非常時操作手順書 (設備別) 「ガスタービン発電機によるメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系受電」</td> <td>判断基準</td> <td>電源の確保 275kV 母線電圧 6-2E 母線電圧 6-2C 母線電圧 6-2D 母線電圧 6-2F-1 母線電圧 6-2F-2 母線電圧</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>G/G 運転監視 G/G 発電機周波数 G/G 発電機電力 電源 6-2C 母線電圧 4-2C 母線電圧 6-2D 母線電圧 4-2D 母線電圧</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常時操作手順書 (徴収ベース) 「電源回復」 非常時操作手順書 (設備別) 「母研間電力融通ケーブル (常設) による電力融通」</td> <td>判断基準</td> <td>電源の確保 275kV 母線電圧 6-2E 母線電圧 6-2C 母線電圧 6-2D 母線電圧 G/G 発電機電圧 6-2F-1 母線電圧 6-2F-2 母線電圧</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>D/G (3A) 電圧 (3号炉) D/G (3B) 電圧 (3号炉) D/G (3A) 電力 (3号炉) D/G (3B) 電力 (3号炉) D/G (3A) 周波数 (3号炉) D/G (3B) 周波数 (3号炉) 電源 6-2F-1 母線電圧 6-2F-2 母線電圧 6-2C 母線電圧 6-2D 母線電圧 D/G 運転監視 (3号炉) D/G (3A) 電圧 (3号炉) D/G (3B) 電圧 (3号炉) D/G (3A) 電力 (3号炉) D/G (3B) 電力 (3号炉) D/G (3A) 周波数 (3号炉) D/G (3B) 周波数 (3号炉)</td> </tr> </tbody> </table>	手順書	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視パラメータ (計器)	1.14.2.2 代替電源 (直流) による対応手順 (1) 代替直流電源設備による給電 d. 125V 代替充電器用電源車接続設備による給電			非常時操作手順書 (徴収ベース) 「電源回復」 重大事故等対応要領書 「125V 代替充電器用電源車接続設備による給電」	判断基準	電源の確保 125V 直流主母線 2A 電圧 125V 直流主母線 2B 電圧 125V 直流主母線 2A-1 電圧 125V 直流主母線 2B-1 電圧 6-2G 母線電圧 4-2G 母線電圧	操作	電源車運転監視 電源車周波数 電源 125V 直流主母線 2A-1 電圧 125V 直流主母線 2B-1 電圧	1.14.2.2 代替電源 (直流) による対応手順 (2) 常設直流電源喪失時の遮断器用制御電源確保			非常時操作手順書 (徴収ベース) 「電源回復」 非常時操作手順書 (設備別) 「ガスタービン発電機によるメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系受電」	判断基準	電源の確保 275kV 母線電圧 6-2E 母線電圧 6-2C 母線電圧 6-2D 母線電圧 6-2F-1 母線電圧 6-2F-2 母線電圧	操作	G/G 運転監視 G/G 発電機周波数 G/G 発電機電力 電源 6-2C 母線電圧 4-2C 母線電圧 6-2D 母線電圧 4-2D 母線電圧	非常時操作手順書 (徴収ベース) 「電源回復」 非常時操作手順書 (設備別) 「母研間電力融通ケーブル (常設) による電力融通」	判断基準	電源の確保 275kV 母線電圧 6-2E 母線電圧 6-2C 母線電圧 6-2D 母線電圧 G/G 発電機電圧 6-2F-1 母線電圧 6-2F-2 母線電圧	操作	D/G (3A) 電圧 (3号炉) D/G (3B) 電圧 (3号炉) D/G (3A) 電力 (3号炉) D/G (3B) 電力 (3号炉) D/G (3A) 周波数 (3号炉) D/G (3B) 周波数 (3号炉) 電源 6-2F-1 母線電圧 6-2F-2 母線電圧 6-2C 母線電圧 6-2D 母線電圧 D/G 運転監視 (3号炉) D/G (3A) 電圧 (3号炉) D/G (3B) 電圧 (3号炉) D/G (3A) 電力 (3号炉) D/G (3B) 電力 (3号炉) D/G (3A) 周波数 (3号炉) D/G (3B) 周波数 (3号炉)	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;">比較対象なし</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;">比較対象なし</div>	
手順書	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視パラメータ (計器)																									
1.14.2.2 代替電源 (直流) による対応手順 (1) 代替直流電源設備による給電 d. 125V 代替充電器用電源車接続設備による給電																											
非常時操作手順書 (徴収ベース) 「電源回復」 重大事故等対応要領書 「125V 代替充電器用電源車接続設備による給電」	判断基準	電源の確保 125V 直流主母線 2A 電圧 125V 直流主母線 2B 電圧 125V 直流主母線 2A-1 電圧 125V 直流主母線 2B-1 電圧 6-2G 母線電圧 4-2G 母線電圧																									
	操作	電源車運転監視 電源車周波数 電源 125V 直流主母線 2A-1 電圧 125V 直流主母線 2B-1 電圧																									
1.14.2.2 代替電源 (直流) による対応手順 (2) 常設直流電源喪失時の遮断器用制御電源確保																											
非常時操作手順書 (徴収ベース) 「電源回復」 非常時操作手順書 (設備別) 「ガスタービン発電機によるメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系受電」	判断基準	電源の確保 275kV 母線電圧 6-2E 母線電圧 6-2C 母線電圧 6-2D 母線電圧 6-2F-1 母線電圧 6-2F-2 母線電圧																									
	操作	G/G 運転監視 G/G 発電機周波数 G/G 発電機電力 電源 6-2C 母線電圧 4-2C 母線電圧 6-2D 母線電圧 4-2D 母線電圧																									
非常時操作手順書 (徴収ベース) 「電源回復」 非常時操作手順書 (設備別) 「母研間電力融通ケーブル (常設) による電力融通」	判断基準	電源の確保 275kV 母線電圧 6-2E 母線電圧 6-2C 母線電圧 6-2D 母線電圧 G/G 発電機電圧 6-2F-1 母線電圧 6-2F-2 母線電圧																									
	操作	D/G (3A) 電圧 (3号炉) D/G (3B) 電圧 (3号炉) D/G (3A) 電力 (3号炉) D/G (3B) 電力 (3号炉) D/G (3A) 周波数 (3号炉) D/G (3B) 周波数 (3号炉) 電源 6-2F-1 母線電圧 6-2F-2 母線電圧 6-2C 母線電圧 6-2D 母線電圧 D/G 運転監視 (3号炉) D/G (3A) 電圧 (3号炉) D/G (3B) 電圧 (3号炉) D/G (3A) 電力 (3号炉) D/G (3B) 電力 (3号炉) D/G (3A) 周波数 (3号炉) D/G (3B) 周波数 (3号炉)																									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由																																																																																														
<p>監視計器一覧 (5/8)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手順書</th> <th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th>監視パラメータ (計器)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">非常時操作手順書 (微候ベース) 「電源回復」 重大事故等対応要領書 「号機間電力融通ケーブル (可搬型) による電力融通」</td> <td rowspan="2">判断基準 電源の確保</td> <td>27kV 母線電圧 6-2C 母線電圧 6-2D 母線電圧 GTG 発電機電圧 6-2F-1 母線電圧 6-2F-2 母線電圧</td> </tr> <tr> <td>D/G (3A) 電圧 (3号炉) D/G (3B) 電圧 (3号炉) D/G (3A) 電力 (3号炉) D/G (3B) 電力 (3号炉) D/G (3A) 周波数 (3号炉) D/G (3B) 周波数 (3号炉)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常時操作手順書 (微候ベース) 「電源回復」 重大事故等対応要領書 「電源車によるメタック 2C 系及びメタック 2D 系受電」</td> <td rowspan="2">操作 電源車運転監視 (3号炉)</td> <td>6-2C 母線電圧 6-2D 母線電圧 6-2D 母線電圧</td> </tr> <tr> <td>D/G (3A) 電圧 (3号炉) D/G (3B) 電圧 (3号炉) D/G (3A) 電力 (3号炉) D/G (3B) 電力 (3号炉) D/G (3A) 周波数 (3号炉) D/G (3B) 周波数 (3号炉)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常時操作手順書 (微候ベース) 「電源回復」 重大事故等対応要領書 「電源車によるメタック 2C 系及びメタック 2D 系受電」</td> <td rowspan="2">判断基準 電源の確保</td> <td>27kV 母線電圧 6-2E 母線電圧 6-2C 母線電圧 6-2D 母線電圧 GTG 発電機電圧 6-2F-1 母線電圧 6-2F-2 母線電圧</td> </tr> <tr> <td>電源車電圧 電源車周波数</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常時操作手順書 (微候ベース) 「電源回復」 非常時操作手順書 (設備別) 「ガスタービン発電機によるパワーセンタ 2C 系及びモータコントロールセンタ 2C 系受電」</td> <td rowspan="2">判断基準 電源の確保</td> <td>6-2C 母線電圧 6-2D 母線電圧 6-2F-1 母線電圧 6-2F-2 母線電圧</td> </tr> <tr> <td>GTG 発電機電圧 GTG 発電機周波数 GTG 発電機電力</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常時操作手順書 (微候ベース) 「電源回復」 非常時操作手順書 (設備別) 「ガスタービン発電機によるパワーセンタ 2C 系及びモータコントロールセンタ 2C 系受電」</td> <td rowspan="2">操作 電源</td> <td>6-2C 母線電圧 4-2C 母線電圧</td> </tr> <tr> <td>6-2C 母線電圧 4-2C 母線電圧</td> </tr> </tbody> </table>	手順書	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視パラメータ (計器)	非常時操作手順書 (微候ベース) 「電源回復」 重大事故等対応要領書 「号機間電力融通ケーブル (可搬型) による電力融通」	判断基準 電源の確保	27kV 母線電圧 6-2C 母線電圧 6-2D 母線電圧 GTG 発電機電圧 6-2F-1 母線電圧 6-2F-2 母線電圧	D/G (3A) 電圧 (3号炉) D/G (3B) 電圧 (3号炉) D/G (3A) 電力 (3号炉) D/G (3B) 電力 (3号炉) D/G (3A) 周波数 (3号炉) D/G (3B) 周波数 (3号炉)	非常時操作手順書 (微候ベース) 「電源回復」 重大事故等対応要領書 「電源車によるメタック 2C 系及びメタック 2D 系受電」	操作 電源車運転監視 (3号炉)	6-2C 母線電圧 6-2D 母線電圧 6-2D 母線電圧	D/G (3A) 電圧 (3号炉) D/G (3B) 電圧 (3号炉) D/G (3A) 電力 (3号炉) D/G (3B) 電力 (3号炉) D/G (3A) 周波数 (3号炉) D/G (3B) 周波数 (3号炉)	非常時操作手順書 (微候ベース) 「電源回復」 重大事故等対応要領書 「電源車によるメタック 2C 系及びメタック 2D 系受電」	判断基準 電源の確保	27kV 母線電圧 6-2E 母線電圧 6-2C 母線電圧 6-2D 母線電圧 GTG 発電機電圧 6-2F-1 母線電圧 6-2F-2 母線電圧	電源車電圧 電源車周波数	非常時操作手順書 (微候ベース) 「電源回復」 非常時操作手順書 (設備別) 「ガスタービン発電機によるパワーセンタ 2C 系及びモータコントロールセンタ 2C 系受電」	判断基準 電源の確保	6-2C 母線電圧 6-2D 母線電圧 6-2F-1 母線電圧 6-2F-2 母線電圧	GTG 発電機電圧 GTG 発電機周波数 GTG 発電機電力	非常時操作手順書 (微候ベース) 「電源回復」 非常時操作手順書 (設備別) 「ガスタービン発電機によるパワーセンタ 2C 系及びモータコントロールセンタ 2C 系受電」	操作 電源	6-2C 母線電圧 4-2C 母線電圧	6-2C 母線電圧 4-2C 母線電圧	<p>監視計器一覧 (3/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応手段</th> <th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th>監視計器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.14.2.2 直流電源及び代替電源 (直流) による給電手順等</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(1) 蓄電池 (非常用) による直流電源からの給電</td> <td>判断基準</td> <td>電源 ・ 6-A, B, C1, C2, D 母線電圧</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>電源 ・ A, B-直流コントロールセンタ母線電圧</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) 従価蓄電池による代替電源 (直流) からの給電</td> <td>判断基準</td> <td>電源 ・ 6-A, B, C1, C2, D 母線電圧</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>電源 ・ A, B-直流コントロールセンタ母線電圧</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(3) 可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器による代替電源 (直流) からの給電</td> <td>判断基準</td> <td>電源 ・ 6-A, B, C1, C2, D 母線電圧</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>電源 ・ A, B-直流コントロールセンタ母線電圧</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1.14.2.3 代替所内電気設備による給電手順等</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(1) 代替所内電気設備による交流の給電 (代替非常用発電機)</td> <td>判断基準</td> <td>電源 ・ 6-A, B 母線電圧 ・ A, B-直流コントロールセンタ母線電圧</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>電源 ・ A, B, C, D-計装用交流分電盤電圧 ・ 代替非常用発電機電圧、電力、周波数</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) 代替所内電気設備による交流の給電 (可搬型代替電源車)</td> <td>判断基準</td> <td>電源 ・ 6-A, B 母線電圧 ・ A, B-直流コントロールセンタ母線電圧</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>電源 ・ A, B, C, D-計装用交流分電盤電圧</td> </tr> </tbody> </table>	対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器	1.14.2.2 直流電源及び代替電源 (直流) による給電手順等			(1) 蓄電池 (非常用) による直流電源からの給電	判断基準	電源 ・ 6-A, B, C1, C2, D 母線電圧	操作	電源 ・ A, B-直流コントロールセンタ母線電圧	(2) 従価蓄電池による代替電源 (直流) からの給電	判断基準	電源 ・ 6-A, B, C1, C2, D 母線電圧	操作	電源 ・ A, B-直流コントロールセンタ母線電圧	(3) 可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器による代替電源 (直流) からの給電	判断基準	電源 ・ 6-A, B, C1, C2, D 母線電圧	操作	電源 ・ A, B-直流コントロールセンタ母線電圧	1.14.2.3 代替所内電気設備による給電手順等			(1) 代替所内電気設備による交流の給電 (代替非常用発電機)	判断基準	電源 ・ 6-A, B 母線電圧 ・ A, B-直流コントロールセンタ母線電圧	操作	電源 ・ A, B, C, D-計装用交流分電盤電圧 ・ 代替非常用発電機電圧、電力、周波数	(2) 代替所内電気設備による交流の給電 (可搬型代替電源車)	判断基準	電源 ・ 6-A, B 母線電圧 ・ A, B-直流コントロールセンタ母線電圧	操作	電源 ・ A, B, C, D-計装用交流分電盤電圧	<p>監視計器一覧 (4/4)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応手段</th> <th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th>監視計器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.14.2.1 代替電源 (交流) による給電手順等</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(8) 号機間電力融通予備ケーブル (3号~4号) を使用した号機間融通による代替電源 (交流) からの給電</td> <td>判断基準</td> <td>電源 ・ 4-3 (4) A, B 母線電圧計 ・ 3-3 (4) A1, A2, B1, B2 母線電圧計</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>電源 ・ A, B 直流き電盤出力電圧計 ・ A, B, C, D 計装用電源電圧計 ・ A, B ディーゼル発電機電圧計 (他号炉)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1.14.2.2 代替電源 (直流) による給電手順等</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(1) 蓄電池 (安全防護系用) による代替電源 (直流) からの給電</td> <td>判断基準</td> <td>電源 ・ 4-3 (4) A, B, C1, C2, D1, D2 母線電圧計</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>電源 ・ A, B 直流き電盤出力電圧計</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) 可搬型整流器による代替電源 (直流) からの給電</td> <td>判断基準</td> <td>電源 ・ 4-3 (4) A, B, C1, C2, D1, D2 母線電圧計</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>電源 ・ A, B 直流き電盤出力電圧計</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1.14.2.3 代替所内電気設備による給電手順等</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(1) 代替所内電気設備による交流及び直流の給電 (空冷式非常用発電装置)</td> <td>判断基準</td> <td>電源 ・ 4-3 (4) A, B 母線電圧計 ・ A, B 直流き電盤出力電圧計</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>電源 ・ A, B, C, D 計装用電源電圧計 ・ A, B 直流き電盤出力電圧計 ・ 空冷式非常用発電装置電力計、周波数計</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) 代替所内電気設備による交流及び直流の給電 (電源車)</td> <td>判断基準</td> <td>電源 ・ 4-3 (4) A, B 母線電圧計 ・ A, B 直流き電盤出力電圧計</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>電源 ・ A, B, C, D 計装用電源電圧計 ・ A, B 直流き電盤出力電圧計</td> </tr> </tbody> </table>	対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器	1.14.2.1 代替電源 (交流) による給電手順等			(8) 号機間電力融通予備ケーブル (3号~4号) を使用した号機間融通による代替電源 (交流) からの給電	判断基準	電源 ・ 4-3 (4) A, B 母線電圧計 ・ 3-3 (4) A1, A2, B1, B2 母線電圧計	操作	電源 ・ A, B 直流き電盤出力電圧計 ・ A, B, C, D 計装用電源電圧計 ・ A, B ディーゼル発電機電圧計 (他号炉)	1.14.2.2 代替電源 (直流) による給電手順等			(1) 蓄電池 (安全防護系用) による代替電源 (直流) からの給電	判断基準	電源 ・ 4-3 (4) A, B, C1, C2, D1, D2 母線電圧計	操作	電源 ・ A, B 直流き電盤出力電圧計	(2) 可搬型整流器による代替電源 (直流) からの給電	判断基準	電源 ・ 4-3 (4) A, B, C1, C2, D1, D2 母線電圧計	操作	電源 ・ A, B 直流き電盤出力電圧計	1.14.2.3 代替所内電気設備による給電手順等			(1) 代替所内電気設備による交流及び直流の給電 (空冷式非常用発電装置)	判断基準	電源 ・ 4-3 (4) A, B 母線電圧計 ・ A, B 直流き電盤出力電圧計	操作	電源 ・ A, B, C, D 計装用電源電圧計 ・ A, B 直流き電盤出力電圧計 ・ 空冷式非常用発電装置電力計、周波数計	(2) 代替所内電気設備による交流及び直流の給電 (電源車)	判断基準	電源 ・ 4-3 (4) A, B 母線電圧計 ・ A, B 直流き電盤出力電圧計	操作	電源 ・ A, B, C, D 計装用電源電圧計 ・ A, B 直流き電盤出力電圧計	
手順書	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視パラメータ (計器)																																																																																															
非常時操作手順書 (微候ベース) 「電源回復」 重大事故等対応要領書 「号機間電力融通ケーブル (可搬型) による電力融通」	判断基準 電源の確保	27kV 母線電圧 6-2C 母線電圧 6-2D 母線電圧 GTG 発電機電圧 6-2F-1 母線電圧 6-2F-2 母線電圧																																																																																															
		D/G (3A) 電圧 (3号炉) D/G (3B) 電圧 (3号炉) D/G (3A) 電力 (3号炉) D/G (3B) 電力 (3号炉) D/G (3A) 周波数 (3号炉) D/G (3B) 周波数 (3号炉)																																																																																															
非常時操作手順書 (微候ベース) 「電源回復」 重大事故等対応要領書 「電源車によるメタック 2C 系及びメタック 2D 系受電」	操作 電源車運転監視 (3号炉)	6-2C 母線電圧 6-2D 母線電圧 6-2D 母線電圧																																																																																															
		D/G (3A) 電圧 (3号炉) D/G (3B) 電圧 (3号炉) D/G (3A) 電力 (3号炉) D/G (3B) 電力 (3号炉) D/G (3A) 周波数 (3号炉) D/G (3B) 周波数 (3号炉)																																																																																															
非常時操作手順書 (微候ベース) 「電源回復」 重大事故等対応要領書 「電源車によるメタック 2C 系及びメタック 2D 系受電」	判断基準 電源の確保	27kV 母線電圧 6-2E 母線電圧 6-2C 母線電圧 6-2D 母線電圧 GTG 発電機電圧 6-2F-1 母線電圧 6-2F-2 母線電圧																																																																																															
		電源車電圧 電源車周波数																																																																																															
非常時操作手順書 (微候ベース) 「電源回復」 非常時操作手順書 (設備別) 「ガスタービン発電機によるパワーセンタ 2C 系及びモータコントロールセンタ 2C 系受電」	判断基準 電源の確保	6-2C 母線電圧 6-2D 母線電圧 6-2F-1 母線電圧 6-2F-2 母線電圧																																																																																															
		GTG 発電機電圧 GTG 発電機周波数 GTG 発電機電力																																																																																															
非常時操作手順書 (微候ベース) 「電源回復」 非常時操作手順書 (設備別) 「ガスタービン発電機によるパワーセンタ 2C 系及びモータコントロールセンタ 2C 系受電」	操作 電源	6-2C 母線電圧 4-2C 母線電圧																																																																																															
		6-2C 母線電圧 4-2C 母線電圧																																																																																															
対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器																																																																																															
1.14.2.2 直流電源及び代替電源 (直流) による給電手順等																																																																																																	
(1) 蓄電池 (非常用) による直流電源からの給電	判断基準	電源 ・ 6-A, B, C1, C2, D 母線電圧																																																																																															
	操作	電源 ・ A, B-直流コントロールセンタ母線電圧																																																																																															
(2) 従価蓄電池による代替電源 (直流) からの給電	判断基準	電源 ・ 6-A, B, C1, C2, D 母線電圧																																																																																															
	操作	電源 ・ A, B-直流コントロールセンタ母線電圧																																																																																															
(3) 可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器による代替電源 (直流) からの給電	判断基準	電源 ・ 6-A, B, C1, C2, D 母線電圧																																																																																															
	操作	電源 ・ A, B-直流コントロールセンタ母線電圧																																																																																															
1.14.2.3 代替所内電気設備による給電手順等																																																																																																	
(1) 代替所内電気設備による交流の給電 (代替非常用発電機)	判断基準	電源 ・ 6-A, B 母線電圧 ・ A, B-直流コントロールセンタ母線電圧																																																																																															
	操作	電源 ・ A, B, C, D-計装用交流分電盤電圧 ・ 代替非常用発電機電圧、電力、周波数																																																																																															
(2) 代替所内電気設備による交流の給電 (可搬型代替電源車)	判断基準	電源 ・ 6-A, B 母線電圧 ・ A, B-直流コントロールセンタ母線電圧																																																																																															
	操作	電源 ・ A, B, C, D-計装用交流分電盤電圧																																																																																															
対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器																																																																																															
1.14.2.1 代替電源 (交流) による給電手順等																																																																																																	
(8) 号機間電力融通予備ケーブル (3号~4号) を使用した号機間融通による代替電源 (交流) からの給電	判断基準	電源 ・ 4-3 (4) A, B 母線電圧計 ・ 3-3 (4) A1, A2, B1, B2 母線電圧計																																																																																															
	操作	電源 ・ A, B 直流き電盤出力電圧計 ・ A, B, C, D 計装用電源電圧計 ・ A, B ディーゼル発電機電圧計 (他号炉)																																																																																															
1.14.2.2 代替電源 (直流) による給電手順等																																																																																																	
(1) 蓄電池 (安全防護系用) による代替電源 (直流) からの給電	判断基準	電源 ・ 4-3 (4) A, B, C1, C2, D1, D2 母線電圧計																																																																																															
	操作	電源 ・ A, B 直流き電盤出力電圧計																																																																																															
(2) 可搬型整流器による代替電源 (直流) からの給電	判断基準	電源 ・ 4-3 (4) A, B, C1, C2, D1, D2 母線電圧計																																																																																															
	操作	電源 ・ A, B 直流き電盤出力電圧計																																																																																															
1.14.2.3 代替所内電気設備による給電手順等																																																																																																	
(1) 代替所内電気設備による交流及び直流の給電 (空冷式非常用発電装置)	判断基準	電源 ・ 4-3 (4) A, B 母線電圧計 ・ A, B 直流き電盤出力電圧計																																																																																															
	操作	電源 ・ A, B, C, D 計装用電源電圧計 ・ A, B 直流き電盤出力電圧計 ・ 空冷式非常用発電装置電力計、周波数計																																																																																															
(2) 代替所内電気設備による交流及び直流の給電 (電源車)	判断基準	電源 ・ 4-3 (4) A, B 母線電圧計 ・ A, B 直流き電盤出力電圧計																																																																																															
	操作	電源 ・ A, B, C, D 計装用電源電圧計 ・ A, B 直流き電盤出力電圧計																																																																																															

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由																																																																		
<p>監視計器一覧 (6/8)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手順書</th> <th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th>監視パラメータ (計器)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.14.2.3 代替所内電気設備による対応手順 (1) 代替所内電気設備による給電 a. ガスタービン発電機、号炉間電力融通ケーブル又は電源車によるパワーセンタ 2G 系及びモータコントロールセンタ 2G 系給電</td> </tr> <tr> <td>非常時操作手順書 (微候ベース) 「電源回復」 重大事故等対応要領書 「電源車によるパワーセンタ 2G 系及びモータコントロールセンタ 2G 系受電」</td> <td>判断基準 電源の確保 電源車運転監視 電源</td> <td>6-2C 母線電圧 6-2D 母線電圧 GTG 発電機電圧 6-2F-1 母線電圧 6-2F-2 母線電圧 電源車電圧 電源車周波数 6-2G 母線電圧 4-2G 母線電圧</td> </tr> <tr> <td>非常時操作手順書 (微候ベース) 「電源回復」 非常時操作手順書 (設備別) 「号炉間電力融通ケーブル (常設) による電力融通」</td> <td>判断基準 電源の確保 電源 操作 D/C 運転監視 (3号炉)</td> <td>6-2C 母線電圧 6-2D 母線電圧 GTG 発電機電圧 6-2F-1 母線電圧 6-2F-2 母線電圧 D/G (3A) 電圧 (3号炉) D/G (3B) 電圧 (3号炉) D/G (3A) 電力 (3号炉) D/G (3B) 電力 (3号炉) D/G (3A) 周波数 (3号炉) D/G (3B) 周波数 (3号炉) 6-2G 母線電圧 4-2G 母線電圧 D/G (3A) 電圧 (3号炉) D/G (3B) 電圧 (3号炉) D/G (3A) 電力 (3号炉) D/G (3B) 電力 (3号炉) D/G (3A) 周波数 (3号炉) D/G (3B) 周波数 (3号炉)</td> </tr> <tr> <td>非常時操作手順書 (微候ベース) 「電源回復」 重大事故等対応要領書 「号炉間電力融通ケーブル (可搬型) による電力融通」</td> <td>判断基準 電源の確保 電源 操作 D/C 運転監視 (3号炉)</td> <td>6-2C 母線電圧 6-2D 母線電圧 GTG 発電機電圧 6-2F-1 母線電圧 6-2F-2 母線電圧 D/G (3A) 電圧 (3号炉) D/G (3B) 電圧 (3号炉) D/G (3A) 電力 (3号炉) D/G (3B) 電力 (3号炉) D/G (3A) 周波数 (3号炉) D/G (3B) 周波数 (3号炉) 6-2G 母線電圧 4-2G 母線電圧 D/G (3A) 電圧 (3号炉) D/G (3B) 電圧 (3号炉) D/G (3A) 電力 (3号炉) D/G (3B) 電力 (3号炉) D/G (3A) 周波数 (3号炉) D/G (3B) 周波数 (3号炉)</td> </tr> </tbody> </table>	手順書	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視パラメータ (計器)	1.14.2.3 代替所内電気設備による対応手順 (1) 代替所内電気設備による給電 a. ガスタービン発電機、号炉間電力融通ケーブル又は電源車によるパワーセンタ 2G 系及びモータコントロールセンタ 2G 系給電			非常時操作手順書 (微候ベース) 「電源回復」 重大事故等対応要領書 「電源車によるパワーセンタ 2G 系及びモータコントロールセンタ 2G 系受電」	判断基準 電源の確保 電源車運転監視 電源	6-2C 母線電圧 6-2D 母線電圧 GTG 発電機電圧 6-2F-1 母線電圧 6-2F-2 母線電圧 電源車電圧 電源車周波数 6-2G 母線電圧 4-2G 母線電圧	非常時操作手順書 (微候ベース) 「電源回復」 非常時操作手順書 (設備別) 「号炉間電力融通ケーブル (常設) による電力融通」	判断基準 電源の確保 電源 操作 D/C 運転監視 (3号炉)	6-2C 母線電圧 6-2D 母線電圧 GTG 発電機電圧 6-2F-1 母線電圧 6-2F-2 母線電圧 D/G (3A) 電圧 (3号炉) D/G (3B) 電圧 (3号炉) D/G (3A) 電力 (3号炉) D/G (3B) 電力 (3号炉) D/G (3A) 周波数 (3号炉) D/G (3B) 周波数 (3号炉) 6-2G 母線電圧 4-2G 母線電圧 D/G (3A) 電圧 (3号炉) D/G (3B) 電圧 (3号炉) D/G (3A) 電力 (3号炉) D/G (3B) 電力 (3号炉) D/G (3A) 周波数 (3号炉) D/G (3B) 周波数 (3号炉)	非常時操作手順書 (微候ベース) 「電源回復」 重大事故等対応要領書 「号炉間電力融通ケーブル (可搬型) による電力融通」	判断基準 電源の確保 電源 操作 D/C 運転監視 (3号炉)	6-2C 母線電圧 6-2D 母線電圧 GTG 発電機電圧 6-2F-1 母線電圧 6-2F-2 母線電圧 D/G (3A) 電圧 (3号炉) D/G (3B) 電圧 (3号炉) D/G (3A) 電力 (3号炉) D/G (3B) 電力 (3号炉) D/G (3A) 周波数 (3号炉) D/G (3B) 周波数 (3号炉) 6-2G 母線電圧 4-2G 母線電圧 D/G (3A) 電圧 (3号炉) D/G (3B) 電圧 (3号炉) D/G (3A) 電力 (3号炉) D/G (3B) 電力 (3号炉) D/G (3A) 周波数 (3号炉) D/G (3B) 周波数 (3号炉)	<p>監視計器一覧 (3/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応手段</th> <th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th>監視計器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.14.2.2 直流電源及び代替電源 (直流) による給電手順等</td> </tr> <tr> <td>(1) 蓄電池 (非常用) による直流電源からの給電</td> <td>判断基準 電源 操作</td> <td>電源 ・ 6-A, B, C1, C2, D 母線電圧 ・ A, B-直流コントロールセンタ母線電圧</td> </tr> <tr> <td>(2) 後備蓄電池による代替電源 (直流) からの給電</td> <td>判断基準 電源 操作</td> <td>電源 ・ 6-A, B, C1, C2, D 母線電圧 ・ A, B-直流コントロールセンタ母線電圧</td> </tr> <tr> <td>(3) 可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器による代替電源 (直流) からの給電</td> <td>判断基準 電源 操作</td> <td>電源 ・ 6-A, B, C1, C2, D 母線電圧 ・ A, B-直流コントロールセンタ母線電圧</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1.14.2.3 代替所内電気設備による給電手順等</td> </tr> <tr> <td>(1) 代替所内電気設備による交流の給電 (代替非常用発電機)</td> <td>判断基準 電源 操作</td> <td>電源 ・ 6-A, B 母線電圧 ・ A, B-直流コントロールセンタ母線電圧 ・ A, B, C, D-計装用交流分電盤電圧 ・ 代替非常用発電機電圧、電力、周波数</td> </tr> <tr> <td>(2) 代替所内電気設備による交流の給電 (可搬型代替電源車)</td> <td>判断基準 電源 操作</td> <td>電源 ・ 6-A, B 母線電圧 ・ A, B-直流コントロールセンタ母線電圧 ・ A, B, C, D-計装用交流分電盤電圧</td> </tr> </tbody> </table>	対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器	1.14.2.2 直流電源及び代替電源 (直流) による給電手順等			(1) 蓄電池 (非常用) による直流電源からの給電	判断基準 電源 操作	電源 ・ 6-A, B, C1, C2, D 母線電圧 ・ A, B-直流コントロールセンタ母線電圧	(2) 後備蓄電池による代替電源 (直流) からの給電	判断基準 電源 操作	電源 ・ 6-A, B, C1, C2, D 母線電圧 ・ A, B-直流コントロールセンタ母線電圧	(3) 可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器による代替電源 (直流) からの給電	判断基準 電源 操作	電源 ・ 6-A, B, C1, C2, D 母線電圧 ・ A, B-直流コントロールセンタ母線電圧	1.14.2.3 代替所内電気設備による給電手順等			(1) 代替所内電気設備による交流の給電 (代替非常用発電機)	判断基準 電源 操作	電源 ・ 6-A, B 母線電圧 ・ A, B-直流コントロールセンタ母線電圧 ・ A, B, C, D-計装用交流分電盤電圧 ・ 代替非常用発電機電圧、電力、周波数	(2) 代替所内電気設備による交流の給電 (可搬型代替電源車)	判断基準 電源 操作	電源 ・ 6-A, B 母線電圧 ・ A, B-直流コントロールセンタ母線電圧 ・ A, B, C, D-計装用交流分電盤電圧	<p>監視計器一覧 (4/4)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応手段</th> <th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th>監視計器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.14.2.1 代替電源 (交流) による給電手順等</td> </tr> <tr> <td>(8) 号炉間電力融通ケーブル (3号~4号) を使用した号炉間融通による代替電源 (交流) からの給電</td> <td>操作 電源</td> <td>電源 ・ 4-3 (4) A, B 母線電圧計 ・ 3-3 (4) A1, A2, B1, B2 母線電圧計 ・ A, B 直流き電盤出力電圧計 ・ A, B, C, D 計装用電源電圧計 ・ A, B ディーゼル発電機電圧計 (他号炉)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1.14.2.2 代替電源 (直流) による給電手順等</td> </tr> <tr> <td>(1) 蓄電池 (安全防護系用) による代替電源 (直流) からの給電</td> <td>判断基準 電源 操作</td> <td>電源 ・ 4-3 (4) A, B, C1, C2, D1, D2 母線電圧計 ・ A, B 直流き電盤出力電圧計</td> </tr> <tr> <td>(2) 可搬式整流器による代替電源 (直流) からの給電</td> <td>判断基準 電源 操作</td> <td>電源 ・ 4-3 (4) A, B, C1, C2, D1, D2 母線電圧計 ・ A, B 直流き電盤出力電圧計</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1.14.2.3 代替所内電気設備による給電手順等</td> </tr> <tr> <td>(1) 代替所内電気設備による交流及び直流の給電 (空冷式非常用発電装置)</td> <td>判断基準 電源 操作</td> <td>電源 ・ 4-3 (4) A, B 母線電圧計 ・ A, B 直流き電盤出力電圧計 ・ A, B, C, D 計装用電源電圧計 ・ A, B 直流き電盤出力電圧計 ・ 空冷式非常用発電装置電力計、周波数計</td> </tr> <tr> <td>(2) 代替所内電気設備による交流及び直流の給電 (電源車)</td> <td>判断基準 電源 操作</td> <td>電源 ・ 4-3 (4) A, B 母線電圧計 ・ A, B 直流き電盤出力電圧計 ・ A, B, C, D 計装用電源電圧計 ・ A, B 直流き電盤出力電圧計</td> </tr> </tbody> </table>	対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器	1.14.2.1 代替電源 (交流) による給電手順等			(8) 号炉間電力融通ケーブル (3号~4号) を使用した号炉間融通による代替電源 (交流) からの給電	操作 電源	電源 ・ 4-3 (4) A, B 母線電圧計 ・ 3-3 (4) A1, A2, B1, B2 母線電圧計 ・ A, B 直流き電盤出力電圧計 ・ A, B, C, D 計装用電源電圧計 ・ A, B ディーゼル発電機電圧計 (他号炉)	1.14.2.2 代替電源 (直流) による給電手順等			(1) 蓄電池 (安全防護系用) による代替電源 (直流) からの給電	判断基準 電源 操作	電源 ・ 4-3 (4) A, B, C1, C2, D1, D2 母線電圧計 ・ A, B 直流き電盤出力電圧計	(2) 可搬式整流器による代替電源 (直流) からの給電	判断基準 電源 操作	電源 ・ 4-3 (4) A, B, C1, C2, D1, D2 母線電圧計 ・ A, B 直流き電盤出力電圧計	1.14.2.3 代替所内電気設備による給電手順等			(1) 代替所内電気設備による交流及び直流の給電 (空冷式非常用発電装置)	判断基準 電源 操作	電源 ・ 4-3 (4) A, B 母線電圧計 ・ A, B 直流き電盤出力電圧計 ・ A, B, C, D 計装用電源電圧計 ・ A, B 直流き電盤出力電圧計 ・ 空冷式非常用発電装置電力計、周波数計	(2) 代替所内電気設備による交流及び直流の給電 (電源車)	判断基準 電源 操作	電源 ・ 4-3 (4) A, B 母線電圧計 ・ A, B 直流き電盤出力電圧計 ・ A, B, C, D 計装用電源電圧計 ・ A, B 直流き電盤出力電圧計	
手順書	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視パラメータ (計器)																																																																			
1.14.2.3 代替所内電気設備による対応手順 (1) 代替所内電気設備による給電 a. ガスタービン発電機、号炉間電力融通ケーブル又は電源車によるパワーセンタ 2G 系及びモータコントロールセンタ 2G 系給電																																																																					
非常時操作手順書 (微候ベース) 「電源回復」 重大事故等対応要領書 「電源車によるパワーセンタ 2G 系及びモータコントロールセンタ 2G 系受電」	判断基準 電源の確保 電源車運転監視 電源	6-2C 母線電圧 6-2D 母線電圧 GTG 発電機電圧 6-2F-1 母線電圧 6-2F-2 母線電圧 電源車電圧 電源車周波数 6-2G 母線電圧 4-2G 母線電圧																																																																			
非常時操作手順書 (微候ベース) 「電源回復」 非常時操作手順書 (設備別) 「号炉間電力融通ケーブル (常設) による電力融通」	判断基準 電源の確保 電源 操作 D/C 運転監視 (3号炉)	6-2C 母線電圧 6-2D 母線電圧 GTG 発電機電圧 6-2F-1 母線電圧 6-2F-2 母線電圧 D/G (3A) 電圧 (3号炉) D/G (3B) 電圧 (3号炉) D/G (3A) 電力 (3号炉) D/G (3B) 電力 (3号炉) D/G (3A) 周波数 (3号炉) D/G (3B) 周波数 (3号炉) 6-2G 母線電圧 4-2G 母線電圧 D/G (3A) 電圧 (3号炉) D/G (3B) 電圧 (3号炉) D/G (3A) 電力 (3号炉) D/G (3B) 電力 (3号炉) D/G (3A) 周波数 (3号炉) D/G (3B) 周波数 (3号炉)																																																																			
非常時操作手順書 (微候ベース) 「電源回復」 重大事故等対応要領書 「号炉間電力融通ケーブル (可搬型) による電力融通」	判断基準 電源の確保 電源 操作 D/C 運転監視 (3号炉)	6-2C 母線電圧 6-2D 母線電圧 GTG 発電機電圧 6-2F-1 母線電圧 6-2F-2 母線電圧 D/G (3A) 電圧 (3号炉) D/G (3B) 電圧 (3号炉) D/G (3A) 電力 (3号炉) D/G (3B) 電力 (3号炉) D/G (3A) 周波数 (3号炉) D/G (3B) 周波数 (3号炉) 6-2G 母線電圧 4-2G 母線電圧 D/G (3A) 電圧 (3号炉) D/G (3B) 電圧 (3号炉) D/G (3A) 電力 (3号炉) D/G (3B) 電力 (3号炉) D/G (3A) 周波数 (3号炉) D/G (3B) 周波数 (3号炉)																																																																			
対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器																																																																			
1.14.2.2 直流電源及び代替電源 (直流) による給電手順等																																																																					
(1) 蓄電池 (非常用) による直流電源からの給電	判断基準 電源 操作	電源 ・ 6-A, B, C1, C2, D 母線電圧 ・ A, B-直流コントロールセンタ母線電圧																																																																			
(2) 後備蓄電池による代替電源 (直流) からの給電	判断基準 電源 操作	電源 ・ 6-A, B, C1, C2, D 母線電圧 ・ A, B-直流コントロールセンタ母線電圧																																																																			
(3) 可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器による代替電源 (直流) からの給電	判断基準 電源 操作	電源 ・ 6-A, B, C1, C2, D 母線電圧 ・ A, B-直流コントロールセンタ母線電圧																																																																			
1.14.2.3 代替所内電気設備による給電手順等																																																																					
(1) 代替所内電気設備による交流の給電 (代替非常用発電機)	判断基準 電源 操作	電源 ・ 6-A, B 母線電圧 ・ A, B-直流コントロールセンタ母線電圧 ・ A, B, C, D-計装用交流分電盤電圧 ・ 代替非常用発電機電圧、電力、周波数																																																																			
(2) 代替所内電気設備による交流の給電 (可搬型代替電源車)	判断基準 電源 操作	電源 ・ 6-A, B 母線電圧 ・ A, B-直流コントロールセンタ母線電圧 ・ A, B, C, D-計装用交流分電盤電圧																																																																			
対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器																																																																			
1.14.2.1 代替電源 (交流) による給電手順等																																																																					
(8) 号炉間電力融通ケーブル (3号~4号) を使用した号炉間融通による代替電源 (交流) からの給電	操作 電源	電源 ・ 4-3 (4) A, B 母線電圧計 ・ 3-3 (4) A1, A2, B1, B2 母線電圧計 ・ A, B 直流き電盤出力電圧計 ・ A, B, C, D 計装用電源電圧計 ・ A, B ディーゼル発電機電圧計 (他号炉)																																																																			
1.14.2.2 代替電源 (直流) による給電手順等																																																																					
(1) 蓄電池 (安全防護系用) による代替電源 (直流) からの給電	判断基準 電源 操作	電源 ・ 4-3 (4) A, B, C1, C2, D1, D2 母線電圧計 ・ A, B 直流き電盤出力電圧計																																																																			
(2) 可搬式整流器による代替電源 (直流) からの給電	判断基準 電源 操作	電源 ・ 4-3 (4) A, B, C1, C2, D1, D2 母線電圧計 ・ A, B 直流き電盤出力電圧計																																																																			
1.14.2.3 代替所内電気設備による給電手順等																																																																					
(1) 代替所内電気設備による交流及び直流の給電 (空冷式非常用発電装置)	判断基準 電源 操作	電源 ・ 4-3 (4) A, B 母線電圧計 ・ A, B 直流き電盤出力電圧計 ・ A, B, C, D 計装用電源電圧計 ・ A, B 直流き電盤出力電圧計 ・ 空冷式非常用発電装置電力計、周波数計																																																																			
(2) 代替所内電気設備による交流及び直流の給電 (電源車)	判断基準 電源 操作	電源 ・ 4-3 (4) A, B 母線電圧計 ・ A, B 直流き電盤出力電圧計 ・ A, B, C, D 計装用電源電圧計 ・ A, B 直流き電盤出力電圧計																																																																			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由																					
<p>監視計器一覧 (7/8)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="92 659 430 709">手順書</th> <th data-bbox="430 659 611 709">重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th data-bbox="611 659 952 709">監視パラメータ (計器)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" data-bbox="92 709 952 751">1.14.2.4 燃料の補給手順 (1)軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクからタンクローリへの補給</td> </tr> <tr> <td data-bbox="92 751 430 1199">重大事故等対応要領書 「軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクからタンクローリへの補給」</td> <td data-bbox="430 751 611 978">判断基準 箱機監視機能</td> <td data-bbox="611 751 952 978">軽油タンク (A) 油面 軽油タンク (B) 油面 軽油タンク (C) 油面 軽油タンク (D) 油面 軽油タンク (E) 油面 軽油タンク (F) 油面 軽油タンク (G) 油面 ガスタービン発電設備軽油タンク (A) 油面 ガスタービン発電設備軽油タンク (B) 油面 ガスタービン発電設備軽油タンク (C) 油面 タンクローリ油タンクレベル</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="430 978 611 1199">操作 箱機監視機能</td> <td data-bbox="611 978 952 1199">軽油タンク (A) 油面 軽油タンク (B) 油面 軽油タンク (C) 油面 軽油タンク (D) 油面 軽油タンク (E) 油面 軽油タンク (F) 油面 軽油タンク (G) 油面 ガスタービン発電設備軽油タンク (A) 油面 ガスタービン発電設備軽油タンク (B) 油面 ガスタービン発電設備軽油タンク (C) 油面 タンクローリ油タンクレベル</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="92 1199 952 1241">1.14.2.4 燃料の補給手順 (2)タンクローリから各機器への補給</td> </tr> <tr> <td data-bbox="92 1241 430 1352">重大事故等対応要領書 「タンクローリから各機器への補給」</td> <td data-bbox="430 1241 611 1352">判断基準 箱機監視機能</td> <td data-bbox="611 1241 952 1352">タンクローリ油タンクレベル 各機器油タンクレベル</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="430 1352 611 1451">操作 箱機監視機能</td> <td data-bbox="611 1352 952 1451">タンクローリ油タンクレベル 各機器油タンクレベル</td> </tr> </tbody> </table>	手順書	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視パラメータ (計器)	1.14.2.4 燃料の補給手順 (1)軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクからタンクローリへの補給			重大事故等対応要領書 「軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクからタンクローリへの補給」	判断基準 箱機監視機能	軽油タンク (A) 油面 軽油タンク (B) 油面 軽油タンク (C) 油面 軽油タンク (D) 油面 軽油タンク (E) 油面 軽油タンク (F) 油面 軽油タンク (G) 油面 ガスタービン発電設備軽油タンク (A) 油面 ガスタービン発電設備軽油タンク (B) 油面 ガスタービン発電設備軽油タンク (C) 油面 タンクローリ油タンクレベル		操作 箱機監視機能	軽油タンク (A) 油面 軽油タンク (B) 油面 軽油タンク (C) 油面 軽油タンク (D) 油面 軽油タンク (E) 油面 軽油タンク (F) 油面 軽油タンク (G) 油面 ガスタービン発電設備軽油タンク (A) 油面 ガスタービン発電設備軽油タンク (B) 油面 ガスタービン発電設備軽油タンク (C) 油面 タンクローリ油タンクレベル	1.14.2.4 燃料の補給手順 (2)タンクローリから各機器への補給			重大事故等対応要領書 「タンクローリから各機器への補給」	判断基準 箱機監視機能	タンクローリ油タンクレベル 各機器油タンクレベル		操作 箱機監視機能	タンクローリ油タンクレベル 各機器油タンクレベル	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; display: inline-block;">比較対象なし</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; display: inline-block;">比較対象なし</div>	
手順書	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視パラメータ (計器)																						
1.14.2.4 燃料の補給手順 (1)軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクからタンクローリへの補給																								
重大事故等対応要領書 「軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクからタンクローリへの補給」	判断基準 箱機監視機能	軽油タンク (A) 油面 軽油タンク (B) 油面 軽油タンク (C) 油面 軽油タンク (D) 油面 軽油タンク (E) 油面 軽油タンク (F) 油面 軽油タンク (G) 油面 ガスタービン発電設備軽油タンク (A) 油面 ガスタービン発電設備軽油タンク (B) 油面 ガスタービン発電設備軽油タンク (C) 油面 タンクローリ油タンクレベル																						
	操作 箱機監視機能	軽油タンク (A) 油面 軽油タンク (B) 油面 軽油タンク (C) 油面 軽油タンク (D) 油面 軽油タンク (E) 油面 軽油タンク (F) 油面 軽油タンク (G) 油面 ガスタービン発電設備軽油タンク (A) 油面 ガスタービン発電設備軽油タンク (B) 油面 ガスタービン発電設備軽油タンク (C) 油面 タンクローリ油タンクレベル																						
1.14.2.4 燃料の補給手順 (2)タンクローリから各機器への補給																								
重大事故等対応要領書 「タンクローリから各機器への補給」	判断基準 箱機監視機能	タンクローリ油タンクレベル 各機器油タンクレベル																						
	操作 箱機監視機能	タンクローリ油タンクレベル 各機器油タンクレベル																						

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由																											
<p>監視計器一覧 (8/8)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="130 470 436 520">手順書</th> <th data-bbox="436 470 655 520">重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th data-bbox="655 470 917 520">監視パラメータ (計器)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" data-bbox="130 520 917 562">L.14.2.5 重大事故等対処設備 (設計基準仕様) の対応手順 (1) 非常用交流電源設備による給電</td> </tr> <tr> <td data-bbox="130 562 436 661">非常時操作手順書 (教範ベース) 「交流/直流電源供給回復」</td> <td data-bbox="436 562 655 661">判断基準 電源の確保</td> <td data-bbox="655 562 917 661">275kV 母線電圧 6-2E 母線電圧 6-2C 母線電圧 6-2D 母線電圧 6-2B 母線電圧</td> </tr> <tr> <td data-bbox="130 661 436 760">重大事故等対応要領書 「交流/直流電源供給回復」</td> <td data-bbox="436 661 655 760">操作 電源</td> <td data-bbox="655 661 917 760">6-2C 母線電圧 6-2D 母線電圧 6-2B 母線電圧</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="436 760 655 934">操作 D/G 運転監視</td> <td data-bbox="655 760 917 934">D/G (2A) 電圧 D/G (2B) 電圧 D/G (2B) 電圧 D/G (2A) 電力 D/G (2B) 電力 D/G (2B) 電力 D/G (2A) 周波数 D/G (2B) 周波数 D/G (2B) 周波数</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="436 934 655 1348">操作 補機監視機能</td> <td data-bbox="655 934 917 1348">軽油タンク (A) 油面 軽油タンク (B) 油面 軽油タンク (C) 油面 軽油タンク (D) 油面 軽油タンク (E) 油面 軽油タンク (F) 油面 軽油タンク (G) 油面 原子炉補機冷却水系 A 系 系統流量 原子炉補機冷却水系 B 系 系統流量 原子炉補機冷却水系 A 系 冷却水供給 圧力 原子炉補機冷却水系 B 系 冷却水供給 圧力 原子炉補機冷却水系 A 系 冷却水供給 温度 原子炉補機冷却水系 B 系 冷却水供給 温度 高圧炉心スプレー補機冷却水系冷却 水供給圧力 高圧炉心スプレー補機冷却水系冷却 水供給温度</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="130 1348 917 1390">L.14.2.5 重大事故等対処設備 (設計基準仕様) の対応手順 (2) 非常用直流電源設備による給電</td> </tr> <tr> <td data-bbox="130 1390 436 1491">非常時操作手順書 (教範ベース) 「交流/直流電源供給回復」</td> <td data-bbox="436 1390 655 1491">判断基準 電源の確保</td> <td data-bbox="655 1390 917 1491">275kV 母線電圧 6-2E 母線電圧 6-2C 母線電圧 6-2D 母線電圧 6-2B 母線電圧</td> </tr> <tr> <td data-bbox="130 1491 436 1640">重大事故等対応要領書 「交流/直流電源供給回復」</td> <td data-bbox="436 1491 655 1640">操作 電源</td> <td data-bbox="655 1491 917 1640">125V 直流主母線 2A 電圧 125V 直流主母線 2B 電圧 125V 直流主母線 2A-1 電圧 125V 直流主母線 2B-1 電圧 III/VS 125V 直流主母線電圧</td> </tr> </tbody> </table>	手順書	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視パラメータ (計器)	L.14.2.5 重大事故等対処設備 (設計基準仕様) の対応手順 (1) 非常用交流電源設備による給電			非常時操作手順書 (教範ベース) 「交流/直流電源供給回復」	判断基準 電源の確保	275kV 母線電圧 6-2E 母線電圧 6-2C 母線電圧 6-2D 母線電圧 6-2B 母線電圧	重大事故等対応要領書 「交流/直流電源供給回復」	操作 電源	6-2C 母線電圧 6-2D 母線電圧 6-2B 母線電圧		操作 D/G 運転監視	D/G (2A) 電圧 D/G (2B) 電圧 D/G (2B) 電圧 D/G (2A) 電力 D/G (2B) 電力 D/G (2B) 電力 D/G (2A) 周波数 D/G (2B) 周波数 D/G (2B) 周波数		操作 補機監視機能	軽油タンク (A) 油面 軽油タンク (B) 油面 軽油タンク (C) 油面 軽油タンク (D) 油面 軽油タンク (E) 油面 軽油タンク (F) 油面 軽油タンク (G) 油面 原子炉補機冷却水系 A 系 系統流量 原子炉補機冷却水系 B 系 系統流量 原子炉補機冷却水系 A 系 冷却水供給 圧力 原子炉補機冷却水系 B 系 冷却水供給 圧力 原子炉補機冷却水系 A 系 冷却水供給 温度 原子炉補機冷却水系 B 系 冷却水供給 温度 高圧炉心スプレー補機冷却水系冷却 水供給圧力 高圧炉心スプレー補機冷却水系冷却 水供給温度	L.14.2.5 重大事故等対処設備 (設計基準仕様) の対応手順 (2) 非常用直流電源設備による給電			非常時操作手順書 (教範ベース) 「交流/直流電源供給回復」	判断基準 電源の確保	275kV 母線電圧 6-2E 母線電圧 6-2C 母線電圧 6-2D 母線電圧 6-2B 母線電圧	重大事故等対応要領書 「交流/直流電源供給回復」	操作 電源	125V 直流主母線 2A 電圧 125V 直流主母線 2B 電圧 125V 直流主母線 2A-1 電圧 125V 直流主母線 2B-1 電圧 III/VS 125V 直流主母線電圧	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;">比較対象なし</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;">比較対象なし</div>	
手順書	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視パラメータ (計器)																												
L.14.2.5 重大事故等対処設備 (設計基準仕様) の対応手順 (1) 非常用交流電源設備による給電																														
非常時操作手順書 (教範ベース) 「交流/直流電源供給回復」	判断基準 電源の確保	275kV 母線電圧 6-2E 母線電圧 6-2C 母線電圧 6-2D 母線電圧 6-2B 母線電圧																												
重大事故等対応要領書 「交流/直流電源供給回復」	操作 電源	6-2C 母線電圧 6-2D 母線電圧 6-2B 母線電圧																												
	操作 D/G 運転監視	D/G (2A) 電圧 D/G (2B) 電圧 D/G (2B) 電圧 D/G (2A) 電力 D/G (2B) 電力 D/G (2B) 電力 D/G (2A) 周波数 D/G (2B) 周波数 D/G (2B) 周波数																												
	操作 補機監視機能	軽油タンク (A) 油面 軽油タンク (B) 油面 軽油タンク (C) 油面 軽油タンク (D) 油面 軽油タンク (E) 油面 軽油タンク (F) 油面 軽油タンク (G) 油面 原子炉補機冷却水系 A 系 系統流量 原子炉補機冷却水系 B 系 系統流量 原子炉補機冷却水系 A 系 冷却水供給 圧力 原子炉補機冷却水系 B 系 冷却水供給 圧力 原子炉補機冷却水系 A 系 冷却水供給 温度 原子炉補機冷却水系 B 系 冷却水供給 温度 高圧炉心スプレー補機冷却水系冷却 水供給圧力 高圧炉心スプレー補機冷却水系冷却 水供給温度																												
L.14.2.5 重大事故等対処設備 (設計基準仕様) の対応手順 (2) 非常用直流電源設備による給電																														
非常時操作手順書 (教範ベース) 「交流/直流電源供給回復」	判断基準 電源の確保	275kV 母線電圧 6-2E 母線電圧 6-2C 母線電圧 6-2D 母線電圧 6-2B 母線電圧																												
重大事故等対応要領書 「交流/直流電源供給回復」	操作 電源	125V 直流主母線 2A 電圧 125V 直流主母線 2B 電圧 125V 直流主母線 2A-1 電圧 125V 直流主母線 2B-1 電圧 III/VS 125V 直流主母線電圧																												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大阪発電所3/4号炉	差異理由
<p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>第1.14-1図 機能喪失原因対策分析 (1/2)</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>第1.14-1図 機能喪失原因対策分析 (1/2)</p>	<p>大阪発電所3/4号炉</p> <p>第1.14-1図 機能喪失原因対策分析 (全交流動力電源喪失)</p>	<p>差異理由</p>

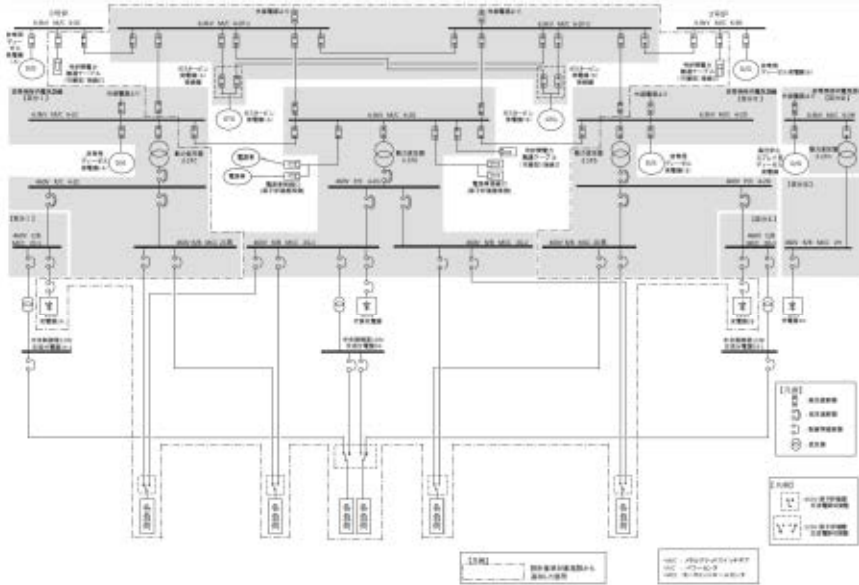
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>第1.14-1 図 機能喪失原因対策分析 (2/2)</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>第1.14.2 図 機能喪失原因対策分析 (全直流電源喪失)</p>	<p>大飯発電所3/4号炉</p> <p>第1.14.2 図 機能喪失原因対策分析 (全直流電源喪失)</p>	<p>差異理由</p>

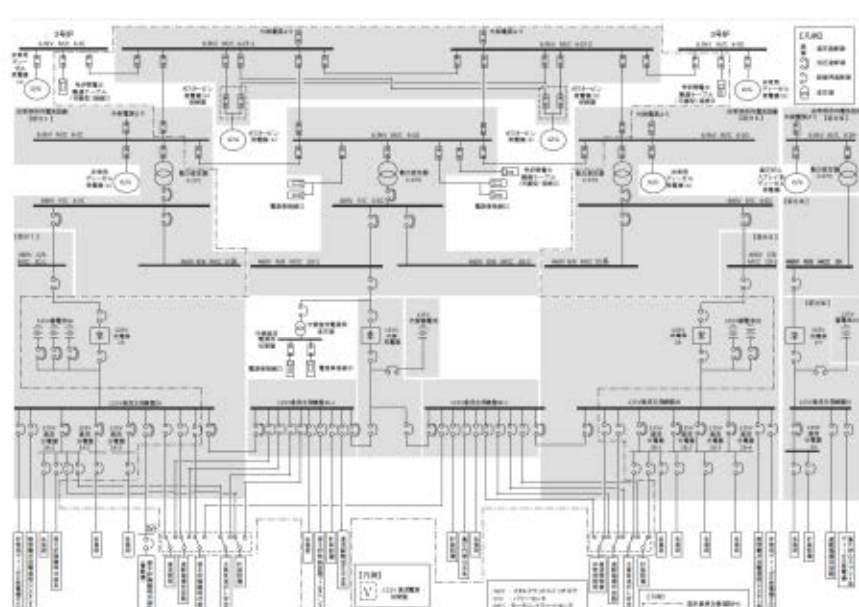
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
 <p>第1.14-2図 交流電源単線結線図</p>	<p>比較対象なし</p>	<p>比較対象なし</p>	

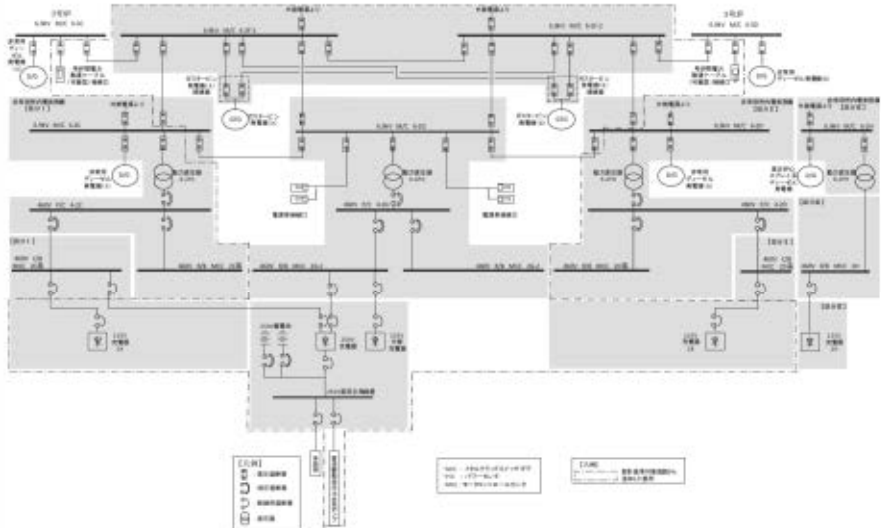
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
 <p>第1.14-3図 直流電源単線結線図（125V系統）</p>	<p>比較対象なし</p>	<p>比較対象なし</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
 <p>第1.14-4図 直流電源単線結線図(250V系統)</p>	<p>比較対象なし</p>	<p>比較対象なし</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

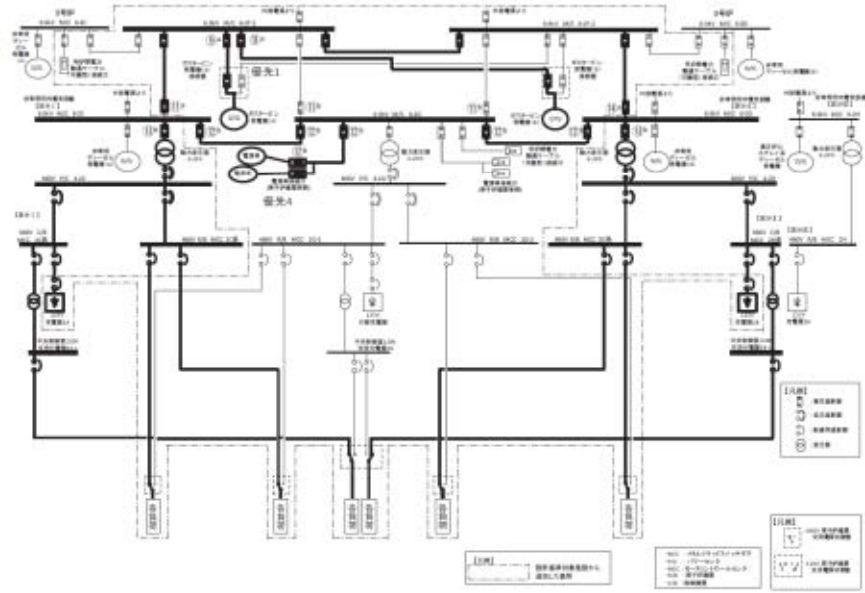
1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<div data-bbox="121 810 931 1255" style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div data-bbox="1222 1010 1525 1075" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">比較対象なし</div> </div> <div data-bbox="219 1257 774 1283" style="font-size: small; margin-top: 5px;">1.14-5図 非常時操作手順書（備後ベース）〔電源回復〕における手順の対応フロー</div>	<div data-bbox="1222 1010 1525 1075" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">比較対象なし</div>	<div data-bbox="2071 1010 2374 1075" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">比較対象なし</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉



第1.14-6図 ガスタービン発電機又は電源車によるメタクラ2C系及びメタクラ2D系受電 概要図

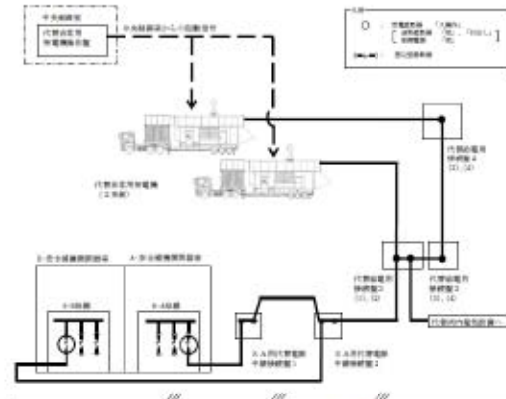
系統の項目	電機(器)	経過時間 (分)												備考
		0	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	
ガスタービン発電機による代替電源(交流)からの給電	運転員(1)	ガスタービン発電機による代替電源(交流)からの給電												20
	運転員(2)	ガスタービン発電機による代替電源(交流)からの給電												20
	運転員(3)	ガスタービン発電機による代替電源(交流)からの給電												20

第1.14-7図 ガスタービン発電機又は電源車によるメタクラ2C系及びメタクラ2D系受電 (ガスタービン発電機使用の場合) タイムチャート (1/2)

系統の項目	電機(器)	経過時間 (分)												備考
		0	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	
ガスタービン発電機による代替電源(交流)からの給電	運転員(1)	ガスタービン発電機による代替電源(交流)からの給電												20
	運転員(2)	ガスタービン発電機による代替電源(交流)からの給電												20
	運転員(3)	ガスタービン発電機による代替電源(交流)からの給電												20

第1.14-8図 ガスタービン発電機又は電源車によるメタクラ2C系及びメタクラ2D系受電 (ガスタービン発電機使用の場合) タイムチャート (2/2)

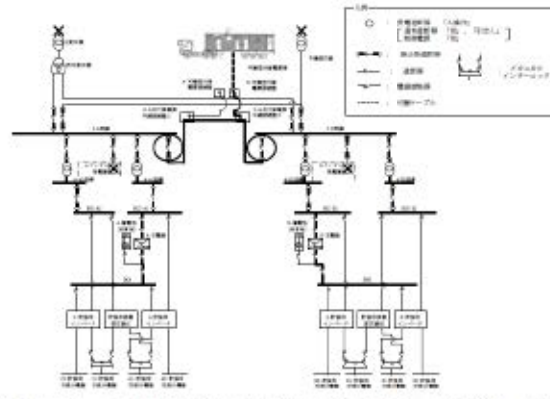
泊発電所3号炉



第1.14.3図 代替非常用発電機による代替電源(交流)からの給電 概略図

系統の項目	電機(器)	経過時間 (分)												備考
		0	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	
代替非常用発電機による代替電源(交流)からの給電	運転員(1)	代替非常用発電機による代替電源(交流)からの給電												20
	運転員(2)	代替非常用発電機による代替電源(交流)からの給電												20
	運転員(3)	代替非常用発電機による代替電源(交流)からの給電												20

第1.14.4図 代替非常用発電機による代替電源(交流)からの給電 タイムチャート

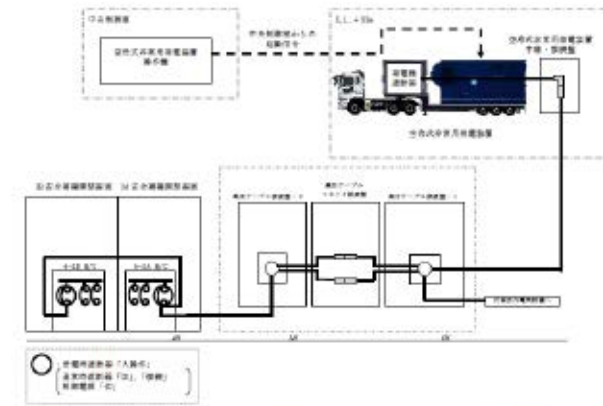


第1.14.7図 可搬型代替電源車による代替電源(交流)からの給電 概略図

系統の項目	電機(器)	経過時間 (分)												備考
		0	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	
可搬型代替電源車による代替電源(交流)からの給電	運転員(1)	可搬型代替電源車による代替電源(交流)からの給電												20
	運転員(2)	可搬型代替電源車による代替電源(交流)からの給電												20
	運転員(3)	可搬型代替電源車による代替電源(交流)からの給電												20

第1.14.8図 可搬型代替電源車による代替電源(交流)からの給電 タイムチャート

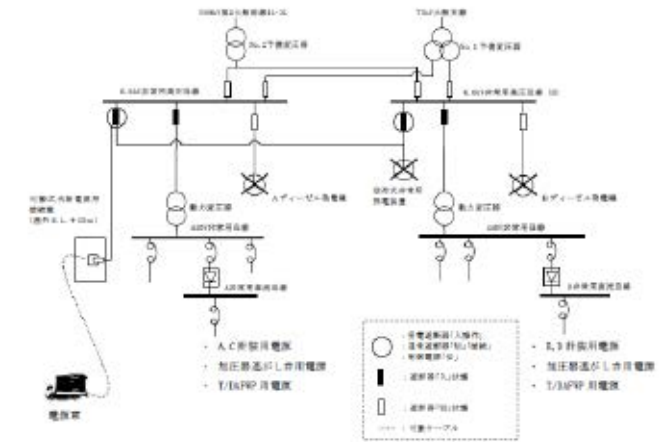
大飯発電所3/4号炉



第1.14.3図 空冷式非常用発電装置による代替電源(交流)からの給電 概略図

系統の項目	電機(器)	経過時間 (分)												備考
		0	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	
空冷式非常用発電装置による代替電源(交流)からの給電	運転員(1)	空冷式非常用発電装置による代替電源(交流)からの給電												20
	運転員(2)	空冷式非常用発電装置による代替電源(交流)からの給電												20
	運転員(3)	空冷式非常用発電装置による代替電源(交流)からの給電												20

第1.14.4図 空冷式非常用発電装置による代替電源(交流)からの給電 タイムチャート



第1.14.18図 電源車による代替電源(交流)からの給電 概略図

系統の項目	電機(器)	経過時間 (分)												備考
		0	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	
電源車による代替電源(交流)からの給電	運転員(1)	電源車による代替電源(交流)からの給電												20
	運転員(2)	電源車による代替電源(交流)からの給電												20
	運転員(3)	電源車による代替電源(交流)からの給電												20

第1.14.19図 電源車による代替電源(交流)からの給電 タイムチャート

差異理由

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

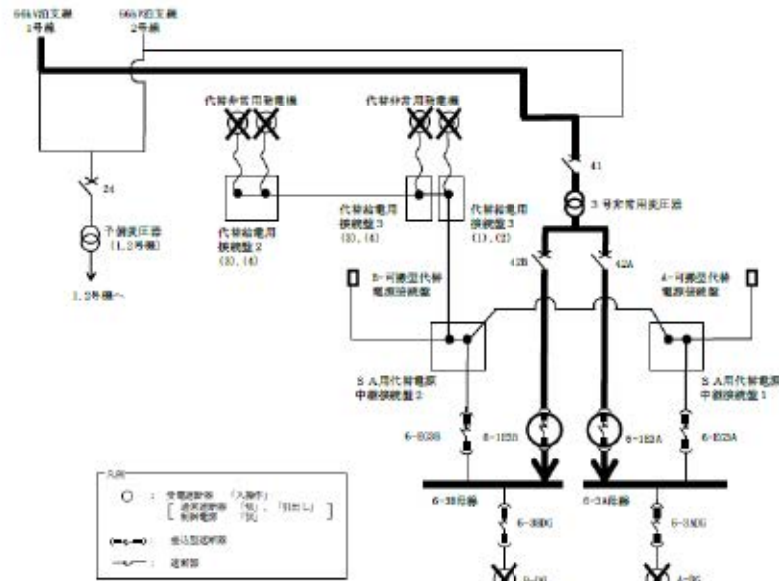
女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

大飯発電所3/4号炉

差異理由

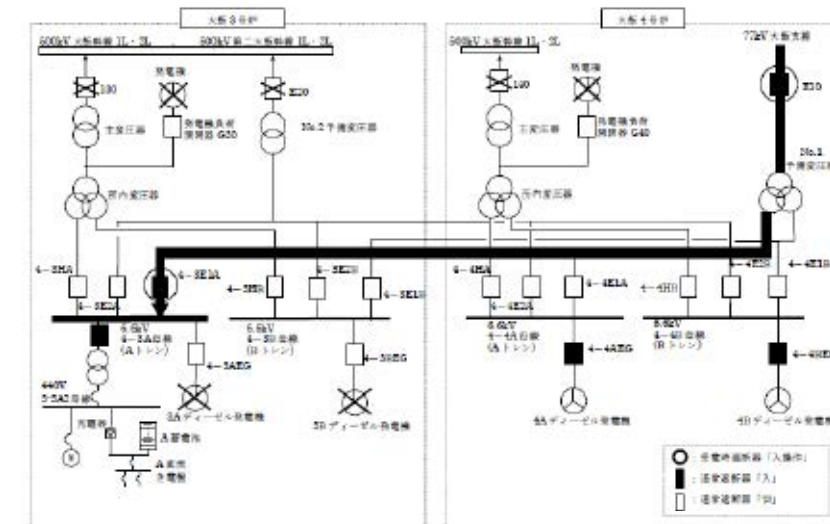
比較対象なし



第 1.14.5 図 3号非常用受電設備による代替電源（交流）からの給電 概略図

手順の項目	要員(数)	経過時間(分)										備考
		0	10	20	30	40	50	60	70	80	90	
3号非常用受電設備による代替電源(交流)からの給電	運転員(中央制御室)(1名)	[給電準備]										約5分 3号非常用受電設備 による給電開始 光電計盤の受電開始
	運転員(中央制御室)(1名)	[受電準備]										
	運転員(現場)(1名)	[受電開始]										
送電線路(光電計盤)の受電操作	運転員(現場)(1名)	[送電準備]										送電機(非常用)の稼働を確認し、 事故発生時の給電 停止に光電計盤 の受電を行う。
	災害対策要員(1名)	[送電開始]										

第 1.14.6 図 3号非常用受電設備による代替電源（交流）からの給電 タイムチャート



第 1.14.5 図 77kV送電線による代替電源（交流）からの給電 概略図

手順の項目	要員(数)	経過時間(分)										備考
		0	10	20	30	40	50	60	70	80	90	
77kV送電線による代替電源(交流)からの給電	運転員等(中央制御室)(1名)	[給電準備]										送電機(安全計 機装置)の稼働 を確認し、事故 発生時の給電 停止に光電計盤 の受電を行う。
	運転員等(現場)(1名)	[受電準備]										
	運転員等(現場)(1名)	[受電開始]										

第 1.14.6 図 77kV送電線による代替電源（交流）からの給電 タイムチャート

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<div data-bbox="371 1008 676 1075" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">比較対象なし</div>	<div data-bbox="1222 1008 1528 1075" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">比較対象なし</div>	<div data-bbox="1825 504 2611 997" style="text-align: center;"> <p>第1.14.7図 No. 2予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電 概略図</p> </div> <div data-bbox="1825 1113 2611 1491" style="text-align: center;"> <p>第1.14.8図 No. 2予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電 タイムチャート</p> </div>	

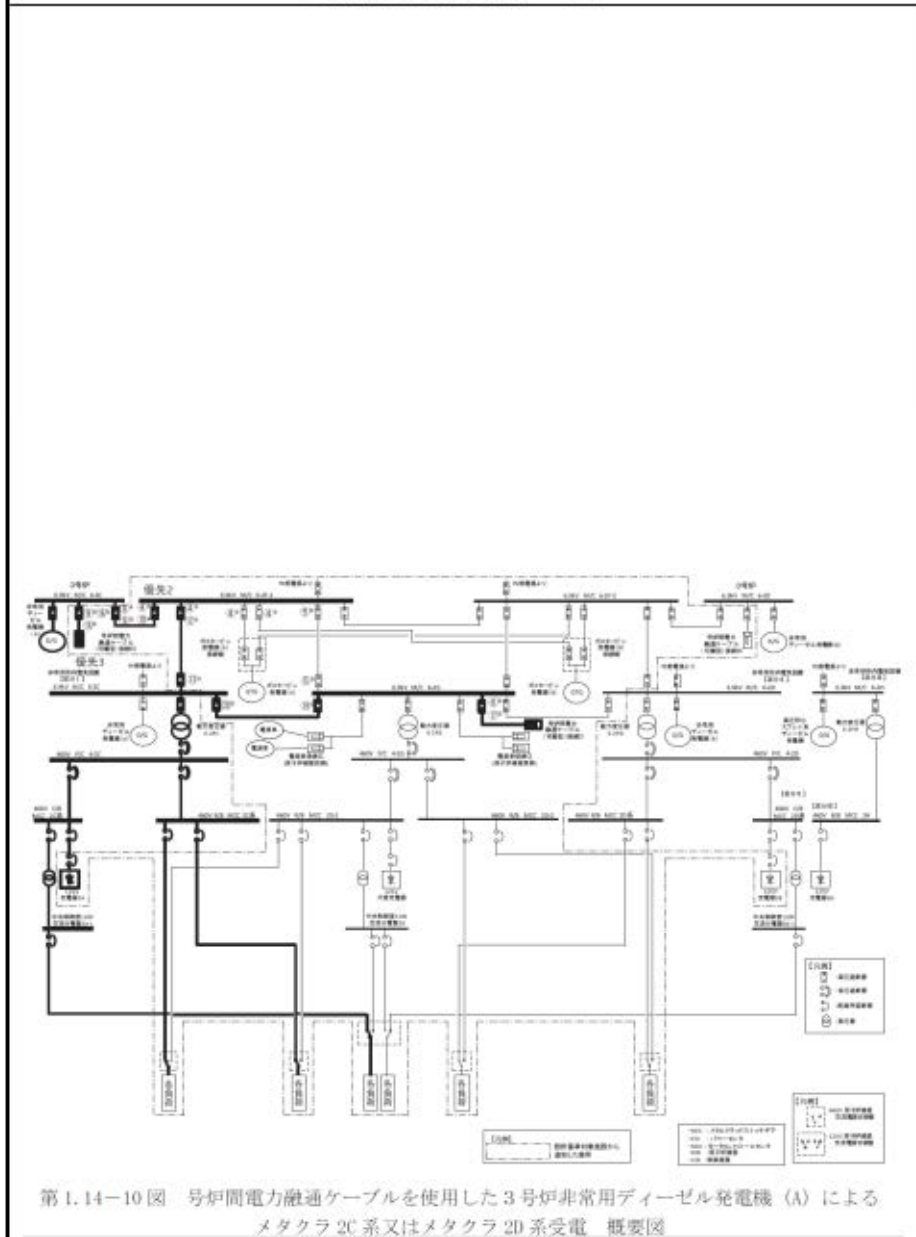
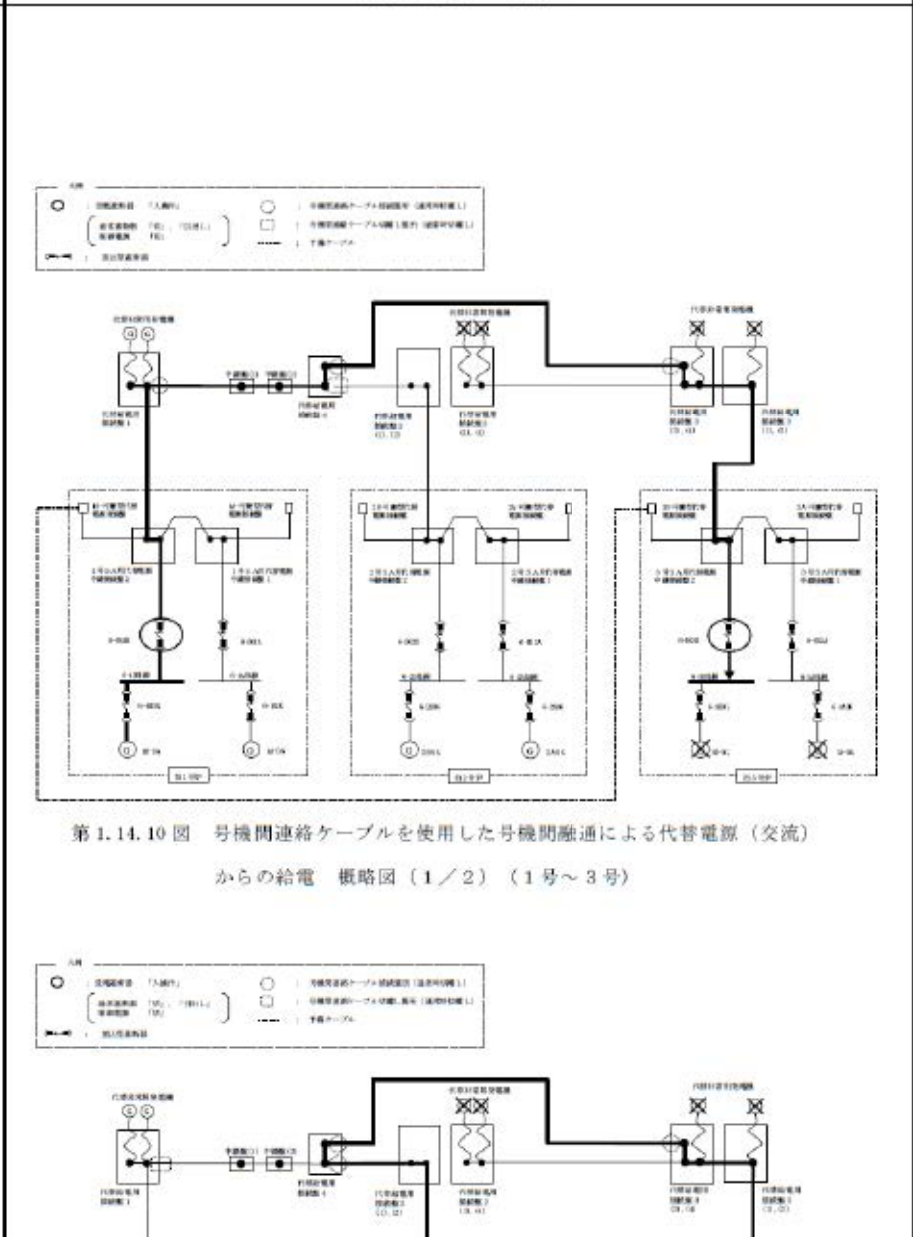
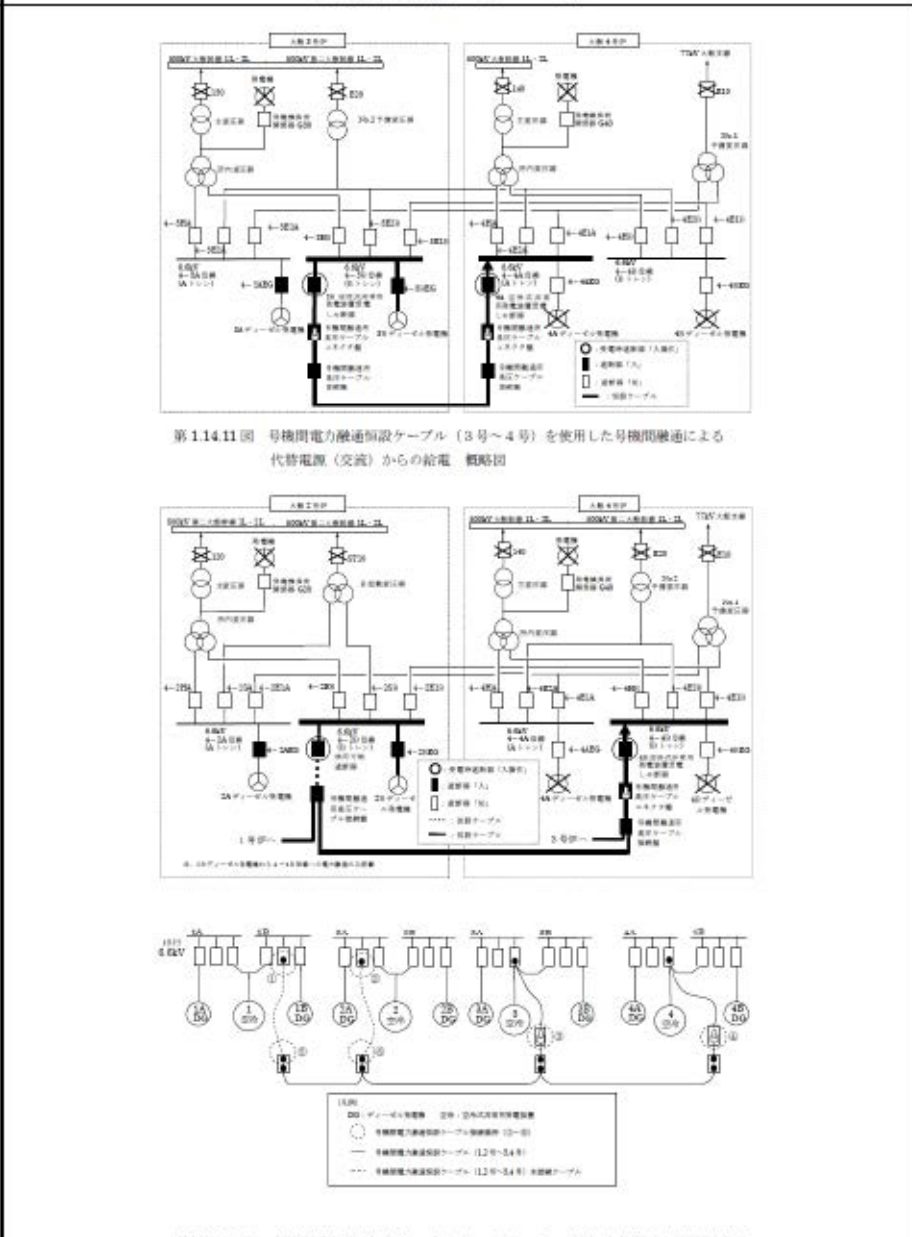
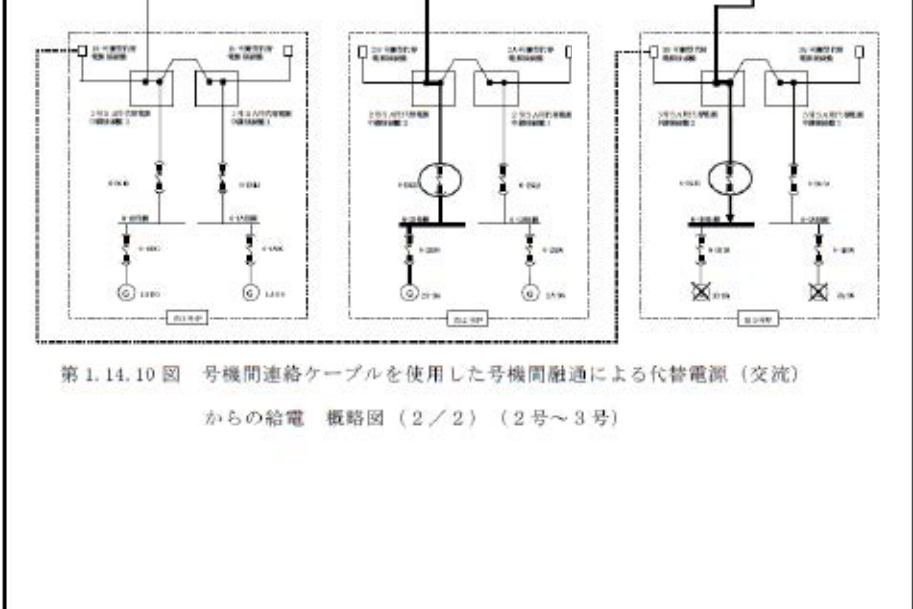
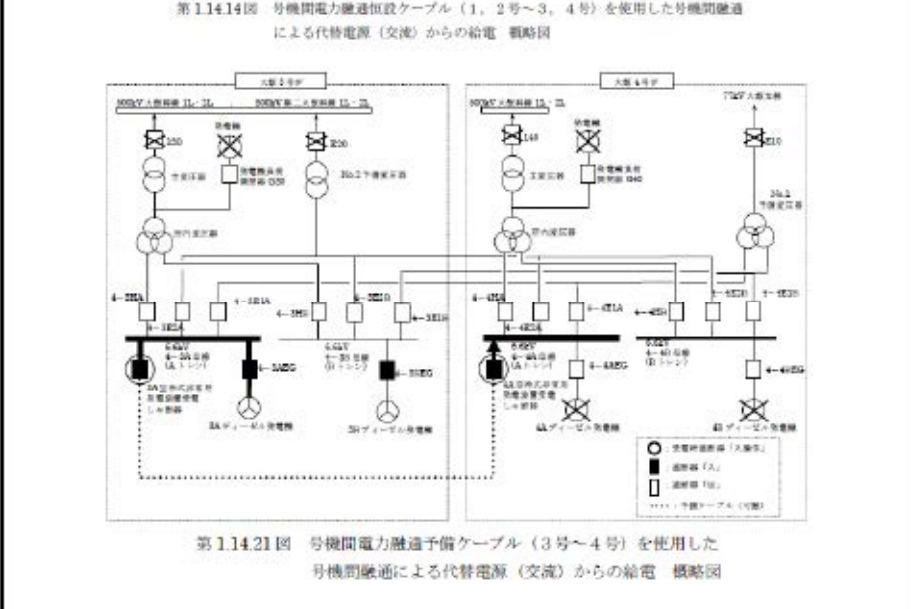

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<div data-bbox="371 1010 676 1073" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">比較対象なし</div>	<div data-bbox="1003 747 1584 1556" style="border: 2px solid black; width: 196px; height: 385px; margin: 0 auto;"></div> <div data-bbox="1626 905 1656 1465" style="font-size: small; margin-top: 10px;">第1.14.9図 可搬型代替電源車 ケーブル敷設ルート</div> <div data-bbox="1715 1094 1760 1163" style="border: 1px solid black; width: 15px; height: 33px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1724 548 1754 1079" style="font-size: x-small; margin-top: 5px;">：枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	<div data-bbox="1837 501 2614 1465" style="border: 2px solid black; width: 262px; height: 459px; margin: 0 auto;"></div> <div data-bbox="2021 1486 2368 1507" style="font-size: x-small; margin-top: 10px;">第1.14.20図 電源車 ケーブル敷設ルート</div> <div data-bbox="1866 1556 2576 1587" style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: x-small; margin-top: 10px;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

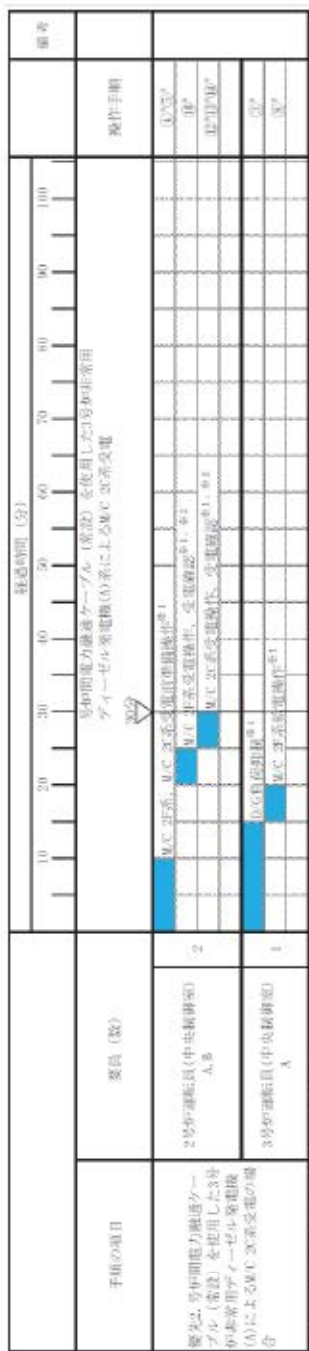
1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
 <p>第1.14-10図 号炉間電力融通ケーブルを使用した3号炉非常用ディーゼル発電機(A)によるメタクラ2C系又はメタクラ2D系受電 概要図</p>	 <p>第1.14.10図 号機間連絡ケーブルを使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電 概略図（1/2）（1号～3号）</p>	 <p>第1.14.11図 号機間電力融通用ケーブル（3号～4号）を使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電 概略図</p>	
	 <p>第1.14.10図 号機間連絡ケーブルを使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電 概略図（2/2）（2号～3号）</p>	 <p>第1.14.14図 号機間電力融通用ケーブル（1, 2号～3, 4号）を使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電 概略図</p>	
		 <p>第1.14.21図 号機間電力融通用ケーブル（3号～4号）を使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電 概略図</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

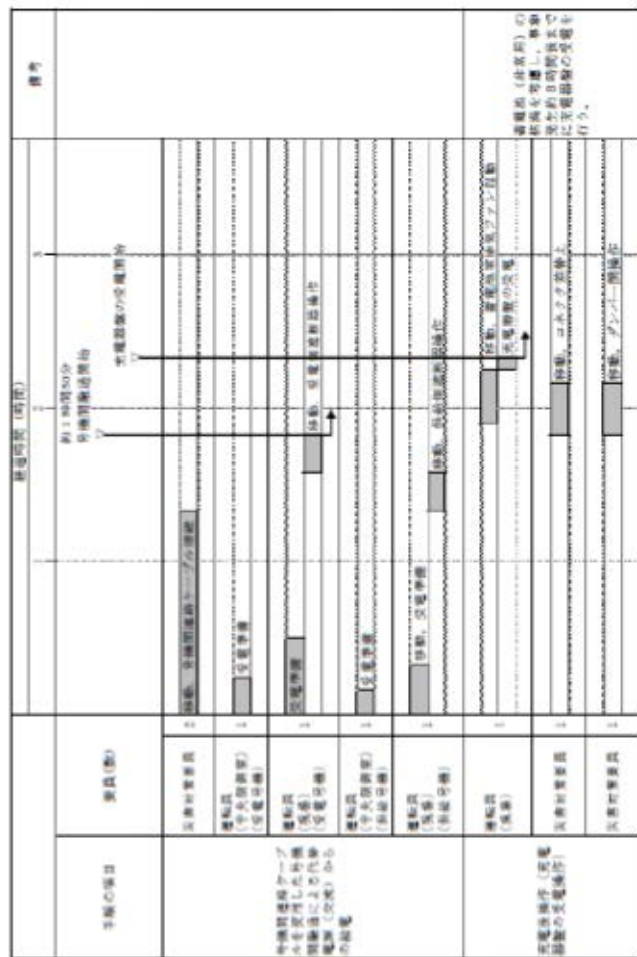
女川原子力発電所2号炉



第 1.14-11 図 号炉間電力融通ケーブルを使用した3号炉非常用ディーゼル発電機 (A) によるメタクラ2C系又はメタクラ2D系受電
 (号炉間電力融通ケーブル(常設)を使用した場合) タイムチャート

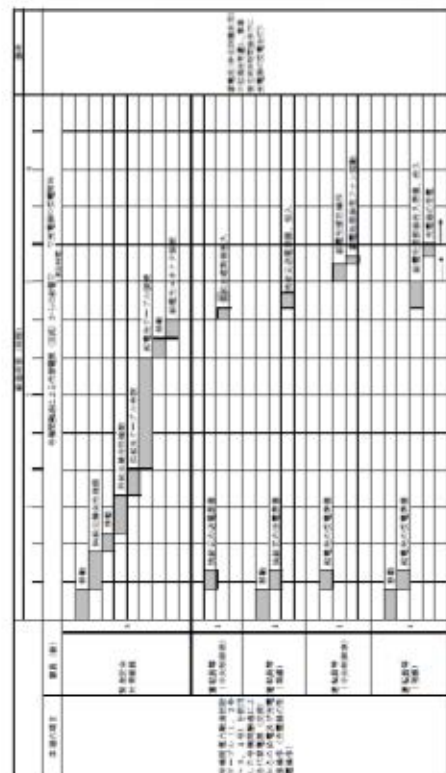
※1：機括の機括項目に示される見込み時間
 ※2：中央制御室での状況確認による要な想定時間

泊発電所3号炉

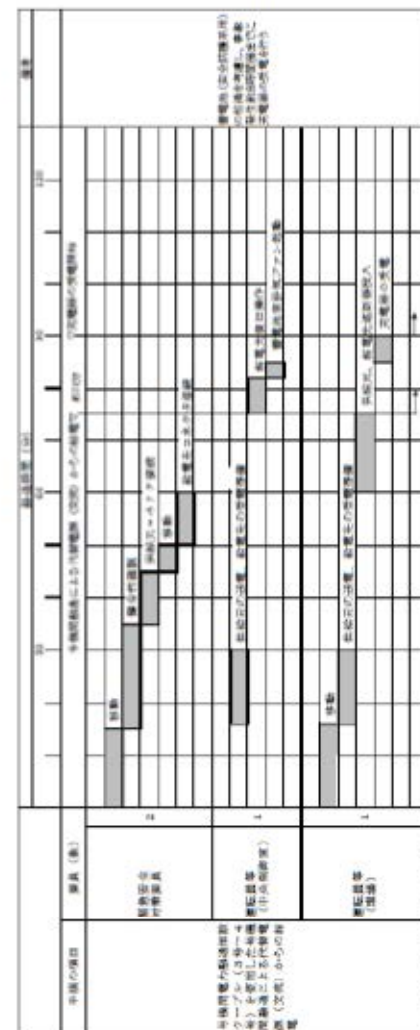


第 1.14-11 図 号炉間連絡ケーブルを使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電 タイムチャート

大飯発電所3/4号炉



第 1.14.15 図 号機間電力融通恒設ケーブル (1, 2号~3, 4号) を使用した号機間融通による代替電源 (交流) からの給電 タイムチャート



第 1.14.12 図 号機間電力融通恒設ケーブル (3号~4号) を使用した号機間融通による代替電源 (交流) からの給電 タイムチャート

差異理由

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<div data-bbox="371 1031 676 1094" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">比較対象なし</div>	<div data-bbox="973 485 1739 919" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <p data-bbox="1012 926 1694 982">第1.14.12図 号機間連絡ケーブルを使用した号機間連絡ケーブル機器配置（屋外）（1/2） （1号～3号）</p> <div data-bbox="1347 1003 1774 1031" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">□：枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div> <div data-bbox="973 1094 1739 1535" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <p data-bbox="1012 1541 1694 1598">第1.14.12図 号機間連絡ケーブルを使用した号機間連絡ケーブル機器配置（屋外）（2/2） （2号～3号）</p> <div data-bbox="1347 1612 1774 1640" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">□：枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	<div data-bbox="2021 184 2436 688" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <p data-bbox="2059 695 2398 722">第1.14.13図 号機間電力機室設計ケーブル（3号～4号）を使用した号機間連絡ケーブル機器配置（2.4号炉 屋外+15.8m）</p> <div data-bbox="2041 730 2415 751" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">□：枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div> <div data-bbox="2021 768 2436 1241" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <p data-bbox="2059 1255 2398 1283">第1.14.14図 号機間電力機室設計ケーブル（1、2号～3、4号）を使用した号機間連絡ケーブル機器配置（2.4号炉 屋外+15.8m）</p> <div data-bbox="2041 1291 2415 1312" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">□：枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div> <div data-bbox="2021 1346 2436 1850" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <p data-bbox="2059 1856 2398 1883">第1.14.17図 号機間電力機室設計ケーブル（1、2号～3、4号）を使用した号機間連絡ケーブル機器配置（2.2号炉 屋外+7.7m、屋外+11.3m）</p> <div data-bbox="2041 1892 2415 1913" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">□：枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<div data-bbox="261 457 540 1633" data-label="Figure"> </div> <div data-bbox="688 598 786 1497" data-label="Caption"> <p>第 1.14-12 図 号炉間電力融通ケーブルを使用した3号炉非常用ディーゼル発電機 (A) によるメタクララ2C系又はメタクララ2D系受電 (号炉間電力融通ケーブル(可搬型)を使用した場合) タイムチャート</p> </div>	<div data-bbox="1219 1010 1525 1079" data-label="Text"> <p>比較対象なし</p> </div>	<div data-bbox="1991 583 2347 1516" data-label="Figure"> </div> <div data-bbox="2383 625 2457 1409" data-label="Caption"> <p>第 1.14.22 図 号機間電力融通ケーブル(3号~4号)を使用した号機間融通による代替電源(交流)からの給電 タイムチャート</p> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<div data-bbox="371 1008 676 1075" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">比較対象なし</div>	<div data-bbox="1222 1008 1528 1075" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">比較対象なし</div>	<div data-bbox="1834 489 2614 1457" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1914 1480 2567 1543" style="font-size: small; text-align: center;"> 第1.14.23図 号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）を使用した号機間融通 ケーブル敷設ルート（3,4号炉 E.L.+15.8m） </div> <div data-bbox="1855 1558 2576 1591" style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: x-small; text-align: center;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<div data-bbox="371 1008 676 1075" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">比較対象なし</div>	<div data-bbox="979 693 1765 1281" style="text-align: center;"> </div> <p data-bbox="994 1302 1751 1375" style="text-align: center;">第1.14.13図 開閉所設備及び他号炉のディーゼル発電機を使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電 概略図</p>	<div data-bbox="1825 756 2626 1260" style="text-align: center;"> </div> <p data-bbox="1840 1270 2611 1333" style="text-align: center;">第1.14.9図 No.1子備変圧器2次側恒設ケーブルを使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電 概略図</p>	

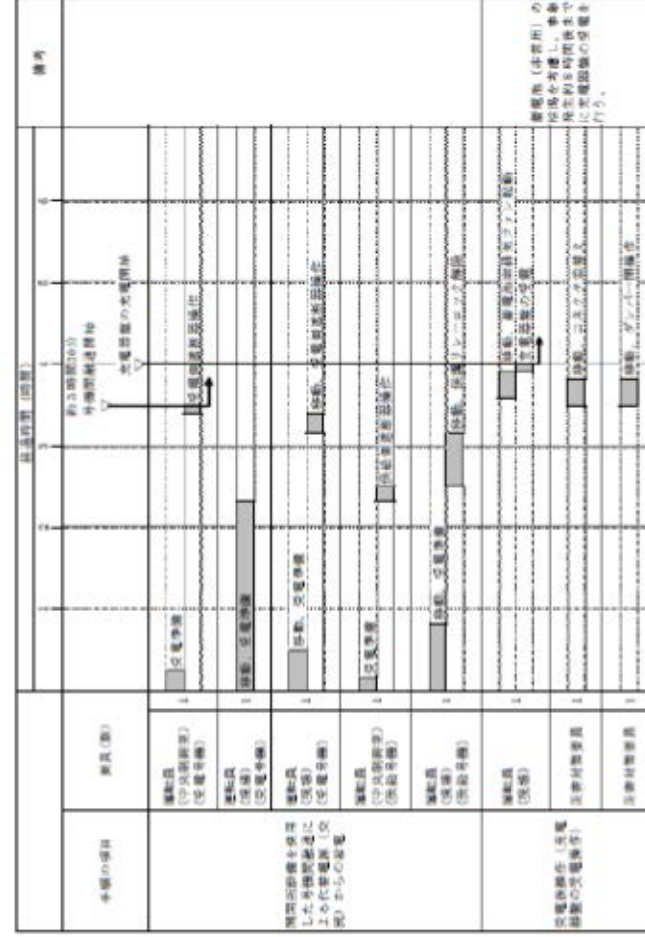
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉

比較対象なし

泊発電所3号炉

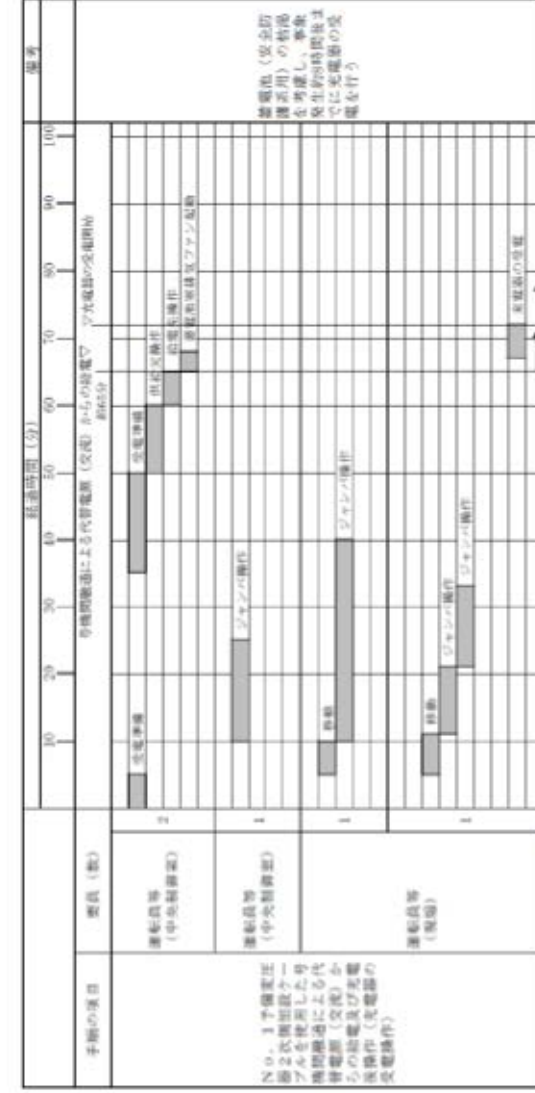


第1.14.14図 閉鎖所設備を使用した号機間融通による代替電源（交流）

からの給電 タイムチャート

大飯発電所3/4号炉

差異理由

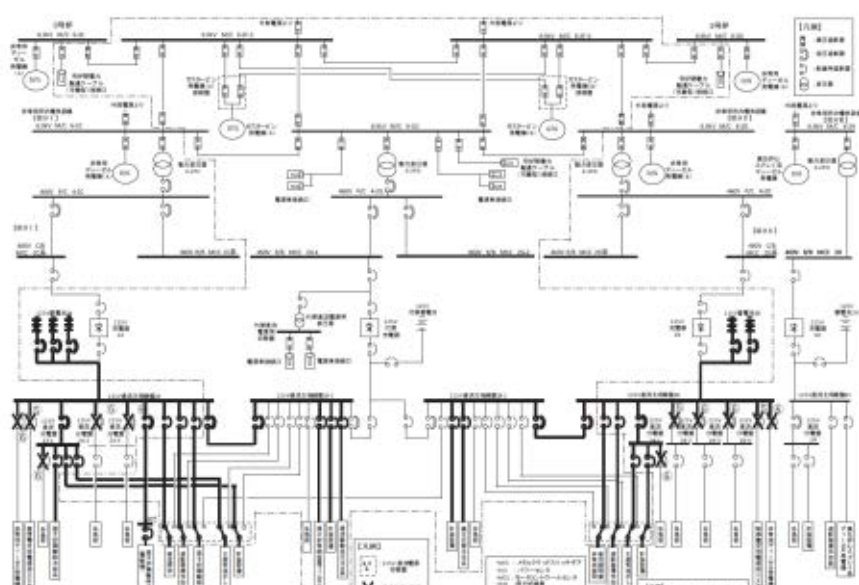
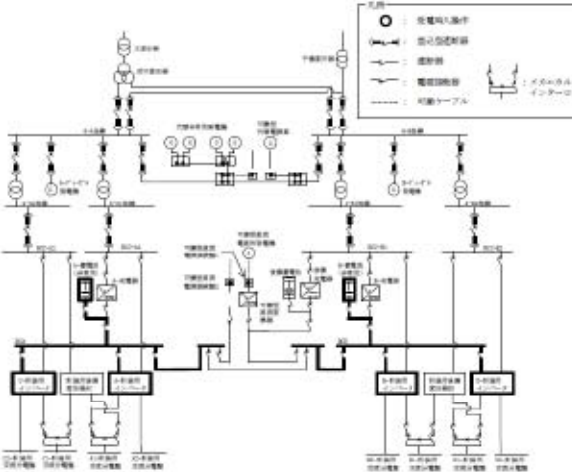
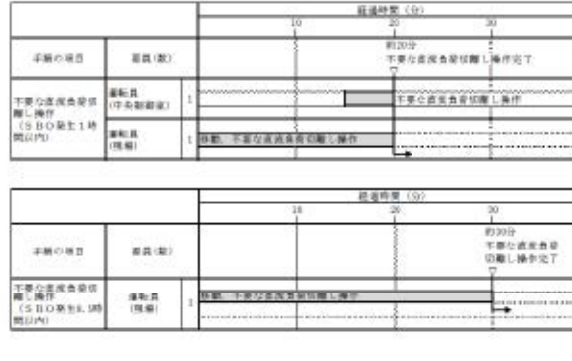
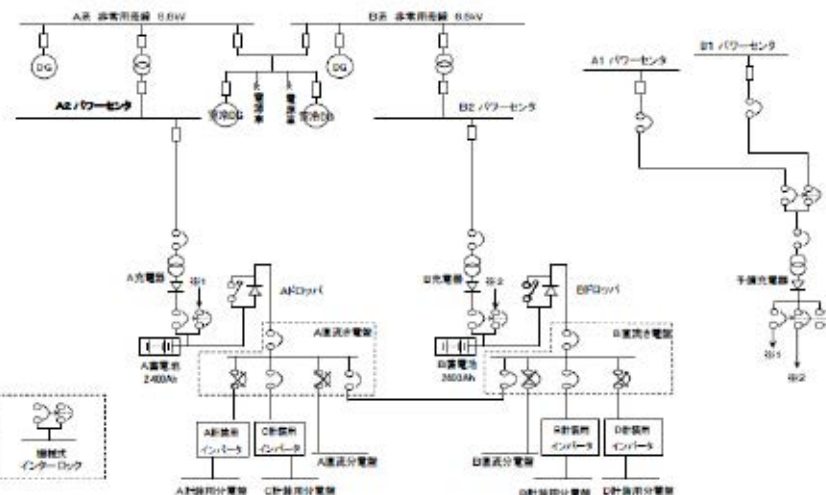

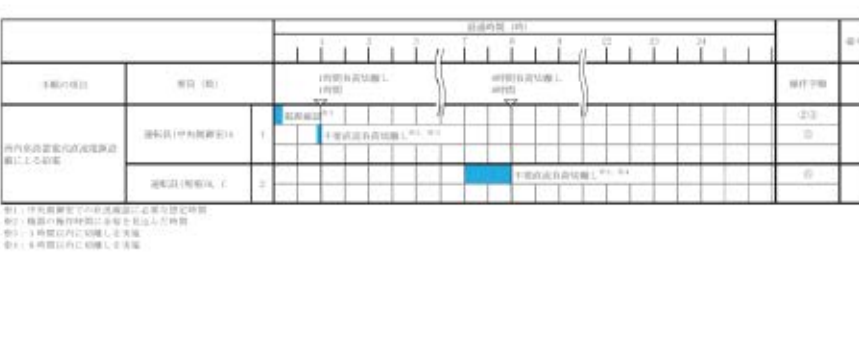
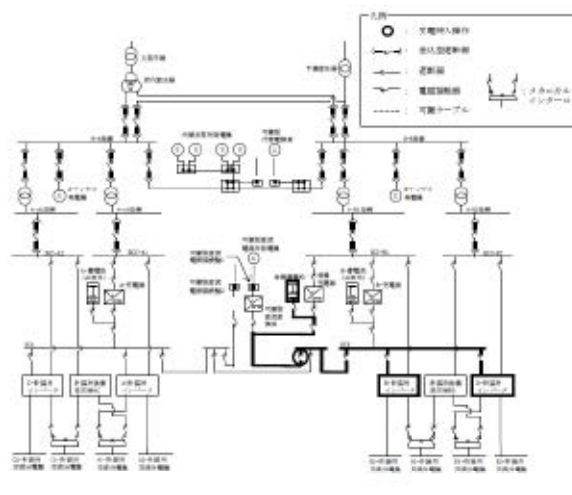



第1.14.10図 No. 1予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用した号機間融通による

代替電源（交流）からの給電 タイムチャート

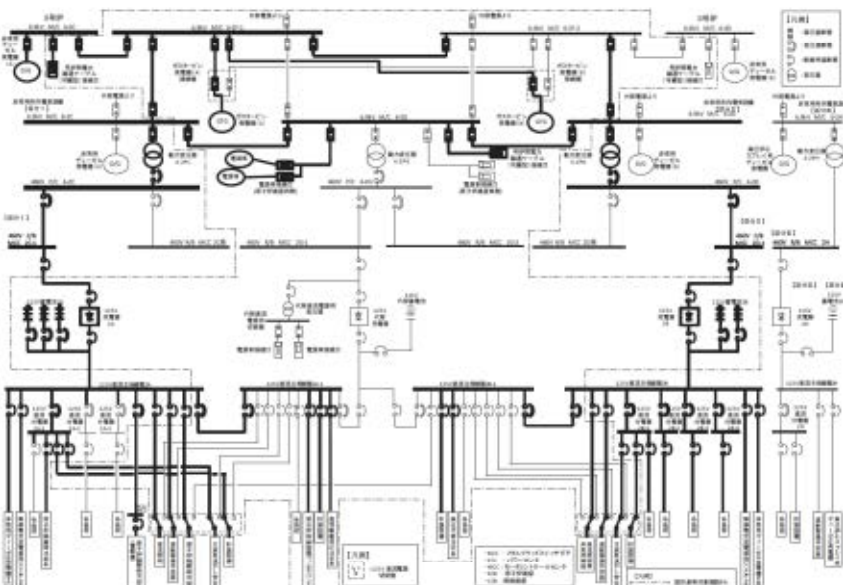
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>第1.14-13図 所内常設蓄電式直流電源設備による給電 概要図</p> 	<p>第1.14.16図 蓄電池（非常用）による直流電源の給電 概略図</p>  <p>第1.14.17図 不要な直流負荷切離し タイムチャート</p> 	<p>第1.14.25図 蓄電池（安全防護系）による代替電源（直流）からの給電 概略図</p>  <p>第1.14.26図 蓄電池（安全防護系）による代替電源（直流）からの給電 タイムチャート</p> 	
<p>第1.14-14図 所内常設蓄電式直流電源設備による給電タイムチャート</p> 	<p>第1.14.18図 後備蓄電池による代替電源（直流）の給電 概略図</p>  <p>第1.14.19図 後備蓄電池による代替電源（直流）の給電 タイムチャート</p> 		

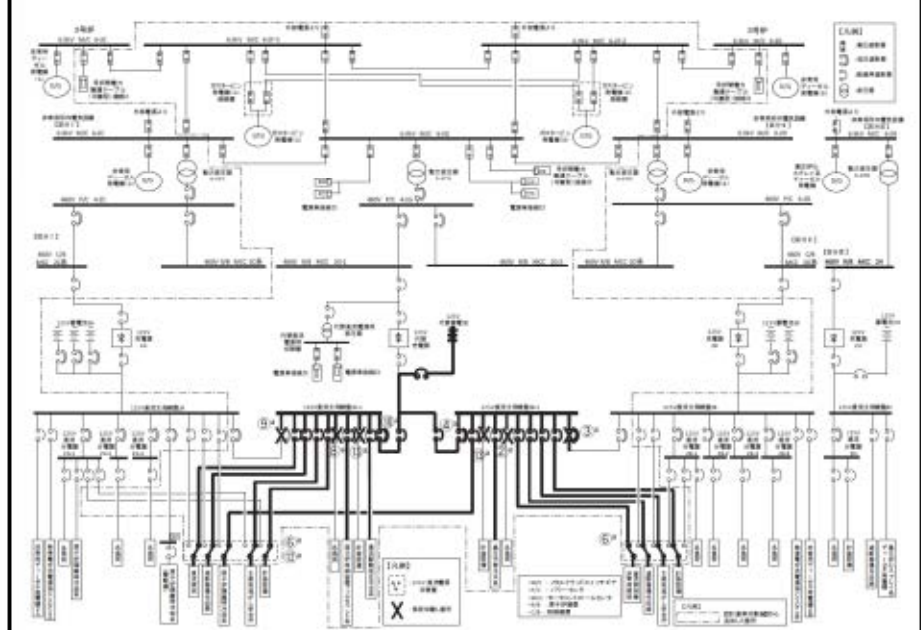
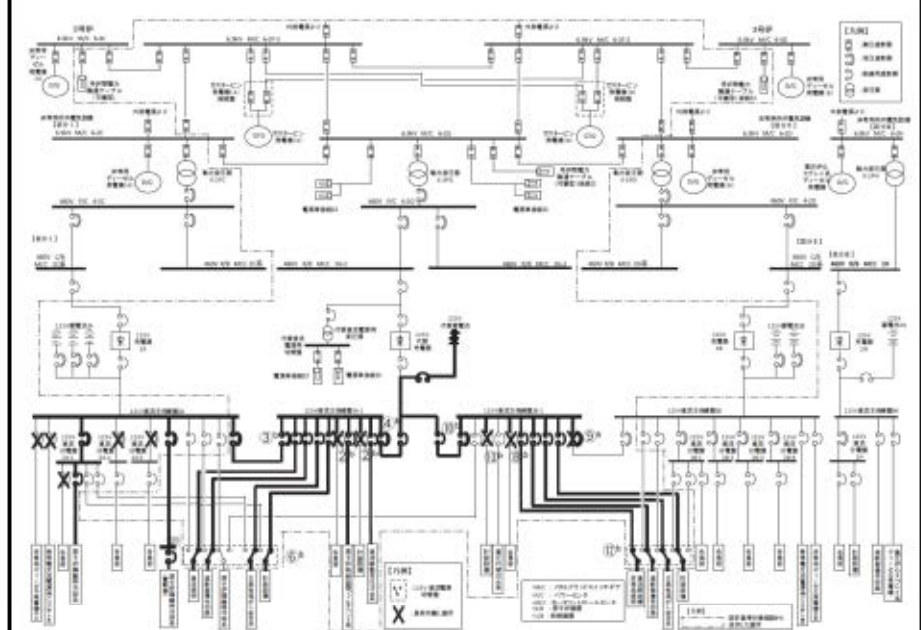
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由																																																										
 <p>第1.14-15図 所内常設蓄電式直流電源設備による給電（常設代替交流電源設備、号炉間電力融通設備又は可搬型代替交流電源設備による交流電源復旧の場合）概要図</p> <table border="1" data-bbox="118 1144 920 1375"> <thead> <tr> <th rowspan="2">予備計画</th> <th rowspan="2">項目(注)</th> <th colspan="12">経過時間(分)</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>0</th><th>5</th><th>10</th><th>15</th><th>20</th><th>25</th><th>30</th><th>35</th><th>40</th><th>45</th><th>50</th><th>55</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">所内常設蓄電式直流電源設備による給電 (施設内交流電源設備、号炉間電力融通設備又は可搬型代替交流電源設備による交流電源復旧の場合)</td> <td>運転員(号炉)の対応</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>運転員(号炉)の対応</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1：号炉間電力融通設備による交流電源復旧の場合、運転員の対応時間は号炉間電力融通設備の稼働時間による。</p> <p>第1.14-16図 所内常設蓄電式直流電源設備による給電（常設代替交流電源設備、号炉間電力融通設備又は可搬型代替交流電源設備による交流電源復旧の場合）タイムチャート</p>	予備計画	項目(注)	経過時間(分)												備考	0	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	所内常設蓄電式直流電源設備による給電 (施設内交流電源設備、号炉間電力融通設備又は可搬型代替交流電源設備による交流電源復旧の場合)	運転員(号炉)の対応															運転員(号炉)の対応															<p>比較対象なし</p>	<p>比較対象なし</p>	
予備計画			項目(注)	経過時間(分)												備考																																													
	0	5		10	15	20	25	30	35	40	45	50	55																																																
所内常設蓄電式直流電源設備による給電 (施設内交流電源設備、号炉間電力融通設備又は可搬型代替交流電源設備による交流電源復旧の場合)	運転員(号炉)の対応																																																												
	運転員(号炉)の対応																																																												

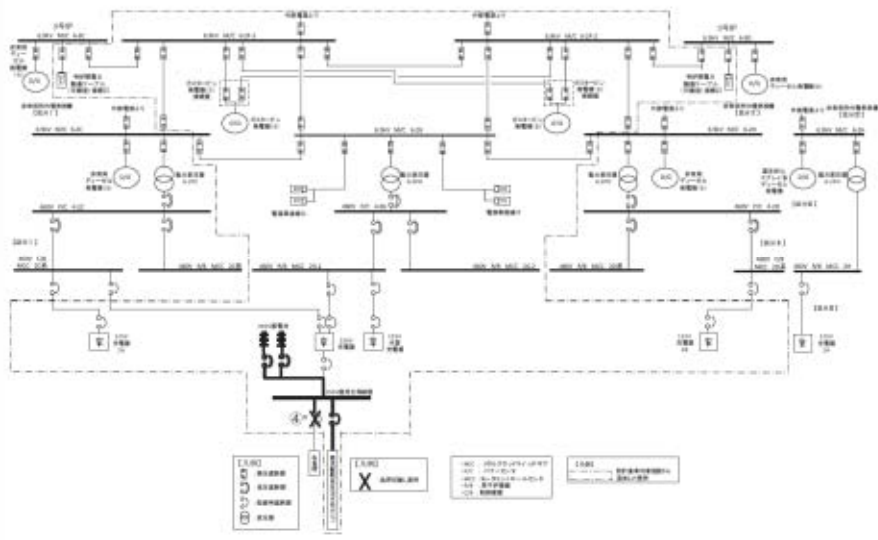
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
 <p>第1.14-17図 常設代替直流電源設備（125V系統）による給電（1/2） 概要図</p>  <p>第1.14-18図 常設代替直流電源設備（125V系統）による給電（2/2） 概要図</p>	<p>比較対象なし</p>	<p>比較対象なし</p>	

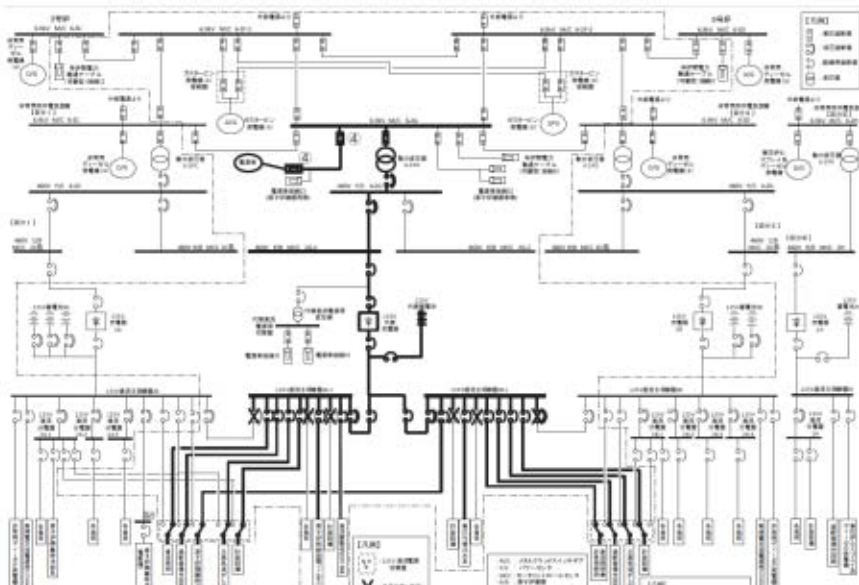
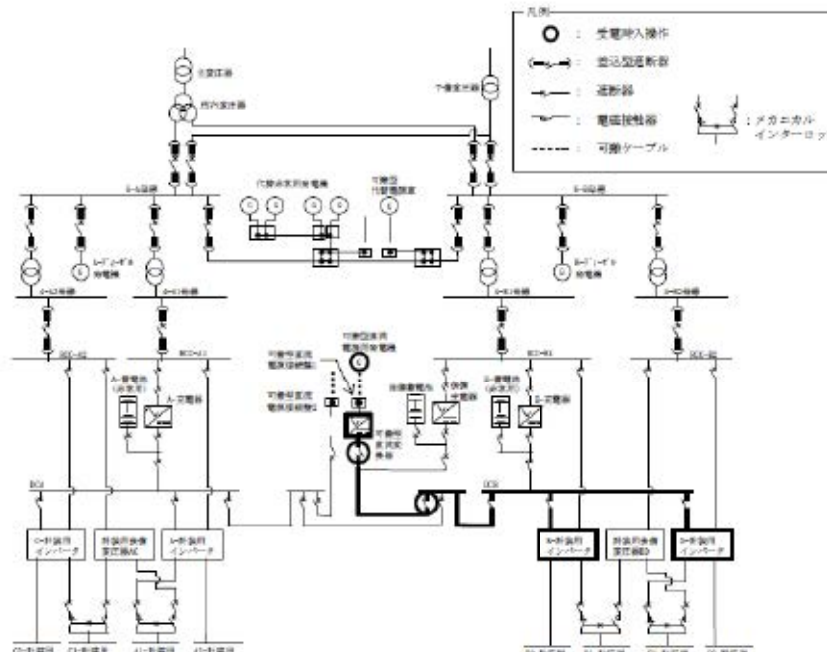
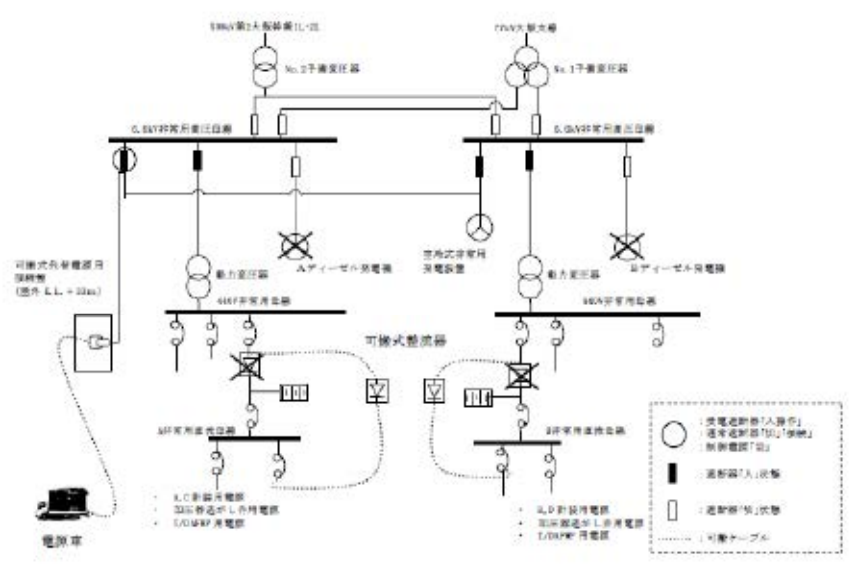
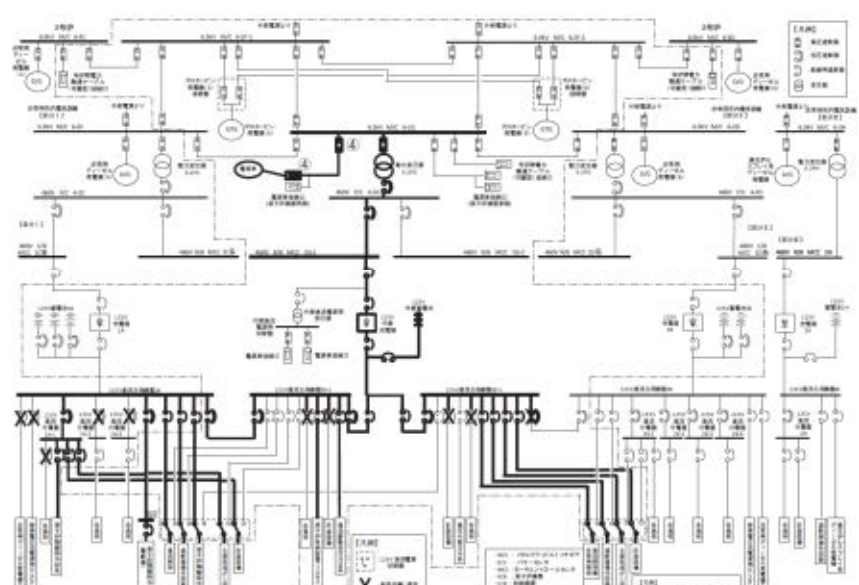
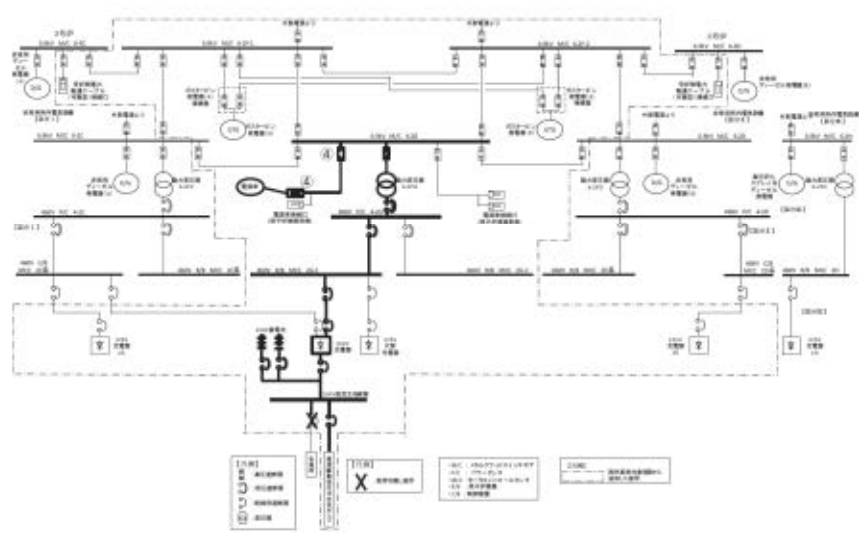
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由																																																																																																																																																																																																																																	
<p>第1.14-19図 常設代替直流電源設備（250V系統）による給電 概要図</p>  <p>第1.14-19図 常設代替直流電源設備（250V系統）による給電 概要図</p> <p>第1.14-20図 常設代替直流電源設備（125V系統）による給電タイムチャート（1/2）</p> <table border="1" data-bbox="112 892 931 1060"> <thead> <tr> <th rowspan="2">系統項目</th> <th rowspan="2">単位（個）</th> <th colspan="12">経過時間</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>0:00</th><th>0:10</th><th>0:20</th><th>0:30</th><th>0:40</th><th>0:50</th><th>1:00</th><th>1:10</th><th>1:20</th><th>1:30</th><th>1:40</th><th>1:50</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常設代替直流電源設備による給電</td> <td>1</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>【250V系統】 常設代替直流電源設備による給電</td> <td>1</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>【125V系統】 常設代替直流電源設備による給電</td> <td>1</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第1.14-21図 常設代替直流電源設備（125V系統）による給電タイムチャート（2/2）</p> <table border="1" data-bbox="112 1207 931 1375"> <thead> <tr> <th rowspan="2">系統項目</th> <th rowspan="2">単位（個）</th> <th colspan="12">経過時間</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>0:00</th><th>0:10</th><th>0:20</th><th>0:30</th><th>0:40</th><th>0:50</th><th>1:00</th><th>1:10</th><th>1:20</th><th>1:30</th><th>1:40</th><th>1:50</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常設代替直流電源設備による給電</td> <td>1</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>【250V系統】 常設代替直流電源設備による給電</td> <td>1</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>【125V系統】 常設代替直流電源設備による給電</td> <td>1</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第1.14-22図 常設代替直流電源設備（250V系統）による給電タイムチャート</p> <table border="1" data-bbox="112 1522 931 1690"> <thead> <tr> <th rowspan="2">系統項目</th> <th rowspan="2">単位（個）</th> <th colspan="12">経過時間</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>0:00</th><th>0:10</th><th>0:20</th><th>0:30</th><th>0:40</th><th>0:50</th><th>1:00</th><th>1:10</th><th>1:20</th><th>1:30</th><th>1:40</th><th>1:50</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常設代替直流電源設備による給電</td> <td>1</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>【250V系統】 常設代替直流電源設備による給電</td> <td>1</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>【125V系統】 常設代替直流電源設備による給電</td> <td>1</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table>	系統項目	単位（個）	経過時間												備考	0:00	0:10	0:20	0:30	0:40	0:50	1:00	1:10	1:20	1:30	1:40	1:50	常設代替直流電源設備による給電	1															【250V系統】 常設代替直流電源設備による給電	1															【125V系統】 常設代替直流電源設備による給電	1															系統項目	単位（個）	経過時間												備考	0:00	0:10	0:20	0:30	0:40	0:50	1:00	1:10	1:20	1:30	1:40	1:50	常設代替直流電源設備による給電	1															【250V系統】 常設代替直流電源設備による給電	1															【125V系統】 常設代替直流電源設備による給電	1															系統項目	単位（個）	経過時間												備考	0:00	0:10	0:20	0:30	0:40	0:50	1:00	1:10	1:20	1:30	1:40	1:50	常設代替直流電源設備による給電	1															【250V系統】 常設代替直流電源設備による給電	1															【125V系統】 常設代替直流電源設備による給電	1															<p>比較対象なし</p>	<p>比較対象なし</p>	
系統項目			単位（個）	経過時間												備考																																																																																																																																																																																																																				
	0:00	0:10		0:20	0:30	0:40	0:50	1:00	1:10	1:20	1:30	1:40	1:50																																																																																																																																																																																																																							
常設代替直流電源設備による給電	1																																																																																																																																																																																																																																			
【250V系統】 常設代替直流電源設備による給電	1																																																																																																																																																																																																																																			
【125V系統】 常設代替直流電源設備による給電	1																																																																																																																																																																																																																																			
系統項目	単位（個）	経過時間												備考																																																																																																																																																																																																																						
		0:00	0:10	0:20	0:30	0:40	0:50	1:00	1:10	1:20	1:30	1:40	1:50																																																																																																																																																																																																																							
常設代替直流電源設備による給電	1																																																																																																																																																																																																																																			
【250V系統】 常設代替直流電源設備による給電	1																																																																																																																																																																																																																																			
【125V系統】 常設代替直流電源設備による給電	1																																																																																																																																																																																																																																			
系統項目	単位（個）	経過時間												備考																																																																																																																																																																																																																						
		0:00	0:10	0:20	0:30	0:40	0:50	1:00	1:10	1:20	1:30	1:40	1:50																																																																																																																																																																																																																							
常設代替直流電源設備による給電	1																																																																																																																																																																																																																																			
【250V系統】 常設代替直流電源設備による給電	1																																																																																																																																																																																																																																			
【125V系統】 常設代替直流電源設備による給電	1																																																																																																																																																																																																																																			

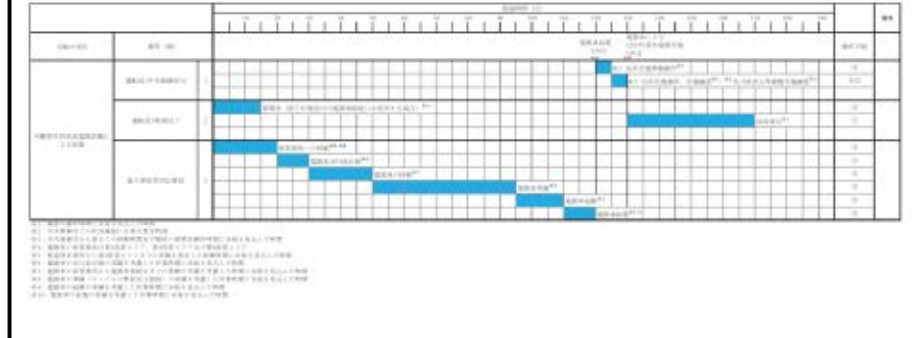
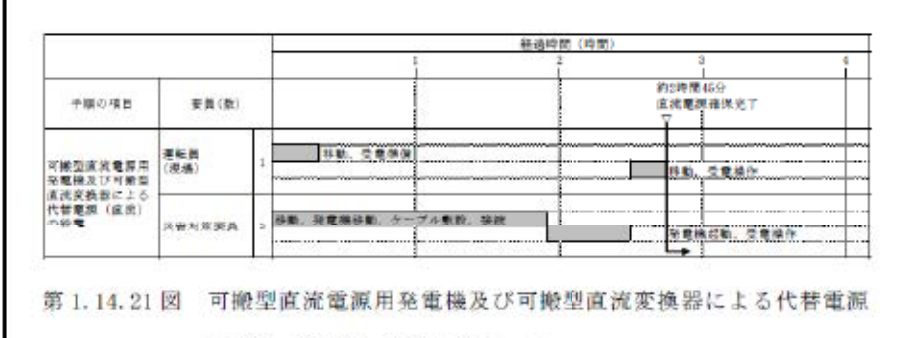
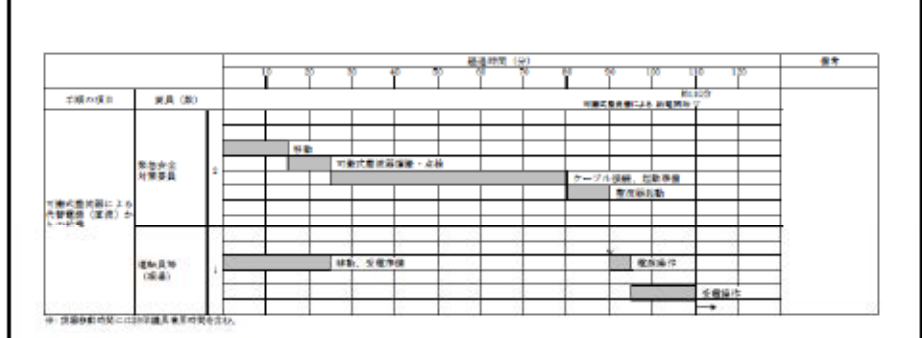
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
 <p>第1.14-23図 可搬型代替直流電源設備（125V系統）による給電（1/2）概要図</p>	 <p>第1.14.20図 可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器による代替電源（直流）の給電 概略図</p>	 <p>第1.14.27図 可搬式整流器による代替電源（直流）からの給電 概略図</p>	
 <p>第1.14-24図 可搬型代替直流電源設備（125V系統）による給電（2/2）概要図</p>			
 <p>第1.14-25図 可搬型代替直流電源設備（250V系統）による給電 概要図</p>			

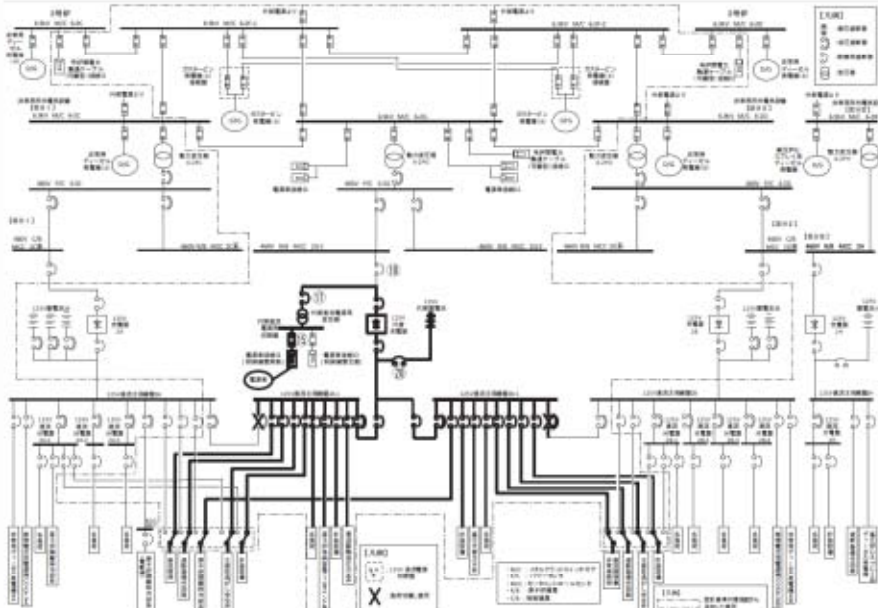

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
 <p>第1.14-26図 可搬型代替直流電源設備による給電 タイムチャート</p>	 <p>第1.14.21図 可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器による代替電源（直流）の給電 タイムチャート</p>	 <p>第1.14.28図 可搬式整流器による代替電源（直流）からの給電 タイムチャート</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
 <p>第1.14-27図 125V 代替充電器用電源車接続設備による給電 概要図</p>  <p>第1.14-28図 125V 代替充電器用電源車接続設備による給電タイムチャート</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;">比較対象なし</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;">比較対象なし</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<div data-bbox="371 1010 676 1073" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">比較対象なし</div>	<div data-bbox="988 716 1576 1507" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1596 659 1635 1577" style="font-size: small; margin-top: 10px;"> 第1.14.22図 可換型直流電源用発電機及び可換型直流変換器ケープル敷設ルート（屋外） </div> <div data-bbox="1724 1037 1762 1108" style="border: 1px solid black; width: 15px; height: 15px; margin: 10px auto; font-size: x-small;"> □ </div> <div data-bbox="1724 512 1762 1037" style="font-size: x-small; margin-top: 10px;"> □：枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	<div data-bbox="2071 1010 2377 1073" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">比較対象なし</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

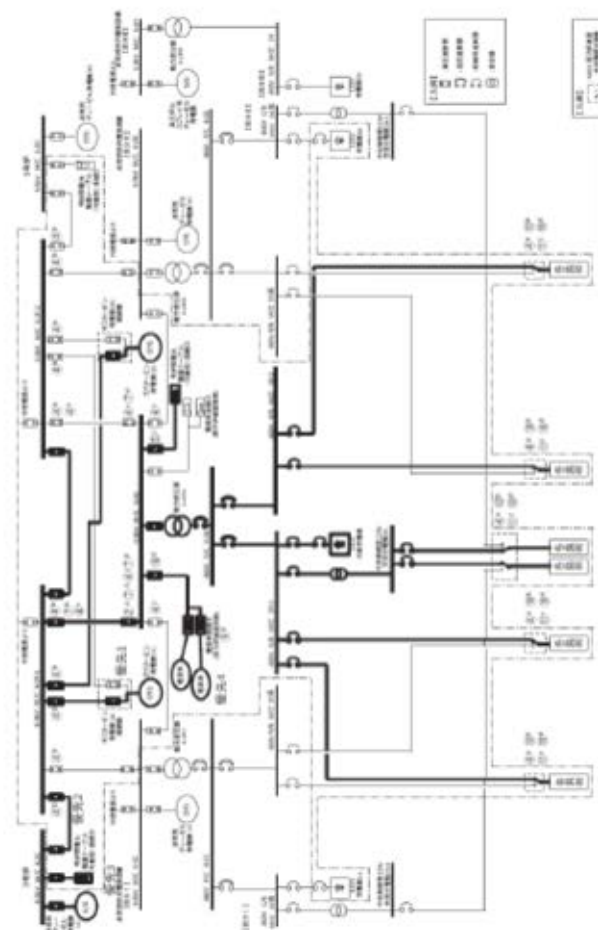
1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<div data-bbox="371 1008 676 1075" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">比較対象なし</div>	<div data-bbox="1142 205 1567 520" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <p data-bbox="1098 529 1602 550">第 1.14.23 図 可搬式整流器用発電機及び可搬式整流器ケーブル敷設ルート (T.F.33.16)</p> <p data-bbox="1350 588 1647 609" style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> <div data-bbox="1127 619 1558 934" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <p data-bbox="1083 949 1602 970">第 1.14.24 図 可搬式整流器用発電機及び可搬式整流器ケーブル敷設ルート (T.F.24.9a)</p> <p data-bbox="1350 1012 1647 1033" style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> <div data-bbox="1142 1045 1558 1360" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <p data-bbox="1098 1369 1602 1390">第 1.14.25 図 可搬式整流器用発電機及び可搬式整流器ケーブル敷設ルート (T.F.12.3a)</p> <p data-bbox="1350 1432 1647 1453" style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> <div data-bbox="1157 1476 1543 1780" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <p data-bbox="1098 1789 1602 1810">第 1.14.26 図 可搬式整流器用発電機及び可搬式整流器ケーブル敷設ルート (T.F.10.3a)</p> <p data-bbox="1350 1852 1647 1873" style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<div data-bbox="1834 493 2617 1459" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <p data-bbox="1958 1486 2478 1543" style="text-align: center;">第 1.14.29 図 可搬式整流器による代替電源（直流）からの給電 ケーブル敷設ルート (3,4号炉 E.L.+15.8m)</p> <div data-bbox="1863 1558 2576 1591" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

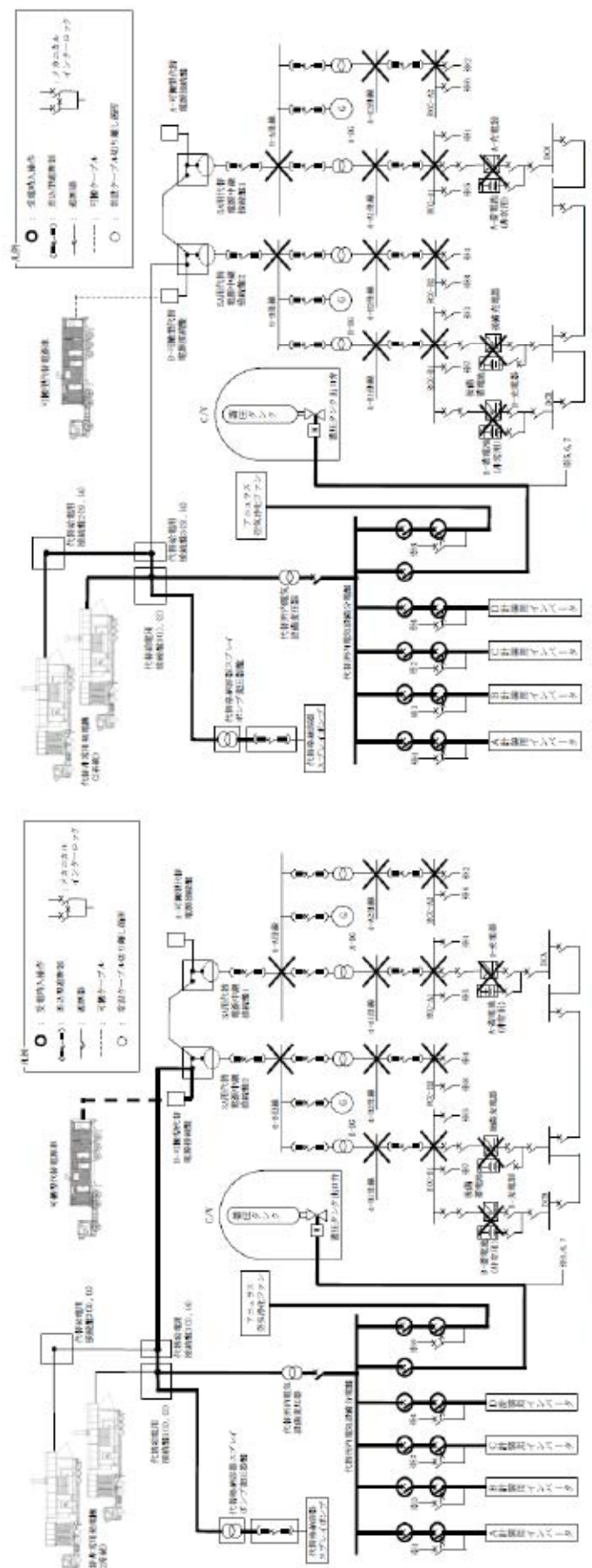
1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉



第 1.14-29 図 ガスタービン発電機、号炉間電力融通ケーブル又は電流車によるパワーセンター 26 系及びモーターコントロールセンター 26 系給電 概要図

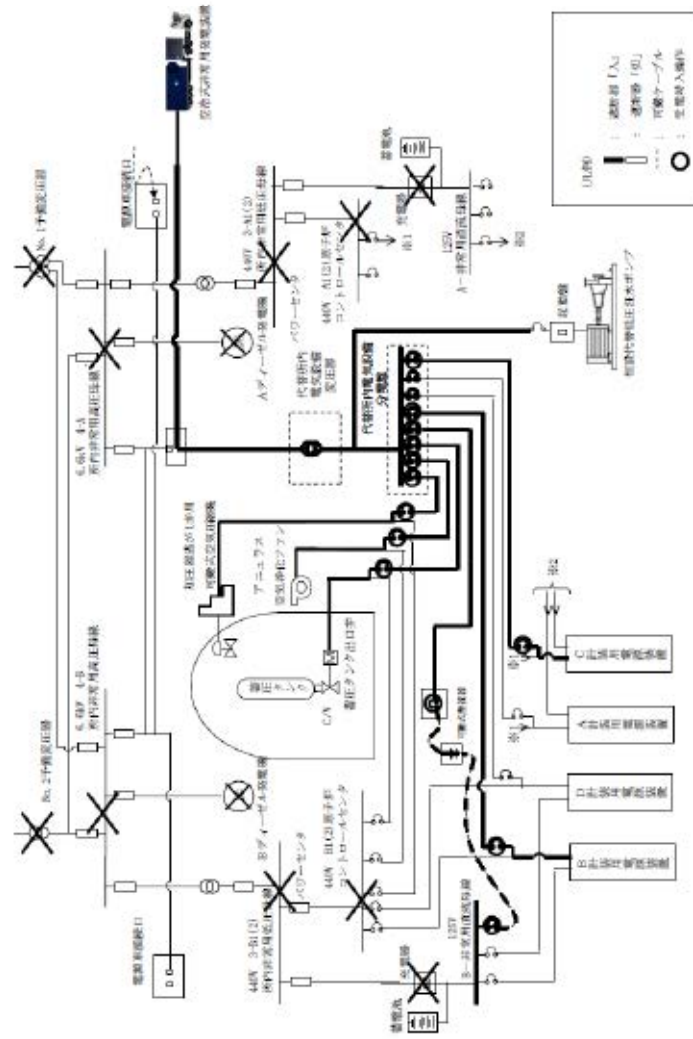
泊発電所3号炉



第 1.14.30 図 代替所内電気設備による給電（可搬型代替電源車）概略図

第 1.14.28 図 代替所内電気設備による給電（代替非常用発電機）概略図

大飯発電所3/4号炉



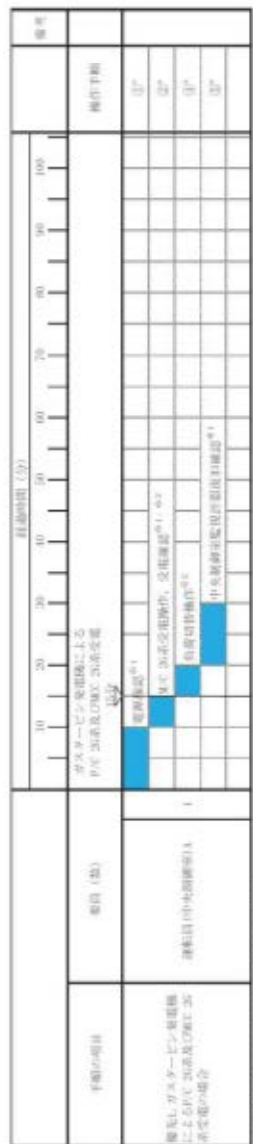
第 1.14.31 図 代替所内電気設備による給電 概略図

差異理由

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

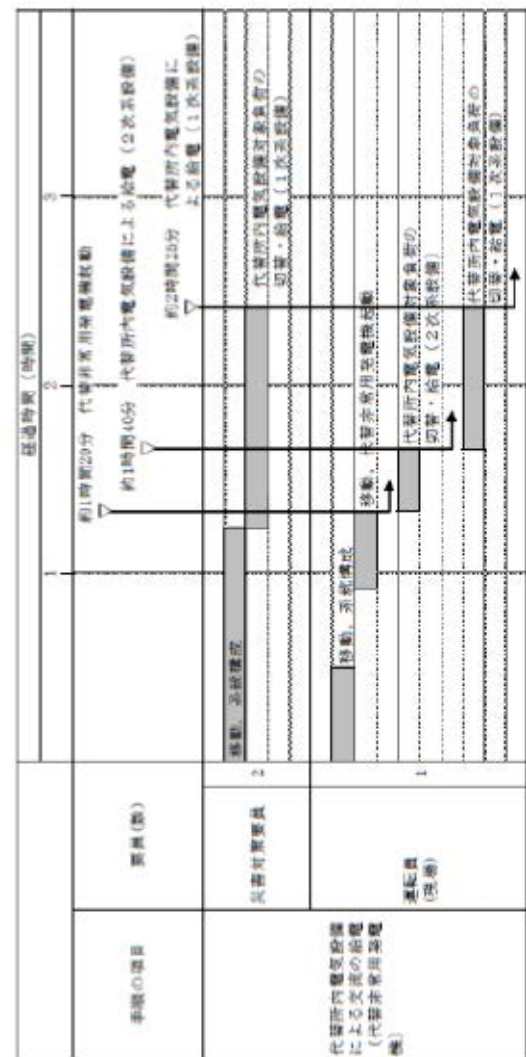
女川原子力発電所2号炉



第 1.14-30 図 ガスタービン発電機、号炉間電力融通ケーブル又は電源車によるパワーセンター 26 系及びモータコントロールセンター 26 系給電

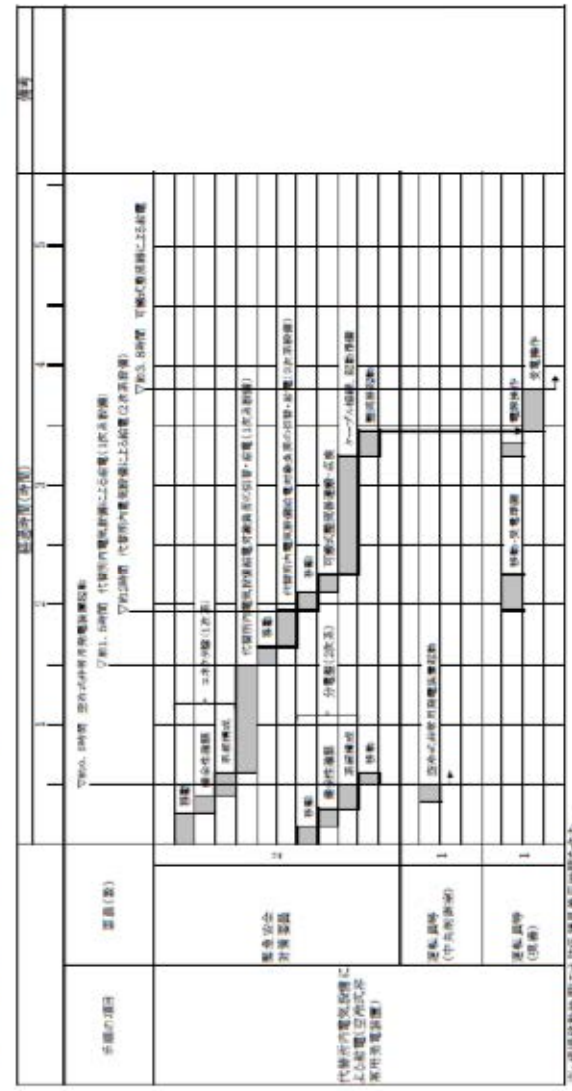
(ガスタービン発電機によるパワーセンター 26 系及びモータコントロールセンター 26 系給電の場合) タイムチャート

泊発電所3号炉



第 1.14.29 図 代替所内電気設備による交流の給電（代替非常用発電機）
 タイムチャート

大飯発電所3/4号炉



第 1.14.32 図 代替所内電気設備による給電 タイムチャート

差異理由

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

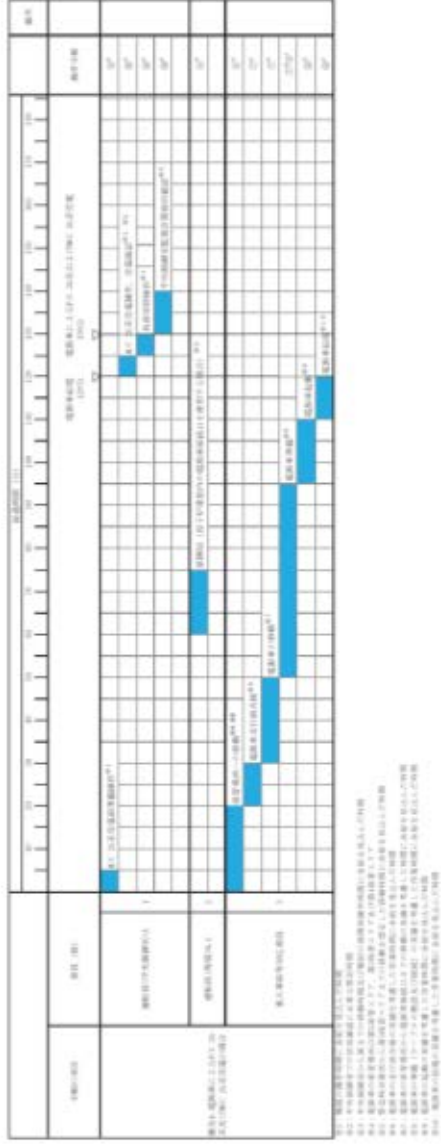
1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>第1.14-32 図 ガスタービン発電機、号炉間電力融通ケーブル又は電源車によるパワーセンタ2G系及びモータコントロールセンタ2G系給電 (号炉間電力融通ケーブル(可搬型)を使用した3号炉非常用ディーゼル発電機(A)によるパワーセンタ2G系及びモータコントロールセンタ2G系給電の場合) タイムチャート</p>  <p>第1.14-31 図 ガスタービン発電機、号炉間電力融通ケーブル又は電源車によるパワーセンタ2G系及びモータコントロールセンタ2G系給電 (号炉間電力融通ケーブル(常設)を使用した3号炉非常用ディーゼル発電機(A)によるパワーセンタ2G系及びモータコントロールセンタ2G系給電の場合) タイムチャート</p> 	<p>比較対象なし</p>	<p>比較対象なし</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

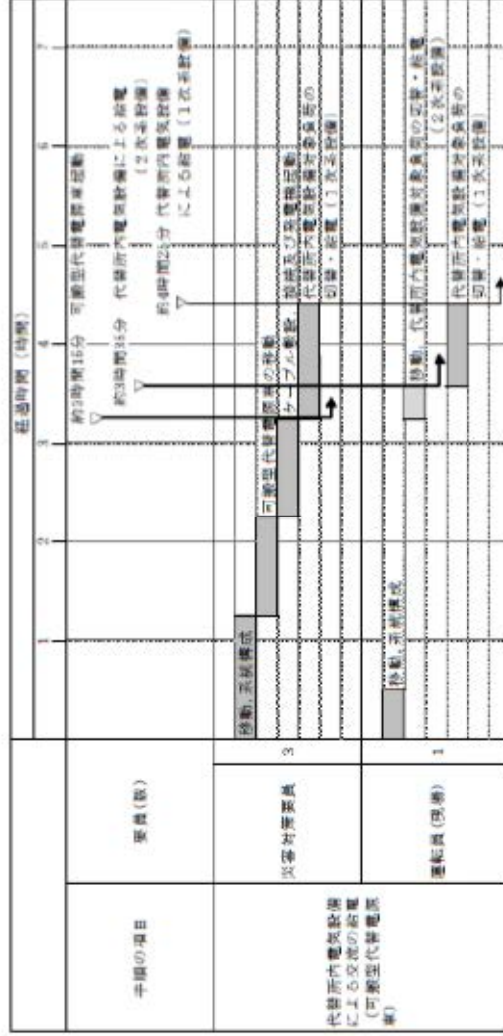
1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉



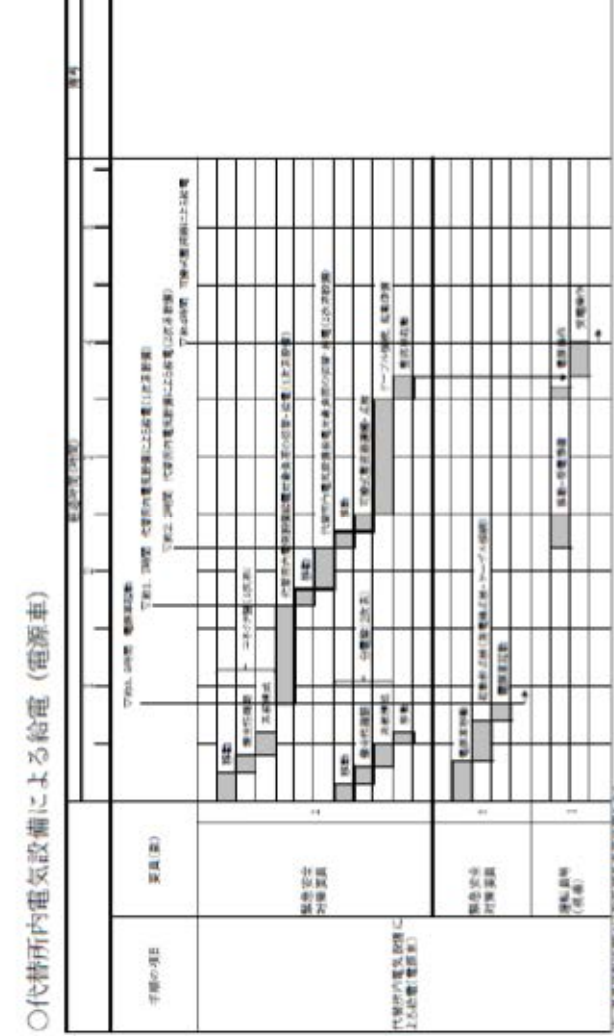
第 1.14-33 図 ガスタービン発電機、号炉間電力融通ケーブル又は電源車によるパワーセンター 26 系及びモータコントロールセンター 26 系給電
 (電源車によるパワーセンター 26 系及びモータコントロールセンター 26 系給電の場合) タイムチャート

泊発電所3号炉



第 1.14.31 図 代替所内電気設備による交流の給電（可搬型代替電源車）
 タイムチャート

大飯発電所3/4号炉

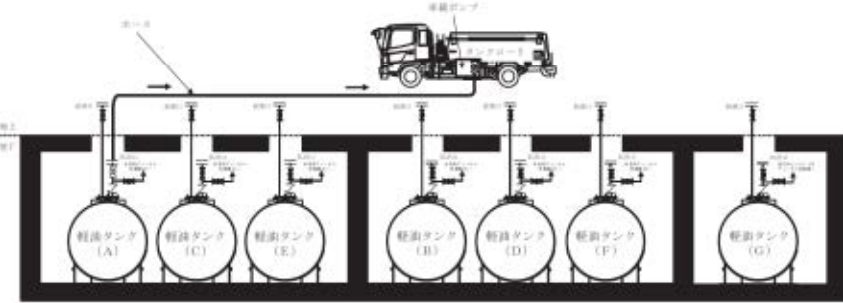
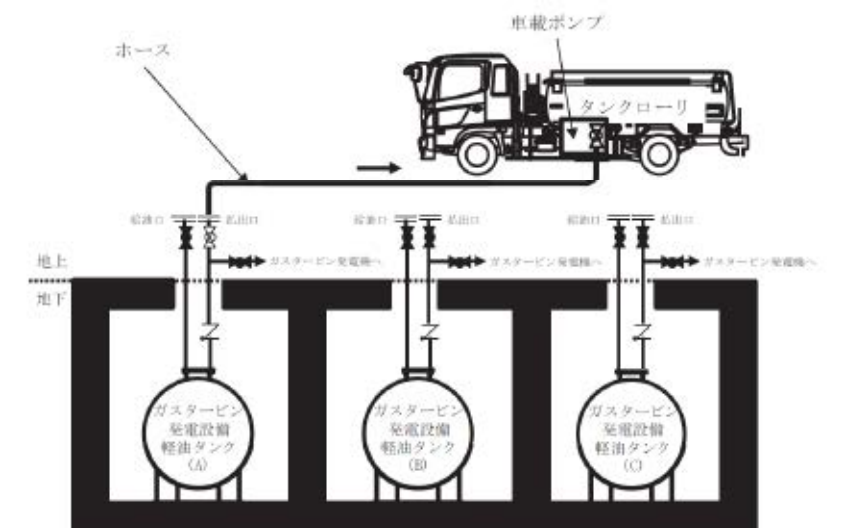
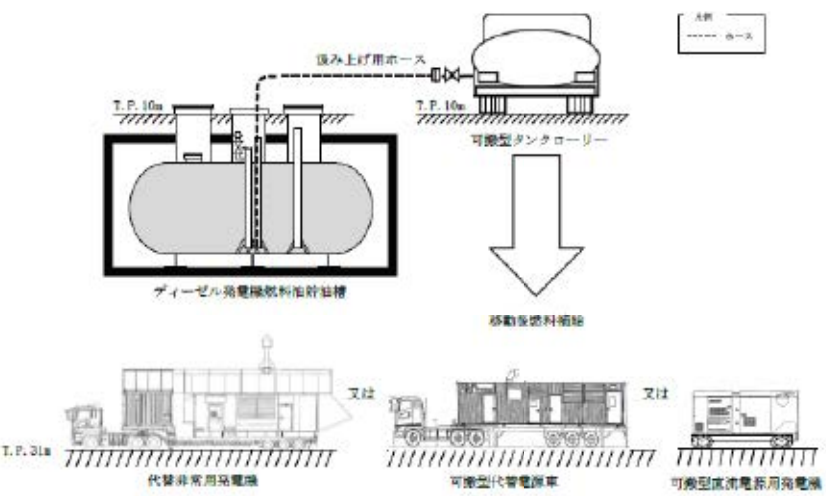
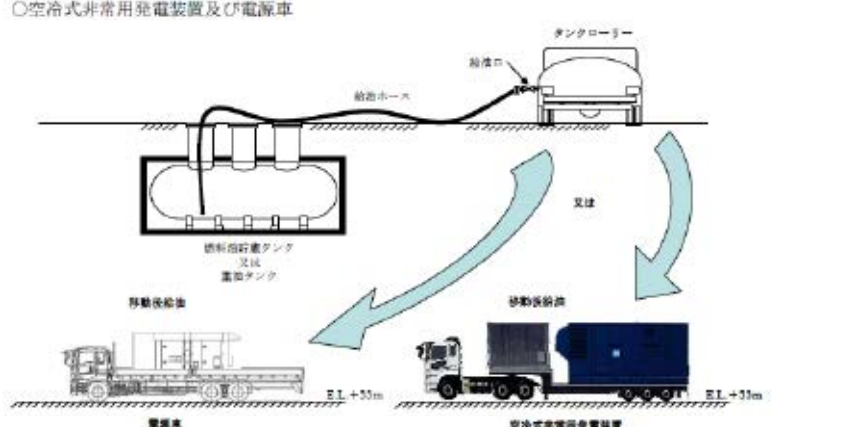
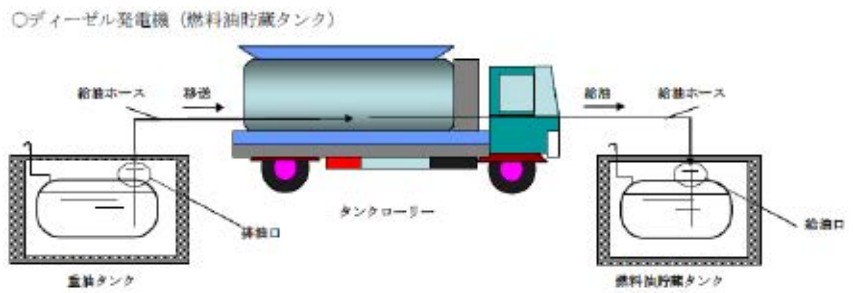


第 1.14.32 図 代替所内電気設備による給電 タイムチャート

差異理由

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

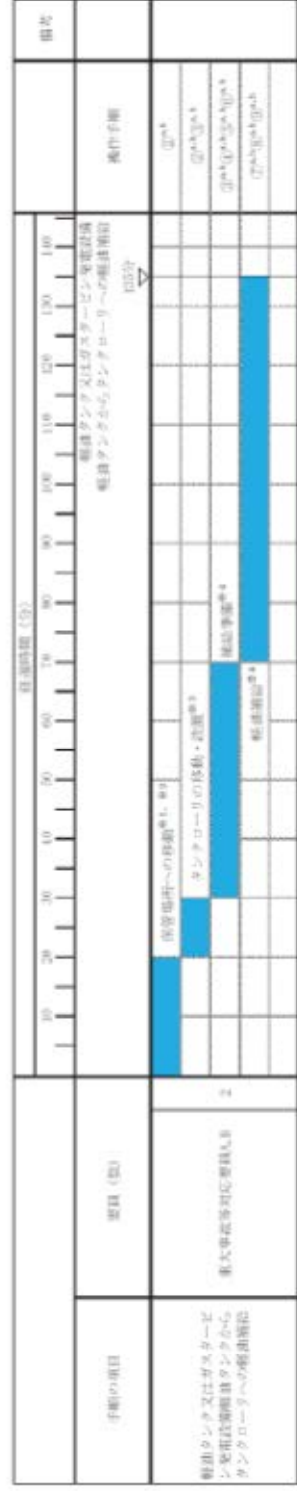
1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>第1.14-34図 軽油タンクからタンクローリへの補給 概要図</p>  <p>第1.14-35図 ガスタービン発電設備軽油タンクからタンクローリへの補給 概要図</p> 	<p>第1.14.32図 可搬型タンクローリによる代替非常用発電機等への燃料補給 概略系統</p> 	<p>○空冷式非常用発電装置及び電源車</p>  <p>○ディーゼル発電機（燃料油貯蔵タンク）</p>  <p>第1.14.33図 空冷式非常用発電装置等への燃料（重油）補給 概略図</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

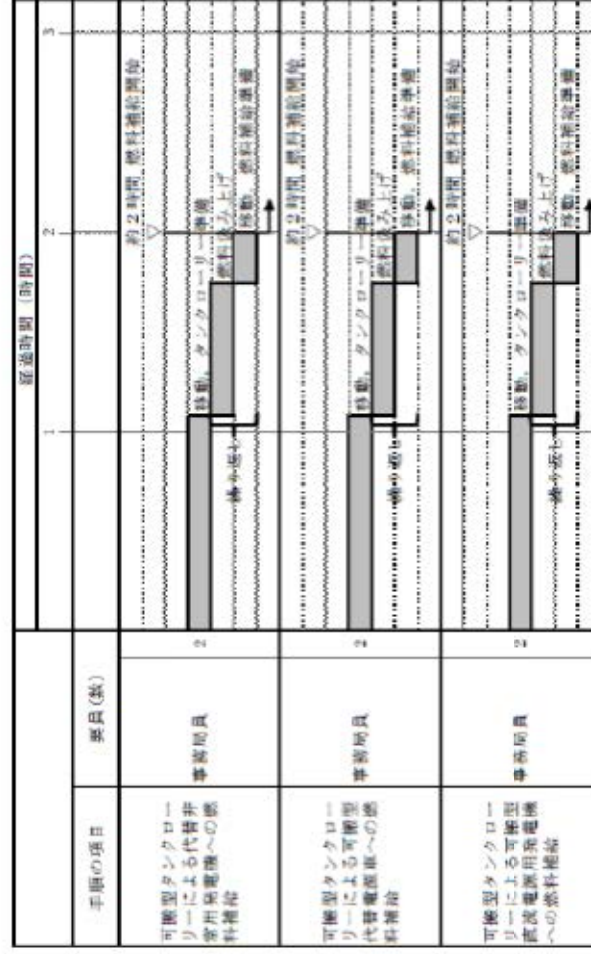
1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉



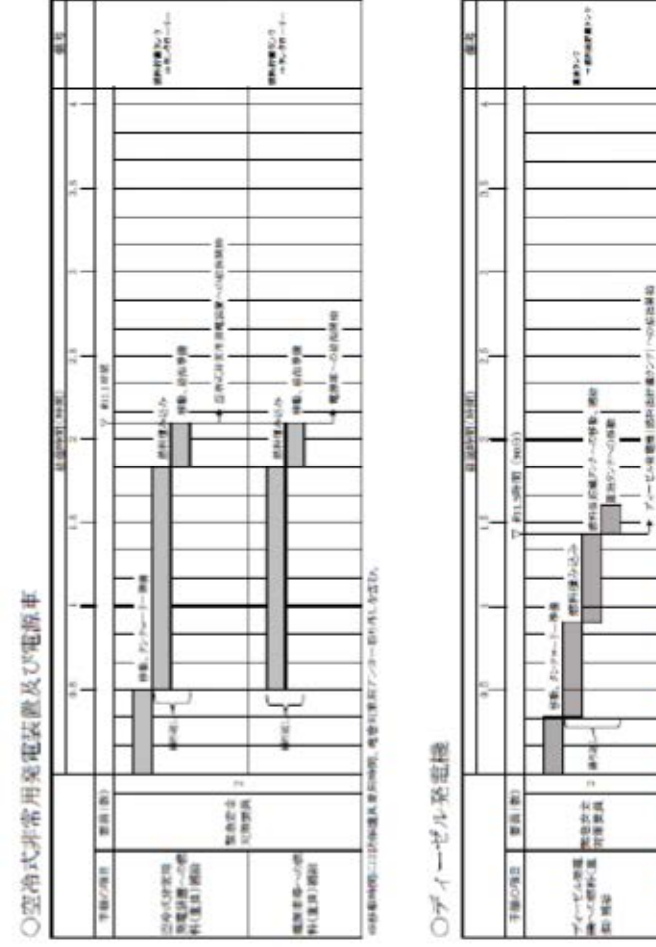
第1.14-36図 軽油タンク又はガスタワービン発電設備軽油タンクからの補給 タイムチャート

泊発電所3号炉



第1.14-33図 可搬型タンクローリーによる代替非常用発電機等への燃料補給 タイムチャート

大飯発電所3/4号炉



第1.14-34図 空冷式非常用発電装置等への燃料(重油)補給 タイムチャート

差異理由

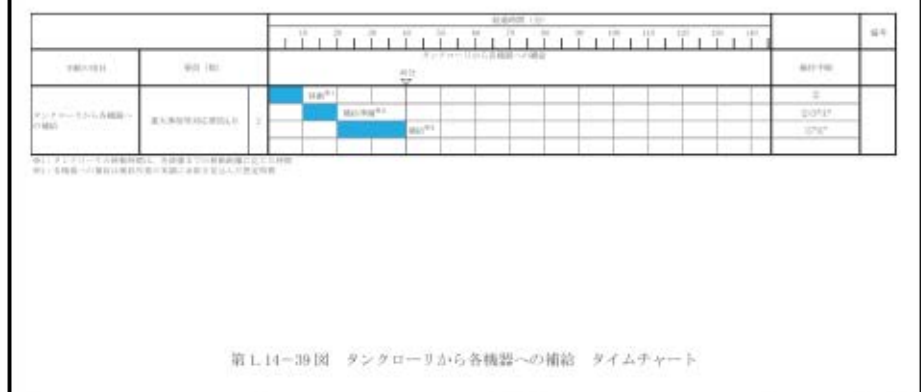
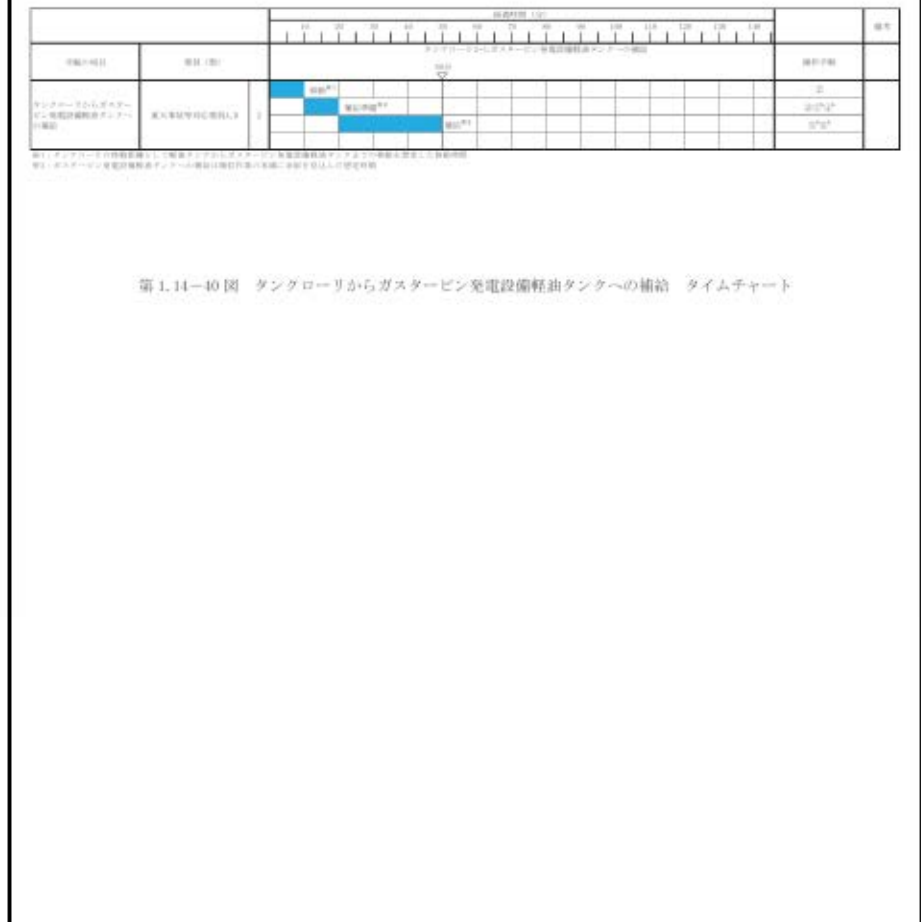
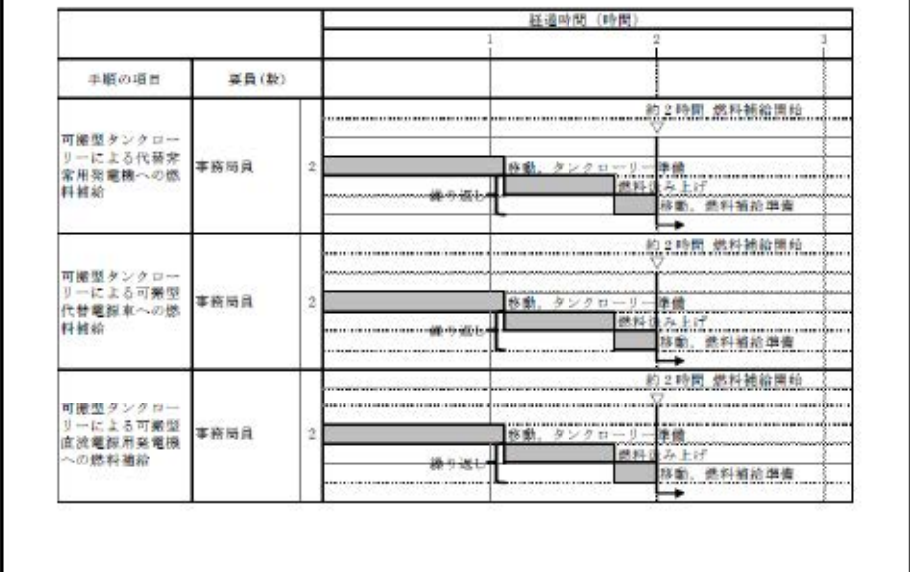
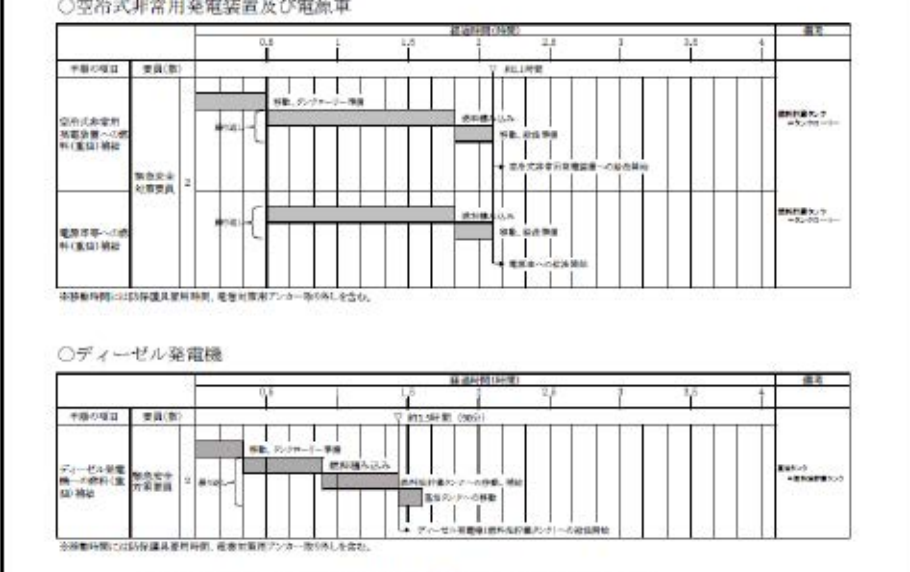
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>1.14-37 図 タンクローリから各機器への補給 概要図</p> <p>1.14-38 図 タンクローリからガスタービン発電設備軽油タンクへの補給 概要図</p>	<p>1.14.32 図 可搬型タンクローリによる代替非常用発電機等への燃料補給 概略系統</p>	<p>1.14.33 図 空冷式非常用発電装置等への燃料（重油）補給 概略図</p>	

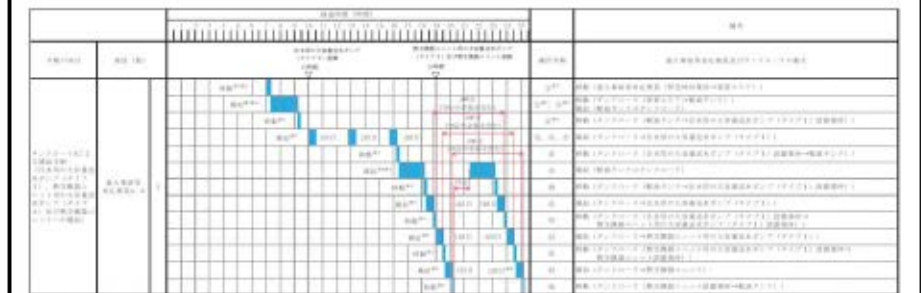
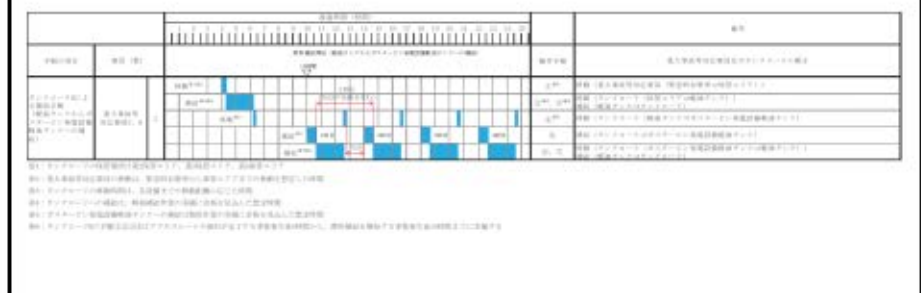
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>第1.14-39図 タンクローリーから各機器への補給 タイムチャート</p>  <p>第1.14-40図 タンクローリーからガスタービン発電機経由タンクへの補給 タイムチャート</p> 	<p>第 1.14.33 図 可搬型タンクローリーによる代替非常用発電機等への燃料補給 タイムチャート</p> 	<p>第 1.14.34 図 空冷式非常用発電装置等への燃料（重油）補給 タイムチャート</p> 	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>第1.14-41図 タンクローリから各機器への補給約7日間サイクル タイムチャート</p>  <p>第1.14-42図 タンクローリからガスタービン発電設備軽油タンクへの補給約7日間サイクル タイムチャート</p> 	<p>比較対象なし</p>	<p>比較対象なし</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<div data-bbox="371 1010 676 1073" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">比較対象なし</div>	<div data-bbox="967 569 1673 1545" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1673 814 1703 1234" style="font-size: small; text-align: center;">第1.14.34図 燃料給油アクセスルート</div> <div data-bbox="1745 1098 1783 1167" style="border: 1px solid black; width: 15px; height: 15px; margin: 0 auto;"></div> <div data-bbox="1745 537 1774 1083" style="font-size: x-small; text-align: center;">：枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	<div data-bbox="1834 506 2614 1472" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1976 1497 2386 1518" style="font-size: x-small; text-align: center;">第1.14.35図 燃料（重油）給油 アクセスルート</div> <div data-bbox="1863 1549 2579 1581" style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: x-small; text-align: center;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<div data-bbox="371 1008 676 1075" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">比較対象なし</div>	<div data-bbox="979 646 1765 1291" style="text-align: center;"> </div> <p data-bbox="979 1354 1765 1438">第 1.14.35 図 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーによる代替非常用発電機等への燃料補給 概略系統</p>	<div data-bbox="2071 991 2377 1058" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">比較対象なし</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<div data-bbox="371 1008 676 1075" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">比較対象なし</div>	<div data-bbox="979 630 1765 1312" style="text-align: center;"> </div> <p data-bbox="979 1365 1765 1449" style="text-align: center;">第1.14.36図 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーによる代替非常用発電機等への燃料補給 タイムチャート</p>	<div data-bbox="2071 1008 2377 1075" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">比較対象なし</div>	

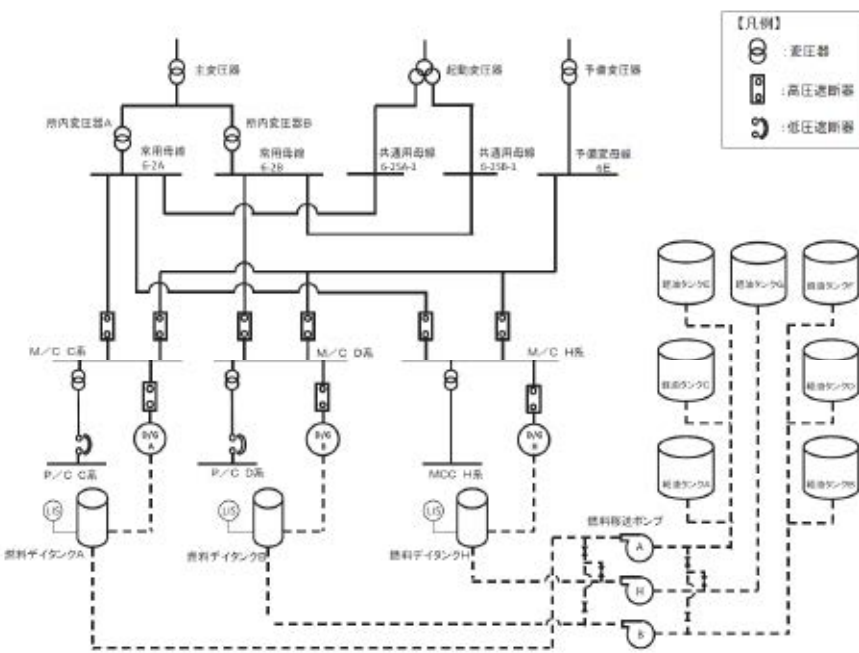
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<div data-bbox="371 1008 676 1075" data-label="Text"> <p>比較対象なし</p> </div>	<div data-bbox="979 745 1765 1228" data-label="Diagram"> <p>凡例 □：操作・確認 ○：プラント状態 ■：重大事故等対応設備 ↓：対応手段 ○：別フローへ移行 ◇：判断 ---：準備</p> <p>代替非常用発電機等の燃料が必要と判断した場合は</p> <p>可搬型タンクローリーによるディーゼル発電機燃料の供給から燃料の積み上げが可能か</p> <p>Yes 可搬型タンクローリーによる代替非常用発電機等への燃料供給</p> <p>No プローセル発電機燃料供給ポンプ及び可搬型タンクローリーによる代替非常用発電機等への燃料供給*1</p> <p>代替非常用発電機、可搬型代替発電機及び可搬型ディーゼル発電機が運転中の場合は、燃料供給問題を正しく繰り返し燃料供給を実施する。</p> <p>*1 可搬型ディーゼル発電機により給電中ならびに代替非常用発電機又は可搬型代替発電機により代替非常用発電機へ給電中の場合は除く。</p> </div> <div data-bbox="1023 1291 1736 1333" data-label="Caption"> <p>第 1.14.37 図 代替非常用発電機等への燃料補給に関する対応手順</p> </div>	<div data-bbox="2062 1008 2380 1075" data-label="Text"> <p>比較対象なし</p> </div>	

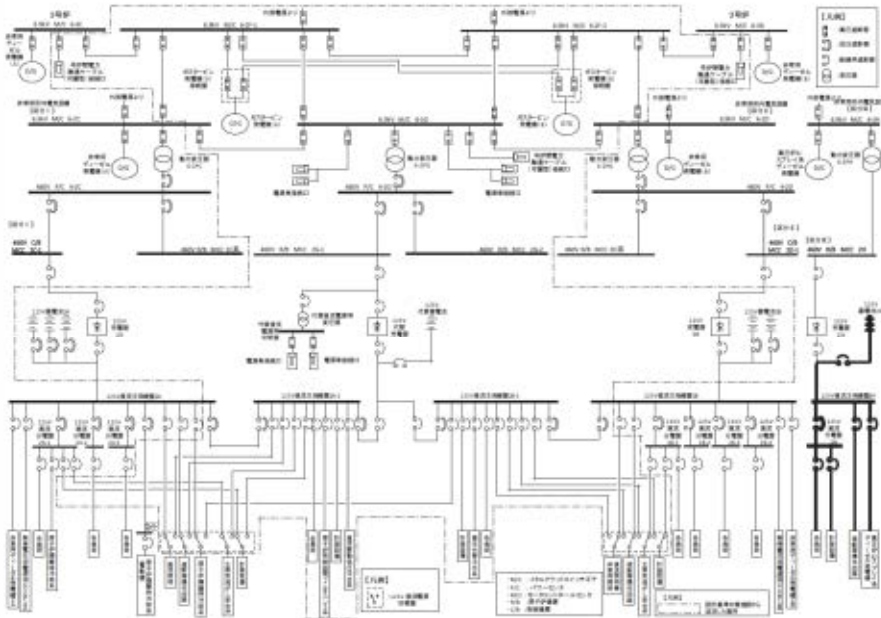
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
 <p>第1.14-43図 非常用交流電源設備による給電 概要図</p>	<p>比較対象なし</p>	<p>比較対象なし</p>	

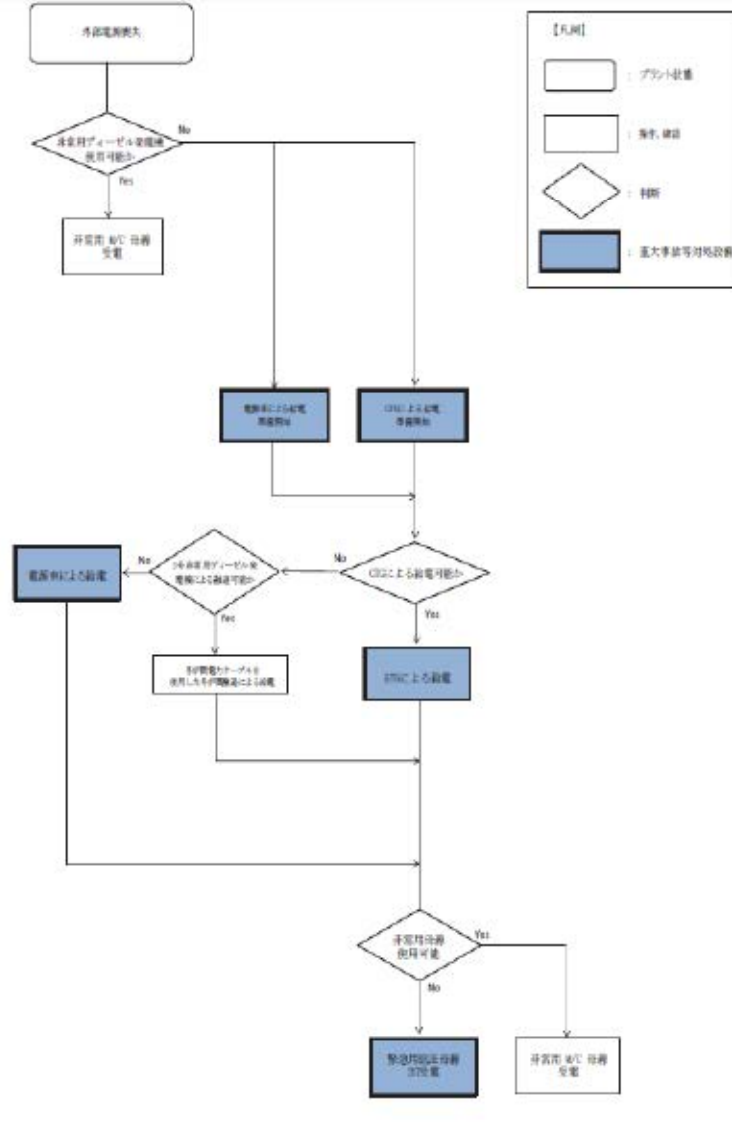
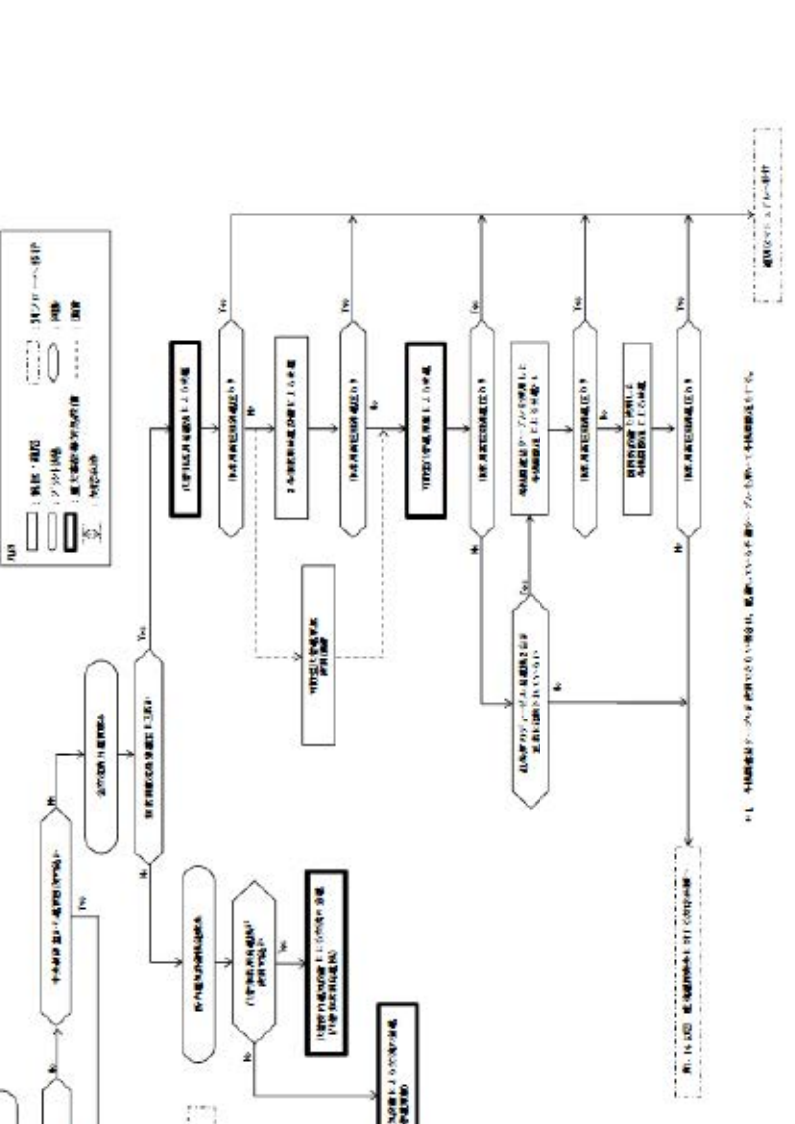
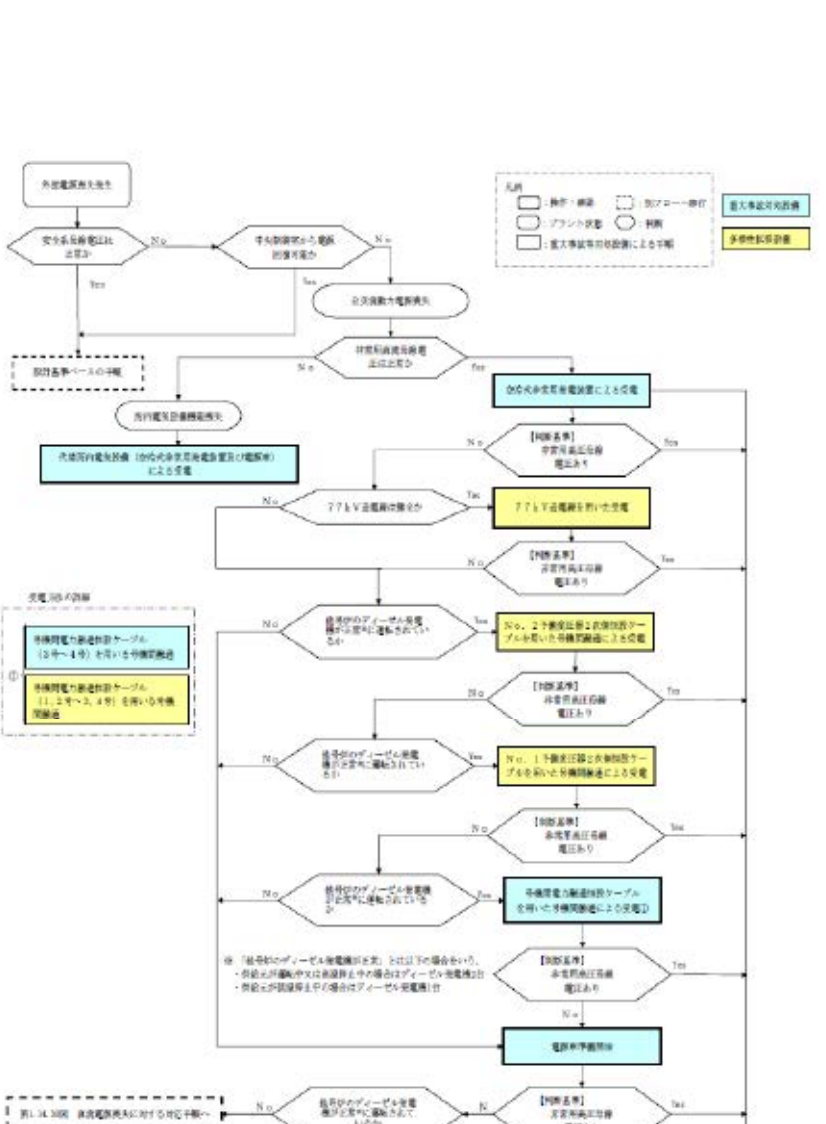
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
 <p>第1.14-44図 非常用直流電源設備による給電 概要図</p>	<p>比較対象なし</p>	<p>比較対象なし</p>	

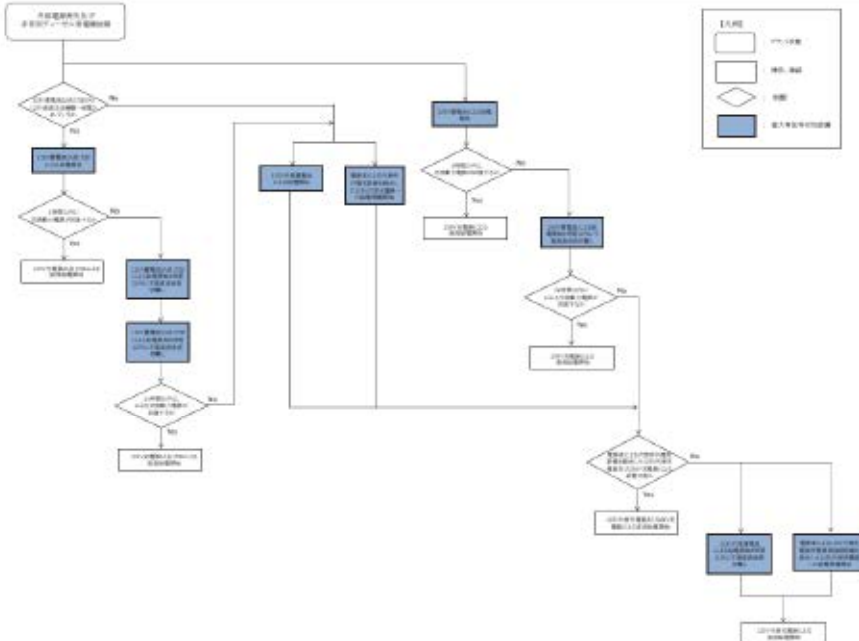
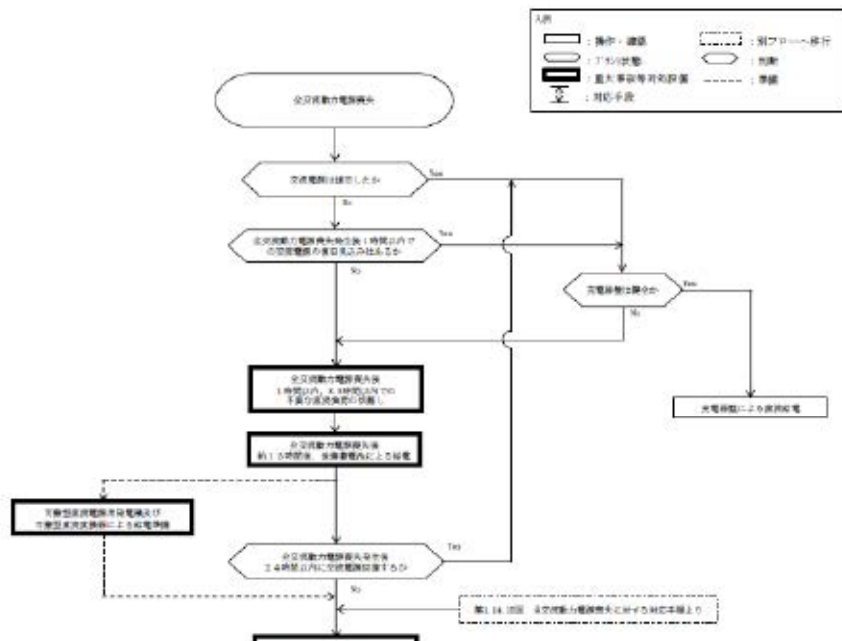
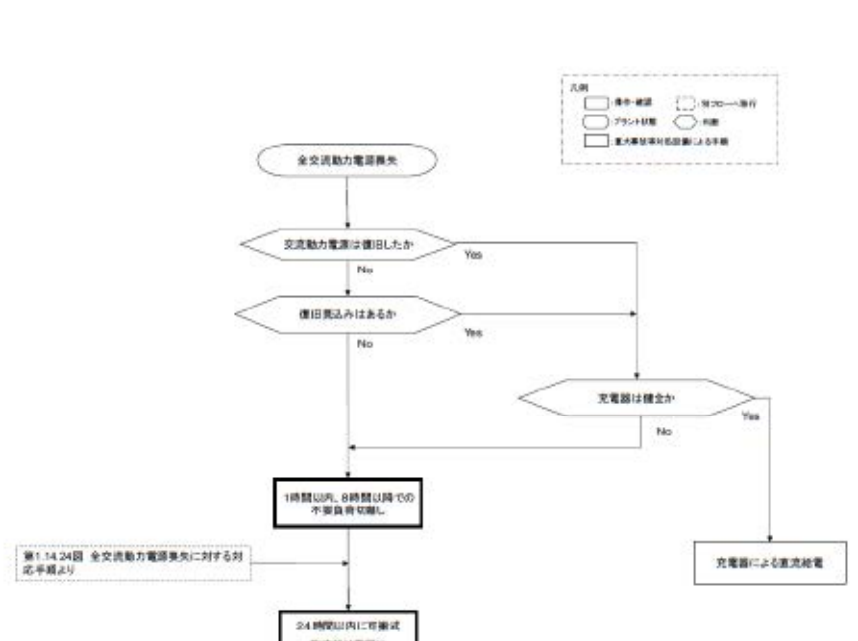
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大阪発電所3/4号炉	差異理由
 <p>第 1.14-45 図 重大事故等時の対応手段の選択フローチャート 代替電源（交流）による対応手段</p>	 <p>第 1.14-15 図 全交流動力電源喪失に対する対応手順</p>	 <p>第 1.14-24 図 全交流動力電源喪失に対する対応手順</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.14 電源の確保に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
 <p>第1.14-46図 重大事故等時の対応手段の選択フローチャート 代替電源（直流）による対応手段</p>	 <p>第1.14.27図 直流電源喪失に対する対応手順</p>	 <p>第1.14.30図 直流電源喪失に対する対応手順</p>	